

第5章 マユクワユクワの概要

5.1 マユクワユクワの概要

マユクワユクワは、面積が約162 km²、人口は約13,237人である。メヘバと同様、難民居住区の南側に再定住区が位置している。マユクワユクワの難民居住区には、元難民（アンゴラ人及びルワンダ人）及び難民（DRC人、ルワンダ人、ブルンジ人、ソマリア人等）が居住している。メヘバとは異なり、マユクワユクワにはブロックという単位が存在せず、難民居住区に対してセクターという単位が使われてきた。再定住区の広い範囲がもともと難民居住区であったため、現在も再定住区においてはセクターが使われている。加えて再定住区については、ゾーン分け（Clinic、Tower、Mpande、Shibanga、Lyamunale、Kanyaweza）も一般に用いられている（図 5.1.1参照）。関係者によると、ゾーンに対する明確なボーダーは現時点では存在していないものの、今後明確化する用意はあるとのことである。また、メヘバと同様、難民居住区と再定住区における居住者が必ずしも難民、元難民+ザンビア人となっているわけではない。また、難民居住区には、再定住区にある受領した区画に通っている人や、再定住区の区画を受領していながら移動していない人も多く居住している。

Chief Mufaya（Lwozi族）の話によると、1966年の難民居住区設置に際しては、マユクワユクワの土地を統括するChief Mufayaへきちんと話が通されたものの、今回の再定住スキームの領域拡大の際には、Chief Mufayaへの説明はなく、代わりにChief Mutondo（Nkoya族）が協議に取り込まれたとのことであり、この問題を巡っては、両チーフ間にわだかまりが残っているとのこと、再定住スキームが誘発してしまったコンフリクトともいえる。Chief Mufayaの話では、Chief MutondoとChief Mufayaの境界は、カオマからマユクワユクワに向かう途中にある軍施設で、これよりマユクワユクワ側にChief Mutondoの土地はないとのことである。Chief Mufayaはこの件について、2017年4月（記憶があいまいで6月かもしれないとのこと）にやっとUNHCR等がChief Mufayaを訪れ、再度の対話とChief Mufayaが居住する地区の教育施設及び保健施設における教員・医療関係者のための住居、道路整備、Chief Mufayaの住居スペースの改善等を約束したとのことであるが（あくまでもChiefの認識）、現在に至っても何の連絡もないとのこと、UNHCR及びザンビア政府に対して不信の念を抱いている様子であった。再度の対話においては、パラマウントチーフ（モング在住）、シニアチーフ（カオマ在住）、District Commissioner等を交えて話すことが約束されたとのことであった。

なお、後述するように、Chief Mufayaに属し、かつ再定住スキーム内に位置する複数のホストコミュニティが再定住スキームに反対している。本状況はChiefも認識しており、調査団訪問時、LI関係者に対する再定住スキームの境界変更と、そのための代替地の提供を提案していた。

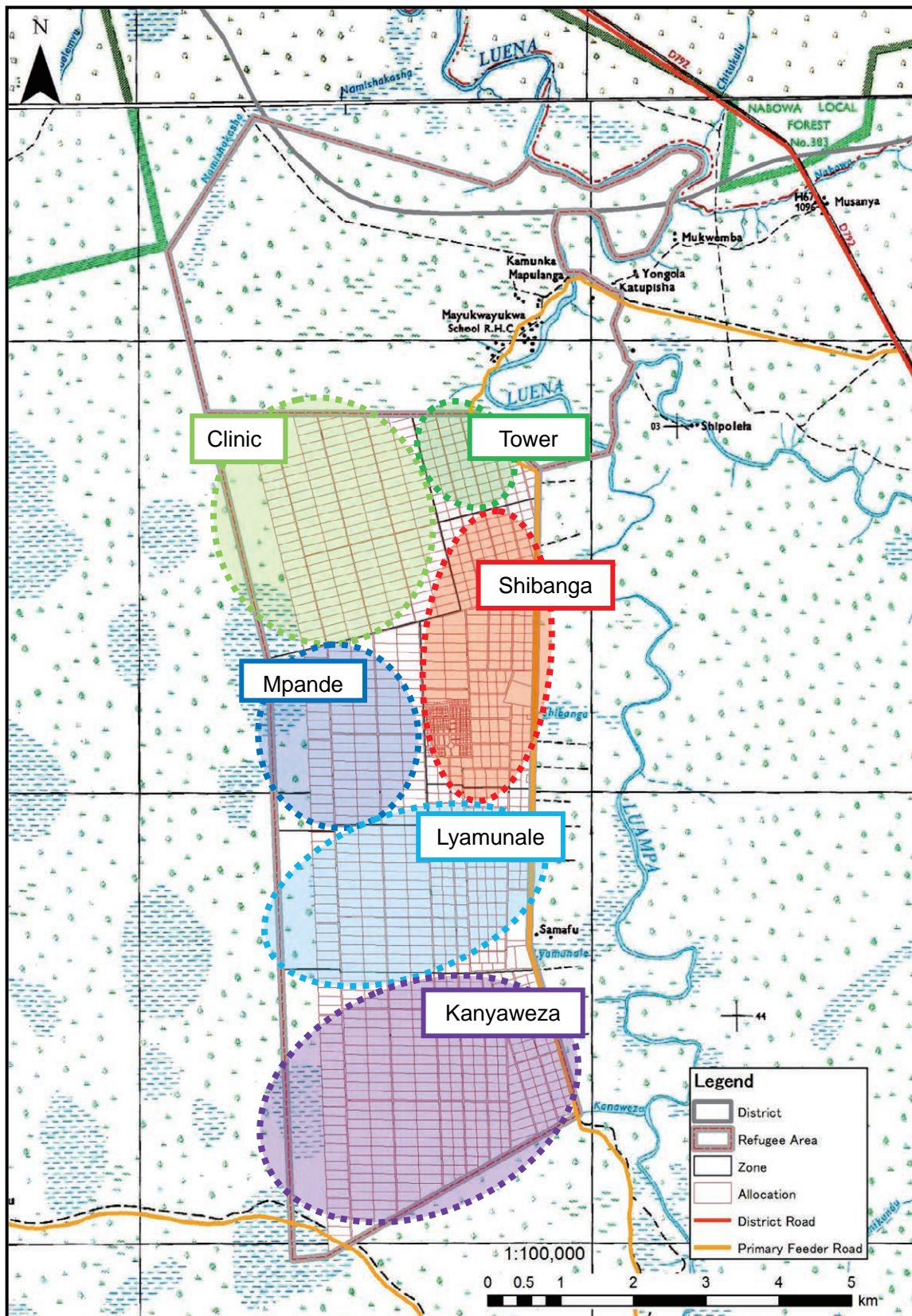


図 5.1.1 マユクワユクワゾーン分け

さらに、別の人物からの聞き取りでは、マユクワユクワの土地を巡っては、Chief Mufayaのほかに、Chief Muyani (Nkoya) も所有権を主張しているとのことであるが、Chief Muyaniは調査時点で、

中央政府からの承認を受けておらず、正式にはChiefとして認められていないとのことであった。しかし、マユクワユクワの東側に位置するPlain（DOR等の話では、再定住区に属する土地とのこと）の用益権を取得するためにChief Muyaniに対して、毎年土地使用料を払っているルワンダ人や、土地を購入したと主張するアンゴラ元難民もおり、状況は少なからず複雑なものとなっている。

5.2 マユクワユクワにおける社会調査の方法等

難民居住区については、メヘバと同様、国籍が入り混じって居住している状況であったが、再定住区においては、ルワンダ人はごく少数であり、主にザンビア人ホストコミュニティとアンゴラ元難民が居住している状況であった。このように、少なくとも再定住区において難民と元難民が入り混じっているような状況にはなかった。

対象地域の現状把握のため、まず、DORやRO、LI事業に長く関わってきた農業省職員らからの聞き取りを行ったうえで調査を実施した。本調査で実施した社会調査に関連する調査概要を下表にまとめた。

表 5.2.1 社会調査の内容等

調査方法	主な調査の目的	調査対象者	調査結果記載箇所
① 関係者への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 全体の状況概観 ◇ インフラ整備状況確認 ◇ 社会的弱者支援の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・DOR、RO、セクター省庁、ドナーの関係者等 	5.3
② 簡単なデータ記入表を用いた聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 再定住者の移動進捗の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・Tower 及び Shibanga の特定路線上の住民への聞き取り 	5.3.3
③ 質問票を用いた聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 難民居住区及び再定住区での生活状況、再定住地への移住阻害要因やニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・難民居住区の元難民及びDRC 難民 ・再定住区の元難民・ザンビア人 	5.4
④ 自由形式による聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 共同体機能、住民組織等の実態把握 ◇ 住民間の軋轢の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住区、難民居住区、周辺コミュニティの元難民、難民、組織リーダー等 	5.5

5.3 対象地域の概要

5.3.1 難民居住区及び再定住区の概要

関係者への聞き取り等から明らかになった、マユクワユクワの難民居住区及び再定住区の概要について、以下2つの表にまとめる。

表 5.3.1 マユクワユクワのゾーン別概要

	難民居住区	再定住区		
		Tower	Clinic	Mpande
面積*1	56.8 km ²	4.5 km ²	22.2 km ²	14.1 km ²
人口*2	-	-	-	-
居住者の主要国籍	アンゴラ元難民 ルワンダ元難民 DRC難民 その他難民	アンゴラ元難民 ザンビア人	アンゴラ元難民	アンゴラ元難民

	難民居住区	再定住区		
		Tower	Clinic	Mpande
インフラ整備状況				
道路	不明			
教育	P/S: 1 C/S: - S/S: 1	P/S: - C/S: - S/S: -	P/S: - C/S: - S/S: -	P/S: - C/S: - S/S: -
保健	Health Post: - Health Centre: 2 Hospital: -	Health Post: - Health Centre: - Hospital: -	Health Post: - Health Centre: - Hospital: -	Health Post: - Health Centre: - Hospital: -
給水	Borehole: マユクワユクワ居住区内計 114			
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> マユクワユクワの北側に位置する。 CoR や DoR の事務所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 難民居住区に隣接する。 他地域に先行して区割りされたことから、比較的移住者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 ザンビア人はほとんどいないとされる。 稲作等に適した Plain に隣接する。 	<ul style="list-style-type: none"> 稲作等に適した Plain に隣接する。

表 5.3.2 マユクワユクワのゾーン別概要 (つづき)

	再定住区		
	Shibanga	Lyamunale	Kanyaweza
面積*1	13.8 km ²	19.9 km ²	30.6 km ²
人口*2	-	-	-
居住者の主要国籍	アンゴラ元難民	ザンビア人	ザンビア人
インフラ整備状況			
道路	55km (うち15km整備中)		
教育	P/S: 1 C/S: - S/S: -	P/S: 1 C/S: - S/S: -	P/S: - C/S: - S/S: -
保健	Health Post: - Health Centre: 1 Hospital: -	Health Post: - Health Centre: - Hospital: -	Health Post: - Health Centre: - Hospital: -
給水	Borehole: マユクワユクワ居住区内計 114		
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 2000年以降に流入したアンゴラ元難民が多く居住(集住)している。 ゾーン東部(Mpandeとの境界道路沿い)に域内中心となりうるサービスセンター建設の計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに再定住区に加えられた地域であり、ザンビア人の村が複数存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> マユクワユクワの最南端に位置する。 新たに再定住区に加えられた地域である。

*1: 難民居住区及び再定住区の各ゾーンの面積は、UNHCRから提供されたGISデータをもとに算出した。なお、再定住区の各ゾーンの境界は明確に設定されていないものの、関係機関への聞き取りを通じて得られたゾーン区分をもとに参考値として面積を掲載している。

*2: マユクワユクワの難民居住区及び再定住区のゾーン別人口データは得られなかった。

マユクワユクワは、難民居住区が再定住区に置き換わっているエリアが大きく、区割りされている再定住区に難民のステータスが外れる前から居住していたアンゴラ元難民が多く在住している。また、再定住区の南側に位置するLyamunale及びKanyawezaは、ほぼ100%の区画がザンビア人に分配されているものの、ザンビア人の多くが実際には移住を開始していないことから、ホストコミュニティである村のみが存在しているような状況である。

5.3.2 マユクワユクワ再定住区の区割り進捗

マユクワユクワでは、再定住スキーム内すべてのエリアにおいて、区画割り、申請者への配分が終了している。既述のとおり、ゾーンの境界が現時点ではっきりしていないこと、また、関係者から得られた情報と現地での聞き取りが異なっていた例も散見されることから、聞き取り及び踏査を踏まえての参考程度の情報となるが、各ゾーンの区割りの現状を下表に示す。

表 5.3.3 マユクワユクワ再定住区におけるゾーン別区割り状況

ゾーン	区割り年度	課題・懸念事項
Tower	2014-2015年度に区割りが実施された。	早期に区割りされた区画には一定数のアンゴラ元難民が居住を開始しているが、難民居住区に近い区画へ通いで耕作をしているアンゴラ元難民も多い。
Clinic	同上	同上
Mpande	2015-2016年度に区割りが実施された。	以前から居住していたアンゴラ元難民は多くなく、アンゴラ元難民の移住進捗も芳しくないため、居住者のいないエリアが大きい。
Shibanga	同上	アンゴラ元難民が多く居住しているが、2000年以降に移入した当時の居住者が多く、割り当てられた区画へ移動している人は少ない。
Lyamunale	2016年以降に区割りが実施された。	ほぼ100%の区画がザンビア人に配分されているが、実際の移住者はかなり限定的である。ホストコミュニティが複数、道路沿いに確認されているが、再定住スキームに対する賛成派と反対派に分かれている。
Kanyaweza	同上	ほぼ100%の区画がザンビア人に配分されているが、実際の移住者はかなり限定的である。第1回現地調査では、DoR等への聞き取りにおいて、1世帯しか移住しているザンビア人世帯を知らないとのことであったが、第2回現地調査において、72世帯が実際に居住していることが確認されている。

2.7.2に記載のとおり、マユクワユクワでは、元難民に対する区画数が不足しており、再定住区へ移動できない元難民も多いものと思われる。区画が比較的早期に割り当てられたTowerやClinicでは、一部の地域で移住が比較的進んでいるのに対し、Mpandeではそれほど進捗は芳しくない。他方、Mpandeと同様にTowerやClinicに遅れて区画割りが行われたShibangaには、2000年以降に流入したアンゴラ元難民が多く居住しており、割り当てられた区画への進捗は芳しくないものの、人口が密集しているような状況にあった。

5.3.3 マユクワユクワ再定住区への移動の進捗

(1) 調査方法等

全体的な移動の進捗については、2.7.2に記載のとおりである。実際の移動進捗の概略を把握するため、当地のプロジェクトに古くから関わっている農業省職員へ聞き取りを行い、区画の割り当ての時期が異なる2つのゾーンTower（2016年以前）及びShibanga（2016年）において、可能な範囲で踏査を行った。加えて、訪問時に人がいた世帯を対象に、移動の現況等について聞き取りを行った。

Towerゾーンでは、可能な範囲で3路線沿いの連続する世帯に対して、Shibangaゾーンにおいても同様に、平行する2路線沿いの連続する24世帯に対して聞き取りを行った。

(2) 調査結果

踏査したTowerゾーンに位置する3路線沿いには区割り図上では57世帯分の区画があり、目視ではうち17区画で実際に建設されている家屋を、1区画で建設途中の家屋を確認した。これは、踏査した3路線に限れば、約31.6%が居住または住居建設開始していることを示しているが、居住が開始されている地域は比較的偏っていた印象がある。路線ごとに整理すると、それぞれ22世帯中4世帯（約18.2%）、18世帯中3世帯（約16.7%）、20世帯中12世帯（60%）となる（角部分の重複等があるため、3路線合計＝全世帯数（57世帯）となっていない）。

なお、本調査では、区割り図上では道路上から一本奥に入った区画上に位置しているものの、道路から目視された4世帯についても聞き取りを行っているほか、隣人から聞き取りが可能であった部分については、家主の不在を補完する形で聞き取りを行っている。そのため、路線上の13世帯、路線から1本奥の4世帯に対して聞き取りを行い、2世帯分について情報補完を行っている。なお、聞き取りを行った地域に居住する住民はすべて他地域（難民居住区または旧難民居住区）からの移住者である。下表に全19世帯分の調査結果を示す。

表 5.3.4 マユクワユクワ再定住区Towerゾーンの居住世帯に対する聞き取り調査結果

項目	回答
居住者情報	世帯主が男性・アンゴラ元難民:7名(うち1名がザンビア人妻) 世帯主が女性・アンゴラ元難民:12名 世帯主の平均年齢:44.4歳(21歳～80歳)(不明5名) 平均世帯構成員:4.5人(1人～12人)
移住時期	2014年:8世帯 2015年:2世帯 2016年:4世帯 2017年:4世帯 一時居住:1世帯 (他に自身の区画有。現在叔母の家に仮住まい。叔母は未移入)
家屋の形態	Habitat for Humanity支援水準のPermanent Structure:16世帯 Temporary Structure:3世帯 血族関係者(親子等)で隣接区画を受領している例も散見された。
現居住地の課題・ニーズ	隣人回答の2世帯分を除く全17世帯(自由形式・複数回答) 給水施設(水が錆びている・ポンプが重い):10世帯 家屋が恒久的でない、広さが足りない等:5世帯 インフラ未整備・施設が遠い:6回答 (教育・保健:各2世帯、道路・電気:各1世帯) 身体的困難:3世帯 農業支援がない:1世帯 ファイナンスの支援がない:1世帯 治安上の不安(ヤギ泥棒の出没):1世帯 課題なし(給水施設のポンプが重いが課題なしと回答):1世帯

上記聞き取りで移住の開始を確認できたのはアンゴラ元難民のみであった（ザンビア人に区画が割り当てられているか否かは不明）。対象路線のエリアにおいて区割りが行われたのは2014年から2015年とのことであったが、2017年に入ってから移動が少しずつではあるが進捗していることが分かる。

次に、Shibanga ゾーンにおける踏査結果を次表に示す。

表 5.3.5 マユクワユクワ再定住区Shibangaゾーンの居住世帯に対する聞き取り調査結果

項目	回答
居住者情報	世帯主が男性・アンゴラ元難民:24名 世帯主の平均年齢:52.9歳(24歳～89歳) 平均世帯構成員:6.5人(1人～15人)
区画獲得世帯	24世帯(100%が区画獲得済み)
区画リクエスト世帯	15世帯(うち15名が希望の区画を獲得) 全体の62.5%
移動の進捗	現居住地＝再定住区:4世帯 移動済み(子どものみ就学のため残留):1世帯 家の建設開始:2世帯 以前からの耕作地(耕作のみ継続実施):9世帯 耕作のみ開始:3世帯 次のシーズンより耕作開始予定:5世帯 計:24世帯(耕作のみ実施のうち3世帯は家の建設準備中)
移動阻害要因	現居住地＝再定住区の住民、既に移動済みの5世帯を除く全19世帯が回答(自由形式・複数回答可) 家がない・建設できない:13世帯 給水施設がない・遠い:12世帯 移住先の区画周辺に人がいない:3世帯 道路が整備されていない:2世帯 区画に他人が住んでいる:1世帯 阻害要因を回答しつつ、3世帯が家を建設中、うち1世帯は阻害要因であった給水施設が整備されたことから移住を本格始動させていると回答している。89歳の世帯主世帯の回答者は高齢であるために家の建設が困難であること、隣人が周りにいないことを阻害要因として挙げている。

上表に示す通り、聞き取りを行った全24世帯が区画を受領していた。また、その多くが特定の区画(現居住地または現耕作地であることが多い)を要望し、受け入れられていたことが分かった。この地域の区画割りには2016年に実施されたといわれており、区画が住民に配当されてからの時間がTowerに比べて短いことにも起因するかもしれないが、受領した区画へ実際に移動を開始していたのは20世帯中(全24世帯から移動の必要がない“現居住地＝再定住区”の4世帯を除いたもの)1世帯のみであった。また、その1世帯についても、就学児をもとの家に残す等、世帯全体の移住はされていないのが現状である。

このように、申請プロセスの遅延等による移動進捗の遅れが散見されたメヘバとは異なり、区画を受領してなお移動しない人が多い状況が明らかになった。

5.3.4 移動の進捗に係る課題

以下に示す通り、再定住スキームの中身に係る問題点の多くは、メヘバと類似している。

表 5.3.6 再定住区への移動に係る課題（マユクワユクワ）

項目	内容
計画と実施の乖離	(計画) ・ファミリークラスターを奨励していない ・ファミリー内の成人(主に男性)の数を考慮した面積を配分する ・ザンビア人・アンゴラ元難民を均等に配分する ・申請者の希望を聞き入れる体制としている (実際の状況) ・一部の住民は、家族で隣接区画を受領、一部の住民は家族が受領した区画が離れている等、不公平感が出ている ・ファミリー内の成人の数に関係なく、5ha、10ha(一部30haも)が配分されている ・アンゴラ元難民が固まっているところも多く確認されている ・南側の再定住区はほぼ100%の区画がザンビア人に配分されている ・希望が聞き入れられた世帯とそうでない世帯の間で不公平感が出ている
計画の不備	・再定住区の区画が大幅に不足しており、申請希望者に対して申請書を配布できない状態が続いている ・計画に住民の意思が反映されていない
関係機関の調整不足	・1つの区画を複数の家族に配分している例が少なくない(当問題による住民間の不和誘発も確認されている)

マユクワユクワでは、上表に課題の一つとして示している1つの区画への複数家族の配分や区画番号の入力ミス等が複数報告されている。DOR及びMoAのフィールドコーディネーターが調査時点で把握していたこれら情報を以下にまとめる。なお、これらは受益者からの申告などに基づいて表面化するものであることから、潜在的なものも合わせるとその数はさらに大きくなる可能性がある。

1区画に対して2~3世帯が割り当てられているケースが10、2区画に対して3~4世帯が割り当てられているケースが16、単純な区画番号の入力ミスが7件、調査時には原因が確認できなかったケースが3の合計36ケースを把握している。うち、調査時点で解決済みのケースが8、未解決が27ケースであった。なお、2区画に対して3~4世帯が割り当てられているケースとは、例えば、#450A、#450A、#450Bの区画番号を伝えられた3世帯がいる場合である。このようなケースの場合、重複している#450Aだけでなく、#450Bの世帯も含めて解決のための協議が行われる。解決のための協議では、MoAのフィールドコーディネーター及びDORのスキームコーディネーターが関係者を集め、重複者に対して代替区画を提供するなどして解決にあたっている。

報告されたコンフリクトケースは、ほとんどが住民同士に大きな軋轢を生じさせるほどには至っていないとのことであるが、住民間に緊張関係がある一例を挙げてもらい、聞き取りの可否を確認したうえで、2世帯が1区画に配置されている例（Shibangaゾーン #732）について、双方からの聞き取りを行った。なお、それぞれのインフォーマントが気づいているかどうかはわからないが、争っている#732は、今後再定住区を中心となる可能性があるサービス区画のすぐ南側に位置しており、給水施設へのアクセスも徒歩1分程度と好条件と思われる土地である。

表 5.3.7 コンフリクトケースの聞き取り結果

	A氏（50歳女性、Luchazi族）	B氏（31歳男性、Nbanda族）
移住開始時期	2017年3月	2017年6月
移住理由	夫の第2夫人と仲が悪く、煩わされない土地で静かに過ごしたかった。	家族を養うために、広い土地で農業を開始する必要がある。
区画取得経緯	MoA職員に2014年から耕作していた同地をリクエストし、希望の土地を割り当ててもらった。時期は覚えていない(申請書に記載の日時は2016年10月3日となっている)。	MoAのフィールドコーディネーターに以前から耕作を行っていた同地をリクエストし、希望の土地を割り当ててもらった。2016年9月のことである。
主張	既に住居も建てて実際に生活しており、移住を開始した時期も自分たちの方が先である。区画の番号を告げられ、実際に区画に案内してもらった日も、複数の人がいて、彼らが証人である。B氏はいなかった。 B氏からは立ち退くように言われているができない。調停役のMoAフィールドコーディネーター等を含めた話し合いの日に自分が遅れてしまい、再度話し合いの場を別途設けるといわれている。問題は抱えているが、B氏と緊張関係にあるわけではない。	#732を割り当てられた時期は自分の方が先であり、A氏が立ち退くべきである。今では出会ってもあいさつもしない関係になってしまった。 もともと、A氏と境界を相談して、近くの場所で耕作を行っていた(現在の#732に相当する場所で以前から両者が耕作をしていた)。 スキーム関係者がこの問題を生じさせている。他の区画に移るようにも言われているが、あの区画が良い。 他の区画に移れというのであれば、何らかのリソース支援を受けたい。自分にも家族がおり、養っていかなければならない。

このようなケースが、移動進捗に遅延をもたらしているのは明らかであり、早急な対応が求められている。

5.3.5 移動未完の住民に対するザンビア政府の対応

(1) アンゴラ元難民

マユクワユクワにおいて、再定住区の区画を受領しながら移動を開始していないアンゴラ元難民に対するRepossession Letterは発出されておらず、メヘバとは状況が異なっている。ただし、第1回調査時点において、区画受領後も移動を開始していないアンゴラ元難民のうち、難民居住区に居住している人たちについて、公共の場（市場等）に名前を張り出し、移動を開始しない場合は、区画を取り上げる旨を明記したとのことであった。当該対応により9世帯がDORへコンタクトを試みたとのことであり、一定の効果があったものと思われる。移動しないアンゴラ元難民に対する今後の対応は、メヘバ同様、強行的な措置に出ることも可能であるが、人道的観点からなかなか踏み切れないのが現状のようである。

(2) ルワンダ元難民

LI事業にかかわる職員等の多くが、ルワンダ元難民に対する情報を有していない印象を受けている。どこにルワンダ元難民が居住しているのかについても把握している関係者は少なく、「隠れている人たちに対して何かしてやる必要があるのか」といった発言も聞かれた。

ルワンダ元難民については、4章にも記載のとおり、今後LI事業への取り込みに変化がみられる可能性もあり、ザンビア政府の動向を見守る必要がある。

(3) ザンビア人

メヘバ同様、区画に移住していないザンビア人が数多くいるのが現状である。しかし、現居住地が散在していることから、彼らの住居を訪ね歩いて移動を促すことが難しい。そのため、DOR等への聞き取りでは、ラジオやテレビ等を通じてアドバタイズしていく方法等を検討しているとのことであった。移動しないザンビア人に対して区画を取り上げる用意があるのか否かについては、不明である。

5.4 マユクワユクワにおける質問票を用いた聞き取り調査

5.4.1 質問票を用いた調査の方法

難民居住区における社会調査については、メヘバの難民居住区における調査に用いたものと同じ質問票を使用して実施した。また年齢にも偏りが無いよう可能な範囲で配慮し、実際の聞き取り調査を行った。なお、質問票を用いた調査に先立ち、Sector Leaderとよばれる、難民居住区時代に地域分けのために使用されていたセクターの長に聞き取りを行ったが、セクターに属する世帯数といったある程度情報管理が容易と思われる情報についても改めて確認しなければ分からない状況であったことから、Sector Leaderについても質問票調査に対する一回答者として聞き取り結果を扱うこととした。

(1) 調査対象者

関係者への聞き取り等から、難民居住区・再定住区で生活するアンゴラ国籍及びルワンダ国籍を有する難民・元難民はそれぞれ下表に示すように分類できる。なお、本調査では、アンゴラ難民については聞き取り調査等を実施していない。

表 5.4.1 マユクワユクワにおけるアンゴラ人の分類

分類	区画取得状況	状況・与えられた区画への移動
アンゴラ難民		対象外
アンゴラ元難民	未受領	・ 配当できる区画がなく、申請ができない
	受領済	・ 移動を開始していない ・ 未移動・圃場のみ開墾済み ・ 圃場・住居ともに移動準備中 ・ 区画へ住居移転済み(現居住地が移住先となった者も含む)

また、ルワンダ難民・元難民については、以下のとおり分類できる。

表 5.4.2 マユクワユクワにおけるルワンダ人の分類

分類	区画申請	区画取得状況	状況・与えられた区画への移動
ルワンダ難民			対象外
ルワンダ元難民	未申請	未受領	・ 申請を拒否・無視している
	申請済み	未受領	・ 申請中(区画余剰はもうない)

メヘバと異なり、現政権側のツチの人が多いとされるマユクワユクワでは、パスポートの申請手続きを開始したという元難民も確認されている。ただし、LI関係者への聞き取りでは、マユクワユクワのCORを通してパスポートを受領している人はいないと回答しており、情報の整理を待た

なければ詳細が分からない状況にある。また、妻がアンゴラ元難民、ザンビア人である場合、妻を申請者として区画を申請した3世帯がShibangaに居住しているとのことである。ルワンダ人の多くがルワンダ人以外と結婚しており、上記3世帯以外にも多くが区画を得るために申請を行いたいとの希望を持っているものの、マユクワユクワには余剰の区画が残っていないことから、申請できない状況が続いているとのことである。

(2) 調査対象者数

以下に、難民居住区及び再定住区における調査対象者の数を示す。

表 5.4.3 マユクワユクワ難民居住区における聞き取り対象者内訳

	アンゴラ元難民		ルワンダ元難民		ザンビア人		DRC難民		計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
難民居住区	3名	3名	4名*	-	-	-	2名	2名	14名
再定住区	9名	13名	1名	-	7名	9名	-	-	39名
Tower	2名	3名	-	-	-	-	-	-	5名
Clinic	2名	3名	-	-	-	1名	-	-	6名
Mpande	3名	3名	-	-	1名	3名	-	-	10名
Shibanga	2名	4名	1名	-	2名	4名	-	-	13名
Lyamunale	-	-	-	-	2名	1名	-	-	3名
Kanyaweza	-	-	-	-	2名	-	-	-	2名
計	28名		5名		16名		4名		53名

* うち少なくとも2名はルワンダ難民。表5.4.17に記載のとおり、ルワンダ元難民については表中5名のうち4名が実際にはLI事業対象者とならない難民である可能性が高い。

マユクワユクワでは、ゾーンによってアンゴラ元難民以外の国籍の分布が異なり、特にザンビア人についてはすべてのゾーンにおいてインフォーマントを確認することができなかったことから、一部の地域では聞き取りを実施できていない。また、DORやCOR、その他フィールドコーディネーター等への聞き取りによって、ルワンダ元難民についてもあらかじめ情報を得たうえでジェンダーバランスや居住区等に配慮したインフォーマントの選定を行う予定であったが、「ここではルワンダ人は隠れて生活をしているためどこにルワンダ人がいるかわからない」、「ルワンダ人かどうかを本人に問うてもルワンダ人であることを隠したいためにDRC人であると発言する人が多い」等とのことで、彼らから情報を得ることができなかった。また、フィールドコーディネーターから紹介され、聞き取りを試みたルワンダ人女性がルワンダ人男性と結婚・離婚し、現在DRC人の国籍取得を申請中であること等が明らかになる等、ルワンダ人に対する情報は、関係者によって共有されていないのが現状のようである。そのため、最初の調査対象としたルワンダ人男性からの聞き取り等で次のインフォーマントを探す方法を取ったため、結果としてルワンダ人女性に対する聞き取りが行えなかった。

(3) 調査対象者の基礎データ

1) 調査対象者の一般情報

表 5.4.4 調査対象者の基礎情報

項目	難民居住区		再定住区		難民居住区・再定住区
	アンゴラ元難民	DRC難民	アンゴラ元難民	ザンビア人	ルワンダ元難民
調査人数	6	4	22	16	5
平均世帯人数	4.0	6.8	6.1	6.7	5.2
世帯主	男性：3 女性：3	男性：3 女性：1	男性：15 女性：7	男性：9 女性：7	男性：5 女性：-
年齢	45.5	38.8	50.3	47.7	45.4
民族	Mbunda (2), Chokwe (2), Luchazi (2)	Mlubai de Kassai (1), Rega (1), Mtussi-Mlooba (1), Kassai Orientale (1)	Mbunda (5), Chokwe (3), Kwamashi (4), Umbundu (5), Luchazi (2), Nyemba (1)	Lozi (4), Luvale (3), Mbunda (2), Nkoya (1), Mukuya (1)	Tutsi (5)
生計手段					
農業	3	0	18	11	1
魚売り	2	1	1	0	0
家畜販売	0	0	1	0	0
運転手	1	0	0	0	0
大工	0	0	1	0	1
その他ビジネス*	0	3	4	0	3
土地面積 (ha)	0.3	NA	5.9	11.0	4.0
耕作地面積 (ha)	1.4	0	1.1	1.6	0.7

* ピースワーク、鍛冶屋、木炭販売等

生業については、ザンビア人がすべて農業に従事しているのに対し、アンゴラ元難民、DRC難民、ルワンダ元難民については、ピースワークや小売、運転手など、農業以外で生計を立てている人も一定数見られた。また、平均土地面積については、ザンビア人が11haと最も広大な土地を有しており、難民居住区のアンゴラ元難民が0.3haと一番小さな面積となっている。耕作地面積についてもザンビア人が一番大きく、アンゴラ元難民、ルワンダ人がそれに続き、聞き取りを行ったDRC難民は農業を行っていなかった。ルワンダ元難民・難民の中には、メヘバと同様、土地面積が足りず、居住地周辺や居住地から遠い場所に地代を払って耕作を行っている人もいることが聞き取りで分かっている。

2) 法的移行に係る状況

全体的な法的移行に係る状況については、2章において統計的に明らかにしている。次表では、聞き取り対象となった元難民の法的移行の状況を下表にまとめる。

表 5.4.5 マユクワユクワにおける法的移行の進捗状況（調査対象者に占める割合(%)）

項目	アンゴラ元難民			ルワンダ元難民
	難民居住区	再定住区	計	
調査対象者数	6	22	28	5
外国人登録カード保有者数	6 (100.0)	21 (95.5)	27 (96.4)	
パスポート・居住許可書取得状況				
取得済	0 (0.0)	3 (13.6)	3 (10.7)	1 (20.0)
申請中	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)
未申請・申請拒否	6 (100.0)	19 (86.4)	25 (89.3)	2 (40.0)

多くのアンゴラ元難民が、居住許可書の取得をまだ行っていないことがわかる。ルワンダ元難民については、メヘバとは異なり、申請を行っている人が一定数いることがみてとれる。

3) 再定住スキームに係る状況

法的移行同様、全体の統計的な進捗は2章に記載のとおりである。本調査における聞き取り対象者の区画の受領状況や現在の居住地等に係る調査結果をまとめる。

表 5.4.6 マユクワユクワにおける再定住スキームの進捗状況（調査対象者に占める割合(%)）

項目	アンゴラ元難民		ルワンダ元難民	ザンビア人再定住区
	難民居住区	再定住区		
調査対象者数	6	22 内訳*1 T: 5 Cl: 5 M: 6 Sh: 6	5 内訳 難: 4 Sh: 1	16 内訳 Cl: 1 M: 4 Sh: 6 L: 3 K: 2
再定住スキームへの申請	6 (100.0)	21 (95.5) 内訳 T: 5 Cl: 4 M: 6 Sh: 6	2 (40.0) 内訳不明	16 (100) 内訳 Cl: 1 M: 4 Sh: 6 L: 3 K: 2
区画割当済み世帯	6 (100.0)	20 (90.9) 内訳 T: 5 Cl: 3 M: 6 Sh: 6	-	16 (100) 内訳 Cl: 1 M: 4 Sh: 6 L: 3 K: 2
割当区画に居住(世帯)	0 (0.0)	14 (63.6) 内訳 T: 3 Cl: 3 M: 6 Sh: 2	-	16 (100) 内訳 Cl: 1 M: 4 Sh: 6 L: 3 K: 2
うち以前からの居住地が割当て	0 (0.0)	2 (9.1) 内訳 T: 0 Cl: 0 M: 0 Sh: 2	-	5 (31.3) 内訳 Cl: 0 M: 1 Sh: 3 L: 1 K: 0
割当区画外に居住(世帯)	6 (100.0)	8 (36.4) 内訳 T: 2	5 (100.0) 内訳 難: 4	0 (0.0)

項目	アンゴラ元難民		ルワンダ元 難民	ザンビア人 再定住区
	難民居住区	再定住区		
		Cl: 2 M: 0 Sh: 4	Sh: 1	

*1：内訳は居住ゾーンごとの世帯数を表す。なお、難=難民居住区、T=Tower, Cl=Clinic, M=Mpande, Sh=Shibanga, L=Lyamunale, K=Kanyawezaである。

ルワンダ人を除き、聞き取りを行ったアンゴラ元難民、ザンビア人の多くが区画申請を行っている。アンゴラ元難民については、Mpandeを除く3ゾーンでは、もともと当地に居住していたアンゴラ元難民が割り当てられた土地へ移動せずに暮らしている人がいることが分かる。

5.4.2 アンゴラ元難民への聞き取り調査結果

本項では、まずは各ゾーンの状況を概観するためゾーンごとの情報をまとめる。マユクワユクワにおいては、メヘバにも増して難民居住区から再定住区となった重複部分が多いことから、再定住区に居住する元難民の多くが移住を開始していない状況であるため、ニーズ等については、割り当てられた区画に居住している住民とそうでない住民に分類して調査結果をまとめる。

難民居住区におけるアンゴラ元難民の分類については、メヘバと同様である。各ゾーンを概観するため、ゾーンごとの調査結果を下表にまとめる。なお、既述のとおり、Lyamunale及びKanyawezaゾーンには調査時、ザンビア人しか居住していないといわれており、両ゾーンにおいてはアンゴラ元難民への聞き取りを行っていない。

(1) 各ゾーンの調査結果

表 5.4.7 マユクワユクワにおける聞き取り調査結果（ゾーン別）

項目	難民居住区	再定住区			
		Tower	Clinic	Mpande	Shibanga
調査対象者数	6名	5名	5名	6名	6名
民族	Mbunda : 2名 Chokwe : 2名 Kwamashi : - Umbundu : - Luchazi : 2名 Nyemba : -	Mbunda : 1名 Chokwe : 2名 Kwamashi : 1名 Umbundu : - Luchazi : 1名 Nyemba : -	Mbunda : 1名 Chokwe : 1名 Kwamashi : - Umbundu : 2名 Luchazi : 1名 Nyemba : -	Mbunda : 3名 Chokwe : - Kwamashi : 3名 Umbundu : - Luchazi : - Nyemba : -	Mbunda : - Chokwe : - Kwamashi : - Umbundu : 5名 Luchazi : - Nyemba : 1名
世帯構成員数	1~3 : 2名 4~10 : 4名 11~15 : 0名 >16 : 0名 平均 : 4.0名	1~3 : 3名 4~10 : 2名 11~15 : 0名 >16 : 0名 平均 : 4.8名	1~3 : 0名 4~10 : 4名 11~15 : 1名 >16 : 0名 平均 : 7.4名	1~3 : 1名 4~10 : 4名 11~15 : 1名 >16 : 0名 平均 : 5.2名	1~3 : 0名 4~10 : 6名 11~15 : 0名 >16 : 0名 平均 : 7.2名
生業	農業 : 3名 小ビジネス : 2名 (魚取引等) タクシードライバー : 1名	農業 : 4名 うち1名大工兼業 ピースワーク : 1名	農業 : 4名 小ビジネス : 1名 (家畜販売)	農業 6名 うち1名魚取引兼業	農業 : 4名 うち1名ピースワーク兼業 木炭販売 : 1名 日用品販売 : 1名
現居住地の土地面積	0.5以下 : 4名 不明 : 2名 平均 : 0.34 ha	5ha : 5名 平均 : 5.0 ha	0.5ha : 1名 10ha : 3名 不明 : 1名 平均 : 7.6 ha	5ha : 1名 10ha : 5名 平均 : 9.2 ha	<2.5ha : 3名 2.5~<5ha : 1名 5ha : 2名 平均 : 2.2 ha

項目	難民居住区	再定住区			
		Tower	Clinic	Mpande	Shibanga
耕作地面積 *居住地の土地面積>耕作面積の場合も(再定住区にて耕作のみ実施)	<1リマ:0名 <1ha:3名 1ha以上:3名 平均:5.50リマ	<1リマ:0名 <1ha:3名 1ha以上:2名 平均:4.00リマ	<1リマ:0名 <1ha:2名 1ha以上:3名 平均:4.00リマ	<1リマ:1名 来季用に1ha準備中 <1ha:3名 1ha以上:2名 平均:3.75リマ	<1リマ:0名 <1ha:2名 1ha以上:3名 不明:1名 平均:5.40リマ
法的地位	在留資格カード 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可書 保有者:0名 未保有者:6名	在留資格カード 保有者:5名 未保有者:0名 居住許可書 保有者:1名 未保有者:4名	在留資格カード 保有者:5名 未保有者:0名 居住許可書 保有者:2名 未保有者:3名	在留資格カード 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可書 保有者:0名 未保有者:6名	在留資格カード 保有者:5名 未保有者:1名 居住許可書 保有者:0名 未保有者:6名
再定住スキーム申請状況	取得済:6名 申請中:0名 未申請:0名	取得済:5名 申請中:0名 未申請:0名	取得済:3名 申請中:1名 未申請:1名 (区画がないため申請不可)	取得済:6名 申請中:0名 未申請:0名	取得済:6名 申請中:0名 未申請:0名
現居住地の状況	現居住地≠再定住区:6名	現居住地=再定住区:3名 現居住地≠再定住区:2名	現居住地=再定住区:3名 区画未受領:2名	現居住地=再定住区:6名 現居住地≠再定住区:0名	現居住地=再定住区:2名 (居住地の区画が割り当てられた:2名) 現居住地≠再定住区:4名
現居住地への移動時期	スキーム開始以前:6名	スキーム開始以前:0名 2014年:2名 2015年:2名 2016年:1名 2017年:0名	スキーム開始以前:2名 2014年:0名 2015年:2名 2016年:0名 2017年:1名	スキーム開始以前:0名 2014年:0名 2015年:1名 2016年:4名 2017年:1名	スキーム開始以前:6名 2014年:0名 2015年:0名 2016年:0名 2017年:0名

生業については、ゾーンごとに大きな違いはみられない。他方、土地面積については、区画への移動進捗にも関連し、全ての住民が現居住地=再定住区であるMpandeで一番大きく、難民居住区及び移動していない人が多いShibangaで土地面積が小さくなっている。ゾーンごとに大きな違いがみられる。対して、耕作地面積は移動者の割合が多いMpandeで一番小さく、難民居住区及びShibangaで大きい面積であることがみてとれる。

再定住スキームにおける区画申請状況については、Clinicに居住する申請中の1名及び未申請の1名を除いて、全ての聞き取り対象者が区画を受領している状況であった。また、もともと難民居住区ではなかったMpandeにおいては、聞き取りを行った全ての人が与えられた区画に居住している人たちであり、他のゾーンとは異なる特徴を有していることが分かる。

また、スキーム開始以前から居住している人が多い難民居住区及びShibangaゾーンでは、他の3ゾーンに比べて耕作地面積が大きい傾向にあった。他方、土地面積については、スキーム後に移動した住民が多いTower、Clinic、Mpandeで、難民居住区やShibangaに居住するアンゴラ元難民よりも広いことがみてとれる。

(2) 移動進捗ごとの調査結果

次に、移動進捗の別による調査結果を下表にまとめる。

表 5.4.8 マユクワユクワ再定住区における世帯の移動進捗状況

項目	現居住地＝再定住区 (移動を伴わない)	現居住地＝再定住区 (移動を伴う)	現居住地≠再定住区
調査対象者数	2名 男性:1名、女性:1名	14名 男性:6名、女性:8名	12名 男性:5名、女性:7名
区画受領状況	受領済:2名	受領済:14名	受領済:10名 未受領:2名
生業	現在の生業: 農業:1名 農業+α:1名	現在の生業: 農業:9名 農業+α:2名 ピースワーク:3名 前居住地での生業: 農業:6名 農業+α:2名 ピースワーク(+α):5名 鍛冶屋:1名 複数の生業を営む: 現居住地:2名 前居住地:5名	現在の生業: 農業:6名 農業+α:1名 小ビジネス:3名 木炭販売:1名 タクシードライバー:1名
耕作地面積	平均:1.5リマ 現居住地がそのまま再定住区になっているため他人も多く居住しており、農地面積が小さくなることはありうる	前居住地の平均:4.7リマ 再定住区の平均:3.7リマ 前居住地>再定住区:8名 前居住地＝再定住区:1名 前居住地<再定住区:5名 2014年移動・面積減:1名 ・面積増:1名 2015年移動・面積減:2名 ・面積増:2名 ・同面積:1名 2016年移動・面積減:3名 ・面積増:2名 2017年移動・面積減:2名	平均:5.5リマ 一部は再定住区で耕作 -
現在抱えている問題	子どもを学校に通わせるための資金援助がないこと:2名	農業投入の余裕がない:3名 支援家屋に対する不満:3名 水質が悪い:3名 その他、インフラへのアクセスが悪いことや、一からの生活立て直しの難しさが訴えられた。	貧困:3名 その他、移動しなければならないこと、区画に家がないこと、家を建てる資材がないこと等が挙げられた。
移動意思/ 移動阻害要因	-	-	移動意思 移動したい:3 義務感:8 移動したくない:1 主な移動阻害要因 1. 家がない:5名 2. 給水施設が遠い:3名 2. 土地が非肥沃:3名

サンプル数が多くないため参考情報に留まるが、上表からは、前居住地、現居住地（再定住区）ともに生業としては農業が主体であるものの、前居住地ではピースワークの機会も比較的重要な生計手段となっていたことが伺える。また、再定住区へ移動した人を見てみると、移動前に比べて生計手段の多様性が減少したことがみてとれる。

また、耕作地面積は、再定住区へ移動した人に比べて移動を行っていない人の方が大きいことがみてとれる。移動した人をみてみると、前居住地での平均耕作地面積の方が現居住地での平均耕作地面積よりも広い。ただし、再定住区に移ったあとの方が耕作地面積が広がったと回答している人も14名中5名いる。2017年に移動した2名については、いずれも耕作地面積が減少しているものの、2016年に移動した5名については、うち2名は耕作地面積が増加したと回答している。2014年、2015年に移住した人の中にも以前の居住地での面積を超えられない人がいる一方で、移住後1年でも前居住地よりも耕作地面積が増加する人もおり、移動後どれくらいの年数を経て耕作地面積が増加に転じるかというのは一概には言えない。

また、移動を開始していない人も、移動したくないと答えた人は1名のみであり、移動しなければならないことは認識されているようである。

(3) 移動の阻害要因

現居住地が再定住区ではない人たち（上表の現居住地≠再定住区にあたる）について、移動の意思を確認したところ、移動したいが3名、移動したくないが義務なので移動すべきと考えている人が8名、義務であっても移動したくない人が1名であった。

また、移動の阻害要因については以下のような結果が得られている。主要なものとしては、再定住区に家がない、給水施設が遠いまたは水の質が悪い、土地が肥沃でない等が挙げられる。2名は、移動意思があるにも関わらず、区画が不足していることから手続きが進められない状態が続いている。

表 5.4.9 移動の阻害要因

阻害要因	延べ回答者数
特になし	2名
区画待ち	2名
家がない	5名
全般的にインフラが未整備	1名
給水施設が遠い	3名
居住地周辺の水の質が悪い	2名
ビジネスの機会がない	1名
土地が肥沃でない	3名
放牧に適した土地がない	1名
隣人が遠く孤独である	1名
周辺の人が動けば自分も移動する	1名

(4) 現居住地のメリット・デメリット

1) 現居住地のメリット

再定住区への移動を開始していないアンゴラ元難民（現居住地≠再定住区）が感じている現居住地のメリットについて、難民居住区（聞き取り対象6名）及び再定住区（同6名）に分けて整理した。

表 5.4.10 現居住地である難民居住区・再定住区のメリット

メリット	延べ回答者数 (難民居住区に居住)	延べ回答者数 (再定住区に居住)	合計
隣人が近くにいる	2名	3名	5名
親戚が近くにいる	1名	-	1名
住む家がある	3名	-	3名
耕作地がある	1名	-	1名
インフラへのアクセスが良い	3名	-	3名
保健施設が近くにある	-	2名	2名
教育施設が近くにある	-	2名	2名
LI関連オフィスが近くにある	-	1名	1名
水質のいい給水施設がある	5名	-	5名
中学校が近くにある	1名	-	1名
ビジネスの機会がある	1名	-	1名
ベターライフがある	1名	-	1名
食糧がない時に分け与えてくれる隣人がいる	-	1名	1名
特になし	-	1名	1名

難民居住区では、水質のいい給水施設、住む家があること、インフラへのアクセスが良いことがメリットとして挙げられている。再定住区では、隣人が近くにいることを半数の人が最大のメリットとして挙げており、病気の際などに家族がいなくても助けてくれる人がいると回答している。また、食料がない時に助け合っている様子も見受けられ、互助の体制が重要視されていることが伺える。

2) 現居住地のデメリット

次に、現居住地のデメリットについて整理する。

表 5.4.11 難民居住区のデメリット

デメリット	延べ回答者数 (難民居住区に居住)	延べ回答者数 (再定住区に居住)	合計
デメリットなし	3名	3名	6名
土地面積・耕作面積が小さい	1名	2名	3名
農地が遠い	1名	-	1名
土地が痩せている	-	1名	1名
隣家が近い (十分なスペースがない)	1名	-	1名
互いを尊重する気持ちがない	1名	-	1名
家畜が放されている	1名	-	1名
現居住地を追い出されようとしている	-	1名	1名

難民居住区、再定住区の両方において、デメリットがないと回答した人が最も多く、他には、土地面積・耕作面積が小さい点等が挙げられた。

(5) 再定住区のメリット・デメリット

1) 再定住区のメリット

再定住区のメリットについて、既に与えられた区画に移動している人（現居住地＝再定住区：聞き取り対象14名）と与えられた区画に移動していない区画が割り当てられていない人（現居住地≠再定住区：同12名）に分けて整理する。

表 5.4.12 居住者及び移動前の住民が考える再定住区のメリット

メリット	延べ回答者数 (居住者)	延べ回答者数 (移動前)	合計
メリットなし	1名	3名	4名
恒久的な自分の土地である/ 手に入る	10名	6名	16名
農地が近い/ 近くなる	3名	2名	5名
農業に十分な広さの土地である/ 手に入る	4名	3名	7名
土地が肥沃である	-	1名	1名
家畜を飼育できる	2名		2名
学校が近くにある	1名		1名
隣家が遠い(自由・静かである)	4名		4名
孫も一緒に住める	1名		1名
家屋建設/ 建設用資材の支援が受けられる	-	2名	2名
農業支援が受けられる	-	1名	1名
ステークホルダーからの支援が受けられる	-	1名	1名
各ゾーンにインフラが整備される	-	1名	1名

実際に再定住区の区画に居住している人、移動前の人双方が、恒久的な土地が手に入ること、農業を営むのに十分な面積の土地が手に入ることをメリットとして上位に挙げている。また、移動前の住民の4人に1人が、再定住区での居住にメリットがないと答えた。

隣家が遠く静かであることを実際に居住する14名のうちの4名の方がメリットとして挙げており、まだ移動していない12名のうち3名が、隣人が遠いことをデメリットとして挙げているのと同対照的である。また、移動前の複数の住民が、再定住区に移動すれば外部者からの支援が受けられると考えていることが分かった。実際に支援が受けられることが決まっている人は回答者の中にはおらず、根拠のない期待であることも分かった。

2) 再定住区のデメリット

再定住区のデメリットについても、同様に整理した。

表 5.4.13 居住者及び移住前の住民が考える再定住区のデメリット

デメリット	延べ回答者数 (居住者)	延べ回答者数 (移住前の住民)	合計
わからない		1名	1名
開発されていない	1名		1名
インフラへのアクセスが悪い(保健・教育施設・市場)	9名	8名	17名
給水施設が未整備/ 近くにない/ ポンプが重い	7名		7名
水質が悪い	8名	3名	11名
学校のグレードが低い(Grade 1~4)	1名		1名
教師が不足している	1名		1名

デメリット	延べ回答者数 (居住者)	延べ回答者数 (移住前の住民)	合計
道路整備状況が悪い	1名	2名	3名
市場がない	1名		1名
土地が肥沃でない	5名	2名	7名
家が小さい	1名		1名
安全でない(支援される家屋にドアがない)		1名	1名
思ったような支援が受けられなかった(支援側の約束の不履行含む)/ 現金支援がない	2名	1名	3名
家族がバラバラになった(もらった区画が遠かった)	1名		1名
隣家が遠い	1名	3名	4名
寂しい	1名		1名

移住を果たしている人、果たしていない人双方において、インフラへのアクセスの悪さをデメリットとして挙げた人が一番多かった。移住を果たした人については、給水施設に対する不満が大きいようで、給水施設の未整備や水質の悪さに対する意見も多く、次いで土地が肥沃でない点が挙げられた。移住を果たしていない住民においては、隣家が遠いこともデメリットとして挙げている。

(6) 再定住区におけるニーズ

今後、移動の必要がない居住者(聞き取り対象者16名)のニーズと今後与えられた/与えられる区画へ移動する必要がある人たち(同12名)に分けて、ニーズを下表に整理する。

表 5.4.14 ニーズに係る調査結果

ニーズ	延べ回答者数	
	=	≠
家屋支援	3名	4名
保健施設の整備	9名	5名
教育施設の整備	5名	5名
給水施設の整備	5名	4名
道路の整備	3名	4名
市場の整備	4名	—
電話塔の整備	1名	1名
灌漑の整備	—	1名
農業支援(農業投入、コメ、サトウキビ等)	9名	3名
Cooperative支援	—	1名
現金支援(ローン支援含む)	3名	4名
Transport用トラックの供与	2名	—
オフィスの再定住区への設置	1名	—

= : 現居住地=再定住区であり、現居住地から動く必要がない住民

≠ : 現居住地≠再定住区であり、今後移動が必要とされる住民

現居住地において既に生活を始めている人も、これから移動する必要がある人も、一定数の人が家屋支援をニーズに挙げていた。また、いずれのカテゴリーにおいても、農業支援及びインフラ整備に対するニーズが上位を占めた。ただし、農業支援については現居住者においてより多くの人がニーズとして挙げていた。

5.4.3 ルワンダ人への聞き取り調査結果

(1) メヘバにおけるルワンダ元難民との相違点

5.3に記述のとおり、マユクワユクワにおける聞き取りでは、メヘバとは若干異なる状況もみられた。そのため、まずはルワンダ人の状況を概観するため、両サイトのルワンダ人の状況について、下表に示す。

表 5.4.15 両サイトのルワンダ人に係る相違点

項目	メヘバ	マユクワユクワ
民族	主にフツ人	主にツチ人
ルワンダ人口	元難民：3,307人 難民：329人	元難民：144人 難民：19人
パスポート申請の進捗	パスポート申請を拒否（恐怖・嫌悪感）	パスポートを申請している人も多い。申請したが拒否されたという噂もあり、申請をしていない人もいる模様
ザンビア政府に対する感情	自由がないことへの不満、LI事業の対象となるのかならないのかが不明瞭なことへの不満、難民としても元難民としても支援を受けられていないことへの不満を抱えている	
関係者のルワンダ人の見方	パスポート申請を拒否していることに対して不満を口にする人もいるが、特に悪感情があるというわけではない	ルワンダ人であることを隠して生活している“難しい人たち”という認識
居住形態	特にブロック G においては、ルワンダ人がかたまって居住している	ルワンダ人がかたまって居住している地域はなく、散在している模様
その他	<ul style="list-style-type: none"> 2004年頃に、ツチの人とは居住できないと言って出て行ってもらったため、現在はツチの人は住んでいないという人も マユクワユクワでフツの人へ暴行した人物（右参照）が、投獄後にメヘバへ逃げたと暴行を受けた本人が語っていることから、ツチの人がいる可能性も否定できない 	<ul style="list-style-type: none"> ルワンダ人以外と結婚している人が多く（全体の人数が少ないためか）、一部は妻が申請した土地に居住している 少数のフツの人がいる模様で、2009年にツチの人たちから暴行を受け（指を1本失う）、家を焼かれた男性がルワンダ人にかくまわれている例も

(2) 調査対象者の情報

次に、ルワンダ人に対して実施した質問票を用いた聞き取り調査の結果を以下に整理する。再定住区においてルワンダ元難民男性1名、ルワンダ元難民の妻2名（ともにザンビア人）、難民居住区においてルワンダ難民の男性2名、元難民の男性2名に対して聞き取りを行った。再定住区に居住するルワンダ人も、妻であるザンビア人が申請して得た区画に居住している。ここでは、特に難民居住区、再定住区を区別せず、ルワンダ人5名についての調査結果を示すこととする。

表 5.4.16 ルワンダ人に係る調査結果

調査項目	回答
民族	ツチ：4名（と推察される）、フツ：1名
難民ステータス	元難民：3名、難民：2名
ルワンダを離れた年	1994年：3名、1997年：1名、記憶にない：1名
ザンビアへ移入した年	1998年：1名、2001年：4名（この回答からは、元難民1名、難民4名となるはず。正確には、元難民であるはずの1名も自身を難民と認識していた。ルワンダ人に対するLI事業の実際のアクションが希薄であるため、本

調査項目	回答
	人も分かっていない可能性がある)
生業	ピースワーク：3名、農業：1名、大工：1名
世帯構成員の人数	1～3：1名、4～10：4名、平均：5.2名
土地面積	<0.1ha：4名、4ha（正確にはザンビア人妻の土地）：1名
耕作地面積	0：2名、>0～3リマ：1名、1ha：1名、2ha：1名 平均：2.8リマ 2ha：再定住区東側の Plain の用益権を、毎年チーフに 600 クワチャを支払うことで得ている。 2リマ：近隣のザンビア人に年間 300 クワチャを支払って借りている。
パスポート申請状況	取得済（と言われた）：1名、申請中：2名（うち1名は2001年にザンビアに入国（LI事業対象外か）、未申請：2名 （他人の例（申請するも入手できていない状況）から申請を行っていない、申請したのに何の返答もないという不満も聞かれた。1名については、パスポートが出来上がったのでオフィスまで取りに来るようにと言われたとのこと。）
再定住スキームへの申請状況	取得済み：0名 申請が拒否された：3名、申請中：2名
再定住区への移動阻害要因	欲しくても再定住区の区画がもらえない：5名

(3) 現居住地のメリット・デメリット

現居住地のメリットとしては、なしとの回答が3名と一番多く、ザンビア人との良好な関係、居住区内に自身で作ったFish Pondがあることをメリットとして挙げた人がそれぞれ1名であった。デメリットとしては、農業を営む土地がない（農地を有償で借りている）、家畜を飼う土地がないとの回答がそれぞれ2名おり、土地の不足がデメリットと認識されている。その他には、飢えていること、ルワンダ人との軋轢、デメリットなしと回答した人がそれぞれ1名いた。

(4) 再定住区のメリット・デメリット

再定住区のメリットとして、家畜を飼うことができる、自分の土地で耕作ができる、広い土地を手に入れることができると回答した人がそれぞれ4名、3名、1名と、土地が手に入る事が最大のメリットと捉えられていることがわかる。次いで、安住の地となる土地が手に入る、安全が確保できるがそれぞれ2名、1名となっており、誰にも追い出されることなく平和にザンビアで生活することも、再定住区のメリットと認識されている。また、メリットが特にないと回答した人も1名いた。

再定住区のデメリットとしては、給水施設（3名）、保健施設（3名）、教育施設（1名）といったインフラの未整備によるアクセスの悪さが挙げられた。他には、再定住区に住む家がないこと、特にデメリットなしとの回答が2名であった。

(5) 支援ニーズ

再定住区における支援ニーズは下表のとおりであり、農業や家畜支援等、生計向上に対するニーズが最も高い。なお、表中現居住地に残りたいという男性は、本国へ帰還したくない、さらには単独で自身の居住地周辺に作ったFish Pondを奪われたくないとの気持ちが強い。

表 5.4.17 ルワンダ人の再定住区における支援ニーズ

支援ニーズ	延べ回答者数
区画の獲得	2名
農業支援（肥料等）	4名
家畜支援	4名
食糧支援	1名
セキュリティ	1名
現居住地に残りたい	1名

(6) その他

LI事業関係者は、「ルワンダ人は隠れている」、「ルワンダ人であることを隠している」と発言し、ルワンダ人の状況をあまり把握していないように見受けられた。また、聞き取りをしても多くを語らないとも言っていたが、実際に聞き取りをしてみると、メヘバと同様、話を聞いて欲しいという態度の人が多かった。しかし、民族間の緊張は今もある程度継続していると見られ、ルワンダ人に対する聞き取りにおいて、ルワンダ人に通訳をお願いすることは、時に危険を伴うことを認識する必要がある。

また、聞き取り対象者のうち1名の男性は、自身がツツ人であり、民族の違いから2009年にルワンダ人に襲われ、指を一本失ったと語っている。家も焼かれ、今は信頼できるルワンダ人男性の家に身を寄せている（匿ってもらっている）。メヘバへは行かずにマユクワユクワに直接来たということで、メヘバにツツの人が多くいるのであれば安全確保の観点からメヘバに移りたいとのこと。加害男性は、釈放されたあとメヘバへ逃げたとのこと。メヘバでの聞き取りでは、ツツの人はいないとのことであったが、真偽の程は定かでない。

5.4.4 再定住区におけるザンビア人に対する聞き取り調査結果

(1) 調査対象者の情報

多くの区画がザンビア人に割り当てられているものの、実際にマユクワユクワに居住しているザンビア人世帯は少なく、通訳やフィールドコーディネーターから事前に情報を収集したうえで聞き取りを行った。聞き取りを行った16名のザンビア人のうち、11名が再定住スキーム開始後に現居住地へ移動した人、5名は再定住スキームが始まる前から当地に居住していた人である。ここでは、まず、再定住スキーム開始後に現居住地へ移動した人について、聞き取り調査の結果を整理する。

表 5.4.18 再定住区におけるザンビア人への聞き取り調査結果

調査項目	回答
民族	Lozi : 4名、Luvale : 3名、Mbunda : 2名、Nkoya・Mukuya : 各1名
生業	農業 : 11名
世帯構成員の人数	1~3 : 0名、4~10 : 10名、>10 : 1名、平均 : 6.7名
移住年	2014年 : 2名、2015年 : 1名、2016年 : 7名、2017年 : 1名
土地面積	5ha : 6名、10ha : 5名
耕作地面積	<1リマ : 0名、1ha未満 : 3名、1~3ha : 6名、3ha以上 : 1名、不明 : 1名 平均 : 6.3リマ
移住動機	個人の土地が手に入る（農業に十分な土地、土地権利証書） : 9名、 夫と問題を抱えており自分の土地が欲しかった : 1名、不明 : 1名

2016年に移住してきた人が最も多く、移住の動機として、個人の土地が手に入ることを多くの人が挙げていた。

(2) 支援ニーズ

以下に、再定住区のザンビア人の支援ニーズをまとめた。下表のとおり、農業投入を支援ニーズとして挙げた人が最も多く、そのほか、インフラ整備、家の建設等が挙げられている。アンゴラ元難民やルワンダ人からは挙げられていなかった電話塔の設置を支援ニーズに挙げた人が5名もいた。他地域から移住した人にとって電話の不通がマユクワユクワでの安定的生活に対するデメリットとして捉えられているようである。

表 5.4.19 ザンビア人の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ

支援ニーズ	述べ回答者数
家の建設	3名
教育施設の整備	3名
保健施設の整備	4名
給水施設の整備	1名
給水施設の水質改善	1名
道路の整備	1名
市場の整備	4名
電話塔の設置	5名
農業投入の支援	7名
ローン支援	3名

5.4.5 難民居住区におけるDRC難民

難民居住区に住むDRC難民4名（男性2名、女性2名）に対して聞き取りを行った。聞き取りを行った4名については、メヘバと同様、本国への帰還、ザンビアでの生活を希望している人はいなかった。ザンビア政府に対する不信はメヘバで生活するDRC難民よりも強く、「死ぬとしてもDRCに帰る方がザンビアで生活を続けるよりはまし」といった発言や、LI事業に対して、「ザンビア政府が行うことはいつも中身がない」、「家屋建設支援を行うと言ってアンゴラ元難民を騙した」といった発言も聞かれた。

また、メヘバでの聞き取り同様、難民居住区内に行動が制限されていることに対する不満も大きい。本調査の期間中、難民居住区の市場に通常よりもかなり多くの車両が停車していたことがありその理由を尋ねたところ、難民居住区に住所を登録しながらルサカに居住しているDRC人が、難民居住区内センサス（Verification）のために一時的にルサカから戻って来ているとのことであった。本件についてはCORも状況を把握している。センサスのために移動しているDRC人の車両が事故を複数起こしており、調査団が出くわした事故の関係者は、ルサカまでの道中、Immigrationのチェックを避けるために夜間に移動する必要がある、マユクワユクワを夕刻に出発して事故を起こしたとのことであった。

難民居住区に居住しているDRC難民に対する調査結果を下表にまとめる。

表 5.4.20 難民居住区におけるDRC難民への聞き取り調査結果

調査項目	回答																
生業	日用品販売：1名、小ビジネス：3名（小魚・パン等の販売）																
世帯構成員の人数	1～3：0名、4～10：4名、平均：6.8名																
耕作地面積	農業従事者なし																
再定住スキームへの興味	なし：3名、内容次第：1名																
現居住地のメリット (TOP 3)	<p>強い語調で「何もない」と答えたのが2名、生業として重要なマーケットを始めとするインフラ施設等へのアクセスの良さを挙げたのが2名となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット</th> <th>述べ回答者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>何もない</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>市場が近い</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>教育施設が近くにある</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>保健施設が近くにある</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>給水施設が近くにある</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>LI 関連の事務所が近くにある</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	メリット	述べ回答者数	何もない	2名	市場が近い	2名	教育施設が近くにある	1名	保健施設が近くにある	1名	給水施設が近くにある	1名	LI 関連の事務所が近くにある	1名		
メリット	述べ回答者数																
何もない	2名																
市場が近い	2名																
教育施設が近くにある	1名																
保健施設が近くにある	1名																
給水施設が近くにある	1名																
LI 関連の事務所が近くにある	1名																
現居住地のデメリット (TOP 3)	<p>自由がないことに対する不満が挙げられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>デメリット</th> <th>述べ回答者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由がない</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>収監者のよう</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>道路整備状況が悪い（雨期にアクセス不能となる）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>家屋が雨期に流された</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>回答なし</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	デメリット	述べ回答者数	自由がない	2名	収監者のよう	1名	道路整備状況が悪い（雨期にアクセス不能となる）	1名	家屋が雨期に流された	1名	回答なし	1名				
デメリット	述べ回答者数																
自由がない	2名																
収監者のよう	1名																
道路整備状況が悪い（雨期にアクセス不能となる）	1名																
家屋が雨期に流された	1名																
回答なし	1名																
再定住区における支援優先セクター (TOP 3)	<p>家屋建設支援が多く挙げた。これは、アンゴラ元難民が当初家屋支援を受けて再定住スキームに取り込まれるとの約束をザンビア政府が反故にしたと認識していることにも関連しているのかもしれない（ザンビア政府に約束を守れと言いたい）。また、答えたくないと回答した1名は、ザンビア政府がいつも中身の無い約束をするため、不確定なことに対して考えたくないとのことであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ニーズ</th> <th>述べ回答者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋建設支援</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>雇用機会の創出</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>教育施設の整備</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>保健施設の整備</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>質の良い給水施設の整備</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>道路整備</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>答えたくない</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	支援ニーズ	述べ回答者数	家屋建設支援	3名	雇用機会の創出	1名	教育施設の整備	2名	保健施設の整備	1名	質の良い給水施設の整備	1名	道路整備	1名	答えたくない	1名
支援ニーズ	述べ回答者数																
家屋建設支援	3名																
雇用機会の創出	1名																
教育施設の整備	2名																
保健施設の整備	1名																
質の良い給水施設の整備	1名																
道路整備	1名																
答えたくない	1名																

5.4.6 質問票を用いた社会調査結果のまとめ

(1) 国籍別の特徴

国籍別の特徴については、メヘバのそれと類似している。ただし、DRC難民についてはメヘバのDRC難民よりもザンビア人、ザンビア政府に対する不信が大きく、死ぬとしても本国へ帰還する、ザンビアに留まることはありえないと語気強く訴える人が多かった。また、ルワンダ人については、現政権に反対するフツ人が多いメヘバとは異なり、マユクワユクワにはツチ人が多く、パスポート申請に対して強い拒否感を抱いていない模様である。ただし、メヘバ同様、ルワンダ人に

対しては再定住スキームに係る作業が進んでおらず、再定住スキームへ適切に取り込まれていない状況にある。

(2) 再定住スキームへの移動の促進要因

主な移動阻害要因は、①再定住区に家がない、②給水施設が遠いまたは水の質が悪い、③土地が肥沃でない等が挙げられる。また、2名は、移動意思があるにも関わらず、区画が不足していることから手続きが進められない状態が続いている。移動に関しては、多くが移動を希望または移動すべきと考えているものの、どんなに再定住区の状況が改善されたとしても現居住地を動かないという人も少なからず存在していた。その理由として、隣人と離れて暮らさなければならない再定住区での生活への拒否感が挙げられており、多くの人が再定住区において隣家が遠くなることをデメリットとして挙げている。他方、再定住区に移動した人の中には、隣家が遠く静かであること、自由があることをメリットとして挙げている人も複数いる。再定住区における散居状態を好む人、好まない人がおり、再定住区における散居形態が移動進捗の遅延の一因となっていることは明らかであるが、促進要因になっている可能性も否定できない。

再定住区における支援ニーズとしては、インフラの整備、農業支援が多く挙げられ、家の建設支援がそれに次いだ。ただし、支援ニーズを回答したあとも、回答した支援ニーズが満たされたとしても、現在の居住地を動く気はないと回答する人もおり、そのような人に対する対応についてもさらなる調査、議論が必要である。

また、ザンビア政府が検討している期限付き居住許可書の発行が実現すれば、ルワンダ元難民に対する支援、彼らの再定住区への移動状況には大きな進展がみられる可能性がある点において、メヘバと同様であるものの、マユクワユクワには余剰の区画がないのが現状である。区画を受領していないアンゴラ元難民も含め、対応が必要である。

5.5 その他の社会調査結果

5.5.1 マユクワユクワ再定住区における既存組織

再定住スキームに設置することが奨励されているFarmers Coordinating Committeeは、マユクワユクワではまだ設立されていない。また、メヘバのブロックに類似するものとしてマユクワユクワにはゾーンが存在するが、ゾーンリーダーなるものは調査時点で確認されていない。代わりに、難民居住区であった地域には、セクターの概念が残っており、セクターごとにリーダーが選出されている。難民居住区から再定住区へ代わり、セクターは消滅したとも説明されるがセクターリーダーはいまだにその役割を果たしていることが聞き取りから分かっている。

メヘバにおける聞き取り同様、アンゴラ元難民については、民族的な紐帯を特に意識していないとのことであったが、2000年以降に流入した人が多いShibangaゾーンは同じ地域から逃れてきた人も多く、結果的にセクターすべてが特定の民族で構成されている例が見受けられた。基本的には農作業は世帯単位で実施されており、一部のCooperativeでは共同圃場での農作業をメンバーで行っている例が確認されている点においてメヘバと同様であるものの、セクターを超えて互いの圃場における農作業を支援し合う機会もあるとのことであった。

また、メヘバ同様、難民居住区の設立以来、多くのドナー・NGOが当地での支援を実施してきた経緯から、外発的に発生したCommittee等は複数存在しており、それらが再定住区に代わった現在も継続しているような状況が見受けられた。本調査で確認したマユクワユクワ再定住区における地域リーダーの存在やグループ活動等は以下のとおりである。

表 5.5.1 既存組織の概要

名称	設立単位	主な機能・活動内容	特記事項
Sector Leader	各セクターにリーダー1名	各セクターに1名が選出されており、セクター内の争い事や慶弔の対応や、セキュリティ、個人的な相談事等を受けている。行政とコミュニティの橋渡しの役割も担う。	給水施設が機能しなくなったという報告をコミュニティから受け、行政に報告することもある。 Neighborhood Committee、GBV Committeeと月3回程度の情報交換ミーティングを行う。
Neighborhood Committee	各ゾーンに1つ Shibanga は Mpande ゾーンの対応もしているとのこと	警察と強固な関係を持ち、夜間パトロールをする等、担当地域の治安維持に努める。	
GBV Committee	各ゾーンに1つ	GBV のケースに対応、LI 事務所や警察に報告もする。 啓発が功を奏し、以前に比べると件数が減少した。	ザンビア人のみが居住する Lyamunale ゾーンにも1つ存在するとのこと。
Church Group	教会毎にリーダーが存在	基本的には、教会に関連する活動（聖書朗読や布教活動等）のみであるが、社会保障の機能も兼ねることがある。	-
Water Affairs Committee	各ゾーンに1つ	給水施設の維持管理等を担う。 聞き取りを行った Shibanga ゾーンの Committee は、22 の給水施設を管理している。	これまでハード・ソフトの両面で UNHCR の支援を受けてきたため、自主性はあまり見られない。 毎月 30 日に MoWDSEP との協議の場が設けられている。
PTA	教育施設 1 ヶ所につき1つの設立	各学校に設置されている。PTA 費の徴収や用途の決定等を教員等と協議のうえ決定する。	本調査では聞き取りを行えなかった。
Cooperative	任意。希望に応じて設立可能 (登録が必要)	基本的には肥料を安価に購入することを主目的としているものが多いが、共同農場等を経営しているものもある。	再定住区には 3 つ程度が存在しているとのこと。

多くのCommitteeが、週1回または月に1回程度の定期ミーティングの場を設けているとのことであった。また、ザンビア人とアンゴラ元難民の混住がまれであるマユクワユクワにおいては、Cooperativeを除き、多くのCommitteeが単一の国籍の人たちから構成されている傾向にあった。

なお、既述のとおり、Committeeのほとんどが難民が多く居住していたところに外部の支援を受けて設立されたものであるが、2003年以降、多くのアンゴラ元難民が本国へ帰還したことから、メンバーが大きく様変わりしたものも多い。Committeeメンバーの多くは、再定住区画へ各人が移動してもCommitteeは必要であるとの見解を示しているが、散居状態の再定住区でそれらが適切に機能するか分からないといった不安や、どのようにすべきかはLI事業関係者（UNHCRや各省）に聞かないと分からないといった声も多く聞かれた。外部からの強固な支援なくしてこれら組織の機能が継続されるのか否かについては、疑問が残る。

5.5.2 住民組織への聞き取り

実際に聞き取りを行うことができた住民組織について、その聞き取り内容を以下に記載する。

(1) Neighborhood Committee

2001年頃に警察によって設立された当Committeeは、機能としてはメヘバにおけるCCPUに似通っている。Chairman、Secretary、Treasurerと2名のメンバーの計5名（男性4名、女性1名）で構成されている。5名は全てアンゴラ人である。週に2回の会合を開いており、GBV CommitteeのメンバーやSector Leaderとも月に3回程度のペースで情報交換を行っている。本Committeeの主な機能は、夜警、住民同士の諍い等への介入、放火や強盗の犯人捜索、GBV等への対応である。平均で月2-3件の事件を扱っている。Shibangaゾーンにおいて7月に持ち込まれたケースは、放火事件（犯人を捜し出し警察へ引き渡し）とスリ事件（犯人逮捕・警察への引き渡し）の2件であった。メヘバのCCPU同様、逮捕権を有している。本Committeeは、Shibangaに1つ設立されており、現在はMpandeゾーンも担当範囲となっている。現住民が再定住区へ移動したあとの活動については、本Committeeの重要性を考えると継続すべきであると考えているが、LI事業関係者と協議する必要がある。

(2) GBV Committee

当Committeeは、メンバーの多くが本国へ帰還したことから、2015年にMCDSSの支援で新たに設立されたものである。現在、12名のメンバーで構成されている（ザンビア人男性2名、ザンビア人女性1名、アンゴラ人男性5名、アンゴラ人女性4名）。当Committeeは、コミュニティに平和をもたらすためのアドバイスをを行い、何かGBVに関する争い事が起こった際にはLIオフィス及び警察に連絡することである。GBVに係る啓発（ドラマ仕立てのもの等）の成果もあり、以前は月2-3件のケースが報告されていたのに対し、現在は月に0から1件程度と減少している。週1回の会合を開き、GBVに関することやその他争い事等に関する情報共有を行っている。再定住先での本committeeの継続可能性については、MCDSSが継続すると言えば継続するし、メンバー再編の必要性・可能性についてもMDCSS次第である。

(3) Water Affair Committee

2003年にUNHCRの支援を受け、深/浅井戸の維持管理を目的に設立された。メンバーは全てアンゴラ人である（男性6名、女性4名）。現在、対応地域には22の給水所があるが、そのうち1カ所が整備5年後の2006年に閉鎖されている。現在、月4回の会合を開いており、情報共有やデータ収集を行っている。水の異常を発見した際には、LIオフィスへ連絡することとなっている。パイプの交換や調整は、これまでUNHCRが実施してくれたが、UNHCRからは、それら支援は再定住スキーム開始前のものであり、これからはコミュニティ自ら維持管理を行わなければならないと言われた。現在、完全にボランティアで活動を行っており、活動の継続が難しい。再定住区へ移動後の活動については、まだ分からないが、訓練されたメンバーがCommitteeには必要であり、支援が必要となるが、現時点で支援してくれるところはない。

(4) Cooperativeへの聞き取り

マユクワユクワの再定住区には、3つのCooperativeが存在しているとのことであったが、本調査では1つのCooperativeのみに対する聞き取りが可能であった。以下に調査結果を簡単にまとめる。

表 5.5.2 Cooperativeの聞き取り結果

聞き取り項目	回答
名称	Mushwara B
設立年	2012年 肥料を安価に購入することを目的に(ザンビア政府が Cooperative のみを対象とするため)、主要メンバーが自発的に Cooperative を設立。
メンバー	145人程度、現在も増加中。執行メンバーは10名(Chairperson, Vice chairperson, Secretary, Vice secretary, Treasurer, 他5名)。ザンビア人(Mushwara 再定住スキーム(MoAの管轄)に居住するザンビア人、周辺コミュニティのザンビア人もメンバーであり、ザンビア人とアンゴラ元難民が混在している。国籍別の構成員数は不明であるが、執行メンバーは、3名のアンゴラ元難民男性、4名のザンビア人男性、3名のザンビア人女性で構成される。
グループ加入条件	加入のためには、30クワチャを分担金、20クワチャをメンバーシップとして支払う必要があるほか、肥料購入のために最低250クワチャ/パックを支払わなければならない。そのため、初期費用として最低300クワチャの支払いが求められる。
これまで受けた支援	UNHCR: 牛7頭(2頭が死亡) Caritas: 10,000クワチャのローン支援(後に無償支援に変更された) ザンビア政府: 安価での肥料販売
支援の使い道	牛5頭 ⇒牛耕として活用しているほか、個人への貸出も行っている(バージンランドで500クワチャ/ha、2年目以降の耕作地で400クワチャ/ha) 10,000クワチャの現金支援 ⇒種子の購入、共同農場開墾等に係る労賃支払い、肥料購入等に支出
現在の活動	2016年から更なる利益を求めて共同農場を開始。Mushwara スキームの Farm 11の土地を無償で借りている。昨季(2016/2017)は1.5haの大豆を栽培し、メイズの栽培も予定していたが、肥料の遅延により昨季は諦めざるを得なかった。
来季以降の活動予定	来季も共同農場を継続し、大豆についてはプラス1ha、メイズについても芝居を開始したい。
共同農場収穫物の販売先	農作物の売り先に困っている。年に一回、政府運用の Food Reserve Agency が当地を訪れるが、買い取り価格が低いことから(前年が1サック95クワチャであったのに対して今年は50クワチャに下がった)、一般的にモングへ運ぶ。ただし、モングでもその日の市場状況により、価格が異なるため運次第である(1日の中でも価格は変動すること)。
共同圃場の利益分配	昨季分は収量もそれほど良くなく、来季の活動のためにお金をプールしておく予定である。今後は、労働貢献度等に応じてメンバー内で分配していくことを目指している。
ミーティング	執行メンバーは、毎月1回、他のメンバーとは活動内容に応じて適宜ミーティングの場を設けている(実際に他のメンバーとも前週に会合)。
その他のグループ機能等	現時点では、持ち回りで互いの土地を耕したり、社会保障の側面を持たせたりということにはできていない。まだその余裕がないというのが実情である。
現在抱えている課題	政府から肥料が供給されるのがしばしば遅れるため(昨季は2月)、収量が落ち込む。肥料の値段も上がっている。それに対して販売価格は減少している。

5.5.3 マユクワユクワ再定住区のホストコミュニティ

再定住区の Tower、Clinic、Mpande、Shibanga はもともと難民居住区であり、難民居住区外にザンビア人コミュニティが点在しているという状況であった。しかし、再定住区の境界を決定するにあたって、新たに Shibanga の南側に Lyamunale 及び Kanyaweza ゾーンが追加されることとなった。そのため、マユクワユクワの南側を流れる Lyamunale 川の周辺には複数のホストコミュニティが点

在している。Lyamunaleと接するShibangaゾーンには、現在も多くのアンゴラ元難民が居住しているもののLyamunale及びKanyawezaにはアンゴラ元難民は居住しておらず、ザンビアの村が点在しているという状況である。

再定住区内のホストコミュニティの中でも一番北側に位置するNyundu村（Nbunda族）と、北から3番目、Lyamunale川近くに位置するKamuwanya村（Nbunda族）において聞き取り調査を行った。両村は再定住区のLyamunaleゾーンの南側に位置している。

Nyundu村とKamuwanya村は、ともにChief Mufayaに属しており（後者については、Chief Muyaniと迷いつつ回答）、これまで良好な関係を築いてきたとのことであるが、再定住スキームを巡って賛成派と反対派に分かれ、反対派は賛成派から非難を受けているとのことであった。

反対派のNyundu村は、再定住スキームの南端をホストコミュニティの土地を内包しない、現在の境界よりも北側に設定するよう求めている。反対している主な理由は、家畜を飼育（放牧）し、作物を栽培するには1世帯あたり5haは小さすぎる（最低20haは必要）、ということである。この問題を背景に、当エリアとオフィス（LI事業関係者）はコンフリクトを抱えていると発言していた。アンゴラ元難民に対する悪感情は抱いていないようであるが、アンゴラ元難民が所有する牛が畑を荒らすことに対して不満を抱いていた。再定住スキームに対しては、反対の姿勢を取っているものの、区画申請をしなければ土地がもらえなくなると言われ申請をしたが、区画はまだもらっていないとのことであったが、DORに確認後、再度訪問した際には、区画を受領したと回答を変更した。

賛成派のKamuwanya村は、再定住スキームに賛成の姿勢を取っており、既に6世帯分すべての区画を受領済みとのことである。通学の関係上、子どものみを残して、いつでも再定住先に移動する用意があるとのことであるが、実際には他のホストコミュニティの動向を伺っている様子であった。再定住スキームを巡っては、反対派から裏切り者と陰口を叩かれているとのこと、少なからず再定住スキームが対象地域の村間の関係性に影響を与えていることがみてとれる。また、賛成はしたものの、6世帯分の区画を一箇所にして欲しいと希望したが受け入れられず、実際に割り当てられた区画は、散在していた（実際には、2世帯が隣接し（#1141（世帯主女性の息子）/#1142（同母）、#689（世帯主）/#691（世帯主女性の息子））、さらに2世帯がバラバラ（#697（世帯主女性の娘）、不明）という状況）。家族一緒に住みたいが、区画に居住しなければ区画を取り上げて他人に渡されるという噂を聞いたため、特に高齢の母親をどうすべきか、憂慮しているとのことであった。なお、両村において、現在の村の土地は、区画割りされることなく、その土地は維持されるとの説明を関係者からは受けているとのことであった。

5.5.4 マユクワユクワの周辺コミュニティ

Kanyawezaゾーンよりも南に位置する再定住スキーム外のザンビア人コミュニティ2村で、聞き取り調査を行った。2村の概要は以下のとおりである。

表 5.5.3 聞き取り対象2村の概要

項目	Mukango村	Namusa村
インフォーマント	Ms. Wamunima Angola (52)	Mr. Nyambe Hongolo (28)
村設立年	2000年(土地を求めて移住)	ずっと昔から(正確な年不明)
属するチーフ	Chief Mufaya	Chief Mufaya
村構成世帯	6世帯	3世帯
村の面積	15haくらいか	全くわからない。1世帯4-5haと思われ、全体で15ha程と試算。
区画申請の有無	5世帯が既に区画受領済み	申請を試みるもフォームがないことを理由に断られた
区画申請理由	土地権利書付きの広大な土地がもらえるため。	家族の土地ではなく、個人の土地が手に入るため。
アンゴラ元難民との関わり	加入している Cooperative の活動等を通して交流あり。良好な関係を築いている。	マーケットへの行き来やピースワーク、お葬式等を通じて交流あり。良好な関係を築いている。
主な栽培作物	メイズ、キャッサバ、マメ等	メイズ、キャッサバ、マメ、ラッカセイ、野菜等
現在の耕作面積	世帯あたり約1ha (自身は牛耕を活用して3ha程度)	世帯あたり4-5ha程度 (牛耕を活用)
肥料投入の有無	毎年施肥している	毎年施肥している
農作物の主な売り先	モング市場	モング市場、時に Shibanga ゾーンの市場でも少量を販売している。
所有家畜数	牛:1、ニワトリ:15	牛:12、ニワトリ:8
Cooperative への加入	Mushuawara Bに4年前から加入(アンゴラ元難民多数)	Mushuawara Bに5-6年前から加入(アンゴラ元難民多数)
加入動機	肥料を安く購入するため	肥料を安く購入するため
Cooperative 以外の協働	特になし。シオックとよばれる共同貯金システム(利子を伴う頼母子講のようなものか)があるが、自身は加入していない。	特になし。自身の農地に集中した方が効率が良いため。
外部者からの支援	Concern Worldwide より農業資材を受領	支援なし
ニーズ	・農業支援(肥料、牛耕用牛) ・家屋支援 ・家族バラバラにならずに再定住区に住めるようにしてもらいたい	・農業支援(特に肥料)

両村とも、再定住スキームに対して悪い印象は持っておらず、Namusa村では申請が叶わなかったが、調査時においても申請を諦めていない様子であった。

5世帯が区画を受領しているMukango村においては、区画を受領できたことに対しては満足しているものの、5世帯の区画が点在していることに不満を抱いている(#335B、#357B、#445、#1318、#1321)。他の家族は1カ所に固まって区画が割り当てられており、州DORに訴えたところ、再度当該村を訪問することが約束されたが、1年以上経った今も実施されていないとのことである。

家族がバラバラになってしまうことから区画への移住は開始しておらず、1時間程の距離にある再定住区においては耕作のみを行っている状況である。なお、再定住区へ移動したとしても、現居住地周辺の農地は維持するとのことである。また、申請時、UNHCRから全区画に対する住居支援が約束され、他人の区画では実行されているものの自分たちのところでは支援が受けられていないことにも不満を述べていた。

なお、Namusa村で聞き取りを行った男性は、各世帯（叔父・兄世帯）の区画が離れたとしても、自分の土地が欲しいため、再定住スキームへは申請を引き続き試みたいとのことであった。

5.5.5 難民、元難民、ホスト・周辺コミュニティ間の軋轢の有無

本調査では、メヘバにおける聞き取りで挙げられたような国籍の別による軋轢は確認されなかったが、関係者によるLI事業の進め方の不備（特定の区画を複数世帯に配分している例や、一部の世帯により大きな面積の区画を配当している例）等から元難民間の関係悪化や妬みの感情の創出等が一部でみられた。地域の治安を守る目的で設立されたNeighborhood Committeeのリーダーへの聞き取りでは、特に住民間の対立は認められないとのことであった（一夫多妻に端を発した確執等は存在）。しかし、ルワンダ元難民のザンビア人妻への聞き取りで、留守中に家が放火（1カ月程前の出来事で、周辺が焼けていないことから野火ではない模様）されたことが明らかになっている。夫は9カ月程前に妻へ暴力を振るったことから連行されているが、夫に対して悪感情を抱く人も近隣住民に少なからずおり、妻はそのような近隣住民の犯行ではないかと考えているとのことであった。素行・酒癖の悪い夫に対する個人的な恨みの可能性もあるが、ルワンダ人であることに起因したものである可能性等も排除できないため、プロジェクトの実施に際しては、丁寧な聞き取りが必要である。

次にザンビア人と難民・元難民との関係性であるが、既述のとおり周辺コミュニティとマユクワユクワに居住する難民、元難民の間に特筆すべきコンフリクトは本調査では確認できなかった。しかし、一部のホストコミュニティや当該地域を包括するチーフは、再定住スキームを快く思っていないことが明らかとなっている。ホストコミュニティ・チーフとも、元難民や難民に対しては不満を抱いていないが、再定住スキームを推し進めるDOR等、ザンビア政府関係者に対して不満を抱いている状況である。このように、LI事業がコンフリクトを助長している例（チーフ同士のコンフリクト、ホストコミュニティ間のコンフリクト、区画の重複割り当てによる住民同士のコンフリクト等）が散見されており、LI事業が進捗している状況の中、どのようにホストコミュニティやチーフの不満を解消していくのかについては難しいところであるが、UNHCRやDORが再度の対話を約束したにも関わらず、反故にされているというのが彼らの認識であり、プロジェクトの実施に際しては留意が必要である。

5.6 生計活動にかかる調査結果

5.6.1 農業を中心とする生計活動の実態

(1) 農業を中心とする生計活動に関する調査の実施概要

再定住区に居住する元難民の生計手段を把握するため、調査を実施した。本件の位置づけ（本調査の結果をもとに、将来の案件形成に向けての方向性を検討する）に鑑み、再定住区内に居住する10世帯程度の元難民を調査対象とした。対象の世帯は、DORのスキームコーディネーターより紹介を受けたアンゴラ人通訳者の情報より、ブロック内について地理的な偏りがないよう抽出した。

また、周辺コミュニティと比較するため、周辺地域（ホストコミュニティを含む）より同数程度の世帯及び再定住区に移る前の生計状況を確認するため、難民居住区に居住する元難民の数世帯に対して調査を行った。

1) 調査対象者

調査対象者を下表に示す。

表 5.6.1 生計活動調査対象者

再定住区	難民居住区	周辺地域
アンゴラ人元難民	アンゴラ人元難民	ザンビア人
11世帯	2世帯	6世帯

2) 調査方法

質問票（Annex 4参照）を用いた半構造化インタビューによる調査を行った。再定住区における調査対象世帯数は再定住区の割り当てられた区画に居住するアンゴラ人元難民280世帯（2-28頁の表 2.7.3参照）の3.9%（11世帯）に過ぎない。このため、DORのスキームコーディネーターより紹介を受けたアンゴラ元難民の地区教会青年部リーダーをキーインフォーマントとしてインタビューを行い、生計活動・家計の詳細を確認した。

(2) マユクワユクワ地区における生計活動及び家計調査の結果

1) 生計活動調査結果

マユクワユクワ地区における生計活動を下表に示す。再定住区の耕作面積は0.25~5.0 haで、難民居住区（0.63~1.25ha）、周辺地域（0~1.0ha）と比較して大きくなっているが、これは1世帯の耕作面積が5.0haと大きく、これを除く10世帯の耕作面積は0.25~3.0ha（平均0.94ha）であり、難民居住区・周辺地域と大きな差はない。

調査対象19世帯の内、主食であるメイズは15世帯（約8割）で栽培されている。再定住区のメイズの収量は200~800 kg/ha（外れ値を除く）で、難民居住区（200 kg/ha）、周辺地域（100~250 kg/ha）と比較して大きな違いは無い。一方、マユクワユクワ地区の位置する西部州の中・小規模農家のメイズ収量はカオマ県1.5 t/ha、モング市域 540 kg/haである¹⁶。

マユクワユクワ地区全体として、雨期にメイズ、キャッサバ、落花生、サツマイモを栽培している。乾期作として小規模に野菜が栽培されていた。再定住区では、水稻栽培¹⁷（1世帯）、漁業（1世帯）の活動が確認されているほか、農業以外に、大工（2世帯）、スコーンの販売（1世帯）等の活動が確認されている。

¹⁶ 西部州農業調整事務所（PACO：Provincial Agricultural Coordination Office）のコーディネーターからの聞き取り

¹⁷ 再定住区西部に位置する低平地において稲作が行われている。

表 5.6.2 マユクワユクワ地区における生計活動の結果

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1.調査対象者数(世帯)	11	2	6
2.世帯人数(平均)	3~14(6.6)	10~11(10.5)	1~8(4.3)
3.耕作面積(平均)	0.25~5.0ha(1.3ha)	0.625~1.25ha(0.95ha)	0~1.00ha(0.65ha)
4. 営農形態			
メイズ栽培	8(72.7%)	2(100.0%)	5(83.3%)
面積	0.25~3.00ha	0.50ha	0.50~4.00ha
生産量	100~2,000kg	100kg	50~500kg
収量	200~800kg/ha	200kg/ha	100~250kg/ha
キャッサバ栽培	8(72.7%)	1(50.0%)	3(50.0%)
面積	未収穫のためデータなし	2.00ha	0.5~2.00ha
生産量	同上	25 kg	-
収量	同上	-	-
落花生栽培	5(45.4%)	1(50.0%)	1(16.7%)
面積	0.25~0.50ha	1.00ha	1.00ha
生産量	100~250kg	-	-
収量	400~500kg/ha	-	-
サツマイモ栽培	5(45.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)
面積	0.25~0.50ha	-	-
生産量	50~1,500kg	-	-
収量	100~1,500kg/ha	-	-
上記以外の活動	漁業(2世帯)	水稻(1世帯)	
5. 農業以外の生計活動	大工(2世帯)、スコーンの販売(1世帯)	薬(動物用)(1世帯)、タクシー(1世帯)	炭販売(1世帯)、屋根用の藁販売(1世帯)

また、再定住区における2015年~2017年の作付実績、2016年作付実績等に基づくマユクワユクワ地区の生計活動と季節カレンダーを以下に示す。

表 5.6.3 再定住区作付実績

事例1	穀類(メイズ)+イモ類(キャッサバ)					
2015年	-	-				
2016年	メイズ	0.25ha	キャッサバ	0.25ha		
2017年	メイズ	0.25ha	キャッサバ	0.125ha		
事例2	穀類(メイズ)+豆類(落花生)+野菜(ハクサイ)					
2015年	-	-				
2016年	メイズ	0.75ha	キャッサバ	0.5ha	落花生	0.125ha
2017年	メイズ	1ha	キャッサバ	1ha	落花生	0.5ha
事例3	穀類(メイズ)+イモ類(キャッサバ)+野菜(ニンジン)					
2015年	-	-				
2016年	-	-				
2017年	メイズ	0.75-1ha	キャッサバ	0.125ha	ニンジン	0.125ha
事例4	穀類(メイズ)+イモ類(キャッサバ)+豆類(落花生)					
2015年	-	-				
2016年	メイズ	0.75ha	キャッサバ	0.5ha	落花生	0.5ha
2017年	メイズ	0.5ha	キャッサバ	0.75ha	落花生	0.5ha
事例5	穀類(メイズ)+イモ類(キャッサバ)+豆類(落花生)					
2015年	-	-				
2016年	メイズ	0.5ha	キャッサバ	0.125ha	落花生	0.25ha
2017年	メイズ	0.75ha	キャッサバ	0.25ha	落花生	0.25ha
事例6	穀類(メイズ)+イモ類(キャッサバ)+豆類(マメ)					

2015年	メイズ	0.25ha	キャッサバ	0	マメ	0.125ha		
2016年	メイズ	0.5ha	キャッサバ	0.25ha	マメ	0.25ha		
2017年	メイズ	0.75ha	キャッサバ	0.125ha	マメ	0.5ha		
事例7 穀類（メイズ）＋イモ類（キャッサバ）＋豆類（落花生、マメ）								
2015年	-	-						
2016年	-	-						
2017年	メイズ	0.5a	キャッサバ	0.5ha	落花生	0.25ha	マメ	0.25ha
事例8 穀類（メイズ）＋イモ類（キャッサバ）＋豆類（落花生、マメ）								
2015年	メイズ	0.25ha	落花生	1ha	キャッサバ	0.25		
2016年	メイズ	3ha	落花生	1ha	マメ	0.5ha	キャッサバ	0.5ha
2017年	メイズ	4ha	落花生	3ha	マメ	0.25ha	キャッサバ	1ha
事例9 穀類（メイズ）＋イモ類（キャッサバ）＋豆類（マメ、落花生）								
2015年	メイズ	1.5ha	キャッサバ	3ha	マメ	0.75ha	落花生	0.125ha
2016年	メイズ	2ha	キャッサバ	1ha	マメ	0.5ha	落花生	1.25ha
2017年	メイズ	6ha	キャッサバ	1ha	マメ	1ha	落花生	0.25ha
事例10 穀類（メイズ）＋イモ類（キャッサバ）＋豆類（落花生、マメ）＋野菜（キャベツ）								
2015年	メイズ	1ha	キャッサバ	0.25ha	落花生	0.75ha	マメ	0.25ha
2016年	メイズ	0.75ha	キャッサバ	0.75ha	マメ	0.25ha		
2017年	メイズ	1.25ha	キャッサバ	0.5ha	Cabbage	0.25ha		

表 5.6.4 マユクワユクワ地区の生計活動と季節カレンダー

Items	Dry-		Rain-				Dry Season					
	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep
Cultivation	- Maize			L				H				
	- Cassava									L		
	- Sweet Potatoes							L			H	
	- Beans			L						H		
	- Ground Nuts		L						H			
- Horticultural Crops		L					H					
Livestock	Livestock sales											
	Risk of disease											
Livelihood	Charcoal/firewood											
	Fishing/fish catching											
	Honey production											
	Labour migration											
	Wild food consumption											
	Mushroom harvest											
	Food purchase											
	Dry spell/ drought											
	Water logging (plains)											
Hunger season												
Rainfall pattern for Kaoma Meteorological Station (ZARI, 2016)												
			220mm	219mm	204mm							
		116mm				121mm						
	28mm						26mm	3mm	(0)	(0)	(0)	1mm
	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep

備考：L = Land preparation to harvest、H = Harvesting

2) 家計調査結果

マユクワユクワ地区における世帯の年間収入、支出を図 5.6.1に、作物収入を表 5.6.5に、農業以外の活動からの収入を表 5.6.7に示す。再定住区の世帯はメイズの余剰と落花生、マメを販売しており、販売量はメイズ100~500kg、落花生50~100kg、マメ50~150kgで、おのおの75~1,000ZMK

(約8~111ドル¹⁸)、100~200ZMK (約11~22ドル)、120~360ZMK (約13~40ドル) の収入になる。農業の傍ら漁業も営む2世帯の漁業収入平均は550クワチャ (約61ドル) であった。『マユクワユクワ地区の生計活動と季節カレンダー』(表 5.6.4) に示したように、メイズは5-6月、落花生は5-7月、マメは5-6月に収穫され、この時期に販売収入が見込まれる。キャッサバは、収穫までおよそ2年を要することから、再定住区においてはまだ収穫に至っていない。漁業は乾期の8-11月に行われている。

再定住区の年間平均収入は、1,000クワチャ (約111ドル) 以下が約7割以上 (72.7%) を占めるが、周辺地域ではさらに低くなっている (75.0%)。再定住区において年間収入が1000クワチャを超える3世帯の内2世帯は大工仕事で収入を得ている。年間支出は、再定住区の世帯において1,000クワチャ (約111ドル) 以下が63.6%を占めるが、周辺地域では全世帯が、1,000クワチャ以下の支出となっている。収入、支出ともに難民居住区が最も高くなっており、当該世帯は、水稲作、薬の販売、レンガ工及び運送業 (タクシー) から収入を得、農作物はすべて家庭での消費にしている。再定住区の支出の内訳をみると、肥料等の農業用資材、農外収入源 (家具職人) の材料費、教育費が挙げられた。

一方、ザンビア国の小規模農家の世帯平均年収は8,317クワチャ (922ドル) である¹⁹。農業を中心として生活を営む再定住区、周辺地域の収入・支出はこれを大きく下回り、作物販売収入は極めて少ない。

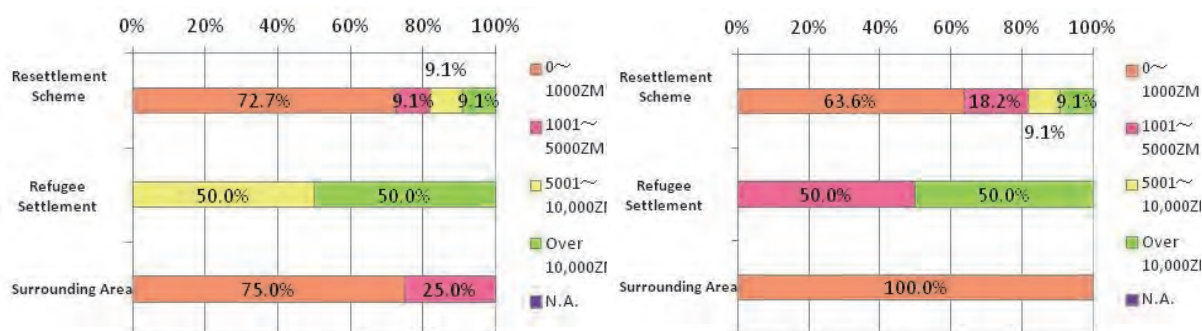


図 5.6.1 家計調査世帯の年間収入 (左図) と年間支出 (右図) (マユクワユクワ)

表 5.6.5 家計調査世帯の主な支出内容 (マユクワユクワ)

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	11	2	6
2. 支出内容	農業資材[肥料](1)、木材[家具職人](1)、教育費(2)	教育費(2)、農業資材[肥料](1)	農業資材[肥料](1)

¹⁸調査時期にあたる2017年7月・2017年8月のJICA精算レートの加重平均値を換算値に使用。

¹⁹ Central Statistical Office (2016) 2015 Living Condition Monitoring Survey Report, CSO, Lusaka における月平均収入 (Household Mean Monthly Income = Total monthly income of all households for 12 months / the total number of households in Residence, Stratum or Province) を基に推算

表 5.6.6 マユクワユクワ地区の作物収入

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	11	2	6
2. 世帯人数(平均)	3~14 (6.6)	10~11(10.5)	1~8 (4.3)
3. 作物収入			
メイズ販売量	100~500kg	100kg	-
メイズ販売収入	75~1,000ZMK	-	120ZMK
落花生販売量	50~100kg	-	-
落花生販売収入	100~200ZMK	-	-
マメ販売量	50~150kg	-	-
マメ販売収入	120~360ZMK	-	-
4. 市場・販売先	メイズ:農家庭先買い付け(3)、モング ²⁰ (1)、政府買付(FRA:Food Reserve Agency)(1)、マユクワユクワ(2) キャッサバ:モング(4)、農家庭先買い付け(1)、マユクワユクワ(1) マメ:モング(1)、マユクワユクワ(1) 落花生:モング(1)	コメ:Livingstone(1) マメ:WFPプログラムによる買付(1)	

表 5.6.7 マユクワユクワ地区の農業以外の活動収入

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	11	2	6
2. 世帯人数(平均)	3~14 (6.6)	10~11(10.5)	1~8 (4.3)
3. 農業以外の活動収入			
大工	8,000~11,000ZMK	-	-
スコーン販売	200ZMK	-	-
薬(動物用)販売	-	6,000 ZMK	-
タクシー	-	10,000 ZMK	-
炭販売			NA
屋根用の藁販売			NA

3) 農業ポテンシャル

マユクワユクワ地区は、農業生態ゾーン II b (年平均降雨量 700-1,000mm) に属する。南北に延びる難民居住区・再定住区に沿って東側に水量の豊富な河川(ルアンパ川)が存在する。地区西側には平原が広がり、多くの農地が立地する。平原部では雨期に地下水位が上昇し、所により湛水が生じる。地区内の丘陵地(台地)にはルアンパ川へと注ぐ溪流が複数存在し、谷地部を形成する。他方、井戸水の水枯れも散見され、地下水位の年変動は大きいものと推察される。地区内には、砂質土壌が分布し、農業に適しているとはいえない環境下にある。DORは、土壌調査の実施機関であるZARIの協力を得て再定住区の土壌の主要作物に対する適性度の評価付けを行っている。しかし、農家に対する助言や指導のないままに、大区画が割り当てられ、耕作適地の選定は農家に委ねられているのが現状であり、マユクワユクワ地区の再定住区に居住する農家世帯は、過去2年の栽培経験から肥沃度改善への対応に試行錯誤している。

²⁰ モング市場までの運搬は、バイヤー買付の場合、または個人で輸送手段を確保して運搬する場合が確認された。

地区の主要産物は、メイズ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、落花生であり、難民居住区の世帯ではコメを栽培している農家も確認された。養殖池を個人で所有する世帯は確認されなかったが、農業省の技術普及活動の一環で再定住区内に5つの養殖池が整備され、5つの養殖グループ（20-30人/グループ）が養殖を実施している。再定住区の世帯はヤギ、牛、鶏、豚を所有しているが、農業機械を所有する世帯は確認されなかった。

表 5.6.8 メヘバ地区の農業ポテンシャル

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	11	2	6
2. 世帯人数(平均)	3~14 (6.6)	10~11(10.5)	1~8 (4.3)
3. 主要産物	メイズ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、落花生	メイズ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、落花生、コメ	メイズ、キャッサバ、マメ、落花生
4. 家畜	ヤギ所有:5世帯(1~6頭/世帯) 牛所有:3世帯(1~8頭/世帯) 鶏所有:10世帯(2~25羽/世帯) 豚所有:1世帯(5匹/世帯)養殖池所有:0世帯	牛所有:2世帯(3~5頭/世帯) 鶏所有:2世帯(10~32羽/世帯) 豚所有:1世帯(5匹/世帯) 養殖池所有:0世帯	牛所有:1世帯(1頭/世帯) 鶏所有:2世帯(4羽/世帯)養殖池所有:0世帯
5. 農業資材	灌漑ジョウロ所有:9世帯 牛耕:1世帯 穀物倉庫:5世帯	バケツ所有:2世帯	

再定住区内には、約230ha（10 haの区画が23筆相当）の中で稲作が展開されている。栽培農家の多くはアンゴラ人、ブルンジ人であるがザンビア人農家も存在する。栽培品種は、アンゴラより1960年代後半に導入された品種で、散播方式がとられている。2009年ころより西部州で栽培されているSUPAも導入されている。多くの農家は所定の圃場に加え平原／季節湿地の未利用地“*No-man's-land*”を取り入れて栽培を行っている。当地区における水田については畦畔で囲まれた水田形態は認められない。現在まで、JICA技術協力プロジェクトによる支援経緯はないが、Rice Disseminatin Project（2015年12月～2019年9月）の現行フェーズにおいてカオマ郡が対象地域に含まれている。

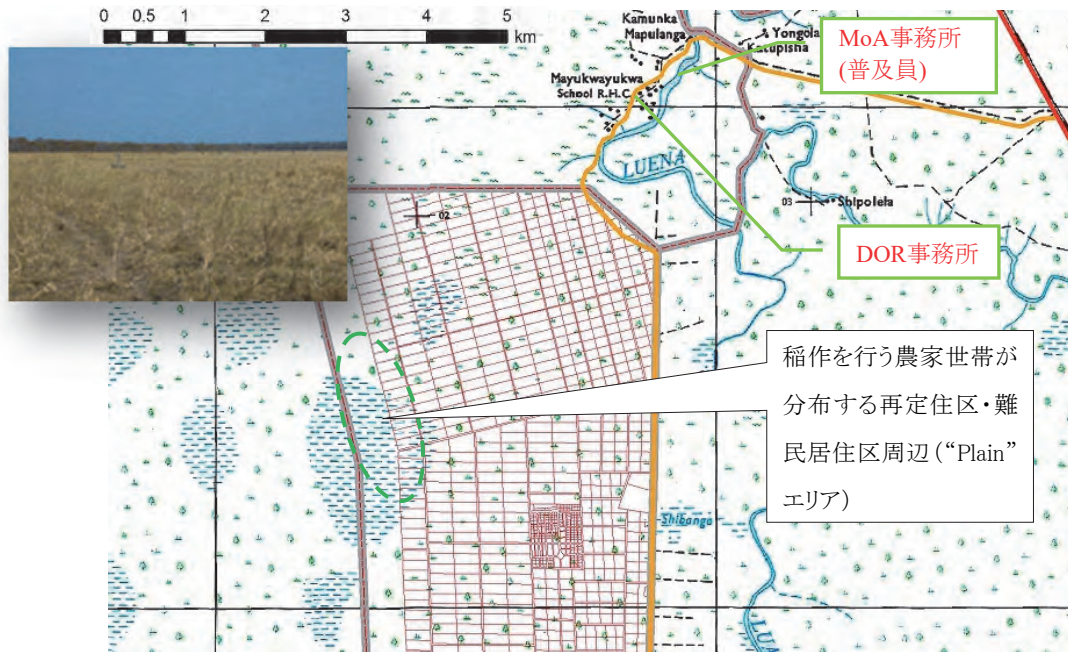


図 5.6.2 マユクワユクワ難民居住区・再定住区周辺及び稲作を行う区画（世帯）位置

4) 技術支援ニーズ

i) 農業省の普及体制支援

農業省の現地普及体制として、マユクワユクワ地区及び周辺地域を管轄するブロック普及員（BEO）1名、キャンプ普及員（CEO）7名、フィールドファシリテーター9名が配置されている。普及員は、後述する再定住支援事業において、裨益者（元難民）の選定にかかる調整等には関わっていた模様だが、実際の普及活動の実績は少なく、湧水を活用した養殖池の設置支援のみが普及員の活動として確認されている。また、ZARI支所の試験圃場において、耐乾性を有するミレット品種、コメの栽培試験を行っているほか、キャッサバの早熟品種（収穫まで1.5年間、一部農家で既に導入）の栽培試験、通常のキャッサバ品種（収穫まで2年間）を利用した増殖試験を行っている。しかし、試験後の品種の種子提供等を受ける農家は限定的で、試験成果の普及・活用は確認されていない。

マユクワユクワ地区は、JICAの技術協力プロジェクト「孤立地域参加型村落開発計画（PaViDIA）」（2002～2009年）の対象地域に含まれていた。加えて、「農村進行能力向上プロジェクト（2009～2014年）」で導入された普及員手帳（Agriculture Diary for Extension Officers）等の管理ツールが研修履修者であるブロック普及員・キャンプ普及員に利用されている。

ii) 技術支援ニーズ

再定住区では、調査対象世帯のうち1世帯を除き、NGO（CARITAS、ConcernWorldwide）による研修受講経験があった。難民居住区では大工仕事と煉瓦づくりの研修を受け、煉瓦販売が収入源の1つになっている世帯も確認された。NGOによる研修機会を除くと技術普及（農産・畜産・水産、生計活動一般）の支援は少ない。

再定住区における生計活動の喫緊の課題として、農業生産資材（特に肥料）へのアクセス、割り当てられた広い土地を耕し圃場の準備をするのに必要な労働力の不足、水へのアクセス（井戸水の水質、水枯れ）、インフラへのアクセス（市場、家屋・圃場へのアクセス、メイズ製粉所へのアクセス）、土壌の肥沃度が挙げられた。

再定住区に居住する世帯は、移住後（2016年）に上述のような研修受講機会を得ている。一方、再定住区において割り当てられる5-10haの広い土地で、且つ土壌肥沃度も高くない中、圃場準備に必要な労働力（家族労働力、牛耕等の畜力、日雇い作業者による耕うん作業）と農業資材（土壌が肥沃でないため肥料は不可欠）の確保が世帯努力では困難である状況にあり、これらに対応する共同活動の促進及び支援体制の構築が求められる。

表 5.6.9 マククワユクワ地区の農業ポテンシャル、技術支援ニーズ

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	11	2	6
2. 世帯人数(平均)	3~14 (6.6)	10~11(10.5)	1~8 (4.3)
3. 世帯主教育水準	~Grade 6:1 世帯 Grade7~9:1 世帯 無回答:9 世帯	Grade7~9:2 世帯	~Grade 6:5 世帯 Grade7~9:1 世帯
4. 技術支援へのアクセス(2014-2016年)	CARITAS(ローン、起業家精神にかかる研修):4 世帯 ConcernWorldwide(土壌保全農法の研修・スタートアップ資材の配布):7 世帯	ConcernWorldwide(大工・煉瓦づくり):1 世帯	
5. 自身の抱えている課題事項	・生産資材(肥料)へのアクセス ・労働力 ・水へのアクセス(井戸水の水質、水枯れ) ・道路(市場へ、家屋・圃場へのアクセス) ・加工施設へのアクセス(メイズ) ・土壌の肥沃度	・生産資材(肥料)へのアクセス ・水へのアクセス	・生産資材(肥料)へのアクセス

5) 農外活動について

1)~4)の調査結果より、メヘバ地区と同様、再定住区における作物栽培収入は限定的である。基幹作物の自給分を確保するのが精いっぱい、漁業や農業以外の活動（調査において確認されたのは大工、スコーン販売、動物用薬販売、タクシー業、炭販売、屋根用藁販売）で収入源を多様化しなければ必要収入には全く届かない状況にある、とされる。

調査の対象数が非常に限られていたことから、上記見解を確認するため、DORのスキーム・コーディネータより紹介を受けた地区教会青年部リーダーのアンゴラ元難民に対してインタビューを行った。同氏は上記と同様の見解を示したほか、難民居住区において長期（30~40年以上）にわたり定住してきた中で、元難民がホストコミュニティへ経済的貢献をしてきたことについて、以下の例を挙げた。

親子2代にわたりマユクワユクワ地区に居住し、小規模な園芸を営む傍ら、中古車2台を購入し、農産物品の輸送業を展開している。ザンビア人も雇用しており、地域経済への貢献を自負している。長年にわたりビジネス基盤をホストコミュニティとともに築いてきたことが、移住によって崩れてしまう。

5.6.2 生計活動の産物の販売拠点となる周辺マーケットの状況

(1) 調査概要

マーケットへのアクセス状況や、実際の販売頻度等を概観するため、市場調査を行った。マユクワユクワ地区の産物の販売先として、i) マユクワユクワ地区内の市場、ii) モング、iii) 農家庭先(近所、地区内市場からの買付)、iv) 政府買付 (FRA : Food Reserve Agency)、v) WFPプログラムによる買付 (マメ) が確認された。

メヘバでの市場調査と同様、マユクワユクワ地区の住民が主に利用すると回答したモング市場及び難民居住区内の市場を調査した。難民居住区内の市場では、メヘバと同様、インフォーマルに販売を行っている人への聞き取りとしたが、モングでは、i) マユクワユクワとモングを行き来するトラックの利用者、ii) マユクワユクワからの販売者の競合相手とされるムンブワ (モングとルサカの幹線道路沿いの町) から来ているのみを対象に聞き取りを行っている。

(2) 調査結果

調査結果を下表に示す。地区内の市場以外では、カオマ (車で約1時間30分)、モング (車で約2時間30分) があり、定期的に運行しているトラックや乗用車に農産物を持ち込んで、売りにしている。メヘバ地区に比べると、マーケットの環境は恵まれていない。マユクワユクワとモングやカオマ間を運航している車両を利用して農産物を運んでいる農民も見られるが数は少ない。特に再定住区では生産量が少なく、トラックを用いてマーケットへアクセスすることを困難にしている。ソルウェジ郡のスターチ製造企業は、今後キャッサバの収穫にあわせてマユクワユクワ地区にも買い付けに来る予定であるが、まとまった生産量が見込めない場合は、ソルウェジから買い付けに来るかは不透明である。

表 5.6.10 聞き取り調査結果 (市場)

調査項目	モング市場	マユクワユクワ市場
聞き取り対象者	14名	19名
国籍・性別	マユクワユクワ及び周辺地域 ザンビア人:4名(男性:2、女性:2) アンゴラ人:4名(男性:1、女性:3) ムンブワ ザンビア人:6名(男性:3、女性:3)	ザンビア人:6名(男性:3、女性:3) アンゴラ人:8名(男性:1、女性:7) ルワンダ人:1名(男性:1、女性:0) DRC人:4名(男性:1、女性:3)
どこから来たか	マユクワユクワ難民居住区:2名 マユクワユクワ再定住区以南:6名	マユクワユクワ難民居住区:14名 マユクワユクワ再定住区:1名 周辺地域:5名(すべてザンビア人)
交通手段	マユクワユクワ及び周辺地域 トラック(キャンター):8名 ムンブワ トラック(キャンター/ フソー):6名	マユクワユクワ難民居住区 徒歩:13名 牛荷車:1名 周辺地域 徒歩:3名

調査項目	モング市場	マユクワユクワ市場
		自転車:1名 牛荷車:1名
移動にかかる平均時間	マユクワユクワ及び周辺地域:6~7時間 ムンブワ:8~9時間	マユクワユクワ難民居住区 徒歩:約17分(5~45分) 牛荷車:15分 周辺地域 徒歩:約34分(15~60分) 自転車:10時間 牛荷車:12時間
滞在予定期間	マユクワユクワ及び周辺地域 日帰り:6名 2-3日:2名 ムンブワ 日帰り:2名 2-3日:4名	マユクワユクワ難民居住区 日帰り:14名 周辺地域 日帰り:3名 1-2週間:2名
訪問(販売)頻度	マユクワユクワ及び周辺地域 平均:年間2.1回(1~6回/年) ムンブワ 平均:年間2.0回(1~3回/年)	マユクワユクワ難民居住区 毎日:12名 週3回:2名 周辺地域 毎日:2名 月1回:1名 年1-2回:2名
販売物	マユクワユクワ及び周辺地域 メイズ、キャッサバ、サツマイモ、オレンジ、トマト、マメ ムンブワ メイズ、サツマイモ、トマト、キャベツ	マユクワユクワ難民居住区 コメ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、野菜、サトウキビ、木炭、中古衣類等 周辺地域 魚、牛肉(4頭分)、トマト、スコーン
1回に稼ぐ金額	マユクワユクワ及び周辺地域 平均:2,303クワチャ (1,150~4,375クワチャ) ムンブワ 平均:3,352クワチャ (1,960~5,000クワチャ)	-

5.7 マユクワユクワ再定住区における基礎インフラの整備状況

(1) 計画案の作成状況

- (a) マユクワユクワ再定住区全体の平面計画は作成済み(図 5.7.1)。西部州の計画局 (Department of Physical Planning) により承認されている。
- (b) 境界杭は、西部州の測量局 (Department of Survey) により現地に設置済み。再定住区内北部にある2014年に設置された杭は、道路工事や農業作業による影響及び盗難にて確認が難しい。再定住区中央部に2016年に設置された杭は、現場にて複数箇所の確認が可能である。なお、各杭の座標データは取得済みで、土地登記作業に必要な地籍図の作成中。
- (c) アロケート可能な区画数 1078 : 1327 (総区画数) - 214 (サービスセンター区画) - 12 (サービス区画: 学校4、保健施設3、墓地3、オフィス街区2) - 23 (居住不適地)

(2) 全体計画

西部州の計画局による作成及び承認による計画インフラリストは以下となる。

表 5.7.1 マユクワユクワ再定住区におけるインフラ開発計画

項目	単位	数量	備考
公共施設			
1. 道路			
街区道路 (W=5.5m)	km	158	
2. 学校			
Primary School	施設	4	
3. 保健施設			
Health Centre	施設	3	
4. 水供給施設			
井戸	カ所	150	

項目	単位	数量	備考
その他施設			
5. サービスセンター	カ所	1	214区画を占有
6. 墓地	カ所	3	
7. 農産物集積所	カ所	1	
8. 貯水池	カ所	1	
9. Office Block	カ所	2	

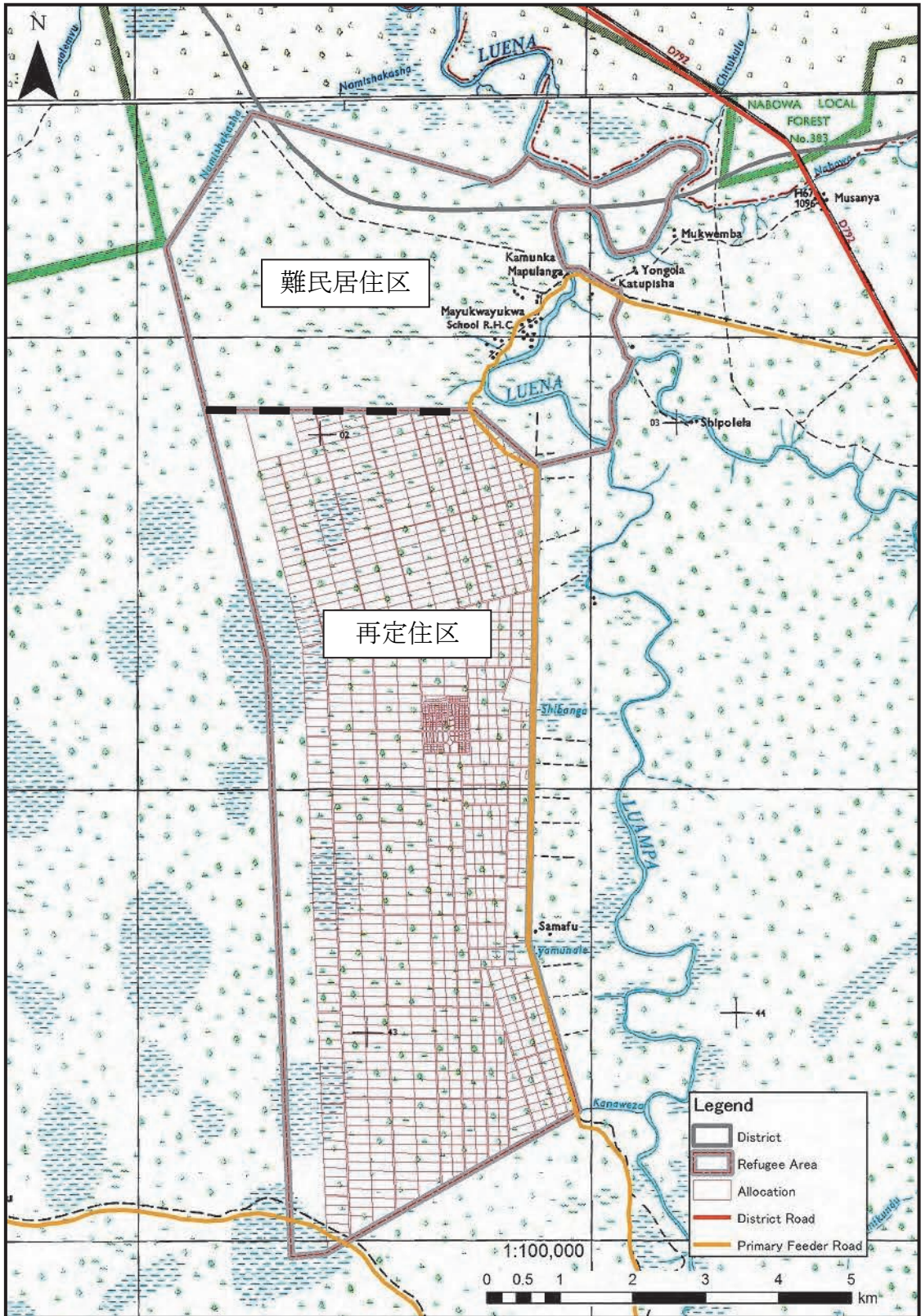


図 5.7.1 マククワクワ全体計画図

(3) 道路整備状況

UNHCRにより計画道路の一部は施工済み。

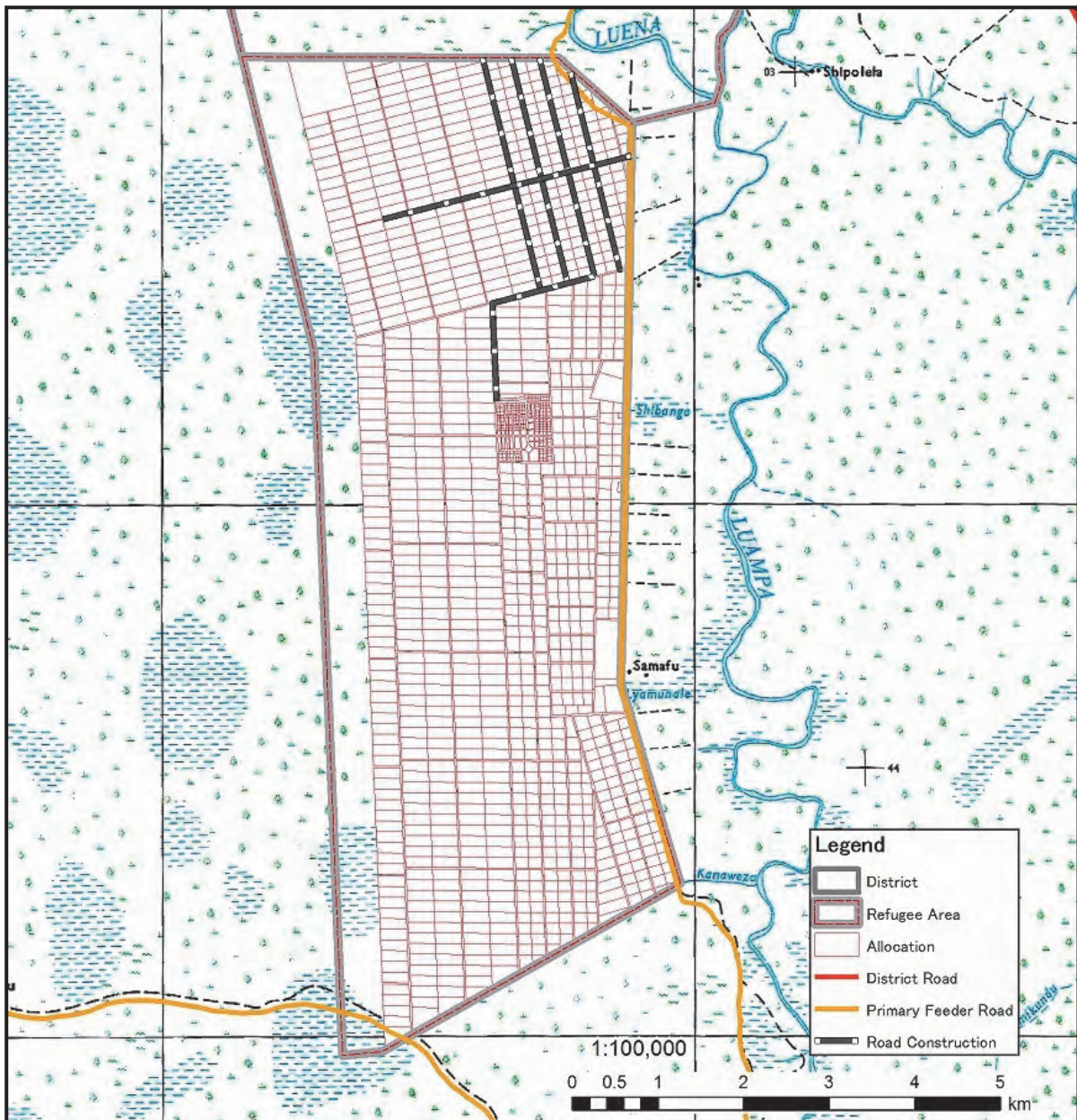


図 5.7.2 再定住区内施工済道路位置図

表 5.7.2 マククワクワ再定住区内の道路整備状況の概要

項目	概要
● 整備済 街区道路 40 km (W=5.5 m グラベル舗装)	UNHCRの支援によりZambia National Serviceがグラベル道路を施工済。
● 整備中 街区道路 15 km (W=5.5 m グラベル舗装)	UNHCRによりPINE ROADS CONTRACTORが2016年の11月より施工中。現在の進捗は2017年5月時点で2.7 km。
● 既存道路 メイン道路 14.4 km (W=10~12 m グラベル舗装)	M9から難民区域へのアクセス道路

※ グラベルの材料は、区画9、12東側周辺の再定住区域に隣接した土取り場より採取。



難民区域内現道



再定住区内整備済アクセス道路



保健施設 Mayukwayukwa2入口部



再定住区部U4主アクセス道路



再定住区部U4主アクセス道路
(Lyamunale Primary School脇)



再定住区部U4主アクセス道路



再定住区部U4主アクセス道路 (沢部)



再定住区内整備済道路

(4) 教育施設整備状況

マユクワユクワ地区内には難民居住区及び再定住区に中学校、小学校、コミュニティスクールが整備されている（下表を参照）。教育施設の現状について、再定住区内及び難民居住区内別に以下に整理する。

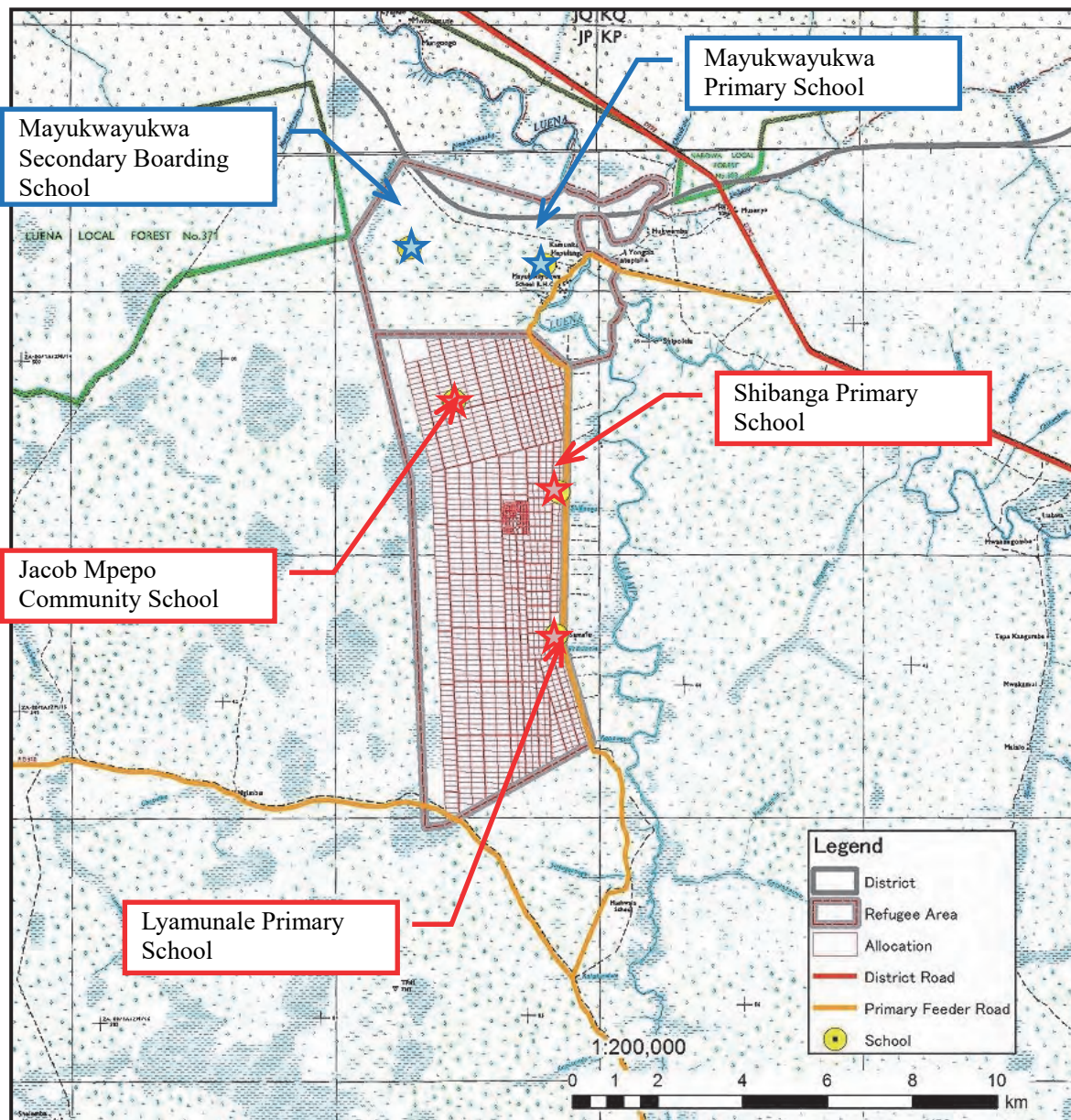


図 5.7.3 教育施設位置図





1) 再定住区内

UNHCRにより既存の小学校の増築等を実施。なお、現時点で再定住区内に位置する教育施設は以下のとおり。

表 5.7.3 マユクワユクワの再定住区内教育施設の詳細

教育施設	施設概要	支援機関	概要
Shibanga Primary School	- 1x3 Classroom Building - 2 no. 1x2 Classroom Building - Staff House - 3 Staff Houses - 5 Toilets for Boys - 5 Toilets for Girls - 2 Toilets for Teachers	・ザンビア政府 ・UNHCR支援 ・ザンビア政府 ・UNHCR支援	・ Grade 1 ~ Grade 7 ・ 生徒数623人。Chiyokoma Community SchoolがUNHCRにより廃校。そこに通っていた生徒281人がShibangaに転向。 ・教師数4名。(8名から減)
Lyamunale Primary School	- 1x3 Classroom Building - 1x2 Classroom Building - 5 Staff Houses - 2 Toilets for Boys - 2 Toilets for Girls	・ザンビア政府 ・UNHCR支援 ・UNHCR支援	・ Grade 1 ~ Grade 9 ・ 生徒数277人。 ・ 教師数6名。
Jacob Mpepo Community School	- 1x2 Classroom Building - Staff Houses	・UNHCR支援 ・UNHCR支援	・ Grade 1 ~ Grade 4 ・ 生徒数108人。 ・ 教師数2名。 ・生徒用のトイレが建設されず、仮設のトイレを使用中。

各既存施設の現況写真を以下に示す。

a) Shibanga Primary School	
	
b) Lyamunale Primary School	
	

c) Jacob Mpepo Community School



各学校の生徒数や学年、教員の数は以下となる。

表 5.7.4 マユクワユクワ再定住区内の小学校の生徒数・教室数等

学校名	学年	生徒数						合計	教員 の数	教室 数	クラス 数
		ザンビア人			ザンビア人以外						
		男児	女児	計	男児	女児	計				
Shibanga Primary School*	1 to 7	70	64	134	99	109	208	342	8	7	7
Chiyokoma Community School (Closed)	nursary to 5	16	13	29	137	115	252	281		3	6
Jacob Mpepo Community School	1 to 4	9	11	20	43	45	88	108	2	2	4
Lyamunale Primary School	1 to 9	137	140	277				277	6	5	9

* Shibanga Primary Schoolの数字は、Chiyokomaとの統合前。

2) 難民区域内

難民区域内に整備されている教育施設は以下のとおり。また、施設概要を以下に示す。





難民居住区内の教育施設: Secondary School 1カ所、Primary School 1カ所
 ・Mayukwayukwa Secondary Boarding School
 ・Mayukwayukwa Primary School

表 5.7.5 マユクワユクワ難民居住区内における教育施設の概要

教育施設	施設概要	支援機関	概要
Mayukwayukwa Secondary Boarding School	- 21 Staff Houses - Administration block - Assembly Hall - 12 Classrooms - 1x2 Computer Laboratory - Home Economic block - 2 1x2 Laboratories - 4 Girls Domitories - 4 Boys Domitories - Dininng Hall	・不明	・ Grade 8 ~ Grade12 ・ 生徒数622人、教師数26名。

教育施設	施設概要	支援機関	概要
	<ul style="list-style-type: none"> - Kitchen - Sick Bay - Tuck Shop - 4 Ablution block for boys - 4 Ablution block for girls - Sewage Pool 		
Mayukwayukwa Primary School	<ul style="list-style-type: none"> - 2 1x4 Classroom Building - 1 1x3 Classroom Building - 1 1x2 Classroom Building - 11 Staff Houses 		<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade9 • 生徒数1045人、教師数25名。

各既存施設の現況写真を以下に示す。

a) Mayukwayukwa Secondary Boarding School	
	
b) Mayukwayukwa Primary School	
	

各学校の生徒数や学年、教員の数は以下となる。

表 5.7.6 マユクワユクワ難民居住区内の各学校の生徒数、教室数等

学校名	学年	生徒数						合計	教員 の数	教室 数	クラス 数
		ザンビア人			ザンビア人以外						
		男児	女児	計	男児	女児	計				
Mayukwayukwa Primary	1 to 9	161	193	354	312	379	691	1,045	25	14	16
Mayukwayukwa Secondary	8 to 12	206	206	412	125	85	210	622	26	15	10
Mayukwayukwa Pre-School	Nursary	10	8	18	41	50	91	109	4	3	3

(5) 保健施設整備状況

保健施設に関しても、マユクワユクワ地区内には難民居住区及び再定住区にHealth Post 及び Health Centreが確認されている。保健施設の現状について、再定住区内及び難民居住区内別に以下に整理する。マユクワユクワ地区内（難民区域含む）の転送先病院 (Referral Hospital)はMangango Church Hospital（約36km）となる。

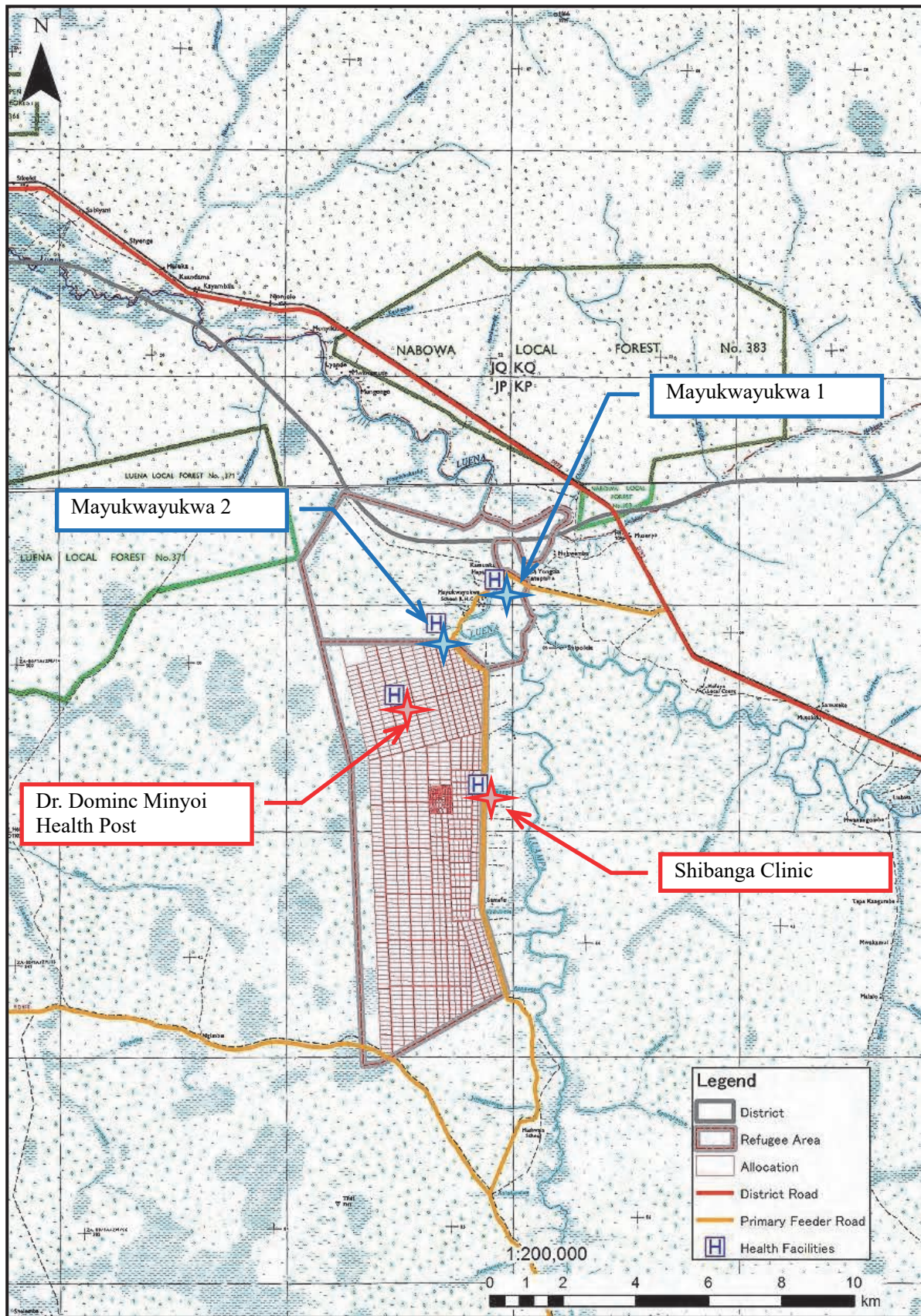


図 5.7.4 整備済保健施設位置図

1) 再定住区内

UNHCRにより既存クリニックの増築等を実施。なお、現時点で再定住区内に位置する保健施設は以下のとおり。

表 5.7.7 マユクワユクワ再定住区内保健施設の概要

保健施設	施設概要	支援機関	概要
Shibanga Clininc	- Clinic Building -1 Female ward, Children care room	・UNHCR支援	
	- Clinic Building-2 Male ward, Treatment room, Pharmacy, Dispensary room, Main Office	・UNHCR支援	
	- Clinic Building-3 Maternity	・UNHCR支援	
	- 3 Staff Houses	・UNHCR支援	
	- 3 Toilets	・UNHCR支援	
	- Incinerator		
Dr. Dominc Minyoi Health Post	- Clinic Building	・UNHCR支援	・2016年に建設された が、トイレ及びスタッフハ ウスが無いため閉鎖中。

各既存施設の現況写真を以下に示す。



各施設の看護師の配置状況や施設状況について下表に示す。

表 5.7.8 マユクワユクワ再定住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）

保健施設の名称	再定住区内		難民区域内	計
	Jacob Mpepo Community School	Shibanga Clinic	Mayukwayukwa 2	
保健施設の種別	Health Post	Health Centre	Health Centre	
Name of referral hospital	Mangano M Hospital			
医者の数	1	2	1	4
ザンビア人	1	2	1	4
その他	0	0	0	0
看護婦の数	1	2	2	5
ザンビア人	1	2	2	5
その他	0	0	0	0
助産師の数	1	0	0	1
ザンビア人	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
EHTsの数	1	1	0	2
ザンビア人	1	1	0	2
その他	0	0	0	0
その他 HWs	7	3	9	
ザンビア人	1	1	3	
その他	6	2	6	
対象人口	7800	6000	8170	
月の平均患者数	1200	1000	1200	
既設施設の状況				
医局	1	1	1	3
産婦人科	1	1	1	3
ベッド数 (男性)	3	4	3	10
ベッド数 (女性)	4	5	5	14
焼却炉	0	1	1	2
水供給 (ボアホール)	1	1	1	
Power Supply	Solar Panel	Solar Panel	Solar Panel	
救急車	0	0	1	

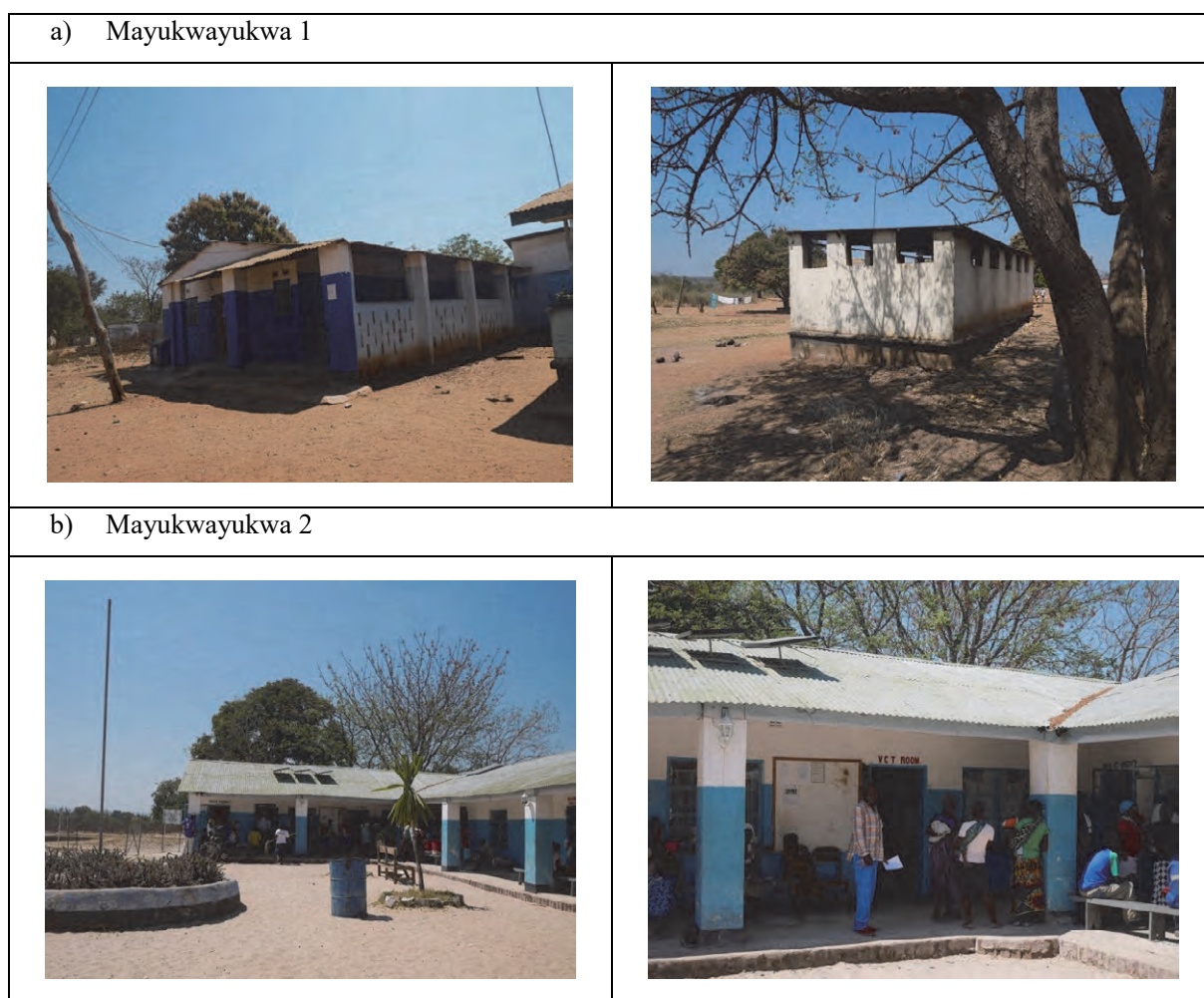
2) 難民区域内

難民居住区内には、次のHealth Centreが2施設ある。

難民居住区内の保健施設:2カ所

- Mayukwayukwa 1
- Mayukwayukwa 2

各既存施設の現況写真を以下に示す。



(6) 水供給施設整備状況

UNHCRにより井戸が建設されている。現時点で再定住区内での井戸敷設状況は以下のとおり。

表 5.7.9 マユクワユクワ再定住区内水供給施設整備状況

項目	概要
- 114井戸の建設	・UNHCR支援
- 15の新規の設置がユニセフにより実施予定。	

- (a) サービス水準：再定住区では400～600mのアクセス性が確保されているのに対し、難民居住区は200 mのアクセス性が確保されている。サービス水準は難民居住区内の方が良い。
- (b) 水質：WHO基準に基づき、年間40サンプルをランダムに実施。他方、難民居住区内では3カ月ごとに実施されている。15カ所で鉄が確認されているが、うち3カ所にしかフィルターが設置されていない。
- (c) メンテナンス：住民に対しメンテナンスのトレーニングを実施（井戸ごとに責任者を任命）するが、部品等が破損した場合は住民が部分購入して補修をする必要がある。UNICEFも2種類のトレーニングを提供している。（PM メンテナンス：コミュニティによるメンテナンス）

レーニング、【V-WASHE Committee】：井戸施設の重要性を住民側にレクチャーするトレーニング)

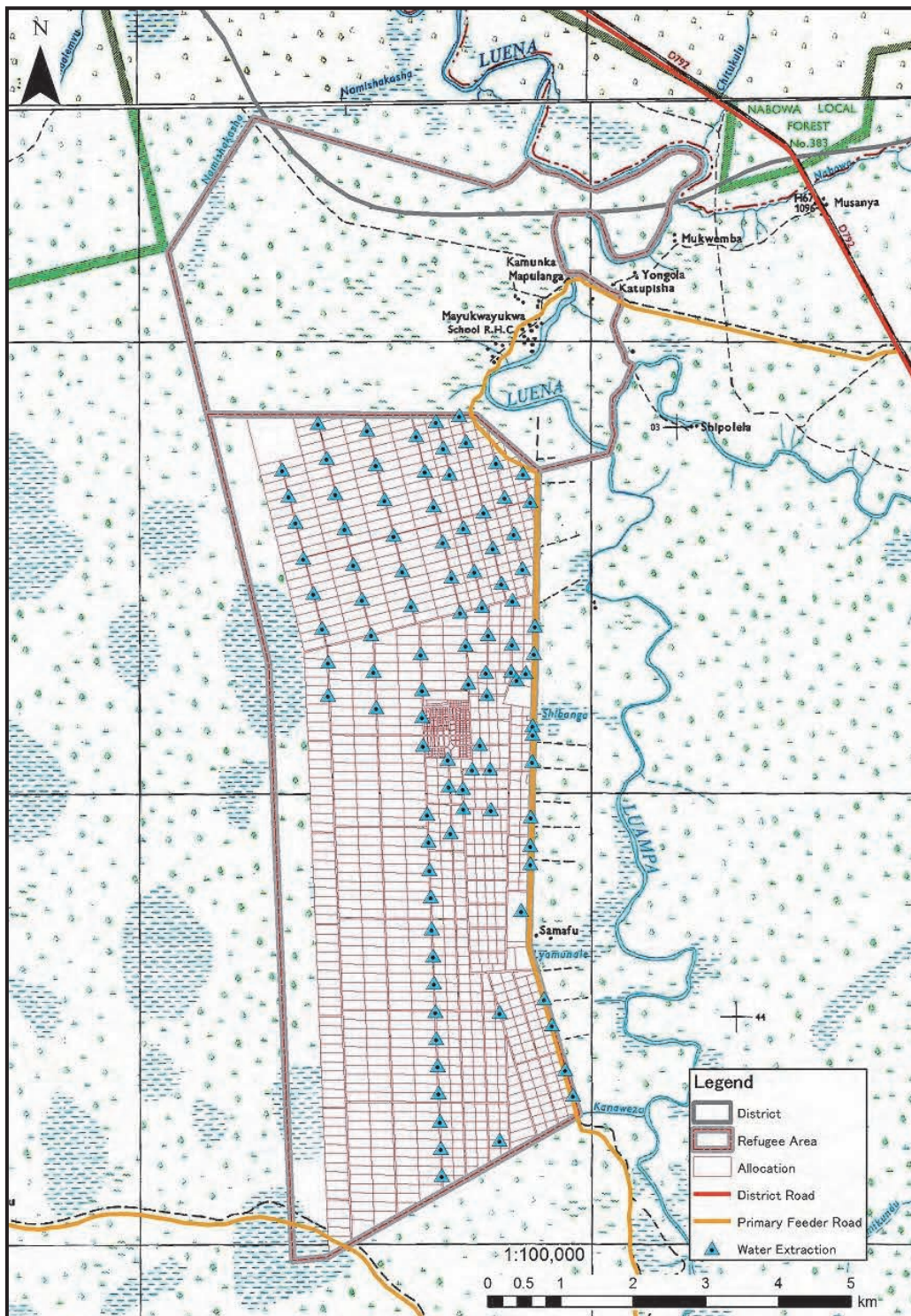


図 5.7.5 給水設備設置済位置図

(7) 農産物集積所

マユクワユクワ地区内の農業施設を下表に示す。

表 5.7.10 既設農業施設

項目	数量	備考
Bulking Centre	1	構成(一次集荷場、養蜂室、管理人室)
Entrepreneurship Centre	1	構成(作業場、洋裁室、管理人室)
Metal Fabrication Workshop	1	屋根及びコンクリートのたたき
Carpenter Shelter	1	屋根及びコンクリートのたたき、機材置き場
Market Shelter	1	屋根及びコンクリートのたたき、商品置き場

(8) 住宅施設供給状況

UNICEFがHabitat for Humanityを通じ、主に社会的弱者 (Vulnerable people) を対象に住宅建設の支援を行っている。

表 5.7.11 マユクワユクワ再定住者に対する住宅支援内容

項目	概要
<PHASE 1> - Totalで150棟の住宅を社会的弱者 (Vulnerable people) に供給。(137棟は元アンゴラ難民、13棟はザンビア人に供給。)	・Habitat for Humanity (UNHCR) - 150 棟 (メヘバ) + 150 棟 (マユクワユクワ) = 300棟
<PHASE 2> - 通常の住民 (Non-vulnerable households)294世帯にシェルターフレーム (Roof sheets and steel frames)を配布。 -通常の住民 (Non-vulnerable households)5世帯に住宅建設用資材を配布。 - 10棟の低コスト住宅の建設を予定。	- 300 棟 (メヘバ) + 294 棟 (マユクワユクワ) = 594棟 - 22 棟 (メヘバ) + 5 棟 (マユクワユクワ) = 27棟 ・UN Habitat

UN Habitatの低コスト住宅は、ザンビア人とアンゴラ人、半々に提供の予定。低コスト住宅供給の目的はトレーニングの実施により、再定住者自身による住宅建設を促すこととしている。

5.8 マユクワユクワ再定住支援の現状（政府・ドナー・NGO等）

マユクワユクワにおいて、近年まで活動していたものを含む主な支援機関は以下のとおりである。

表 5.8.1 再定住区における支援機関活動内容

活動機関	活動期間	主な活動分野	対象地域
Concern Worldwide	2014～2017年	農業・畜産における技術支援（保全農業、生産資材、園芸技術、家畜の飼育管理、養鶏）	すべて
WFP	実施中	生計支援として農産物の買取	すべて
MoCDSS	実施中	社会的弱者への現金支援、一部高齢者・孤児に対する住居支援等	すべて
UN Habitat	実施中	社会的弱者に対する住居建設支援等	再定住区
UNICEF	実施中	給水施設整備（新規、再定住区）	再定住区
Habitat for Humanity (UNHCR)	実施中 ※Phase2を実施中	社会的弱者（Phase 1）に対する住宅供給及び非社会的弱者（Phase 1）に対するシェルターフレームの供給等（住宅供給事業の実施団体はHabitat for Humanity）	再定住区
CARITAS	2014～2017年	職業訓練（木工、機会工、裁縫）及びソフトウェアによる融資、起業家養成にかかる研修、市場流通施設の建設	すべて

上表のうち、生計向上支援について、主要な支援の内容を以下に記載する。

5.8.1 生計向上支援

(1) Concern Worldwide

「Improvement in Agricultural Productivity and Household Income」プロジェクトを通じて、特に農業活動を中心に、マユクワユクワの再定住スキームにおいて包括的な支援を実施してきた（2014～2017年3月）。支援内容は、①保全農業（CA：Conservation Agriculture）、②Honey Production、③ヤギの飼育管理、④市場へのリンク、⑤Village Savingにかかる支援、⑥園芸栽培技術（インプット、灌漑用ジョウロの配布含む）、⑦養鶏（鶏卵がメイン）。CAの対象は、メイズ・マメ類・落花生・ササゲにかかる栽培技術及び土地管理技術であった（傾斜地等における土壌保全など）。また、現場の一部農家からは、受益者の選定プロセスについて、透明性や公平性が確保できておらず、インプットの配布状況が不公平な結果に終わっているとの声もある。

(2) WFP による生計支援事業

農業省では、マユクワユクワ地区の農家よりササゲ、マメ類（ローカル品種）を買取り、WFPの支援するSchool Feeding Programme用に供給を行っている。1～2 lima（0.25～0.5ha）程度で作付けを行っている事例がある。農業省としてCawpeaの栽培を奨励しているが、主たる理由は食糧安全保障上の観点からである。現在、WFPがザンビア全国レベルで展開する事業としては、①上記、（正式名称）Home Grown School Feeding（HGSF）と②Conservation Agriculture Scaling Up（CASU）がある。このうち、CASUは保全農業のスケールアップ事業として展開され、北西部州の一部（ソルウェジ、カルンピア各郡域を含む）も対象地になっている。他方、生計支援、生計向上にかかる支援事業として2011年6月から全国レベルで実施されてきたのが②HGSFとなる。文字通り、「学

校給食—地産地消—小農支援」をコンセプトとしたWFPならではの支援策と捉えられる（WFPによる小規模農家のための市場介入とも位置づけられる）。カオマ郡に属するマユクワユクワ地区も給食材料となる豆の供給地の一つとなっている。地産地消が意味するところとして、現実的には“作物多様化”を振興するための一つの活動とも考えられる。因みにWFPの調査結果（WFP, 2015）より、豆科作物（Pulses）に関する需給状況として、マユクワユクワ地区を含むカオマ郡は、「High Demand — Low Production」に、一方、カルンビラ郡は「Medium Demand — Low Production」と分類されている。

なお、HGSFにおいては農家からの豆買取りを受託する会社が存在する。受託はAmatheon Agri Holdings N.V.（本部はドイツ）の子会社Amatheon-Agri Zambia Ltd（AAZ）で、2012年にはカオマ郡（西部州）に隣接するムンブワ郡（中央州）において3,000haの土地を活用して大規模灌漑農業（メイズ、コムギ、ダイズ）を展開している。マユクワユクワ地区がHGSFの裨益地区として選定されたのはあくまで郡・州域一帯（農業生態ゾーン区分はIIに属する）の有する豆栽培の適性、需要という点で市場性が高いためであり、地区内の農家（元難民）は一供給農家である。AAZ社は、小規模農家における市場志向の底上げにつながる契約栽培農業“Outgrower Programme”の一環として、2015年1年間で作物買取り事業に50万ドルを投入している（Amatheon-Agri社公開情報）。



注：政府（農業生産にかかる支援としてFISP）及びCARITASの支援内容についてはメヘバについての記載箇所を参照

図 5.8.1 乾燥させた豆（cowpea）を貯蔵する農家（マユクワユクワにて）

(3) 市場機会へのリンク・出荷拡大を目指す農民組合の事例（外部支援の経験を活用している例）

マユクワユクワ地区において農民組合活動の先行事例としてあげられるのがMayukwayukwa Business Centreとして知られるワシェカボ多目的協同組合（Mwashekabo Multipurpose Cooperative Society）となる。2012年7月に農業省への登録が完了し、組合員の対象範囲はマユクワユクワの再定住区内の農家世帯及び周辺地域までを含むものとし、女性グループ、ユースグループとの連携も掲げている。ただし、一定のクライテリアを設けており、社会的弱者、作付体系・農産品の質的な側面、世帯の経済状況などを加味して新規組合員の確保を行っている。

これまでの外部支援の経緯とし、2012年の組合設立（登録）以降、Concern Worldwideと政府（農業省）によって組合員である農民200名が生産投入財の支援を受け、さらに、養魚場の設置（周辺

地区まで含めて計27カ所)、過去、連続した3回(作付シーズン)におけるFRA(食糧備蓄公社、Food Reserve Agency)によるメイズの買取り、先述したスターチ製造企業・Premiercon Starch Company Limitedによるキャッサバ種茎(cassava cuttings、早熟性の改良品種)の組合農家全150世帯への配布、そして契約栽培農業を振興する民間企業AAZ(Amatheon-Agri Zambia)との提携合意を達成している。また、ソフト的な側面について、Concern Worldwide、CARITASの研修支援によって組合員は農家経営面、組織的な運営面(資金管理、事業計画、起業家精神)にかかる基礎的なスキルを取得、その後の実践により経験を集積している。外部支援の経験、市場機会へのアクセスを追い風として、現在、①作目の多様化、②ローカル栽培品種の振興(シードバンクの設置と種子配布)、③個別事業部門の設置(畑作物・淡水養殖・養蜂・園芸栽培)、④政府買付、契約栽培に対する共同集荷の拡大を図っている(Mwashekabo Multipurpose Cooperative Society組合・代表理事による情報)。

第6章 現地統合促進のための開発課題

6.1 現地統合事業の課題の整理

メヘバ及びマユクワユクワを対象としたLI事業において、元難民の再定住区への移動が進まない理由については、関係機関への聞き取り、資料収集及び現地踏査より、必ずしも元難民が再定住区への移動を拒否していることが原因ではなく、実施体制の不足や運営のまずさ、進捗管理の不在、再定住事業自体の課題、地方分権の流れの中にあるザンビア国側の行政機能の課題、行政能力が複雑に絡んでいることが確認された。本調査を通じて得られたLI事業の進捗に対する課題等を支援に繋げるため、対策を含めて以下に整理した。

6.1.1 調査で確認された推定される事業の進捗状況

(1) 元難民に対する区画の割り当て

メヘバ	✓ 13.9% (ザンビア人を含むと、21.9%)
マユクワユクワ	✓ 24.4% (ザンビア人を含むと、25.9%)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 両地区とも、ルワンダ元難民に対しては区画が割り当てられていない。 ✓ 調査時点で、マユクワユクワには、これ以上LI事業対象者に割り当てられる区画が用意されていないことが確認されている。

(2) 割り当てられた区画への移動状況

メヘバ	✓ 6.8% (ザンビア人を含むと、5.5%)
マユクワユクワ	✓ 14.5% (ザンビア人を含むと、9.1%)

(3) インフラの整備状況

メヘバ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アクセス道路 → 23.4% ✓ 井戸 → 16.4%
マユクワユクワ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アクセス道路 → 34.8% ✓ 井戸 → 86%

6.1.2 事業の実施における課題

(1) 曖昧な計画

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業完了時期が不明。Sustainable Resettlement in Zambiaでは2017～2021となっているが、DORへの確認では、2021年完了に向けてのコミットが確認されていない。 ✓ 事業完了までの計画（年次計画に沿ったインフラ整備、インフラ整備に連動した区画の割り当て、区画への移動計画など）が確認できない。 ✓ メヘバ地区では、難民居住区と再定住区との境界が不明（UNHCRで設定されている境界は、現地状況に合っていない）。 ✓ メヘバ地区の区画割り計画は、一部しか作成されていない。 ✓ 公共施設の全体レイアウト計画がなく、施設配置の妥当性が確認できない。 ✓ 区画割りが実施されているエリアと、優先的に整備されているインフラとの関係性が確認できない。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体事業量から事業完了目標年度を設定し、各年度における整備対象施設、区画の割り当ての数、LI事業対象者の区画への移動者数及び時期等を計画した「事業計画」を策定し、計画的に事業を進める。

(2) 区画数の不足

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ LI事業対象世帯に対し、割り当てられる区画の数が不足している。メヘバ地区では、用地はあるが区画が用意されていない。マユクワユクワ地区では、地区内で用意されている区画数では、LI事業対象世帯を収容できない。 ✓ マユクワユクワでは区画の数を増やすため、既に割り当てられている区画を含む10haの区画を、2つの区画に分割する等が検討されている。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ メヘバ：区画割り計画がないエリアに対し、“区画割り計画図”を作成し、区画割りを進捗させる。 ✓ マユクワユクワ：他の再定住地区を活用する。

(3) 元難民の移住後の生活への不安や不満

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住み慣れた住居や、自分で育てた果樹等を手放したくないという気持ち。 ✓ 隣人を含む現在のコミュニティを失いたくないという気持ち。 ✓ 隣人を含む現在のコミュニティを失いたくないという気持ち。 ✓ 移住先で一から新たな生活（開墾や住居の準備）を始めることへの不安。 ✓ 割り当てられた土地が農業に適していないのではないかと不安。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 区画の募集時等に、GIS等を活用した対象者に対する丁寧な説明や事業自体の意義等の説明を実施する。 ✓ 区画の割り当て方法の工夫。元難民及びザンビア人を交互に割り当てるのではなく、希望により複数の世帯に隣り合う複数の区画を割り当て、住居を集約して村の様な形態とし、畑地は共同とする等、エリア内の使用方法はそのグループの意志に任せ、移動前のコミュニティを保全する等の方策を導入する。 ✓ 生計活動への支援を行う。 ✓ 土壌調査の結果を、区画募集時に情報として再定住者に提供する。

(4) 両地区の立地条件や元難民の生活状況など

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 両地区とも、もともと難民居住区として現在の位置が決められているため、主要都市からのアクセスや土壌の状況が良くない。また、農業生産性の視点に基づいて地区が選定されていない。 ✓ 生産した農産物等を販売できるマーケットが周辺に乏しい。特にマユクワユクワについては、周辺にマーケットが無く、地区内マーケットでの販売に頼らざるを得ない。 ✓ メヘバ地区に隣接するマニャマにおいて、ルムワナ鉱山に關係する開発計画が確認されている。 ✓ 周辺を含む現時点での両地区の生活水準は、難民居住区、メヘバのマニャマ地区＞ザンビア国内の地方における標準＞地区周辺のホストコミュニティ（メヘバのマニャマ地区除く）＞再定住区 ✓ メヘバでは、スターチや鉱山内労働者への農産物の販売、マユクワユクワでは難民居住区にあるSecondary Schoolで使用する食材の販売の可能性が確認されている。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生計活動の支援として、他ドナー等による過去の活動における教訓等を活用しつつ、入手する5haまたは10haの農地を有効に活用出来る土地利用を支援する。 ✓ 加えて、野菜等の換金作物や養殖、養蜂、養鶏の導入等、多様な活動を支援する。 ✓ 農業以外の活動として職業訓練（大工、レンガ工、溶接、洋裁等）の支援を検討する。農外活動に関しては、既にNGOによって両地区で計70名程度が訓練を受講していること、どの程度訓練に対する再定住者のニーズがあるか、また需要についても確認し、支援を検討する必要がある。 ✓ 業者に対して、作物の量を安定的に提供することが重要である。このため、組合等共同集出荷による供給安定化の可能性等を念頭に支援する。 ✓ ルムワナ鉱山に關連する開発計画を継続的に確認する。

(5) ホストコミュニティとの関係や元難民等の居住場所に関連する課題

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マユクワユクワでは、事業実施側により、本来関係のない伝統的チーフが事業に巻き込まれており、元難民やホストコミュニティの住民に混乱を生じさせている。 ✓ 再定住区内に、区画を割り当てられていない元難民の居住が確認されている。LI事業開始前に地区全体が難民居住区だった時期から住んでいる者や、事業開始後、区画の割り当てに関係なく勝手に移住してきた者による。 ✓ マユクワユクワの地区内の南側には、ホストコミュニティの居住が確認されている。 ✓ メヘバのBlock Fでは、再定住区内にDRC難民の居住が確認されている。 ✓ LI事業対象者の追加により、再定住区に居住していた元難民の土地が、別の元難民に割り当てられている状況に起因し、家なし民が発生している状況が確認されている。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伝統的チーフについては、事業実施におけるホストコミュニティへの配慮事項として、必要な対応を慎重に実施する。 ✓ 後述する事業の進捗を管理する元難民のデータベースに、現時点の居住場所を登録し、元難民の要望を確認しつつ、元難民の負担が最小限となるような区画の割り当てを実施する。 ✓ 地区内のホストコミュニティについては、事業に取り込むことを見据えた説明や話し合いを個別に実施する。 ✓ DRC難民が居住する再定住区のエリアについては、区画の割り当て時期を遅くし、事業の進捗に伴って難民居住区に居住する元難民が再定住区に移動して、難民居住区内に十分な居住エリアが確保されたのち、DRC難民を難民居住区へ移し、その後に区画に割り当てを実施するなど事業計画で配慮する。

(6) 社会的弱者の存在

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高齢者の一人住まいや、民族に起因する迫害を受けた者などの存在が確認されている。 ✓ 難民の中の社会的弱者に対する支援はUNHCRが引き続き実施するものの、元難民の中の社会的弱者に対する支援の枠組みが構築されていない。ザンビア政府による社会的弱者支援の対象は、あくまでザンビア人となるため、元難民はザンビアの市民権を得るまで対象とならない。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ NGOや郡コミュニティ開発部局と連携し、解決策を支援する。 ✓ 個々の事情に配慮して、区画を優先的に割り振る等の措置が講じられるよう、事業実施体制の充実が必要。 ✓ 後述する事業の進捗を管理する元難民のデータベースに、ザンビアでのクライテリアをベースとした社会的弱者に対する確認結果を登録し、他のドナーやNGOと共有することで、効率的な支援が実施できるよう配慮する。

6.1.3 事業の管理における課題

(1) 事業進捗状況の未把握

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施主体のDORが事業の進捗状況を把握していない。 ✓ 誰にどこの区画をいつ割り当てて、割り当てられた世帯がその区画で生活を始めているか否かの確認等の進捗に関するデータが整理されていない（DORが、現在データベースを作成中）。 ✓ 区画の割り当てを受けた元難民の法的移行の状況を確認できる資料がない。現場のDORスキームオフィサー等への聞き取りでは、ある程度の状況は把握していることは確認しているが、書類等は整理されていない。 ✓ 区画を割り当てられた元難民が、移住先で生活を始めているか否かの確認がほとんど行われていない。 ✓ DORには、再定住者に関する情報を一括管理するLARIMUS（Land Resettlement Information Systems Management：データベース）及びGISが導入され、訓練された専用のオペレーターが配置されているが、現時点では事業管理に活用されていない。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ LI事業の進捗状況の管理（対象者の再定住スキームの状況と法的移行の状況と同じデータベースで管理）や、工事の進捗状況をDORが管理できるシステムを構築し、現地対応に活用する。また、他の関連機関に適宜情報を提供することで、効率や事業運営を改善する。

✓ 既存のLARIMUSが上記の管理システムとして活用できるか、確認が必要。
--

(2) 再定住スキーム及び法的移行の手続き

課題	<p><u>再定住スキーム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元難民に対する区画の割り当てにおいて、“誰をどこの区画に割り当てるのか”といった判断等のプロセスが不透明。どの区画に移りたいかといった元難民の希望が反映されているのかも不明（元難民への聞き取りでは、希望が叶えられていないケースを多数確認。また社会的弱者や元難民・ザンビア人の別、世帯当たりの家族数等への配慮が確認できない）。 ✓ 区画割り当てに関するLI事業の基本方針（元難民とザンビア人を交互に区画割り当てすることや、世帯における成人男性の数に応じた土地面積を考慮する等）が、実際の区画割り当てに反映されているかが不明（確認できる図面等の資料がない。元難民への聞き取りでは、考慮されていない状況が多数確認）。 ✓ 同一の区画に、複数の世帯が割り当てられている事例がある。 ✓ 同一世帯内の数人に、別々の区画が割り当てられている事例がある。 ✓ 区画の割り当てに際し、“Letter of Occupancy”が発行されていないか、発行時期が不明であったりと、再定住スキームの手続きの記録が管理されていない。 ✓ 実施側により元難民の区画割り当てに対する申請がコントロールされていない（申請書発行の停止や、元難民に対して申請をしないようなアドバイス等が確認されている）。 ✓ 区画が割り当てられているアンゴラ元難民の法的移行の状況を確認すると、居住許可書無しで区画を割り当てられているケースが多数確認されている。 <p><u>法的移行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ アンゴラ元難民 → パスポート申請に係るミッションの一時中止。 ✓ ルワンダ元難民 → パスポート申請への拒否。
対策	<p><u>再定住スキーム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 区画の割り当てに関する記録を管理し、可能な範囲で元難民の希望する区画への割り当てとなるよう配慮する。 ✓ 再定住者のデータベースを元に、GISを使用して事業の進捗状況（各区画に対し、割り当てられた再定住者の種別【アンゴラ元難民等】や、移動の状況等）を図化して区画の割り当て決定時に活用する。 ✓ 再定住スキームのプロセスを一元管理できるツールの構築。 ✓ 区画の割り当ての判断基準のマニュアル策定。 <p><u>法的移行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ アンゴラ元難民 → 調査時には、居住許可書の取得の意志を示せば再定住の区画への申請が可能となっている。 ✓ ルワンダ元難 → 大統領署名により、パスポート無しで再定住の区画への申請が可能となるようザンビア政府側で調整中。

(3) 住民への説明不足

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 区画の募集時や割り当て時に、元難民に対する説明が実施されていない（現地事務所前での書面による通知）。 ✓ メヘバの元難民のあいだでは、人気のBlockとそうでないBlockが確認されている（元難民側による根拠のないイメージ）。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元難民の再定住地への移動が半自発的である中、少しでも不安を低減させ、自主的な移動に繋げるため、区画の位置、周辺のインフラの計画及び整備状況、移動時期、土壌の状況、が分かるような情報を提供する。

(4) DOR等の実施体制

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ DORにとってメヘバとマユクワユクワは他の再定住スキームと同等の扱いであり、特別の予算及び実施体制がとられていない（DORでの聞き取りでは、両地区は、インフラ整備が他の地区より良いという理由で、ザンビア人に人気があるという認識はあり）。 ✓ 現場にはDORの職員が1名常駐しているのみ。 ✓ 事業進捗75%の時点で、DORから地方政府に実施主体が移行する。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画作成による事業量の把握及びその事業量に対応した実施体制の構築。 ✓ 対象郡の事業への巻き込み

6.1.4 インフラ整備における課題

(1) インフラ整備の実施体制

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再定住地内で整備されたインフラのほとんどがUNHCRによる整備。 ✓ 難民居住区において、郡を含むザンビア政府の関与は、ほとんど確認されていない（インフラ整備を担当する各セクターからは、Field Coordinator【農業、教育、保健、水】が派遣されているが、UNHCRより“インセンティブ”が支給されており、難民居住区での活動を主体としている）。 ✓ 郡の計画に再定住地内に必要なインフラ整備が盛り込まれていない。（対象となる両郡では、IDPが準備されていない） ✓ 地区内のアクセス道路の工事において、工事管理の実施が確認できない。 ✓ 今後、UNHCRの活動は難民居住区主体となる。 ✓ 今後必要となるインフラ整備についての財源（ザンビア政府及びドナー）が確保できていない。 ✓ 世界銀行により再定住事業を支援するプロジェクトが提案されている（両地区で20百万ドル）が、ザンビア政府より承認が得られていない。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ LI事業で必要なインフラ整備を対象郡のIDPに反映し、郡の事業として予算を確保して実施。 ✓ 世界銀行の再定住事業に対する支援状況の確認。

(2) インフラへの不満等

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校や教育施設、井戸へのアクセスが悪い。 ✓ 水質の悪い給水施設が多数確認されている。 ✓ メヘバでは、農作業に井戸水が使用され、生活水の確保に問題が出ている。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元難民へのインフラへのアクセスに対する不満は、i) 学校や保健施設の配置及び設置数が良くない、ii) 計画は妥当であるが、まだ整備されていない、iii) 計画はザンビア国内の標準として妥当であるが難民居住区が優遇されているため、それと比較すると不満である等に、起因すると想定される。したがって、公共施設概略配置計画で、施設配置の妥当性を確認した上で、区画の募集時等に周辺インフラ配置状況をGIS等を活用して説明し、区画への移動のタイミングに合わせ、必要な場所及び必要な時期にインフラを整備できるよう、事業計画で対応する。 ✓ 地区内でも古い井戸は揚水管に鉄管が使用されており、その錆が原因と推察される。現在、ザンビアでの塩ビ管が採用されており、対象の井戸が鉄管である場合、塩ビ管への変更や鉄分除去のフィルターを設置するなど、郡水担当部局とまず原因を把握し、必要な対策工を検討する。 ✓ 地下水以外の水源より灌漑施設により農業水を確保するなど、事業計画で方針を決定する。 ✓ AARの実施している草の根技術協力「ザンビア共和国北西部州元難民現地統合対象地域における水衛生管理を通じたコミュニティの基盤づくり」との連携の可能性を確認する。

(3) 住居への不満

課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移動先で、新たに住居を確保することへの不安や不満。 ✓ 支援を受けた住居にドアや窓がなく安全でない。 ✓ Habitat For Humanityにより社会的弱者に対して住居の供給が支援されているが、支援を受けている社会的弱者の選出過程が不透明で、必要な世帯に供給されていない可能性も否定できない。
対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今まで実施されてきたHabitat For Humanityでの事業では、当初、社会的弱者に供給された住居の質が悪く、造り替えが必要であったことや、通常元難民に住居建設用の材料を配布するも、ほとんどが受け取られていない等の事実が確認されている。UN Habitatが計画している今後の住居支援では、元難民が自ら住居を築造できるトレーニングを想定している。この様に、実施した過去の事業の教訓が抽出され、ザンビア政府若しくはNGOによる支援に活用されるようDORの現場実施体制充実が必要。

6.1.5 再定住事業における課題

LI事業の再定住スキームをザンビアでの既従事業である再定住事業で実施しているが、LI事業にマッチしない部分を確認されている。その課題と概要を以下に示す。

(1) 両事業の違い

再定住者の意向	✓ LI事業 → 半自発的（対象地域は決められているが、区画への応募は可） ✓ 通常の再定住事業 → 自発的
事業年度	✓ LI事業 → 当初は3年で完了予定（2014～2016） ✓ 通常の再定住事業 → 10年程度でスタートし20年以上かかっている。
手続き	✓ LI事業 → 法的移行と再定住スキーム。 ✓ 通常の再定住事業 → 再定住スキームのみ。
対象者	✓ LI事業 → 元難民（アンゴラ、ルワンダ）とザンビア人 ✓ 通常の再定住事業 → ザンビア人

(2) 他の再定住事業の現状における課題

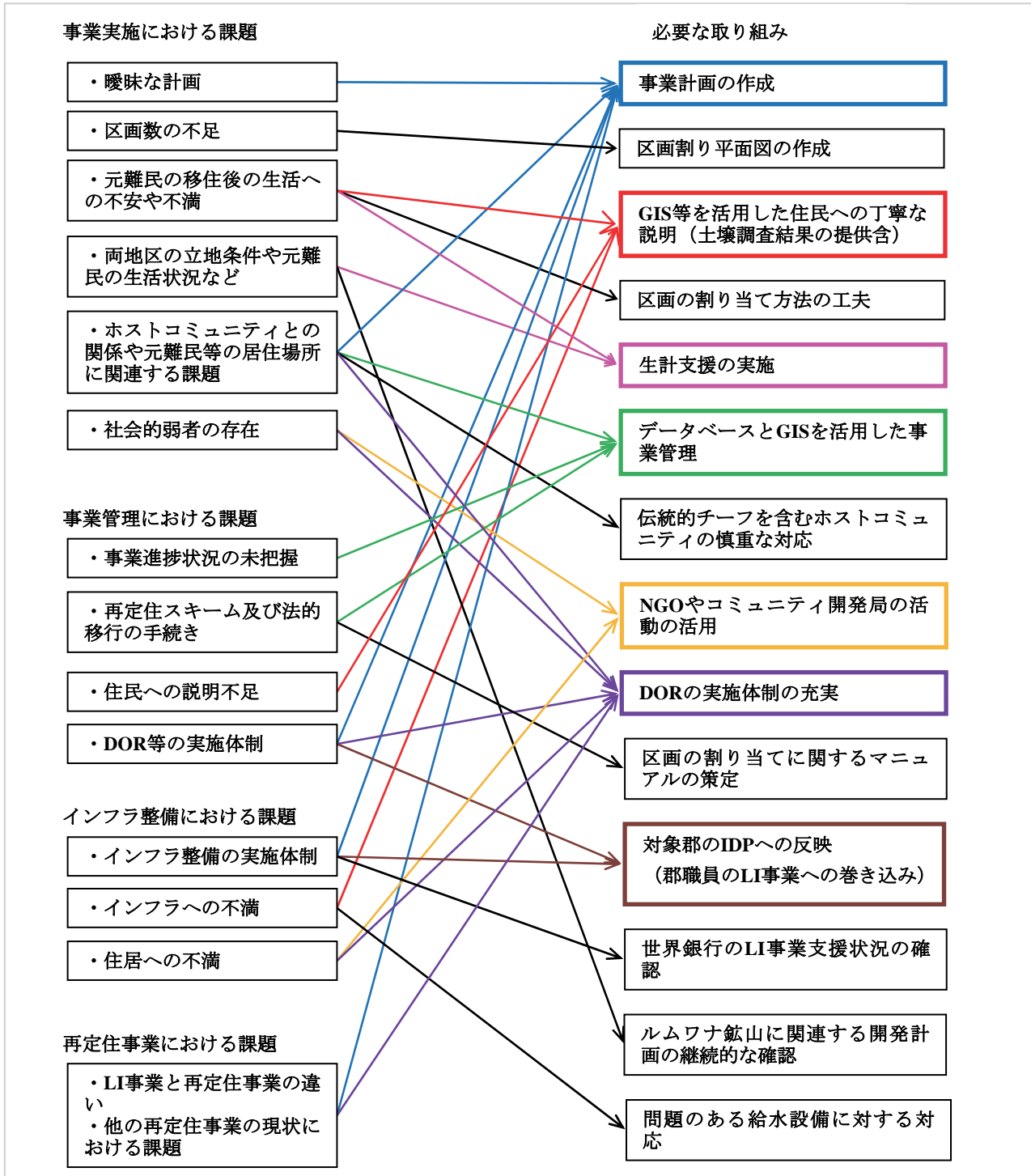
Lombelombe（西部州）	✓ 区画数384のうち、ほとんどの区画は、ここに定住していない農家により所有されている。
Dongue（西部州）	✓ 区画数451に対し、7世帯のみしか定住していない。
Kainamufufu（北西部州）	✓ 井戸の計画数65箇所に対し、11箇所しか整備されていない。
Kimkongе（北西部州）	✓ 井戸の計画数25箇所に対し、2箇所しか整備されていない。

LI事業の再定住スキームと再定住事業との違いは明確であり、事業計画の作成等やDORの現場体制の充実により計画的に実施することの必要性が確認された。

6.2 LI事業を進捗させるために

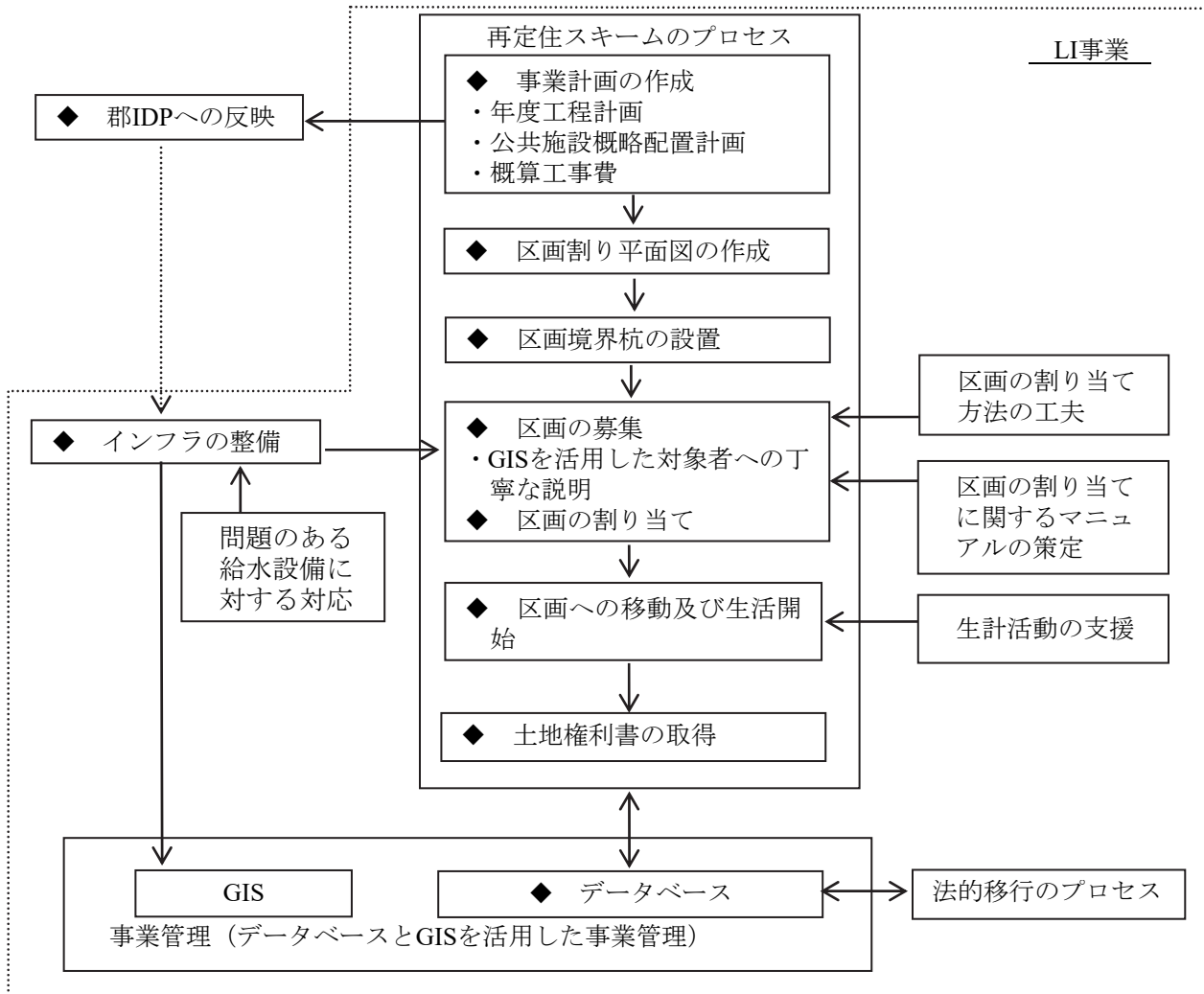
(1) 事業進捗に繋がる取り組みの整理

整理された課題や対策を元に、事業の進捗に繋がる取り組みを整理した。



(2) LI事業を進捗させる枠組み

以下に本LI事業を進捗させるための枠組みを提案する。



上記活動を円滑に進めるための活動内容および配慮事項

- ◆ 伝統的チーフを含むホストコミュニティへの慎重な対応
- ◆ NGOやコミュニティ開発局の活動の活用
- ◆ 世界銀行のLI事業支援状況の確認
- ◆ ルムワナ鉱山に関連する開発計画の継続的な確認
- ◆ DORの実施体制の充実

上記枠組みの各活動について、その概要を以下に示す。

◆事業計画の作成

- ・ 事業計画を作成し、目標の事業完了年度の設定、全体事業費の算出、必要に応じた工区分け、工区ごとの各年度のインフラ整備、インフラ整備に連動した区画の募集及び割り当て、区画への移動時期を決め、計画的に事業を進捗させる。
- ・ 公共施設概略配置図を作成し、地区として公共施設計画の妥当性を確認する。
- ・ DRG難民が居住する再定住区のエリア（Block Fの一部）は、区画の割り当て時期を遅くし、事業の進捗に伴って難民居住区に居住する元難民が再定住区に移動し、難民居住区内に十分な居

住エリアが確保されたのち、DRC難民を難民居住区へ移し、その後に区画に割りを実施するなど、事業計画で配慮する。

- ・地下水以外の水源を農業用水として確保するなど、事業計画で方針を決定する。

◆区画割り平面図の作成

- ・メヘバの区画割り計画がないエリアに対し、“区画割り計画図“を作成し、区画割りを進捗させる。

◆適切な区画の募集及び区画の割り当て

- ・事業計画に沿った区画の募集及び割り当ての実施。
- ・元難民のデータベースとそれに連携したGISを、区画の割り当てに活用。
- ・元難民のデータベースに現時点での居住場所を反映し、元難民の要望を確認しつつ、負担が最小限となるような区画の割り当てを実施する。
- ・区画の割り当てに関するマニュアルを策定するなど、公平性を担保する。

◆区画の募集時等の適切な説明

- ・元難民の再定住地への移動が半自発的である中、少しでも不安を低減させ、自主的な移動に繋げるため、GIS等を活用し、＜募集をしている区画の位置、周辺のインフラの計画及び整備状況、移動時期＞が分かるような情報を適切に提供する。
- ・公共施設概略配置計画で、施設配置の妥当性を確認し、説明内容に加える。（元難民のインフラへのアクセスが悪いとの不満に対応。）
- ・土壌調査の結果を、区画募集時に情報として再定住者に提供する。
- ・再定住区のインフラ計画は、ザンビア国内標準であり、難民居住区の整備水準が優遇されている状況を説明する。

◆区画の割り当て方法の工夫

- ・LI事業の基本方針では、元難民及びザンビア人を交互に割り当てることとなっているが、新しく生活を始める事への元難民の不安等に配慮し、希望により、複数の世帯に隣り合う複数の区画を割り当て、その中の使用方法はそのグループの意志に任せるなど、移動前のコミュニティを保全する等の方策を導入する。
- ・元難民の現時点での居住場所に配慮した区画の割り当ての実施。（データベースの活用。）

◆データベースやGISを活用した事業管理

- ・元難民を基本としたデータベースを構築し、対象者の再定住スキームの進捗状況と法的移行の状況を同じデータベースでリンクさせ、適切に管理する。
- ・元難民のデータベースに現時点で居住場所を反映し、区画の割り当て時に活用。
- ・元難民のデータベースに、ザンビアでのクライテリアをベースとした社会的弱者に対する確認結果を登録し、支援に活用する。

- ・既存のLARIMSが、管理システムとして活用できるか確認。
- ・GISを活用し、工事の進捗状況をDOR内部で共有し、現地対応に活用する。他の関連機関に適宜情報を提供し、不効率や事業運営を改善する。

◆生計支援の実施

- ・他ドナー等による過去の活動における教訓等を活用しつつ、5haまたは10haの農地を有効に活用出来る土地利用を支援する。内容は、主食である穀類の雨期作、水資源が確保できるところでの換金作物の栽培、また果樹、家畜、養殖、養蜂等、多様な活動を通じて生計基盤の確保を支援する。
- ・加えて、農業以外の活動として職業訓練（大工、レンガ工、溶接、洋裁等）の支援を検討する。農外活動に関しては、既にNGOによって両地区で計70名程度が訓練を受講していること、どの程度訓練に対する再定住者のニーズがあるか、また需要についても確認し、支援を検討する必要がある。
- ・業者に対して、作物の量を安定的に提供することが重要である。このため、組合等共同集出荷による供給安定化の可能性等を念頭に支援する。

◆郡IDPへの反映

- ・LI事業で必要なインフラ整備を対象郡のIDPに反映し、郡の事業として予算を確保してインフラ整備を実施する。
- ・郡IDPに反映させることで、対象郡を事業に巻き込む。（ルムワナ鉱山計画との整合性を計る。）

◆インフラの整備

- ・事業計画に沿って、必要な時期に必要なインフラを必要な場所に整備する。
- ・問題のある給水設備に対する対策を講じる。水質に問題のある井戸は原因を確認し、塩ビ管への変更や鉄分除去のフィルターを設置するなど、郡水担当部局とまず原因を把握し、必要な対策工を検討する。
- ・世界銀行のLI事業支援状況の確認
- ・井戸の維持管理についてAARの草の根技術協力「ザンビア共和国北西部州元難民現地統合対象地域における水衛生管理を通じたコミュニティの基盤づくり」との連携について確認する。

◆NGOやコミュニティ開発局の活動の活用

- ・社会的弱者については、NGOや郡コミュニティ開発部局と連携し、解決策を支援する。
- ・元難民のデータベースに社会的弱者の確認結果を反映させ、現地対応に活用する。
- ・元難民には、住居に対する不安や不満が多いため、今まで実施されてきたUN Habitatの事業の教訓を抽出し、今後のザンビア政府若しくはNGOの支援に活用する。

◆伝統的チーフを含むホストコミュニティへの慎重な対応

- ・DOR現地体制の充実による適切な対応が必要。

- ・伝統的チーフについては、事業実施におけるホストコミュニティへの配慮事項として、引き続き、必要な対応を慎重に実施する。
- ・再定住区内に居住しているホストコミュニティについては、事業に取り込むことを見据えた説明や話し合いを個別に実施する。

◆DORの実施体制の充実

- ・再定住区内に居住しているホストコミュニティについての対応。
- ・社会的弱者に対する対応。(NGOや郡コミュニティ開発部局との連携。)
- ・事業計画作成による事業量の把握及びその事業量に対応した必要な実施体制の構築。
- ・適切な区画割りを実施するための対応。
- ・伝統的チーフに対する慎重な対応。
- ・住居支援に関連し、今までの教訓を活かした事業実施に向けた支援。

◆その他

- ・ルムワナ鉱山に関連する開発計画の継続的な確認
- ・世界銀行のLI事業支援状況の確認

6.3 実施体制強化の必要性

(1) 対象郡の巻き込み

地方分権化が提唱され、ようやく具体的な変化が郡の組織体制に反映され始めている中、現地調査等を通じ、両再定住区の事業には対象郡がほとんど参画していないことが確認された。今後、本事業を進捗させる上では対象郡の事業への巻き込みが必須である。以下に必要事由を示す。

- 再定住事業は、進捗75%の段階で実施体制がDORから地方自治体に移行する。
- 再定住区内のインフラは、対象郡の担当部署により予算が確保されて整備されるべきであるが、その流れが両地区とも確立されていない。現時点での再定住地区内のインフラのほとんどは、UNHCRにより整備されている。
- 対象郡のIDPにLI事業が反映されていない（両郡とも、IDP自体が準備されていない）。
- 再定住区内のインフラの維持管理は、対象郡による実施が必要。
- 再定住区内の教育施設や保健施設の位置及び整備数は、対象郡の計画と整合（郡による計画）する必要があるが、そのプロセスは確認されない。

(2) DORの能力強化の必要性

- 再定住者の不満や不安を少しでも低減させて再定住地への移動を促進させるためには、区画割り等の事業管理に、透明性や公平性を持たせ、様々な現地の課題や状況に対して適切かつ迅速に対応していくことが必要である。以下に、DORによる対応が必要な事項を示す。
- 元難民の状況や希望に配慮した、データベースを活用した区画の割り当ての実施。
- 区画募集時の元難民に対する適切な説明。

- (d) マユクワユクワでの、再定住区内に居住しているホストコミュニティに対する対応。
- (e) 社会的弱者に対する対応。(NGOや郡コミュニティ開発部局との連携。)
- (f) 伝統的チーフに対する慎重な対応。
- (g) 住居支援など、今までの支援の教訓を活かした今後の支援。
- (h) 事業計画により設定される工区割りや年間の事業量に対応した、現実的な実施体制の構築。

第7章 再定住区・ホストコミュニティにおける支援可能性

7.1 現地統合事業を進捗させるための支援の検討

(1) 支援方針の提案

本調査の当初の目的は、再定住計画及び農業を中心とした生計活動に関連した現状・課題に関する情報収集を行い、現地統合を促進させる具体的なインフラ整備や生計向上等の支援内容を提案することであった。しかし、調査を通じて明らかになったのは、事業が計画的に実施されていない状況、中途半端な事業管理の実態、一貫性に乏しい現地対応、再定住事業自体の問題、地方行政の不在やホストコミュニティに潜在する問題等が複雑に絡み合って進捗を阻害している状況であった。

6章で提案したLI事業の枠組みを基本とする中で、JICAの支援としては、以下の3つのパターンが考えられる。

- パターン① : 事業全体（事業完了まで）への支援
- パターン② : 一部地区での支援
- パターン③ : インフラ整備や生計支援のみの支援

本調査結果により、パターン③は根本的な解決には繋がらず、事業を進捗させることは難しいと考えられる。更に支援の枠組みを検討するにあたり、留意すべき事項を以下に示す。

- (a) 両地区とも事業計画が用意されておらず、事業完了までの道のりが不明である。
- (b) LI事業完了の定義は、“元難民”が法的移住を完了（居住許可書の取得）し、再定住区の区画に申請、区画が割り当てられ、その区画で生活を始め、土地の権利書を取得するまでとなる。LI事業の実質的な対象はあくまで“人”であり地区ではない。
- (c) メヘバ地区は、対象となる元難民の2,785世帯が上記プロセスを完了することであり、メヘバ地区の区画が余っていても事業完了となる（再定住を希望する同数世帯のザンビア人が含まれるかは、確認が必要）。マユクワユクワ地区の場合、対象となる元難民の世帯が1,941であるため、マユクワユクワ地区だけでは完了しない。そのため、別の地区に区画を準備する必要がある。
- (d) LI事業の対象となる元難民の数は、世帯数を基本とすると子どもの成長に伴う結婚、独立によって増える可能性がある。また、クライテリアの変更によりアンゴラ及びルワンダ元難民の増や、新たにDRC難民が元難民として加わる可能性もある。
- (e) 想定されるLI事業の実施期間は、Sustainable Resettlement in Zambia で設定されている2017～2021年までの5年間とすると、その最終年に元難民の全移動が完了し、土地の権利書受領までの2年を加算すると2023年までの7年となる。
- (f) インフラ整備については、世界銀行によるLI事業を対象としたローンのプロジェクト実施の実現性が不明であるが、メヘバ地区で約16百万ドル、マユクワユクワ地区で約8百万ドルの計24百万ドルのインフラ整備が必要である。

- (g) 両地区とも立地的に恵まれておらず、特にマユクワユクワ地区については、周辺にマーケットが無い。加えて、土壌の状態も良くないことから、農業生産性は低い環境にある。
- (h) メヘバ地区の面積は686 km² (再定住区：442 km²)、マユクワユクワ地区の面積は162 km² (再定住区：85 km²) と広く、特にメヘバ地区は、東京都の23区 (619km²) ほどの大きさとなっている。
- (i) LI事業が2014年に正式にスタートして3年が経過しているにも関わらず、メヘバ地区での元難民の移動進捗は6.8%、マユクワユクワ地区では14.5%に留まっている。
- (j) 本調査で確認されたザンビア政府側の実施能力に関しては、事業実施の基礎的な能力が不足しているのではなく、事業を計画的に進めることに対する認識不足や、そのために作成されるべき資料の欠如、用意された資料の活用法や、事業管理の質、現場の実施体制の不足に起因するものであると分析される。

以上を考慮すると、パターン①のLI事業完了までをターゲットとしたJICAの支援も、現実的ではない。

本事業の対象となる人数は多く、その舞台となる対象エリアも広い。更に、その他の様々な状況も確認されており、その様な状況下、JICAのこの事業への関与の度合いとしては、現時点で確認されているアセットをうまく活用し、また不足している部分は補いつつ事業を推進させる“アプローチ”であり、その“アプローチ”の実践と、その実践で得られた教訓を本事業の残りの部分に活用していく事業サイクルの創造にあると考える。

JICAにより、再定住区区内のある一部区域に“アプローチ”を実践し、以降のその他のエリアの実施にその“アプローチ”が活用され、さらにブラッシュアップし、サイクルとして構築される関与の仕方が最善であり、それを念頭に支援の中身を検討する。

また、その“アプローチ”の管理手法については、DORが実施する他の再定住事業への活用も期待される。

(2) 支援項目の抽出

以上の点を踏まえ、LI事業を進捗させる支援項目を以下の様に抽出した。

(a) 事業実施

- ・ 事業計画の作成 : DORが策定した“再定住事業方針”にも、DORによる実施が必要な事項として事業計画(プログラム)策定が記載されているため、支援対象とはせず、必要に応じて事業計画作成に対する“アドバイス”を実施する。
- ・ 区画割り平面図の作成 : 対象州の計画局(Department of Physical Planning : DPP)及び測量局での作業が基本で、作成済の図面が確認されていることから、先方政府の実施能力としては問題が無いことから支援の対象とはしない。

- ・ 区画境界杭の設置 : 境界杭は担当局により現地に設置されている（一部は、盗難や工事影響により確認できない場合あり。）ため、先方政府の実施能力としては問題が無いことから支援の対象とはしない。
- ・ 区画の募集及び区画の割り当て : このプロセスが前述した“アプローチ”の主要な部分であるため、両地区の一部エリアを対象とした一連のプロセス及び事業管理を実施（フェーズアプローチ）し、以降の残事業にサイクルとしての活用を促すことが必要であるため支援対象とする。
- ・ 土地権利書 : 土地権利書に必要な書類は、対象州の測量局での作業が基本で、調査の過程で実施能力は確認されたため、支援対象としない。

(b) 事業管理

- ・ データベースやGISを活用した事業管理 : データベース及びGISの活用の構築が“アプローチ”を実施する基礎となるため、支援対象とする。

(c) 元難民への対応

- ・ 生計支援 : 再定住区に移動が必要な元難民の不安を和らげて移動を促進させるため、生活支援を支援対象とする。

(d) 地域整備

- ・ 郡IDPへの本事業の反映 : 今後のインフラ整備は、郡IDPに本事業が反映され、郡のよる予算確保及び整備が理想ではある。IDPに関しては、MoLGによりIDP作成マニュアルは用意されており、作成の過程は対象州の計画局（Department of Physical Planning : DPP）が支援及び管理することとなっている。よって、支援の必要性は確認できないため、支援対象としない。
- ・ インフラの整備 : 本事業で求められているインフラ整備は、ザンビア国における標準仕様であり、本邦技術の適用が求められるような特別な技術を要するものではない。世界銀行によるLI事業支援の状況にも左右されるが、残事業の費用の大きさより、JICA単独での支援は困難であり、ザンビア政府による整備が基本となる。よって、再定住地区内のインフラ整備は支援対象としないことを基本とする。しかし、先に述べた両地区の一部エリアを対象とした一連のプロセス及び事業管理の実施において、ザンビア政府側での予算化が間に合わず、また、他ドナーによる整備の支援が確定していない場合、事業を進捗させるため、対象エリアでの必要最低限のアクセス道路や井戸の設置を事業の支援対象とすることを検討する。

7.2 事業実施及び事業管理に対する支援

(1) 事業計画の作成

事業計画の作成を直接支援しないが、実施機関の作成にあたり、以下の内容を網羅するような計画となるよう助言する。

求められる内容は、事業完了目標年度の設定、工程表の作成、全体事業費の算出、工区分け、工区ごとの各年度のインフラ整備、インフラ整備に連動した区画の募集及び割り当て、区画への移動時期を反映する。工区分けと工程表のイメージを以下に示す。

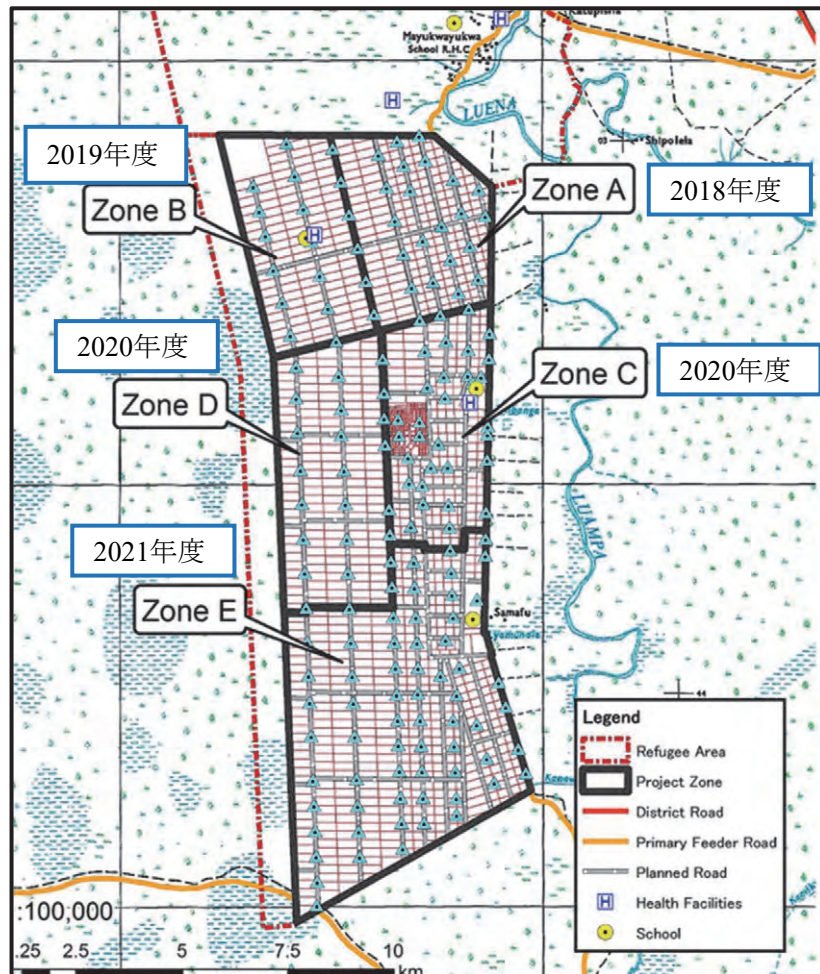


図 7.2.1 工区分けイメージ

表 7.2.1 事業計画（工程表）の例

■ Process sheet for resettlement scheme

Item	2018				2019				2020				2021				2022				Remarks
	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	
1. Procurement																					
For Feeder road																					
For Borehole																					
For School Construction																					
For Health Facility																					
2. Construction																					
For Feeder road																					
For Borehole																					
For School Construction																					
For Health Facility																					
3. Survey for Demarcation																					
4. Invite for Allocation																					
5. Allocation																					
6. Move to Each plot																					
7. Confirmation of Move to Each Plot																					

注：事業期間を5年間と想定し、各ブロックについて、インフラ整備・対象区画の再定住者への募集・区画への移動を、2年で実施するイメージで作成。

- (a) 対象となる両郡の計画担当者を巻き込み、公共施設概略配置図の作成を支援し、地区として公共施設計画の妥当性を確認する。これにより、後述するJICAによる“フェーズアプローチ”が可能となる。
- (b) DRC難民など、再定住区に居住する住民の状況に配慮した事業計画とする。(対象となるBlock Fの一部は、区画の割り当て時期を遅くし、事業の進捗に伴って難民居住区に居住する元難民が再定住区に移動し、難民居住区内に十分な居住エリアが確保されたのち、DRC難民を難民居住区へ移し、その後に区画に割りを実施するなど。)
- (c) 農業用水の確保についての方針設定。

(2) 区画の募集及び区画の割り当てのプロセスに対する支援

1) 実施エリアの選定

LI事業の一部での実施を“フェーズアプローチ”として活用するため、以下に示すような現地状況を確認し、JICAとして支援しやすいエリアを選定する。

- a) エリアの大きさ：1回における区画の募集を、250区画を基本に実施すると想定し、年2回の実施として500区画程度のエリアを支援対象とする。
- b) 現地のインフラ整備状況：区画割りの募集及び区画の割り当ては、JICAの支援開始から必要最低限の準備期間で実施されることが望ましい。よって、インフラの施工期間や工事発注の期間を極力短くすることが望まれる。そのエリアに必要な学校や保健施設は整備されていることが望ましい。
- c) 他ドナーやNGOの活動予定状況：NGOによる住宅支援等との連携等は、今後の事業を実施する上で活用できるため、他ドナーやNGOの活動と連携できるエリアが望ましい。

- d) 区画に移動していない元難民やホストコミュニティや難民の居住状況等 : 対象とするエリアに難民やホストコミュニティが居住している場合、区画の割り当て時に移動させる等の工程が入るため、望ましくない。よって、住民の居住状況に配慮する。
- e) 区画割り平面図の有無 : 区画割り平面図の無いエリアを基本とするが、区画割り平面図があるエリアにおいても、区画の割り当てが実施されている区画が虫食い状況の様に散らばっておらず、500区画程度が一連で確保できる場合は検討の対象とする。区画割り平面図の無いエリアが対象となった場合、対象エリアの区画割り平面図の作成を担当部局に実施させる。

2) 区画募集における説明の実施

- a) GIS等を活用し、<募集をしている区画の位置、学校・保健施設・井戸の計画位置及び整備状況、区画への移動時期>を説明。
- b) 学校や教育施設の配置位置の妥当性を確認し、説明内容に加える（再定住区のインフラ計画は、ザンビア国内標準であり、難民居住区の整備水準が優遇されている状況の説明含む。）
- c) 土壌調査結果の提供。
- d) 説明時に使用する図面のイメージを以下に示す。

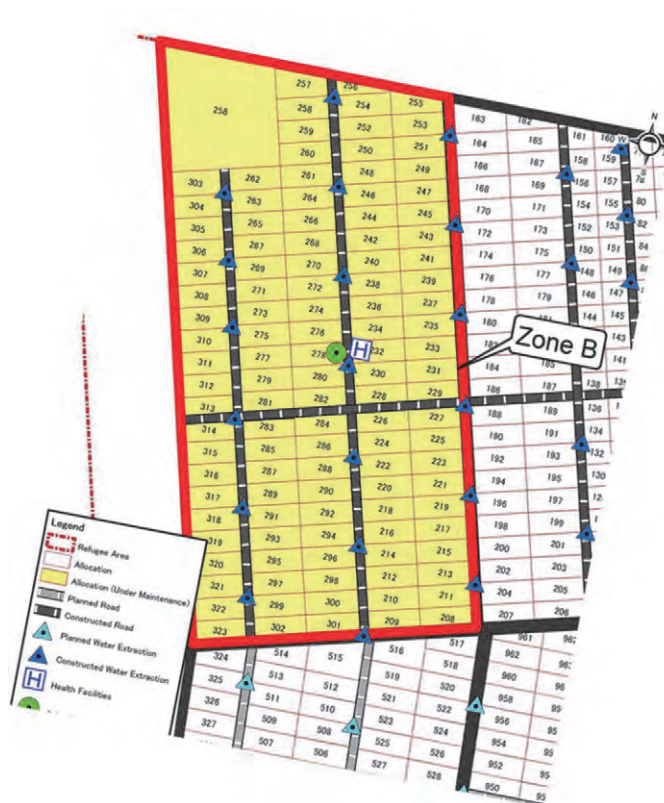


図 7.2.2 区画募集時に使用する図面のイメージ

3) 区画の割り当て

- a) 元難民のデータベースにGISを連携させて図化し、区画の割り当てに活用する。

- b) 元難民のデータベースに現時点での居住場所を反映し、元難民の要望を確認しつつ、負担が最小限となるような区画の割り当てを実施。
- c) 区画の割り当てに関するマニュアルの策定。

4) 区画の割り当て方法の検討

希望により、複数の世帯に隣り合う複数の区画を割り当て、その中の使用方法はそのグループの意志に任せるなど、移動前のコミュニティを保全する等の方策の導入を検討する。以下に、これまで実施されてきた基本的な区画の割り当てと導入を検討する区画割りのイメージを示す。

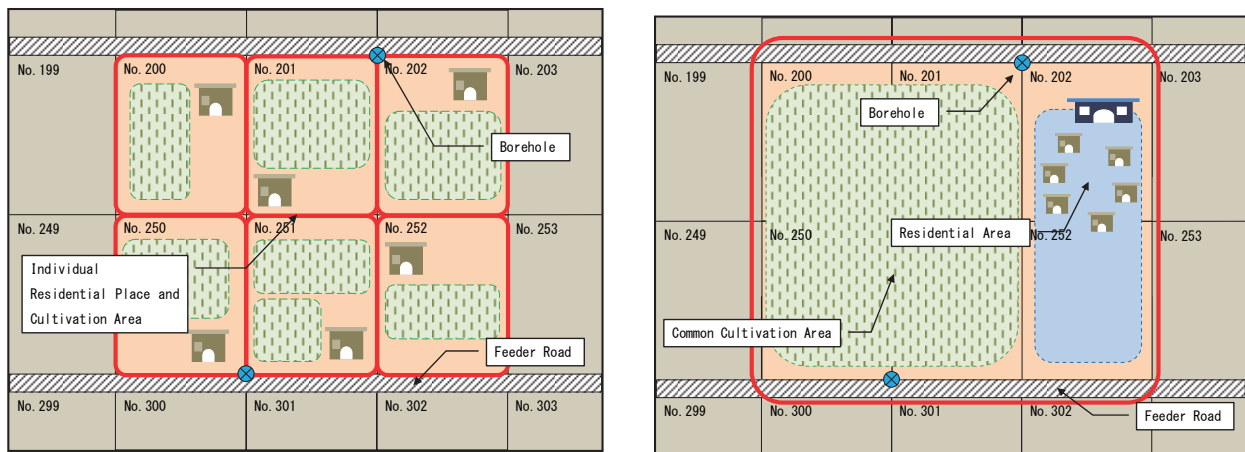


図 7.2.3 区画の割り当て方法イメージ

(3) データベースやGISを活用した事業管理

1) 再定住スキームや法的移行の状況などを網羅したデータベースの構築

- a) データベースには、LI事業対象者（元難民及び再定住を要望しているザンビア人）自体の情報と共に、再定住スキームの状況（区画への申し込み状況、区画の割り当て状況、割り当てられた区画番号、土地所有権の状況）、法的な手続きの状況（外国人登録証の取得状況、パスポート取得状況、スクリーニングの状況、居住許可書の発行状況等）を一括して管理する。今まで別々に管理されていた法的手続きの状況（COR管理）と再定住スキームの状況（DOR管理）を一元管理することで、現場での再定住者への対応の適切化が図られ、事業の円滑化に資するとともに、コンフリクト（再定住者同士、または、再定住者とホストコミュニティとの対立）を防止する。
- b) 元難民のデータベースに現時点で居住場所を反映し、区画の割り当て時に活用する。
- c) 元難民のデータベースに、ザンビアでのクライテリアをベースとした社会的弱者に対する確認結果を登録し、支援に活用する。
- d) DORにはMIS (Management of information system) としてGISを用いた管理システムがLARIMSとして構築されている。既存システムが管理システムとして活用できるかの確認を実施する。

Seq	GroupNumber	IndividualID	GivenName	FamilyName	Sex	DOB	Age	再定住スキームの状況				法的移行の状況				CONFLICT		
								Application	Interview	Allocation	Letter of Occupancy	Check the start of live	Residence	Passport	Screening		Residence permit	Legalization Lusaka
171	561-08H01370	561-00003605	Museke	Linyonga	F	Nov 16 1984	30	Ok	Oct.15.17	105	Issued	Checked	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Sep.15 16
283	561-10H00156	561-00000441	Jane Chikwanda	Musole	F	Jan 11 1990	25	Ok	Oct.15 16	13	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug. 5 16
354	561-08H00438	561-00001040	Mawaya	Kachocho	M	Jan 1 1952	63	Ok	Jan.20 17	155	Issued	Checked	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
466	561-08H00824	561-00001990	Kubangu	Mbonge	M	Jan 5 1971	44	Ok	Mar.05 17	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2246	561-08H03447	561-00009973	Maria	Salome	F	Jul 16 1970	45	Ok	Aug.31		Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Jul.25	
1594	561-08H02962	561-00008450	Zacharias	Texeila	M	Jul 7 1969	46	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug.15	
797	561-08H00289	561-00000694	Ngomwatile	Mashandu	F	Jan 14 1940	75	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug.15	
2012	561-08H03181	561-00009182	Martina	Kahamba	F	Nov 6 1995	19	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug.15	
2013	561-08H03181	561-00009185	Adalaide	Kahilu	F	Nov 1 2002	12	Ok	Jan.20 17	37	Issued	Checked	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2014	561-08H03181	561-00016185	Sabinah	Nangeve	F	Feb 26 2016	0	Ok	Jan.15 17	12	Issued	Checked	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2101	561-08H03298	561-00009525	Andelino	Zeka	M	May 10 1968	47	Ok	Oct.01 16	43	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug. 5 16
2015	561-08H03185	561-00009196	Kavir	Kangende	M	Mar 30 1987	28	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Aug.15	
2016	561-08H03185	561-00008611	DeHina	Kalongole	F	Aug 15 1990	25	Ok	Jan.15 17	37	Issued	Checked	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2017	561-08H03185	561-00014575	Arbano	Xavier	M	May 20 2013	2	Ok	Mar.05 17	37	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2433	561-08H03622	561-00010497	Felix	Paulino	M	Jan 1 1947	69	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2018	561-08H03187	561-00009198	Antonio	Mulemba	M	Jun 10 1962	53	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16	
2019	561-08H03187	561-00009201	Laureta	Francisca	F	May 25 1975	40	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2020	561-08H03187	561-00009215	Xavier	Chilemo	M	Sep 14 1998	17	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16	
2021	561-08H03187	561-00009220	Emrerinda	Nasoma	F	Aug 5 2002	13	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2022	561-08H03187	561-00009225	Juliana	Ngeve	F	Jun 8 2004	11	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2023	561-08H03187	561-00009233	Lida	Kangombe	F	Dec 3 2005	9	Not yet			Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16	
2024	561-08H03187	561-00009236	Ceceliana	Jambela	F	Nov 26 2007	7	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2025	561-08H03187	561-00011688	Augustino	Sachingandu	M	Sep 8 2009	6	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2026	561-08H03187	561-00013841	Florentino	kalueyo	M	May 13 2011	4	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2027	561-08H03188	561-00009199	JAMBA	JASINDU	M	Jun 5 1948	67	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2028	561-08H03188	561-00009219	MATEAS	CHIRENSO	M	Jul 20 2001	14	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2834	561-14H00194	561-00010296	Francisco	Dumingo	M	Feb 19 1993	22	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2031	561-08H03206	561-00009255	Daniel	Vianeke	M	Mar 10 1947	68	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2032	561-08H03206	561-00009268	Antoniet	Balombo	F	Nov 11 1951	63	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2033	561-08H03206	561-00009273	Jose	Chilulu	M	Jul 12 1990	25	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2034	561-08H03206	561-00009285	Laura	Katania	F	May 10 2001	14	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2036	561-08H03213	561-00009284	Silvano	Makole	M	Oct 30 2000	15	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2037	561-08H03213	561-00009389	Selentno	Maimbango	M	Sep 30 2005	10	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2038	561-08H03213	561-00009282	Odete	Mangelenge	F	Oct 11 1995	20	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16
2039	561-08H03213	561-00009286	Davide	Makae	M	Dec 15 2002	13	Ok	Mar.10	95	Issued	Not yet	Checked	Checked	Checked	Checked	Not yet	Dec. 5 16

図 7.2.4 LI事業対象者のデータベースイメージ

2) データベースとGISをリンクさせた区画への移動状況の管理

- a) 区画割り平面図に、“各区画の状況”をデータベースにより視覚化して反映させる。反映させる内容は、各区画に割り当てられたLI事業対象者の状況（【アンゴラ元難民・ルワンダ元難民・ザンビア人】、【その区画での居住を開始したか、していないか】、【土地権利書を取得しているか、していないか】）など、再定住スキームの進捗状況に関連する内容とする。また、GIS上の区画をクリックすると、対象となるLI事業者のデータベースにリンクし、法的移行の状況が確認できるような仕組みとする。

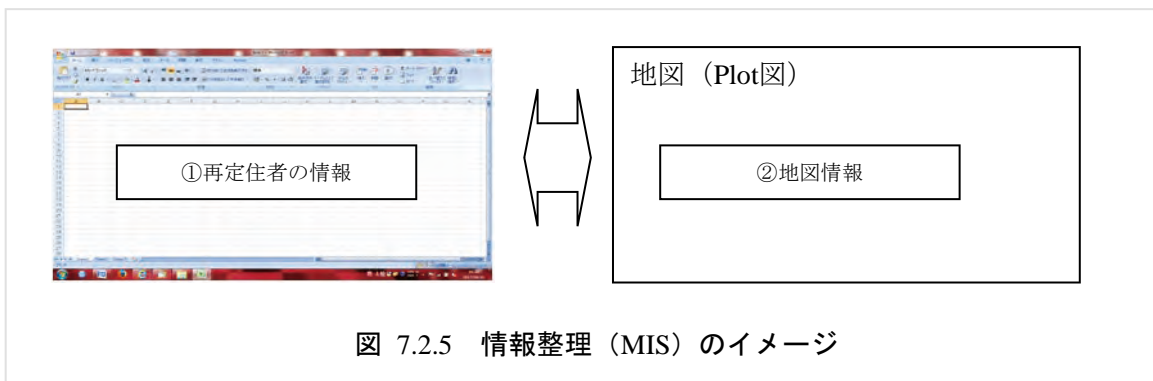


図 7.2.5 情報整理 (MIS) のイメージ

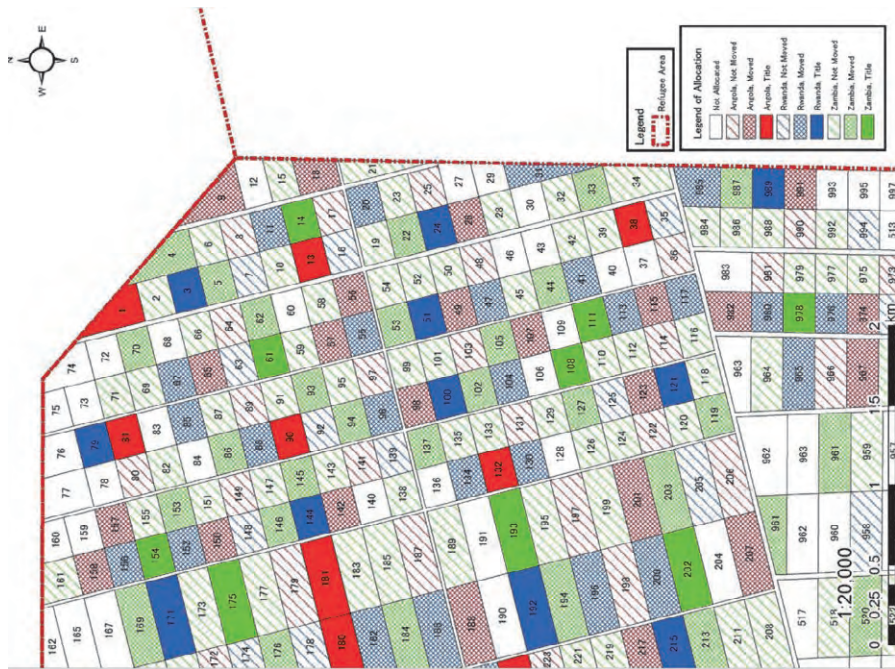


図 7.2.6 GISを利用した“各区画の状況”のイメージ図

3) GISによる工事の進捗管理

元難民を基本としたデータベースとは別に、工事の進捗状況をGISで管理する。以下にイメージを示す。



図 7.2.7 工事進捗管理図イメージ

7.3 生計基盤支援の可能性

7.3.1 支援内容及び対象の検討

生計基盤を整備するための活動の成果として、以下の項目を設定する。

- (a) 土地利用計画が策定される。
- (b) 経済活動（農業等）が実施される。
- (c) 普及体制が構築される。
- (d) 共同活動を通じた生計向上とコミュニティの醸成を図る。

上記成果を得るための活動内容及び留意事項を整理すると、以下のとおりである。

(1) 土地利用計画が策定される

1) 地域にある自然資源、人的資源の把握

- a) 自然条件の把握：乾季に農業を営むうえで重要な水資源をまず確認する。水源の状況（湧水、小河川、地下水位等）を把握する。加えて、居住地外にある場合は、居住区からの経路、距離を把握する。基本的には乾季作の水源として利用するため、特に乾季においてどの程度の水量が活用できるかも確認する必要がある。
- b) 人的資源の把握：今後普及活動の拠点として活用できる人材の有無を確認する。これまで普及員から得た知識やNGOによる研修を通じて知識を得、実践している農家を把握する。ここでは、個々の農家が実践できる内容及び居住地の位置をそれぞれ把握する。

2) 市場性のある作物の確認

- a) 近隣の市場調査：地区内を含めた市場での調査を通じて、市場のニーズを把握する。複数の市場において作物名、価格の経時自然条件を把握して、市場性のある作物をリストアップする。
- b) 市場以外のニーズ調査：スターチ会社、近隣の寄宿舎を備えた学校等でのニーズを確認する。ニーズは学校の休み等も考慮し、月ごとに必要な作物、量を整理する。
- c) 併せて、市場までの農産物の運搬は個人での車両の借り上げや、定期的に市場を往来する車両を活用する等で行なわれているので、借り上げ可能な車両、定期的に運行している車両をリストアップし活用を検討する。

3) 栽培する作物の設定

- a) 雨季作の栽培作物：雨季作については、主食であるメイズ、キャッサバが主となるが、これ以外の豆類や他に市場性のある作物を導入する。また、果樹等の導入も土地の有効活用から必要である。
- b) 乾季作の栽培作物：乾季作は、上述の水源が確保できることが前提条件となる。換金作物であることから、栽培作物、栽培時期は市場のニーズに合った作物を導入する。新規に導入する必要がある作物に対しては、栽培方法など技術的な支援が必要となることから、普

及員、篤農家を交えて導入作物を選定する必要がある。

4) 土地利用計画の策定

- a) 栽培作物の決定：栽培作物及び時期を設定し、栽培ローテーションを考慮した栽培面積を決定する。栽培面積決定にあたっては、作業（耕起、収穫等）能力等も考慮する。
- b) 農外活動の検討：農業以外の活動として、果樹、養蜂、養鶏、養殖等も検討する。畜産を実施する場合は、十分な面積が確保できるか、柵や畜舎の建設が可能か等の検討も必要となる。
- c) 土地利用計画の策定：農業及び農業以外の活動計画を策定し、あわせて家屋や貯蔵小屋等の配置を考慮して、土地利用計画を策定する。

(2) 農業活動が実施される

1) 農業資材の確保

- a) 種子、肥料の確保：再定住区への移動し、初めて栽培を行う場合、種子や肥料が必要である。これら資材を提供する場合、収穫後に同程度の種子肥料を返済させるなど、持続性を確保することを当初計画から設定する。なお、返済されたものは、次の再定住者に提供することとなる。
- b) 農具：難民キャンプでも主な生産活動は農業であることから、農具はあるものと推定される。しかし、必要に応じて提供する場合、種子・肥料同様に持続性を確保するために、収穫後に同額を返済させる等を検討する。

2) 農業基盤の整備

- a) 参加者の確定と作業分担の確認：水資源が確保できる箇所については、活動内容（養殖、水稻）に応じた施設が必要となる。水源から池や水田まで水を導く用水路や畝等。これらは、共同で運営維持管理される施設であるため、整備にあたっては受益者が参加して整備することが前提となる。したがって、受益者とともに必要な施設の整備内容を決めることが重要となる。
- b) 水路、養殖池等の整備：整備の内容、受益者の作業分担にしたがって、基盤の整備を実施する。なお、養鶏や養豚などの活動で、個人ではなくグループで活動する場合、同様のプロセスに従う。

(3) 普及体制が構築される

1) 普及体制の構築

- a) 人的資源の活用：活動1)-1で把握した人的資源（篤農家）を、活動内容に応じて最大限活用できる体制を検討する。基本的には、農業普及員－篤農家－一般農家の双方向での情報伝達が重要である。
- b) 展示圃場の活用：普及活動の拠点として、篤農家の圃場を展示圃場として活用する。適当な篤農家が選定できない場合、普及員の活動の場を展示圃場として活用する。

(4) 共同活動を通じた収入向上とコミュニティの醸成を図る

1) 共有地での活動

- a) 共有地での活動参加者の特定：居住区に適さない低平地を共有地として、生産活動の場として活用する。上記「2) 農業基盤の整備」で記述したとおり、水源からの水路や畝等は共有の施設となることから、これらの整備にあたっては、受益者参加による共同作業を前提とする。
- b) 活動の実施：施設整備前には、当該地区で実施する予定の活動内容に対し、技術的な指導が可能な人材を篤農家の中から選定し、協力可能な人材を確保する。共有施設以外の運営維持管理に関しては個人での活動、グループでの活動を制限しないが、これらの活動を通じてコミュニティの醸成が期待できることから極力グループ活動を推奨する。
- c) 共同出荷：現在、品質のみならず個人で出荷するために一回の扱い量が少ない。扱い量が少ないと市場も制限されることから、共同での集出荷を推進し、市場とのアクセスを改善する。上記活動同様に、共同での活動を通じてコミュニティの情勢を図る。
- d) 農外活動：農業以外の大工、洋裁、レンガ工、溶接工等の活動については、必要に応じて研修を実施する。研修対象としては、既にCalitasによって研修を受けた受講生を対象とし、さらに技術力を向上させるための研修、または新たな対象者のための初期講習を実施する。
- e) なお、低地は放牧地として利用されているケースが確認されている。マユクワユクワの低平地では、雨期は稲作、乾期は放牧地として利用されている等、既存の利用形態を事前に把握し、現在の利用者とコンフリクトを生じさせない配慮が必要となる。また、ホストコミュニティとの協働を通じて、周辺地域のホストコミュニティに対するLI事業の理解促進を図る。

(5) 実施機関

郡関係部局：農業局、コミュニティ開発局、計画局

7.3.2 他のJICA案件との連携や既存案件の活用の可能性

既往のJICA農業案件との連携可能性について下表に整理する。「T-COBSI：小規模農民のための灌漑開発プロジェクト（2013～2017）」については、再定住区において限られた作物生産量（やせた土地、圃場準備に時間がかかること等に起因）から収入を多様化するニーズが高いことを踏まえると、園芸作物の栽培と小規模灌漑の支援における連携が考えられるが、再定住区の農家圃場から水源へのアクセスが悪く、零細灌漑にとどまる現状を踏まえる必要がある。また、T-COBSIでは複数の有機質肥料の作成方法、活用・施用方法（無機肥料との組合せを含む）を整理・普及を図っており、これら成果をメヘバ・マユクワユクワ地区に活用することができる。また、後継案件であるE-COBSIの対象に北西部州が含まれており、メヘバ地区での小規模灌漑の導入が期待される。「RDP：コメ普及支援プロジェクト（2015～2019）」はカオマ郡を対象地に含み、既にマユクワユクワ地区の近隣（再定住区側）に展示圃場が設置されている。「RESCAP：農村振興能力向上プロジェクト（2009～2014）」ではFFSを補完的に取り入れており、メヘバ・マユクワユクワ両地区において実施中のFFS活動との連携が考えられる。「FoDiS：食糧安全保障向上のための食用

作物多様化支援プロジェクト(2006～2011)」については、カルンビラ郡(メヘバ)、カオマ郡(マユクワユクワ)が、スターチ加工企業のキャッサバ・サツマイモ生産拠点として重点地域と位置付けられていることから、イモ類生産増に向けた連携は妥当性・有効性が高い。

表 7.3.1 JICA既存案件(農業)との連携可能性

案件名	対象地域	活動項目	連携可能性	備考
T-COBSI	北部州 ルアプラ州 ムチンガ州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小規模灌漑(小河川や湿地帯の水資源活用) ✓ 入手可能な自然資材(地域リソース)を利用した低コスト簡易堰 ✓ 園芸作物 ✓ 灌漑施設のO&Mまでを含む技術普及(簡易堰から恒久堰まで) 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用可能な資源を利用する点は、考え方、発想という点で直接・間接的にニーズに結びつく可能性も考えられる。 • 水管理にかかる知見の活用(園芸栽培、それ以外の作も区への適用・応用)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 園芸に対する灌漑ニーズはメヘバ、マユクワユクワ両地区で確認されている。しかし、農家の灌漑実務に関する経験・知見は、灌漑ツール(足踏みポンプ、点滴灌漑)といった零細灌漑(micro irrigation)の域に止まっている。
E-COBSI	コッパーベルト州 北西部州 中央州 ルアプラ州 北部州 ムチンガ州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ T-COBSIで実証された小規模灌漑施設の導入、展開 ✓ 小規模農家の灌漑農地の管理技術の向上 ✓ 営農及びマーケティングの能力強化 ✓ 地域密着型の灌漑農業促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 上記連携可能性に加え、農業活動による元避難民の定住化、現地統合の促進を図るため、元避難民居住地の一部に簡易堰を設置することが想定されており、連携可能性は高い、 	
RDP	(既存稲作) 北西部州 ルアプラ州 ムチンガ州 西部州 (新規II) コッパーベルト州 東部州 ルサカ州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 稲作普及システムの構築支援 ✓ 極端に依存した作付体系(メイズ)からの脱却を目指した作物多様化 ✓ NERICAの技術普及 	<ul style="list-style-type: none"> • コメ生産のニーズは、ルワンダ人(難民も含む)、ブルンジ人、アンゴラ元難民、ザンビア人移住者について高い。 	<ul style="list-style-type: none"> • ルワンダ元難民、ザンビア人は水田稲作(メヘバ)、アンゴラ元難民は平原部で水稲品種を栽培している。 • マユクワユクワの近隣(再定住区側)において展示圃場を活用した技術普及が行われている。
RESCAP	北西州 ルサカ州 西部州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農家のための適切技術の特定(対象は栽培～加工、家畜まで) ✓ 普及サービスの向上 ✓ 普及モニタリング支援能力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> • 生計活動の個別事例(研修手法) 	<ul style="list-style-type: none"> • マユクワユクワを担当する普及員(CEO)については、普及員手帳(AEOD)を活用する職員もいる。コア人材として地区内・周辺地域の普及人材への知見の継承、活用も期待できる。
FoDiS	東部州 ルサカ州 南部州 西部州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食用作物多様化 ✓ キャッサバ/サツマイモ改良品種、その他換金作物 ✓ 耐旱性の高い作物(天水地) ✓ 栽培技術普及 ✓ 加工・保存・利用技術 	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的な食料・作物生産に関連し既存リソース(=養成人材、教材、デモ方法)利用できる可能性。基本幹作物にかかる基礎的な栽培情報等。 • 農業省普及関係者(BEO)についても、農産加工のニーズは高い(キャッサバ)。 	<ul style="list-style-type: none"> • カルンビラ郡(メヘバ)、カオマ郡(マユクワユクワ)については、スターチ加工企業が生産拠点として重点化を進めている(対象はキャッサバおよびサツマイモ)。

案件名称 略記

T-COBSI：小規模農民のための灌漑開発プロジェクト（2013～2017）、E-COBSI：地域密着型灌漑開発の展開プロジェクト（2018年～2022年の予定）、RDP：コメ普及支援プロジェクト（2015～2019）、RESCAP：農村振興能力向上プロジェクト（2009～2014）、FoDiS：食糧安全保障向上のための食用作物多様化支援プロジェクト（2006～2011）

7.3.3 実施上の留意点

(1) 共通事項

- (a) 上記の支援内容は、水へのアクセスが必須となる活動も含まれる。したがって、実施にあたっては、地域資源（水へのアクセス等）の確認及び篤農家等の人的資源の確認をまず行い、それらの資源を活用出来る範囲で希望者を募り、希望者に対して実施する。
- (b) 元難民が再定住区に移動することによって、これまで築かれてきたコミュニティが粗となることが想定されることから、生計向上に対する支援を通じてコミュニティの醸成に寄与する活動を組み込むことに留意する。

(2) マユクワユクワで特に留意すべき事項

- (a) 生計向上を図るうえで、地域の7割を占める砂質土壌では、キャッサバとメイズによる自家消費の穀物を確保することが重要である。現在収穫量が多く生育期間が短い優良品種が導入されているが、農業用資材へのアクセスが困難な農民も含まれることから、在来種も確保する等の配慮が必要となる。

水源を確保できる共有地がLI事業地区内に少ないことから、地区外の適地の活用を行う。地区外の土地については、ホストコミュニティの土地となることから、活動にホストコミュニティを加えることによってLI事業として効果的である。しかし、活動を行ううえで、1)ホストコミュニティの意向に配慮、2)伝統的チーフへの活動内容の説明及び承認の手続きが必要不可欠となる。

7.4 インフラ整備支援の可能性

支援対象の抽出の結果、インフラについては具体的な支援対象とはしていない。ただし、JICAの支援として実施する一部のエリアにおいて、一連のプロセスに関連して必要なインフラについては、他ドナーやザンビア政府による実施がタイムリーに実施されることが期待されない場合、事業を進捗させるため必要最低限の範囲内において、支援として整備することを検討する。以下の検討内容はその際の資料とする。実施するエリアの位置や周辺インフラの整備状況により、エリア外においても、マーケットや学校、保健施設へのアクセスを確保するための道路整備は考慮する。

7.4.1 支援内容の検討

(1) メヘバ

1) 事業の妥当性の検証

メヘバには全体計画が策定されておらず、Block F、H、Gの一部のみに区画割りが作成されている。全体数量はDORにより想定されており、本地区で必要となるインフラは、それをベースとしてとりまとめた（表4.6.1参照）。そのうち、学校、保健施設、水供給施設について事業の妥当性を検証する。

i) 学校

教育施設の配置について、基本的には5kmまでの通学範囲とされている。計画ではPrimary Schoolが6校とされているが、既存施設は6校となっており、新たに設置される学校は考慮されていない。メヘバについては前述のとおり、一部を除いて区画割りが作成されていないが、学校を中心とした5km範囲の円で、概略のアクセス性を確認した。

※) 対象範囲は、現時点での再定住区域内とする。

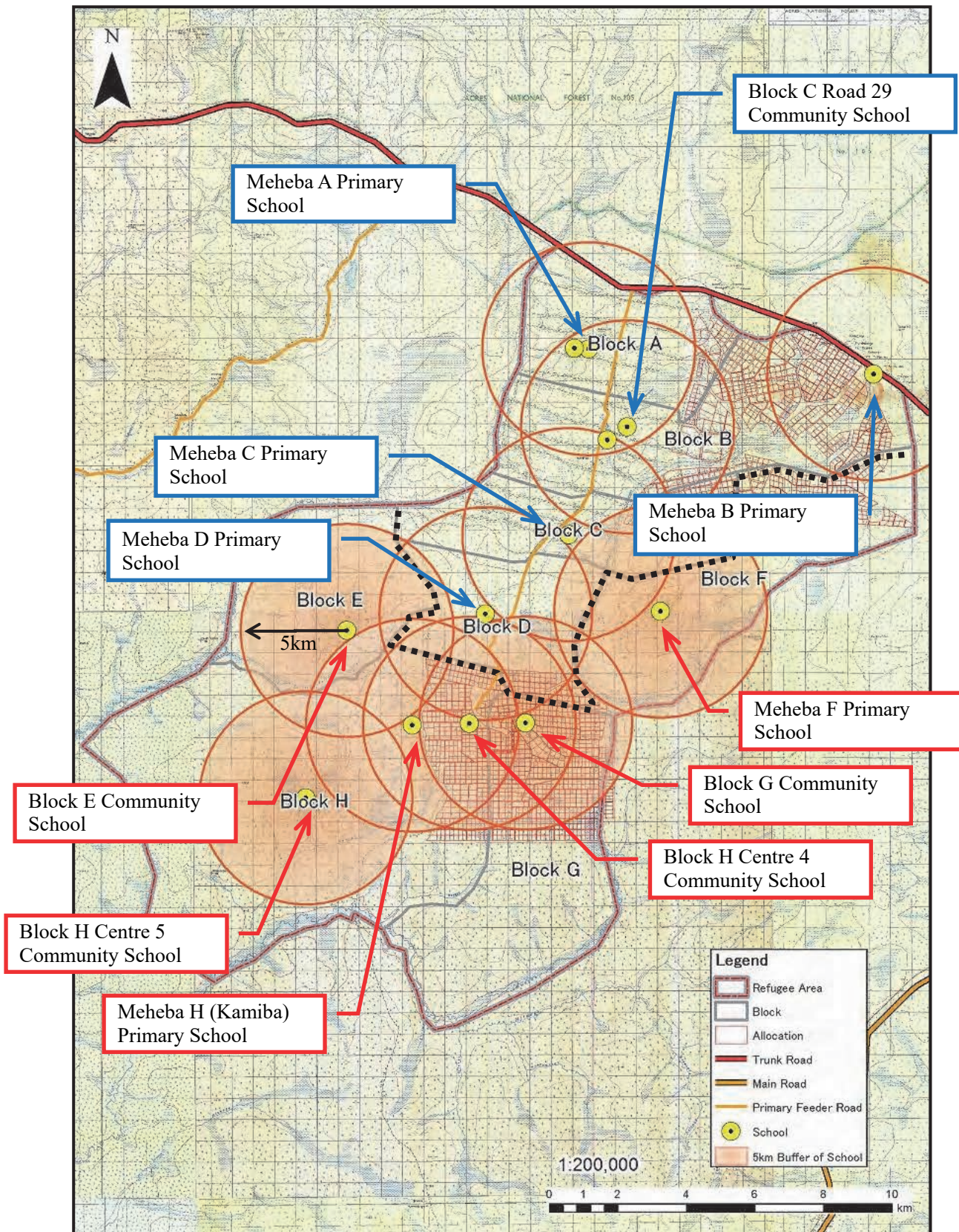


図 7.4.1 メヘバ地区既存教育施設のアクセス性の確認

図示されたように、メヘバの再定住区内を6施設でカバーすることは困難な状況となっている。既存施設の状況（老朽化やPrimary Schoolの施設として不足している状況）を考慮しつつ、5 km

の円でカバーするために必要な教育施設を下図に示した。

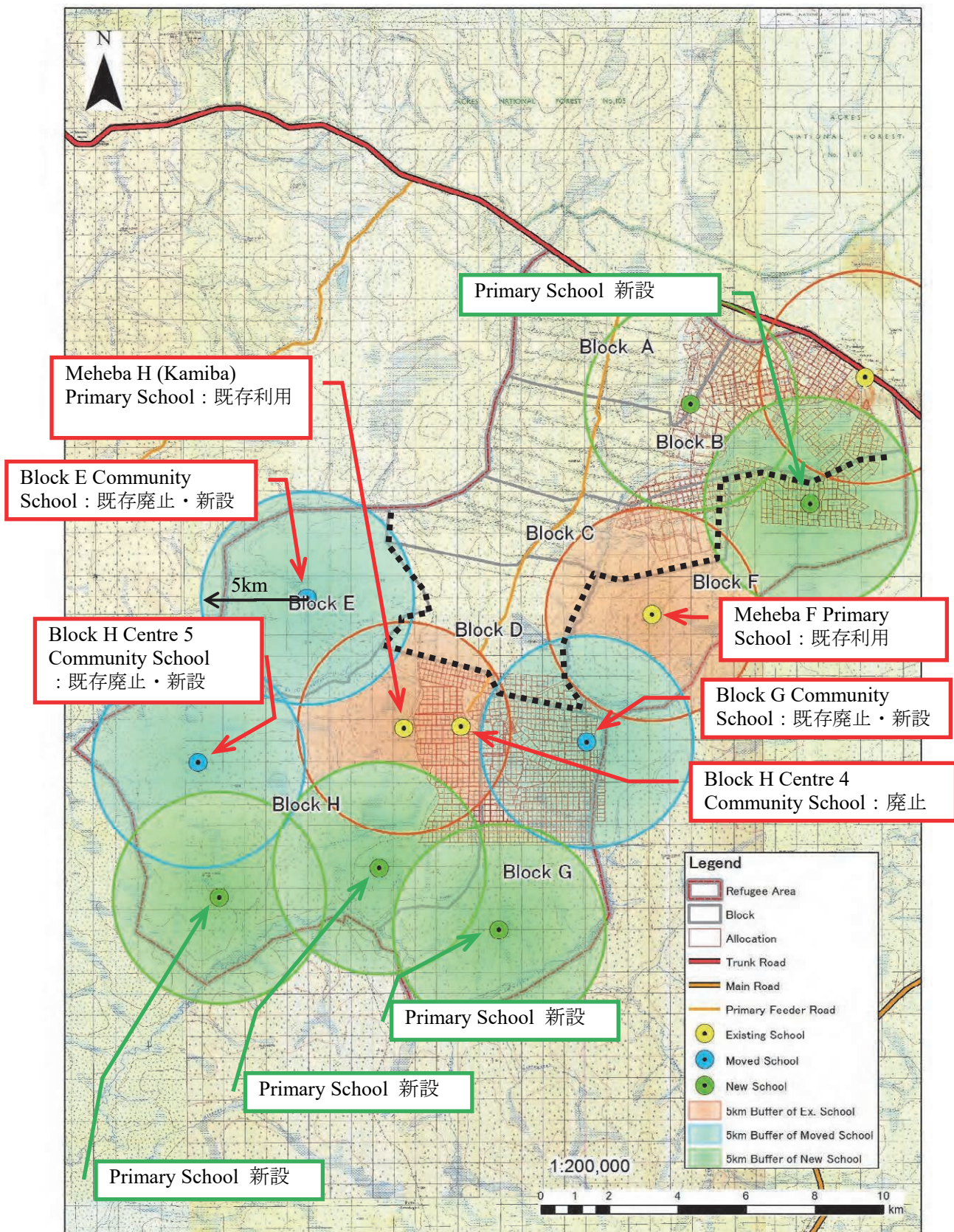


図 7.4.2 メヘバ地区教育施設の整備方針

表 7.4.1 メヘバ地区既存教育施設の概要

教育施設	施設概要	整備方針
Meheba F Primary School	- 2 1x4 Classroom Building - 2 1x3 Classroom Building - 7 Staff Houses - 1 Staff House - 4 Toilets	既存施設を改修して現在の施設を活用。
Meheba H (Kamiba) Primary School	- 1x4 Classroom Building - 1x3 Classroom Building - 1x2 Classroom Building - 3 Staff Houses - 5 Toilets	既存施設で不足している建屋等を補充して施設を活用。
Block E Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets	現在の設置位置はBlock Eを5km圏内でカバーできていない。建物も老朽化しており、施設内容としてもPrimary Schoolに満たない。以上を考慮して廃止とし、Block Eをカバーできる位置にPrimary School新設とした。
Block G Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets	現在の設置位置はBlock Gを5km圏内でカバーできていない。建物も老朽化しており、施設内容としてもPrimary Schoolに満たない。以上を考慮して廃止とし、Block Gをカバーできる位置にPrimary School新設とした。
Block H Centre 4 Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets	Meheba Hに近接しており5km圏内は、ほぼMeheba Hと同じ範囲となっている。また、建物も老朽化しており、施設内容としてもPrimary Schoolに満たない。以上を考慮して廃止とした。
Block H Centre 5 Community School	- 1x3 Classroom Building - 2 Toilets	現在の設置位置はBlock Hの西側を5km圏内でカバーできていない。建物も老朽化しており、施設内容としてもPrimary Schoolに満たない。以上を考慮して廃止とし、Block Hの西側をカバーできる位置にPrimary School新設とした。

以上の他、再定住区内のエリアを5km圏内でカバーするため、5校のPrimary Schoolを新設とした。整理すると以下となる。

- a) 既存学校を改修して活用：2校（Meheba F、Meheba H）
- b) 既存学校を廃止して新たな位置にPrimary Schoolを新設：3校
- c) 新たにPrimary Schoolを新設：4校

よって、全体としては9校のPrimary Schoolが必要となる。

ii) 保健施設

ザンビアでの保健施設関連の設置要件は以下が基本となる。

a) A Health Post： 地方では500世帯 (3,500人)、都市部では 1,000世帯 (7 000 人)に1施設を設置。若しくは、人口が密集していないエリアでは、半径5 kmを目安に設置。
b) Urban Health Centres： 都市部で対象人口 30 000 to 50 000 人に1カ所。

- c) Rural Health Centre : 地方で半径29Km若しくは10000人に1施設を設置。
- d) A Level-1 Hospital : 人口80,000人～200 000人を対象。(Referrals from health centres) 郡には少なくともLevel-1 Hospital 1カ所が必要。
- e) Level -2 Hospitals : 人口200 000人～800,000人を対象。(Referral centres for the first level Hospitals) Level-2 Hospitalsは州の移動保健サービスとして、技術的サポート及びトレーニングを実施。
- f) Level-3 Hospitals : 人口800,000人以上を対象。Level-3 Hospitalsはトレーニング及び研究の実施。(Referral centres for second level hospitals)

上記指針を基準とし、メヘバの再定住区内の1家族を7人構成と想定すると、6,000世帯X 7 人 = 42,000 人程度の人口規模となる。保健施設規模としては、以下となる。

- a) A Health Post : $6,000 \text{世帯} \div 500 \text{世帯} = 12 \text{施設}$ (半径5km目安とすると9施設)
- b) Urban Health Centres : 該当せず。
- c) Rural Health Centre : $42,000 \text{人} \div 10,000 \text{人} = 4.2 \approx 5 \text{施設}$ (半径29km目安の場合は1施設)
- d) A Level-1 Hospital : 該当せず。
- e) Level -2 Hospitals : 該当せず。
- f) Level-3 Hospitals : 該当せず。

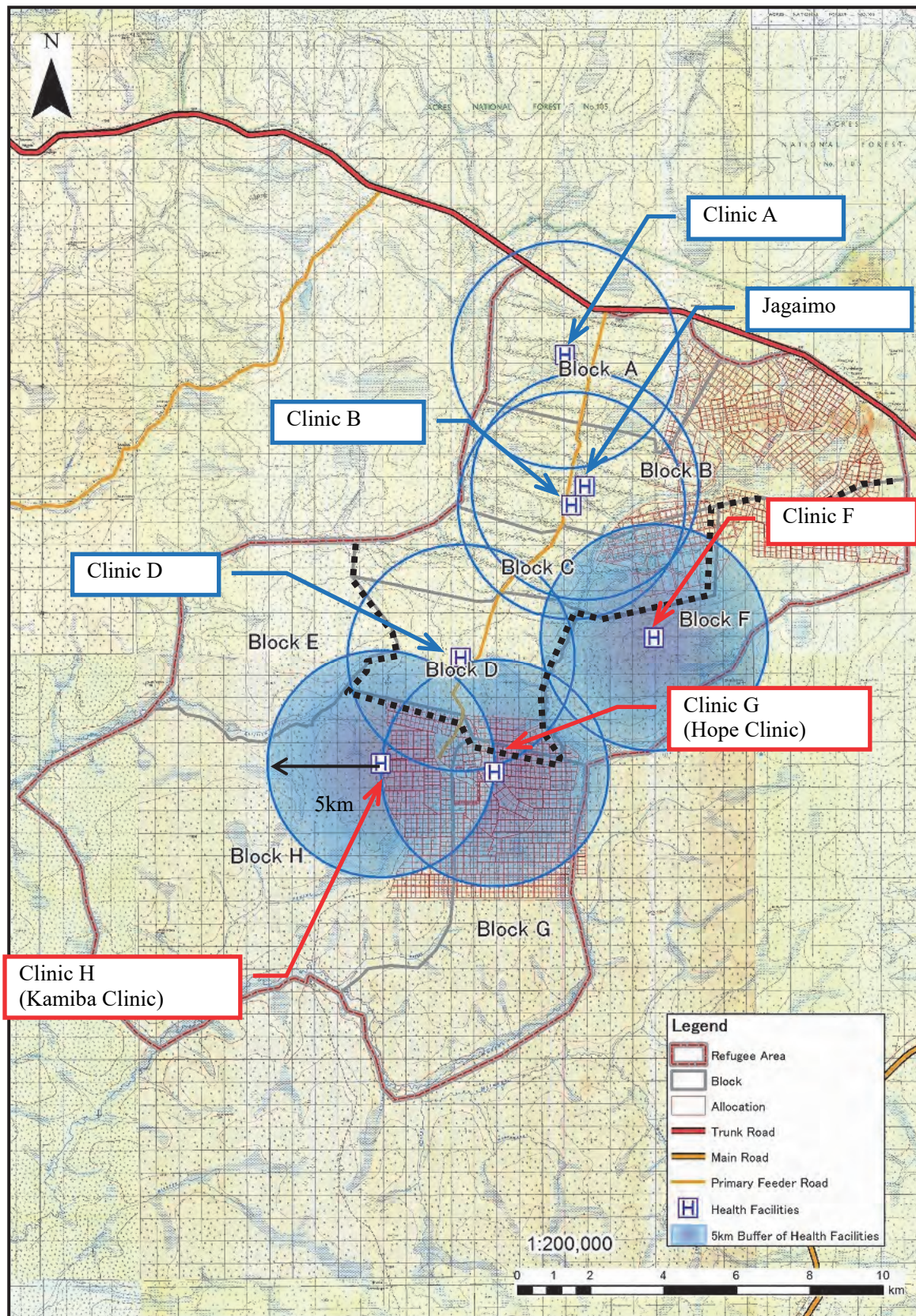


図 7.4.3 メヘバ地区保健施設のアクセス性の確認

現状では、Clinic G と Clinic H (Kamiba Clinic), Clinic F (全てHealth Centreとして機能) が再定住区内に配置されている。前述の指針を基準とすると、Health Centreについては地方部(Rural)

として半径29 kmを目安に設置するとして1施設、Health Postは地方部として半径5 kmを目安に設置するとして9施設必要となり、既存の3Health Centreを活用して、6 Health Postを新設すれば保健施設数としては十分となる。

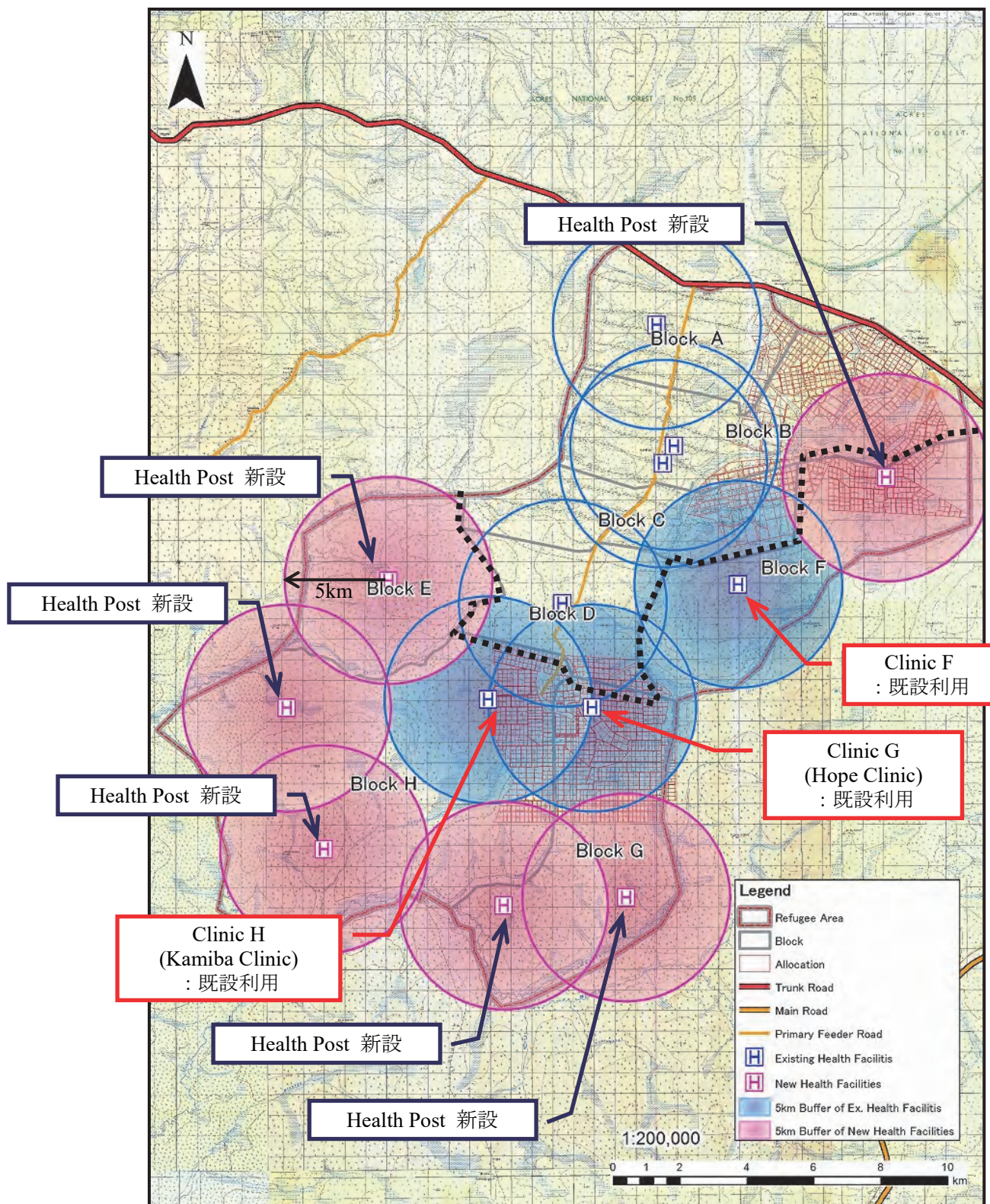


図 7.4.4 メヘバ地区保健施設の整備方針

iii) 井戸

ザンビアでの深井戸給水施設設置の考え方は、ハンドポンプ付深井戸給水施設1基に対して250人の水利用者を標準としている。

井戸の計画数は634基となっており、最大水利用者は634基 x 250 人=158,500 人となる。1世帯あたり7人とした場合のマユクワユクワ再定住区の人口が42,000人となるため、住民以外にも学校やその他の公共施設のスタッフ等の人数を勘案しても、水供給の容量としては十分であると判断される。

2) 道路等整備支援内容

i) 再定住区内

メヘバには全体計画が策定されていないが、DORにより区域内道路の計画数量が500 kmと想定されている。そのうち、110 km (UNHCR支援によりZambia National Serviceにより整備) が整備されており、それを除く390 kmを支援対象とした。道路区分としてはフィーダー道路となる。ザンビア国内におけるフィーダー道路の標準断面図を以下に示す。

- a) 標準幅員5.5 m
- b) 舗装：グラベル舗装 (t = 150 mm)

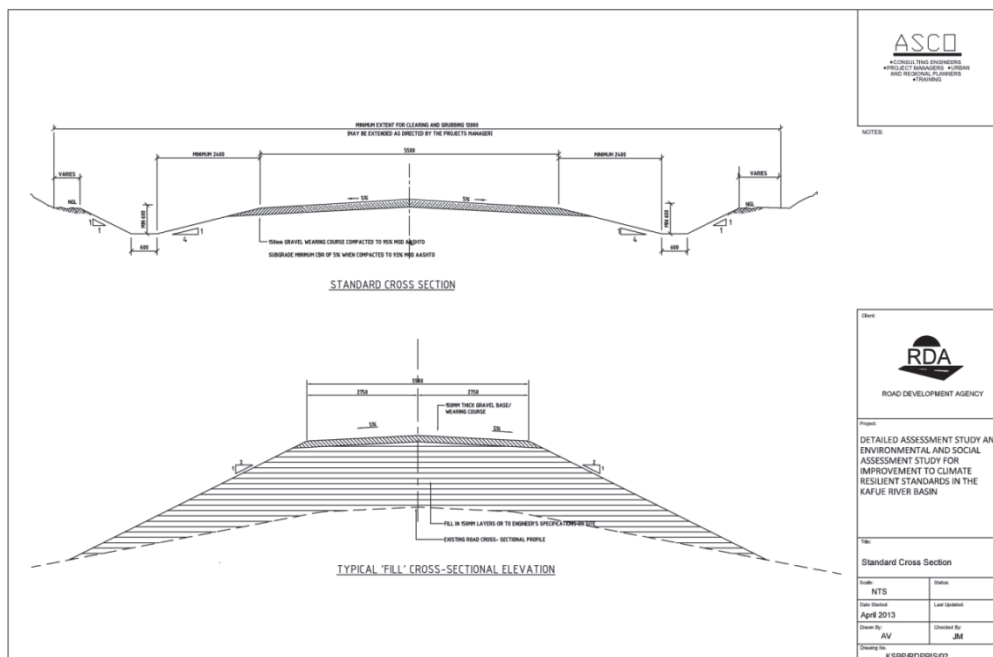


図 7.4.5 フィーダー道路標準断面図 (RDAより)

表 7.4.2 区域内道路支援対象数量

項目	細目	単位	数量			備考
			計画 (想定)	整備済及び 予定	支援	
区域内道路	アクセス道路W = 5.5 m 舗装タイプ:グラベル(フ ィーダー道路)	km	500	117	383	※P152821WB の中で150 km 整備が計上。

ii) 再定住区外

再定住区外において確認された支援内容は、以下となる。

a) マニヤマアクセスフィーダー道路

ブロックEからT5線沿いに位置するマニヤマに向かって北西方向にアクセスする域外のフィーダー道路。延長としては約30 kmとなる。本道路を整備することで、再定住区からマニヤマにあるマーケットへのアクセス性が増し、再定住者の生計向上に寄与。また、郡病院(Lumwana District Hospital)へのアクセス性の向上も期待できる。標準断面はフィーダー道路標準のW = 5.5 mとする。

b) マニヤマアクセスフィーダー道路の渡河部ボックスカルバート (L = 10 m)

上記マニヤマアクセスフィーダー道路の始点となる区域境に渡河部があり、その箇所については、地形・渡河部の幅員・経済性等からボックスカルバートの3連で対応する。



■ 3連ボックスカルバート L = 10 m

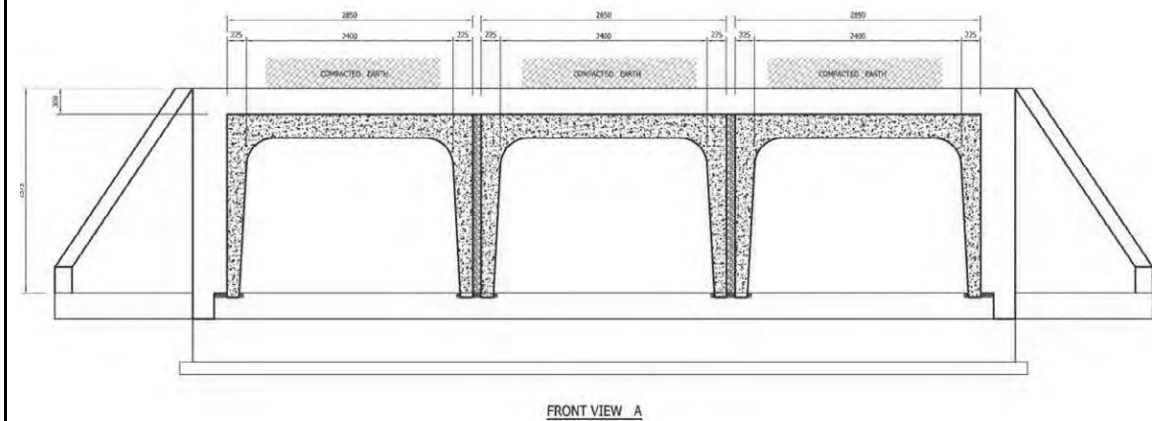


図 7.4.6 3連ボックスカルバート断面図

c) M8アクセスフィーダー道路

ブロックHから南下し、東側に位置するM8にアクセスする。地区内より南側方面へのアクセスを容易にすることと、地区外に位置するホストコミュニティの地区内へのアクセス性や地域内のアクセス性向上に寄与する。標準断面はフィーダー道路標準のW = 5.5 mとする。

d) M8アクセスフィーダー道路の渡河部

上記M8アクセスフィーダー道路の始点となる区域境に渡河部があり、その箇所については、地形・渡河部の幅員・経済性等から橋梁（L = 20m）にて対応する。

橋梁計画時の留意点としては、地区外が地区内（Block H）より一段下がっており、近くの住民によると、雨期には地区外が一面冠水すること。橋長の決定（アバットの位置）にあたっては、いたずらに橋長が長くないよう、現地状況等を詳細に確認しつつHigh Waterレベルの設定等を実施する必要がある。



■ R.C.C 橋梁 L=20m

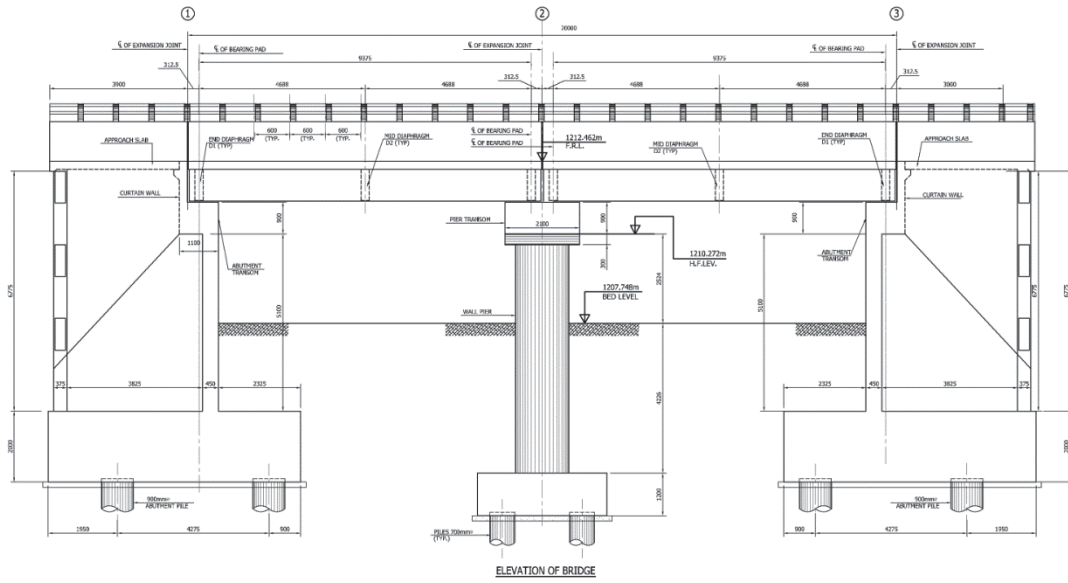


図 7.4.7 橋梁断面図 (L=20m)

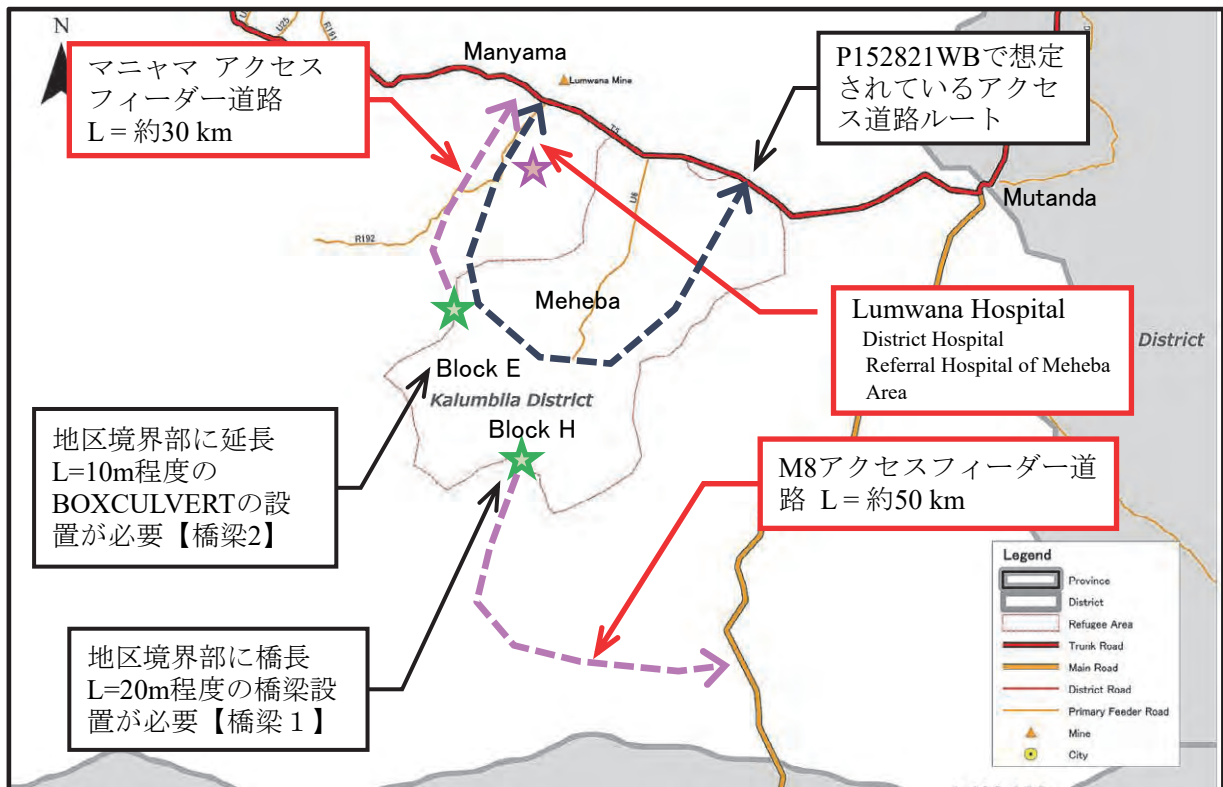


図 7.4.8 道路位置図

表 7.4.3 道路支援対象数量（再定住区外）

項目	細目	単位	数量			備考
			整備済	支援	計	
マニヤマアクセス道路	ブロックEからマニヤマへのアクセス道路 (フィーダー道路) W=5.5m	km	0	30	30	※P152821WBの中でTotal70 kmのアクセス道路整備を計上。
M8アクセス道路	ブロックHからM8へのアクセス道路 (フィーダー道路) W=5.5m	km	0	50	50	
橋梁1	橋長 L=約20m	カ所	0	1	1	※P152821WBの中で計上。
橋梁2 (Box Culvert)	橋長 L=約10m	カ所	0	1	1	

3) 教育施設支援内容

DORでは、再定住区内で6カ所のPrimary School整備を想定しているが、通学距離を5 km（5 km 範囲の円での、概略のアクセス性の確認）とすると、既存学校の改修による活用が2校（Meheba F、Meheba H）、既存学校を廃止して新たな位置にPrimary Schoolを新設が4校、新たにPrimary School新設が3校となり、全体としては 9 校のPrimary School整備が必要である。

Primary Schoolの新設にあたっては、基本的レイアウトを、MoGE (Lusaka)のSchool Infrastructure 部門で得られた下記のレイアウト例やKaoma District Education BoardのBuilding Officer等との確認により、以下を基本とした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • Classrooms : 13 (1x3 Classroom Building 3、1x2 Classroom Building 2) • Staff House : 6 • Toilet : 8 |
|--|

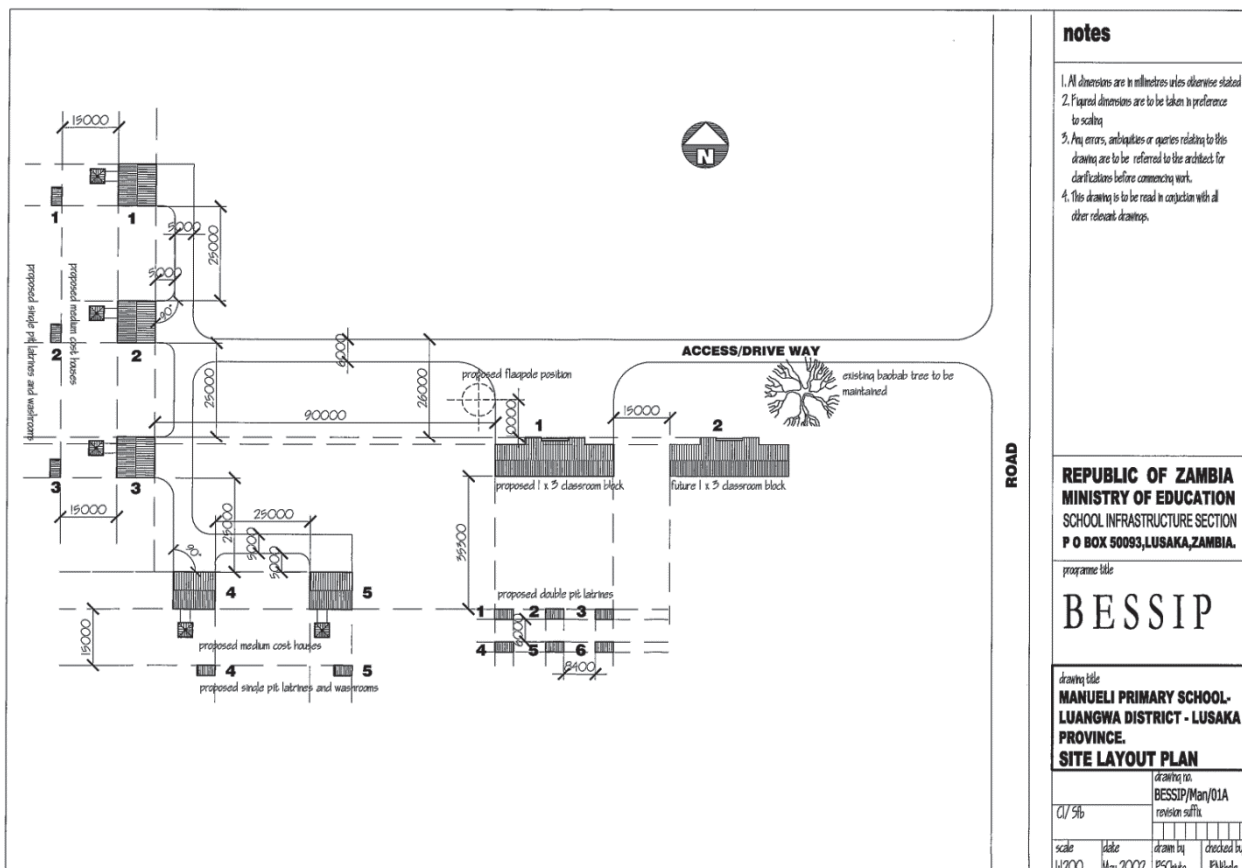


図 7.4.9 Primary School 標準レイアウト

表 7.4.4 Primary School 参考整備費

項目	単位	単価 (ドル)	単独で支援を実施した場合	
			数量	工事費 (ドル)
Primary School				
1x3 Classroom Building	棟	65,000	3	195,000
1x2 Classroom Building	棟	50,000	2	100,000
Staff House	棟	35,000	6	210,000
Toilet	棟	5,000	8	40,000
造成費等 (建物の 50%)	式	272,500	1	272,500
計				817,500

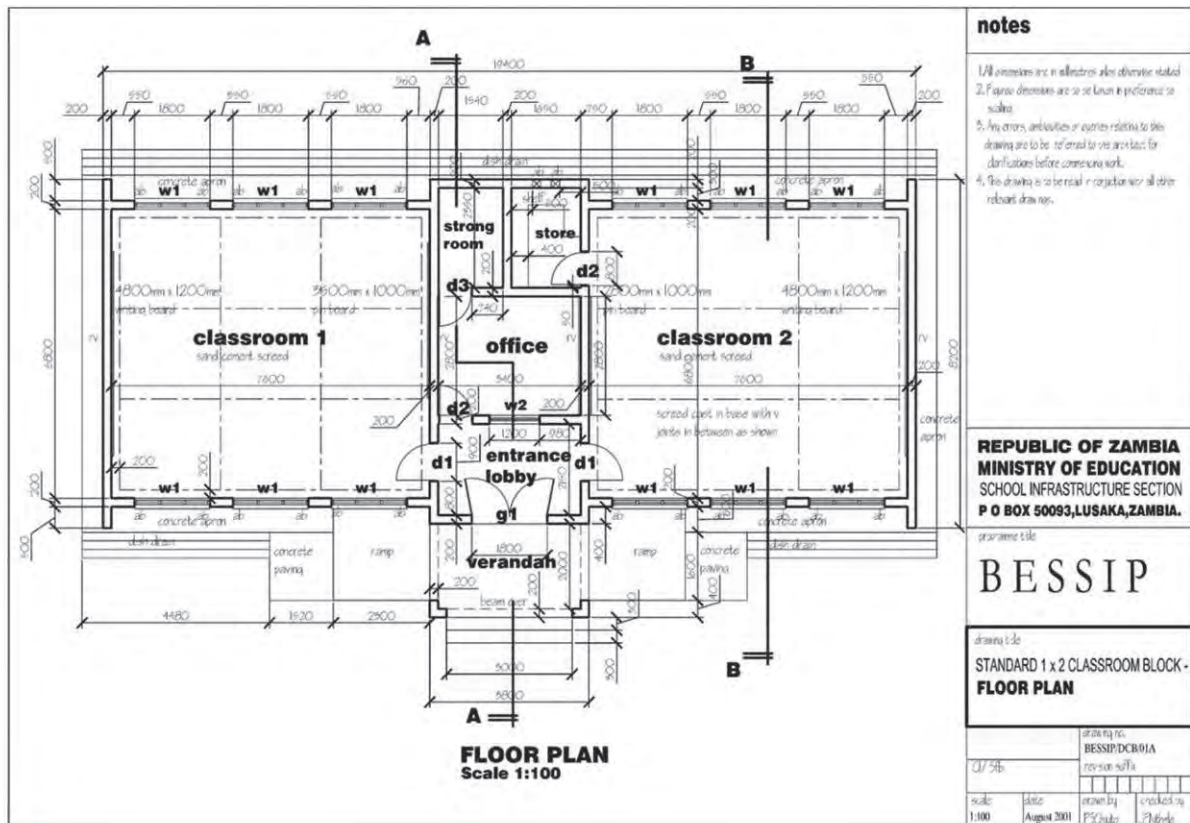


図 7.4.10 標準1 x 2 Classroom Block フloorプラン (MoGEより)

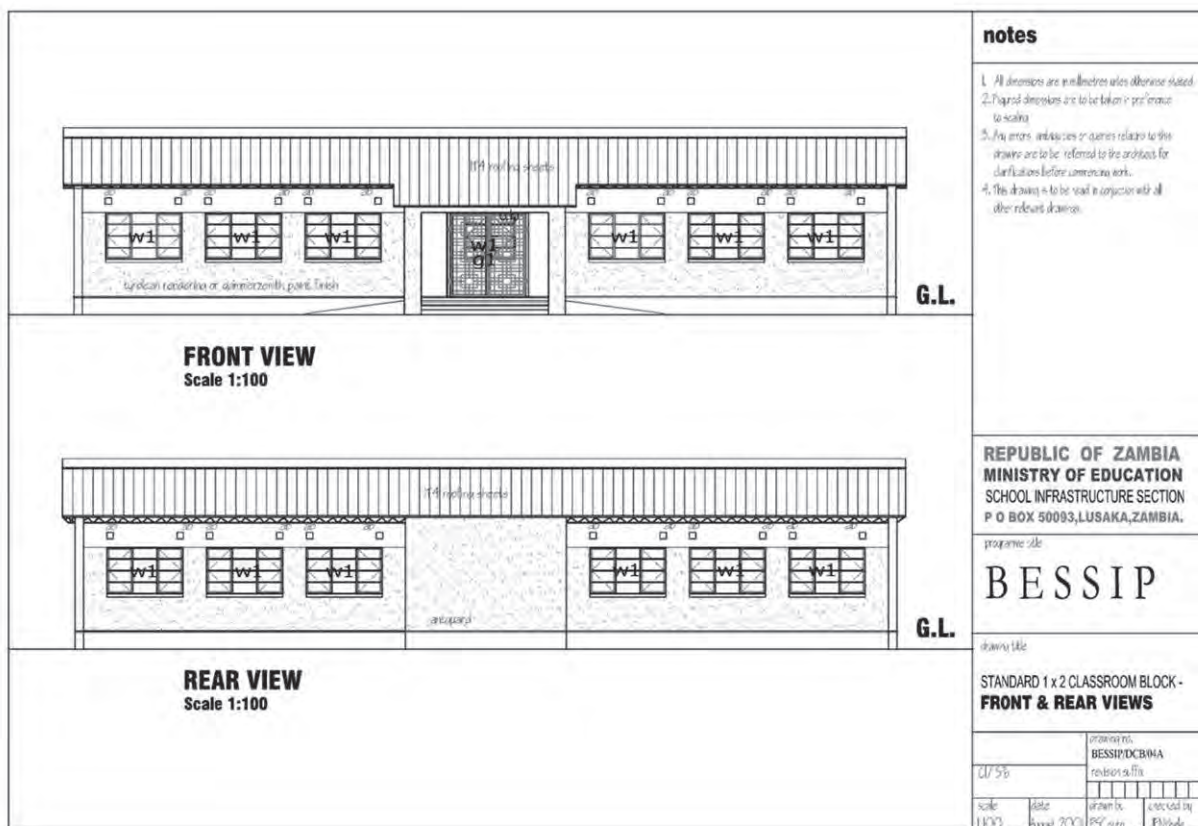


図 7.4.11 標準1 x 2 Classroom Block 側面図 (MoGEより)

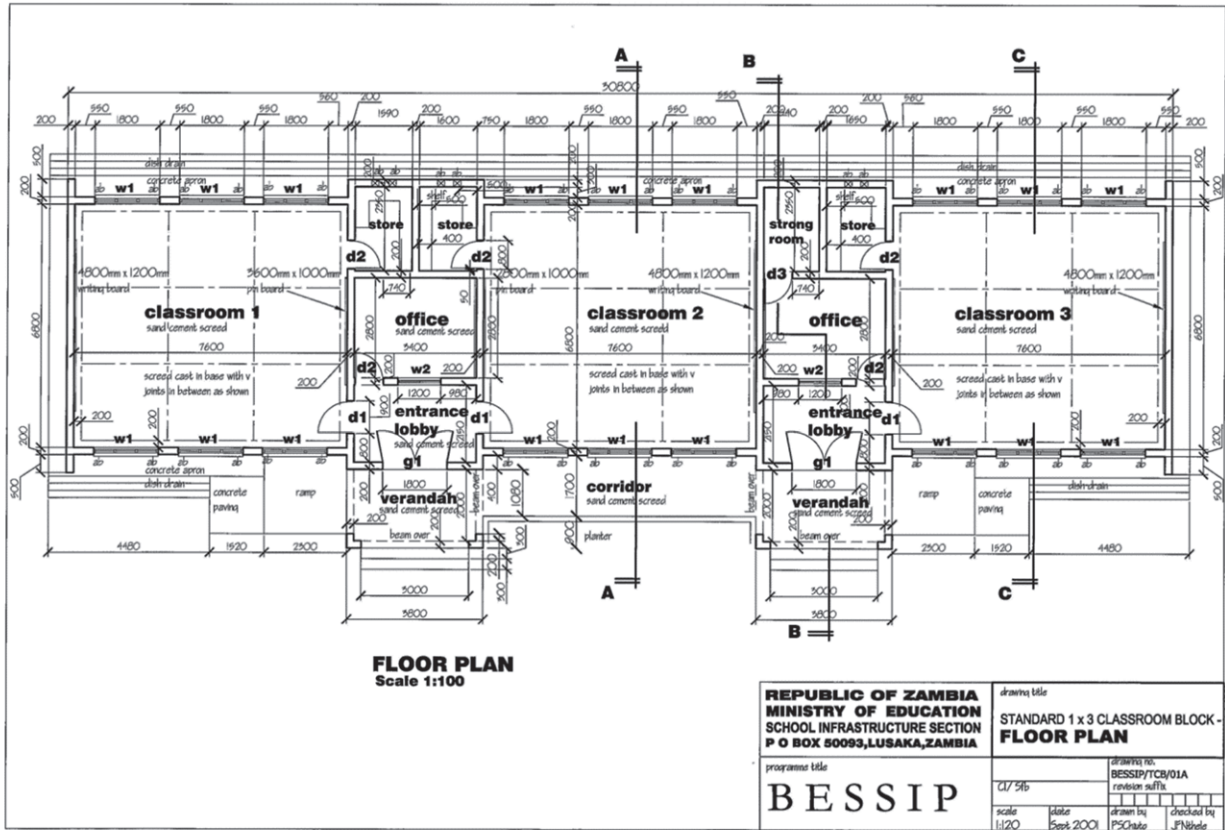


図 7.4.12 標準1 x 3 Classroom Block フロアプラン (MoGEより)

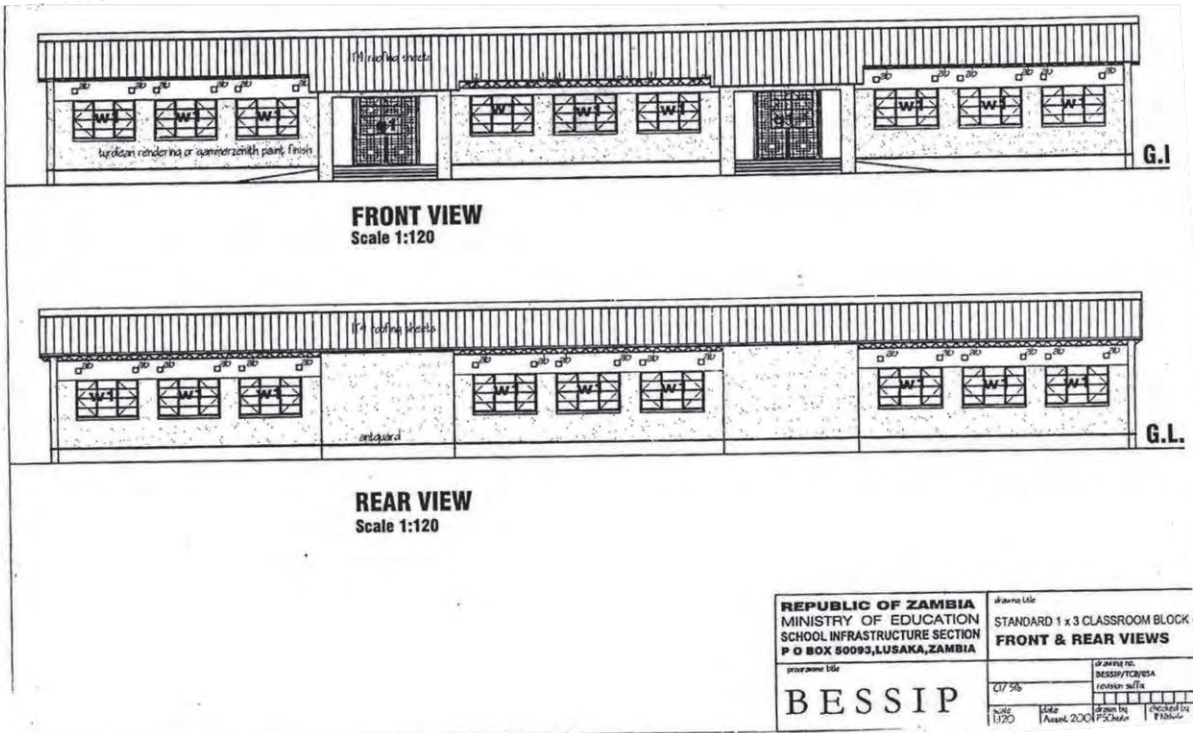


図 7.4.13 標準1 x 3 Classroom Block 側面図 (MoGEより)

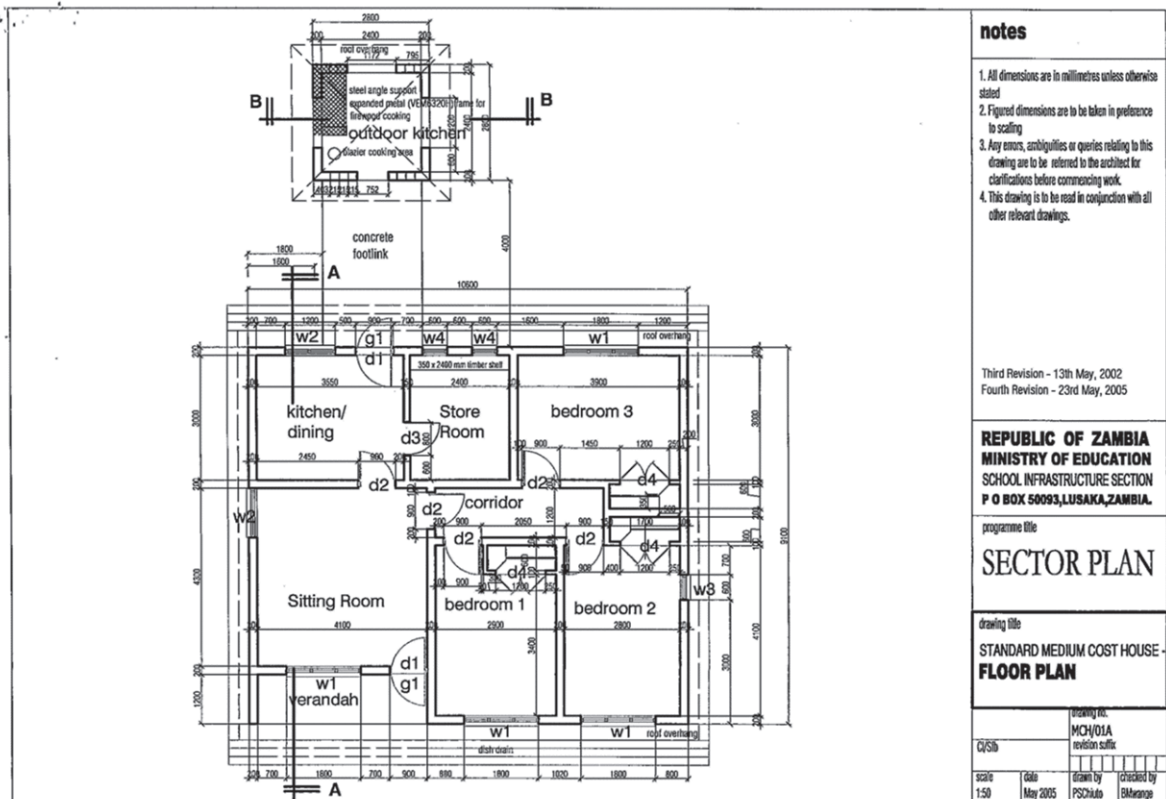


図 7.4.14 標準Staff House レイアウト図 (MoGEより)

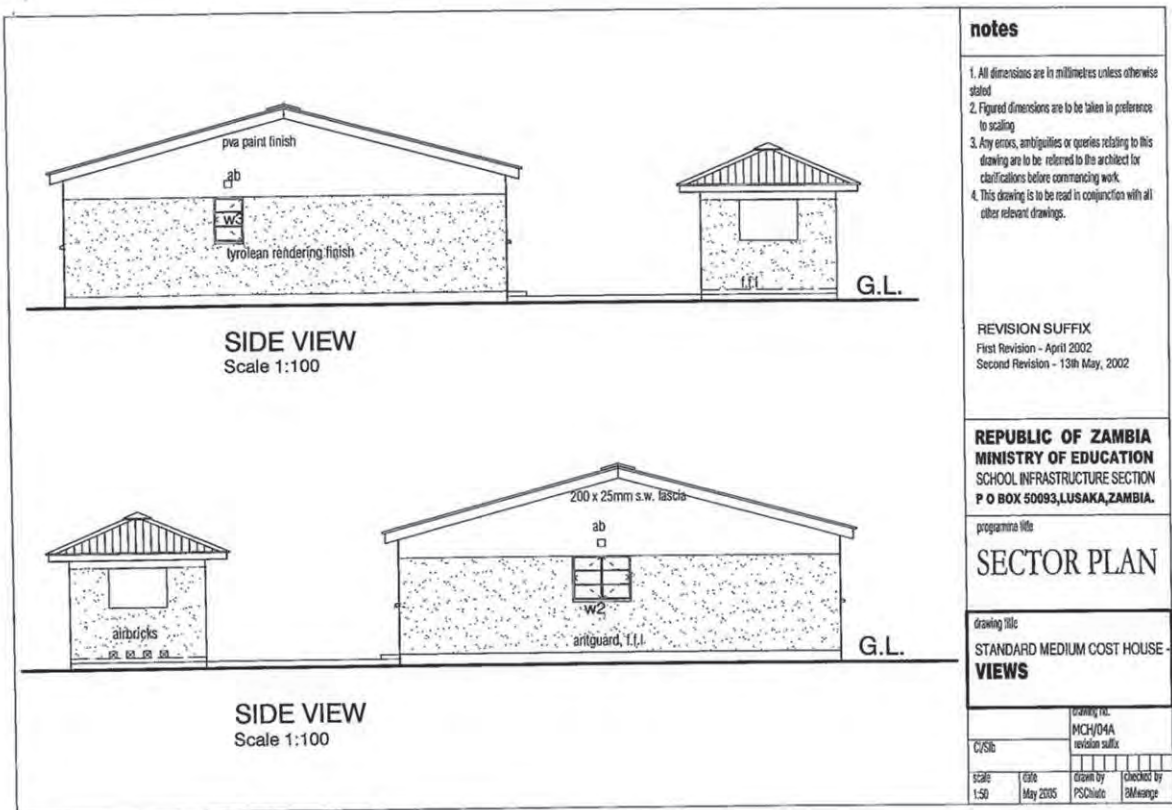


図 7.4.15 標準Staff House 側面図 (MoGEより)

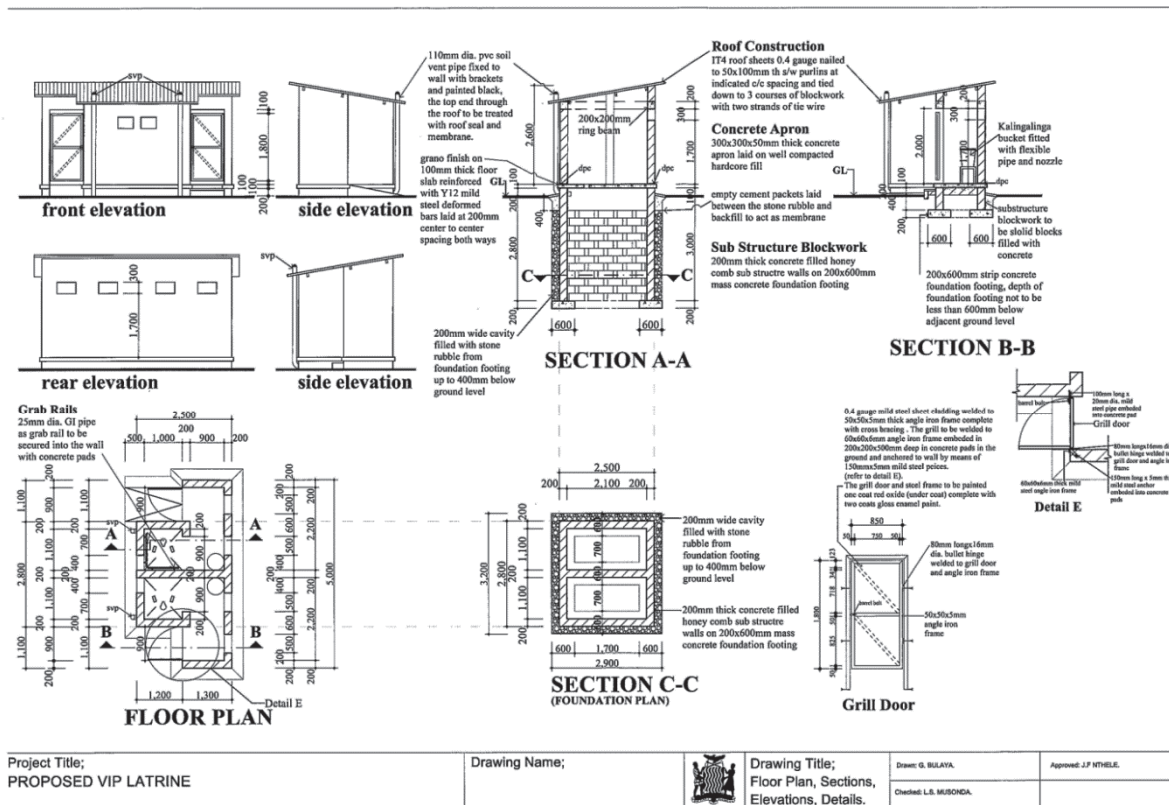


図 7.4.16 トイレ標準図 (MoGEより)

i) Meheba F Primary Schoolの施設概要

既存のPrimary Schoolに対し、MoGEのField Coordinatorより老朽化による改修が要望されている。

表 7.4.5 整備対象数量 (Meheba F Primary School)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Meheba F Primary School	Renovation	式	0	1	1	※P152821WBの中で計上。

ii) Meheba H (Kamiba) Primary School

既存のPrimary SchoolはUNHCR支援の数棟の教育施設により構成されている。当該施設については、MoGEのField Coordinatorからの要望があがっていないが、**Primary Schoolの基本モデルと比較すると数棟の施設が不足しているため、不足施設を支援対象とした。**

表 7.4.6 整備対象数量 (Meheba H Primary School)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Meheba H Primary School	1x3 Classroom Building	棟	1	2	3	
	1x2 Classroom Building	棟	1	1	2	※P152821WBの中で1棟計上。
	Staff House	棟	3	3	6	※P152821WBの中で新設3棟が計上。
	Toilet	棟	6	2	8	

iii) その他

その他の既存のPrimary Schoolについては、施設の一部について世界銀行のよる再定住支援プロジェクトの対象となっているものの、設置位置及び施設の老朽化により建てかえが必要であると判断した。

a) Block E Community School の施設概要

表 7.4.7 整備対象数量 (Block E Community School)

項目	細目	単位	数量		備考
			既設	建てかえ整備	
Meheba E Primary School	1x3 Classroom Building	棟	1	3	
	1x2 Classroom Building	棟	0	2	※P152821WBの中で3棟計上。
	Staff House	棟	0	6	※P152821WBの中で新設5棟が計上。
	Toilet	棟	4	8	

b) Block G Community School

表 7.4.8 整備対象数量 (Block G Community School)

項目	細目	単位	数量		備考
			既存	建てかえ整備	
Meheba G Primary School	1x3 Classroom Building	棟	1	3	
	1x2 Classroom Building	棟	0	2	※P152821WBの中で3棟計上。
	Staff House	棟	0	6	※P152821WBの中で新設5棟が計上。
	Toilet	棟	4	8	

c) Block H Centre 4 Community School

表 7.4.9 整備対象数量 (Block H Centre 4 Community School)

項目	細目	単位	数量		備考
			既存	廃止	
Block H Centre 4 Community School	1x3 Classroom Building	棟	1	0	
	1x2 Classroom Building	棟	0	0	※P152821WBの中で2棟計上。
	Staff House	棟	0	0	※P152821WBの中で新設5棟が計上。
	Toilet	棟	2	0	

d) Block H Centre 5 Community School の施設概要

表 7.4.10 整備対象数量 (Block H Centre 5 Community School)

項目	細目	単位	数量		備考
			既存	建てかえ支援	
Block H Centre 5 Community School	1x3 Classroom Building	棟	1	3	※既存施設は老朽化が激しいため使用不可とした。
	1x2 Classroom Building	棟	0	2	
	Staff House	棟	0	6	
	Toilet	棟	0	8	

e) 再定住区内でPrimary School 9施設を想定した支援内容

表 7.4.11 整備対象数量 (再定住区内 : Primary School 9施設)

項目	単位	数量								備考
		改修		再整備 (施設位置の変更)				新設4校	計	
		Block F	Block H	Block E	Block G	Centre 4	Centre 5			
1x3 Classroom Building	棟	-	2	3	3	0	3	12	23	
1x2 Classroom Building	棟	-	1	2	2	0	2	8	15	※P152821WBの中で9棟計上。
Staff House	棟	-	3	6	6	0	6	24	45	※P152821WBの中で18棟計上。
Toilet	棟	-	2	8	8	0	8	32	53	

※ ブロックFは、改修が必要。

4) 保健施設施設支援内容

DORでは、再定住区内で6カ所のHealth Post の整備を想定しているが、Health Post及びHealth Centreの設置条件により検証すると、既存の3 Health Centreを改修により活用しつつ、6 Health Postの新設が必要であると確認されている。現状の3Health CentreはClinic G とClinic H(Kamiba Clinic), Clinic Fが再定住区内に配置されている。

i) **Clinic G**

Clinic Gは、Health Centreとして機能している。P152821WB（UNHCR査定による）の中でも特に必要施設は計上されていない。

ii) **Clinic H(Kamiba Clinic)**

Clinic Hも、Health Centreとして機能している。既存保健施設の拡充については、世界銀行による再定住支援事業の中で想定されており（UNHCR査定）、その内容を支援内容とした。

表 7.4.12 整備対象数量（Clinic H）

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Clinic H	Staff House inclusive of Cooking Shelter and Toilet/Bathing Block	棟	2	3	5	※P152821WBの中で2棟計上。

iii) **Clinic F**

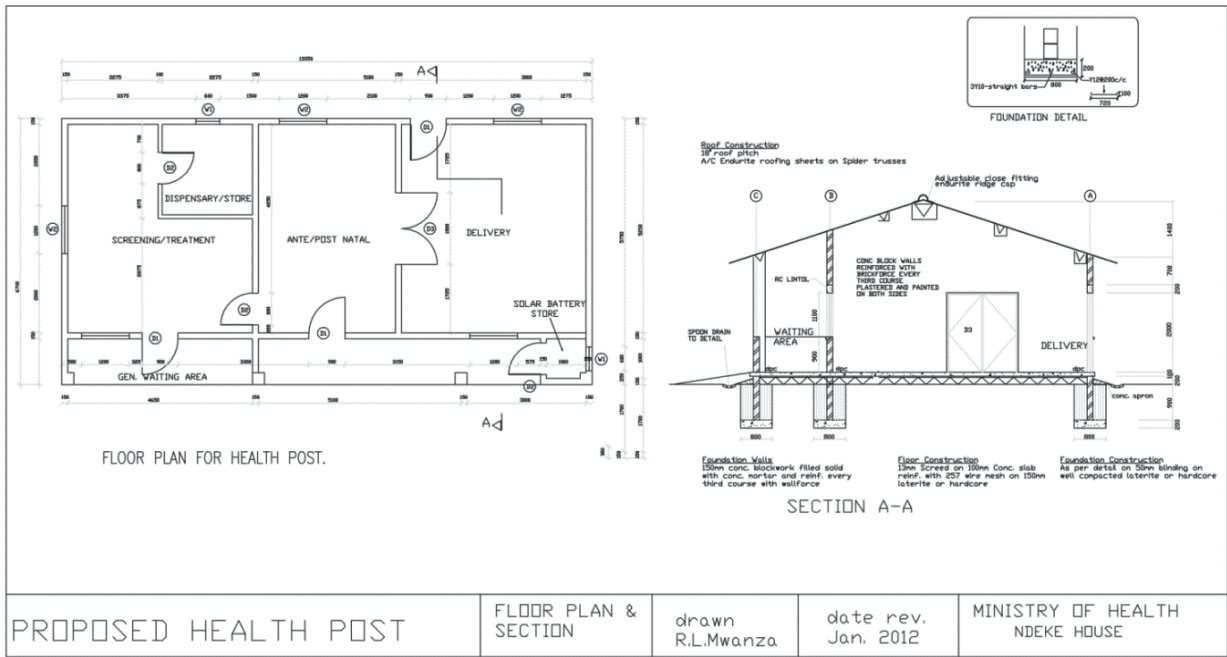
Clinic Fは、工事中で機能していない。既存保健施設の拡充については、世界銀行による再定住支援事業の中では必要施設は計上されていない。

iv) **再定住区内でHealth Centre 3施設を想定した支援内容**

表 7.4.13 整備対象数量（再定住区内：Health Centre 6施設）

項目	単位	数量				備考
		Clinic G	Clinic H	Clinic F	計	
Staff House	棟	-	3	-	3	

※ 上記以外にHealth Post 6カ所の新設が必要。



<参考資料：Health Post標準図> ※ 出典：MoHより

図 7.4.17 Health Post TYPE I 標準図（平・断面図）

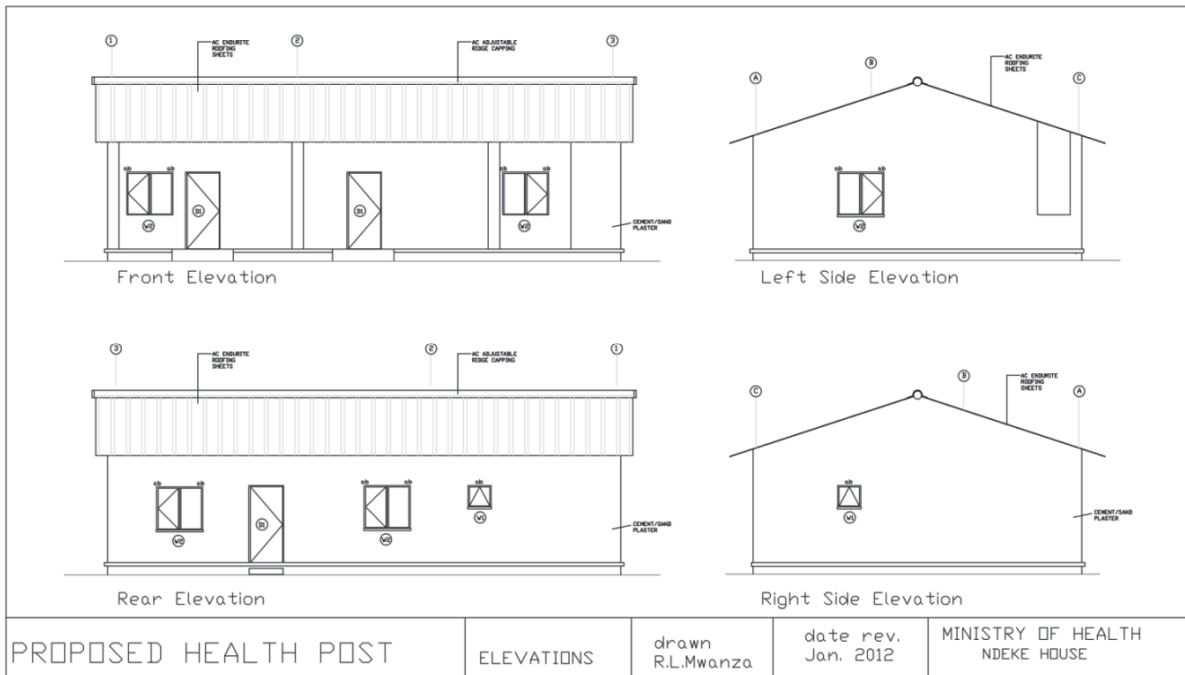


図 7.4.18 Health Post TYPE I 標準図（側面図）

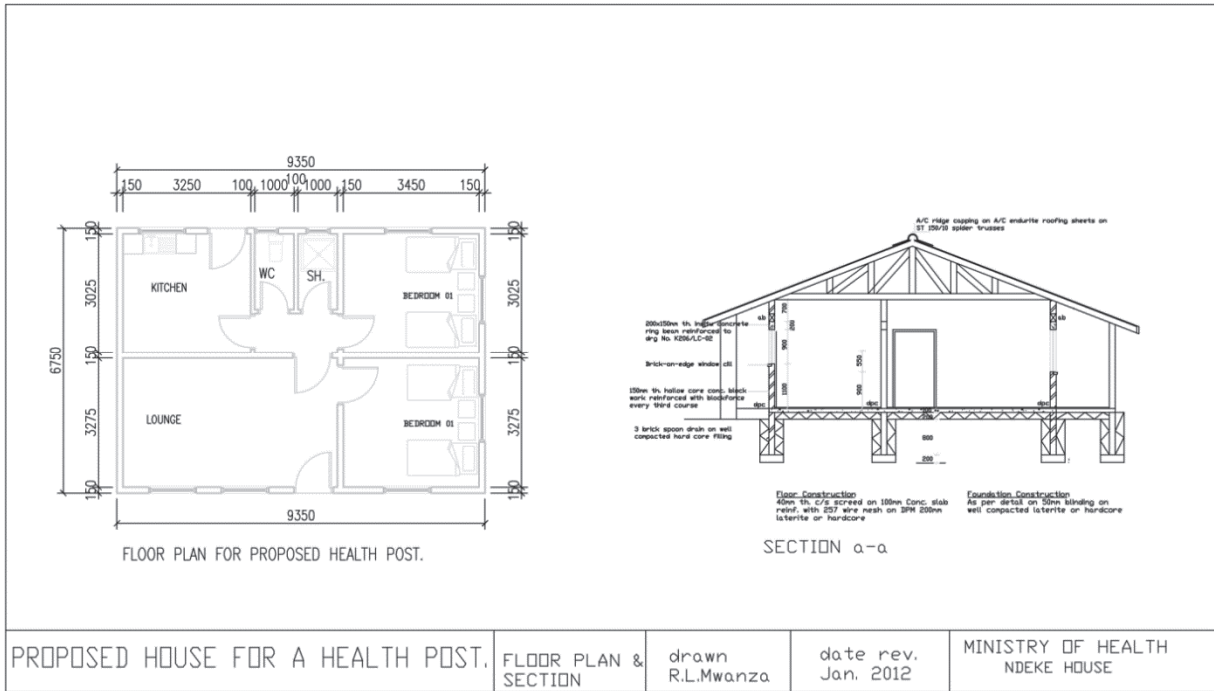
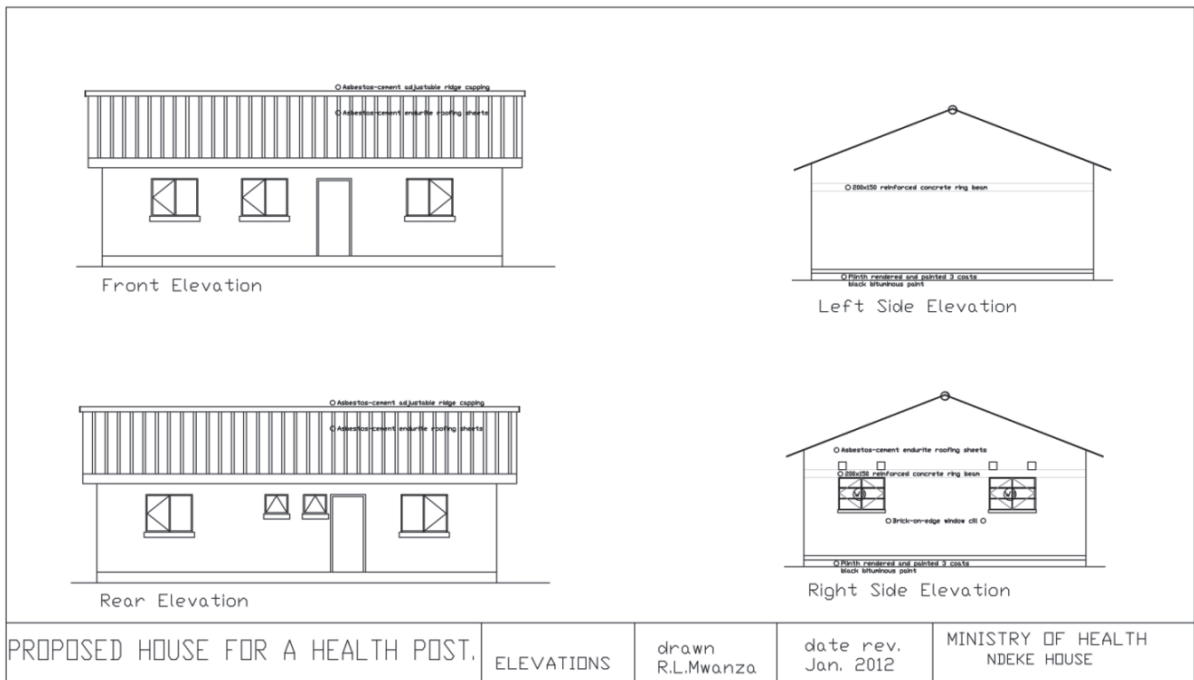


図 7.4.19 Health Post TYPE II 標準図 (平・断面図)



<参考資料：Health Centre標準図> ※ 出典：MoHより

図 7.4.20 Health Post TYPE II 標準図 (平面)

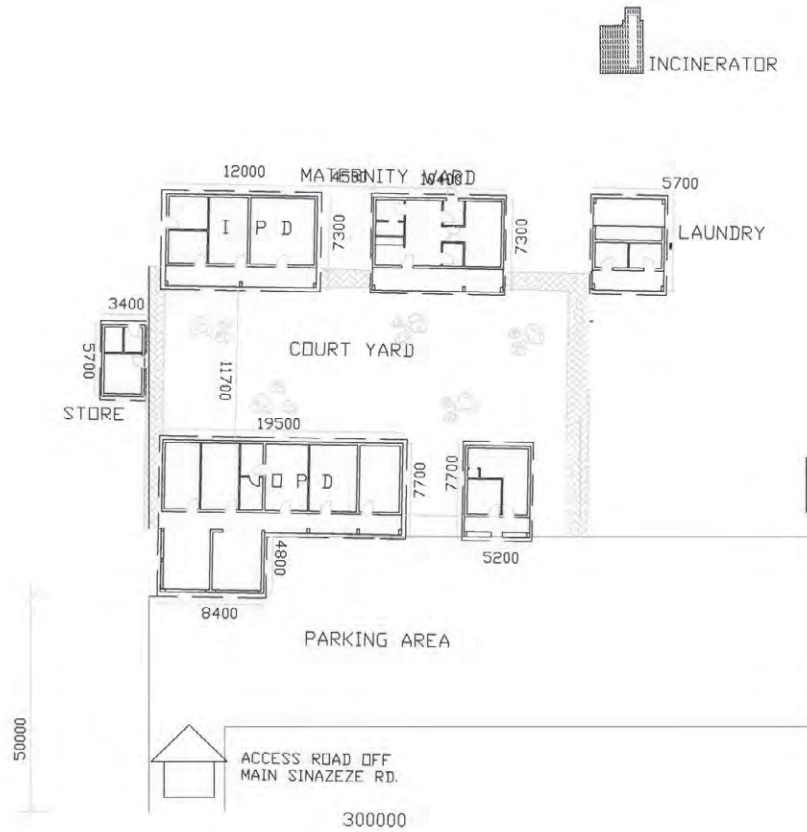


図 7.4.21 Health Centre 標準レイアウト

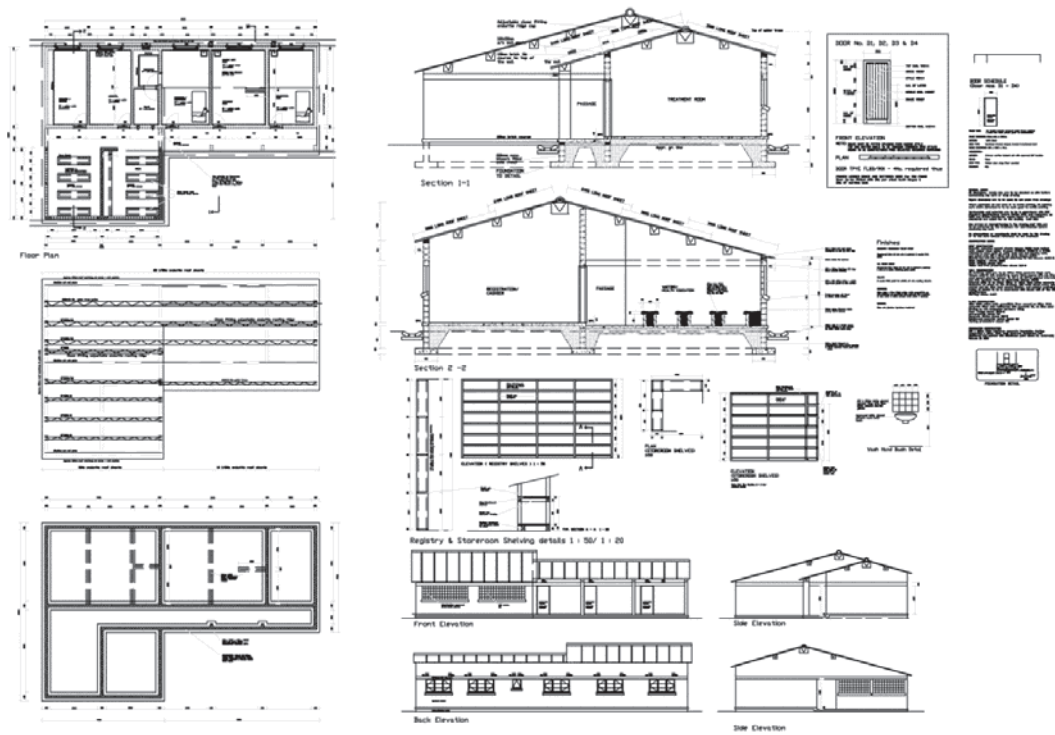


図 7.4.22 Health Centre 平面図・立面図 (OPD Block)

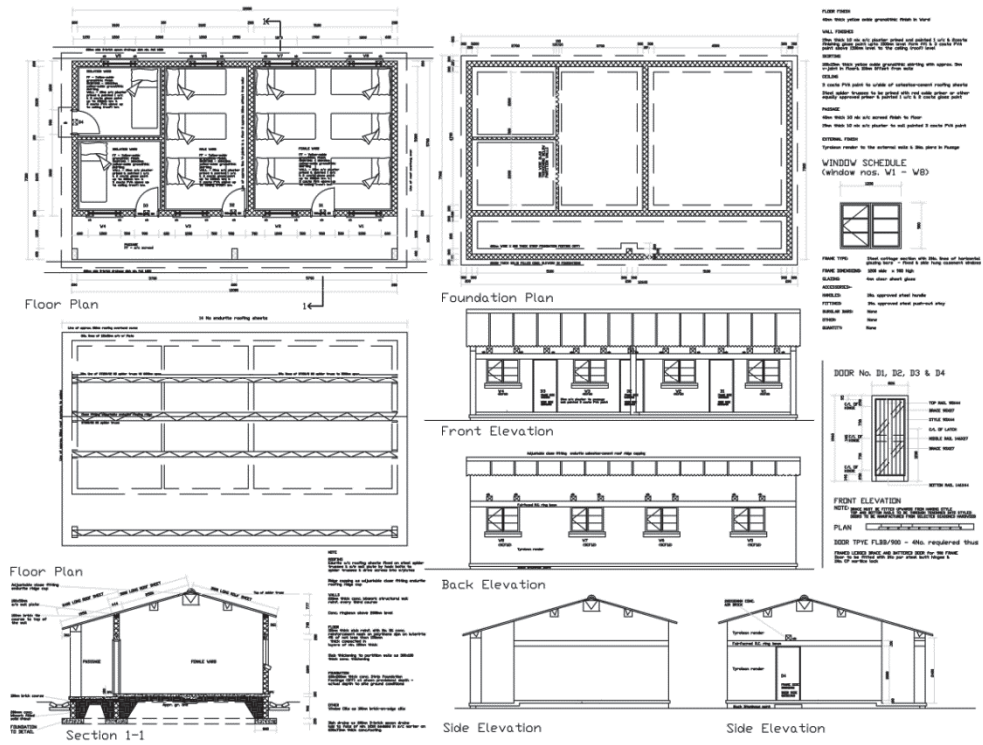


图 7.4.23 Health Centre 平面图 · 立面图 (IN PATIENT Block)

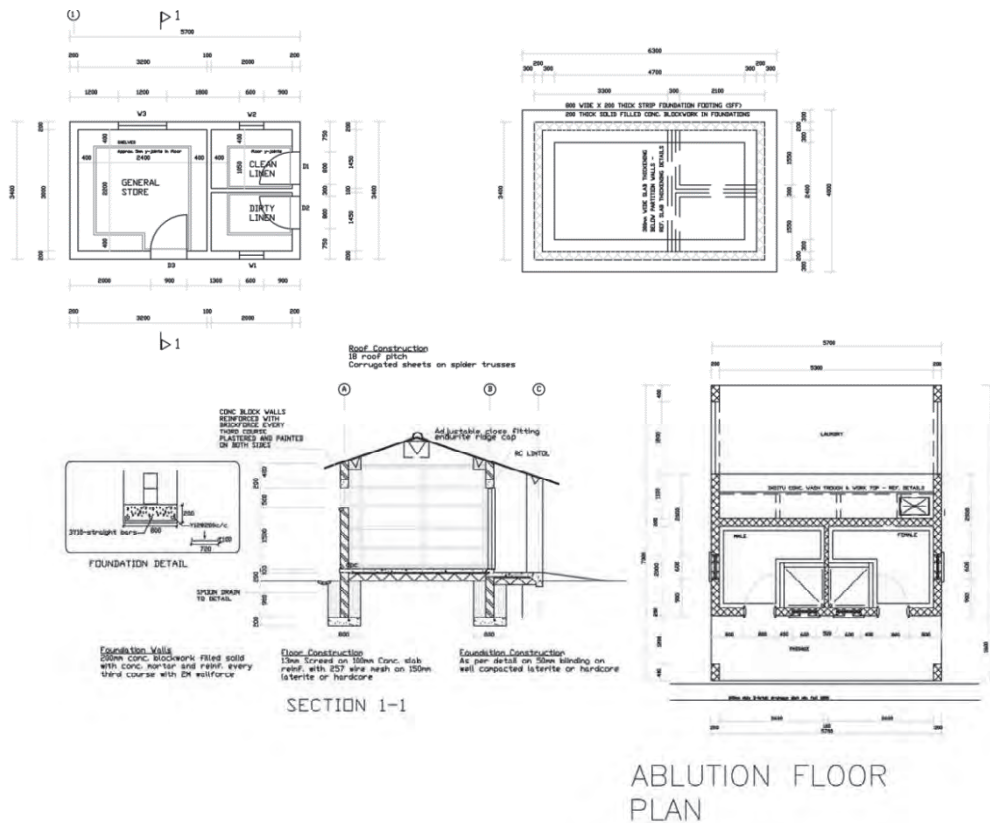


图 7.4.24 Health Centre 平面图 · 立面图 (STORES, LAUNDRY)

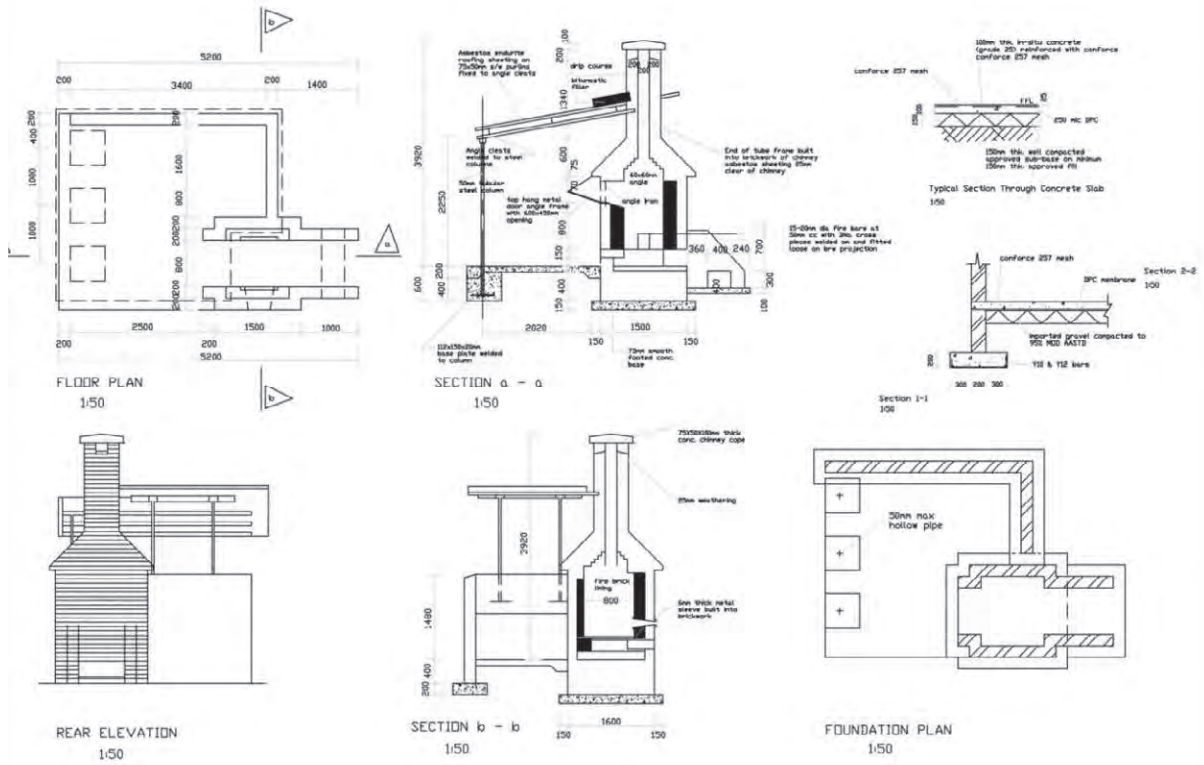


图 7.4.25 Health Centre (INCINERATOR)

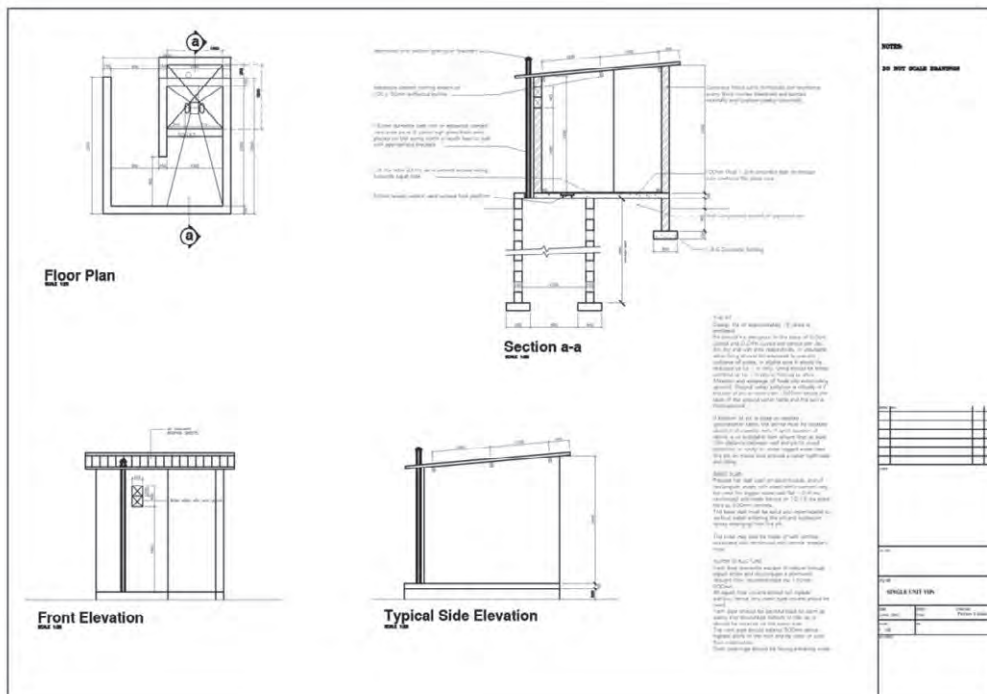


图 7.4.26 Health Centre 平面图·立面图 (SINGLE UNIT VIP TOILET)

5) 水供給施設支援内容

現状では、105の深井戸が整備されている。

表 7.4.14 水供給施設支援数量

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
井戸	Borehole	カ所	105	529	634	※P152821WBの中で250カ所が計上。

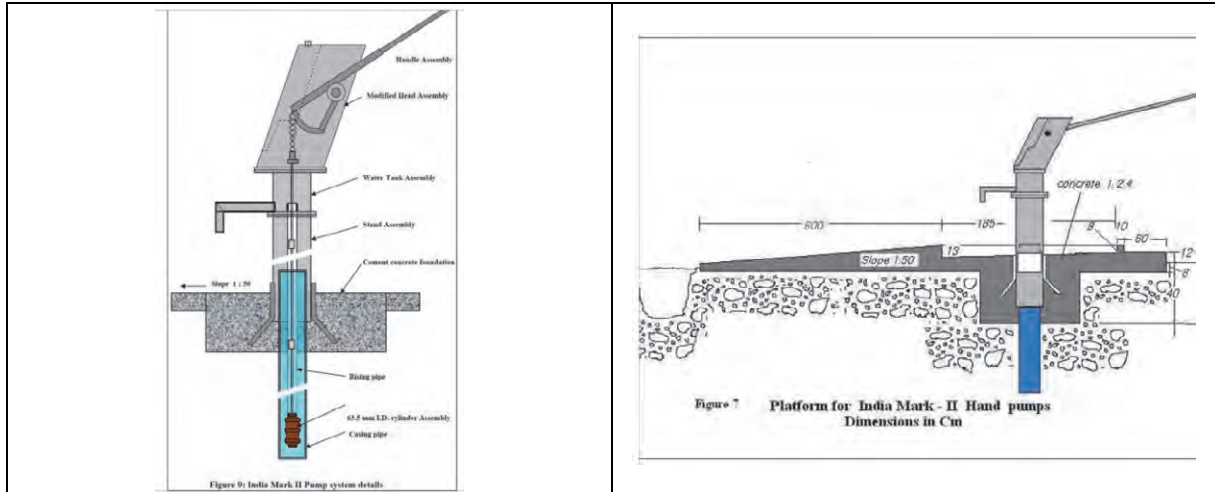


図 7.4.27 井戸標準断面図（出典：JICA CDCDプロジェクト）

6) 支援内容のまとめ

i) 再定住区内

表 7.4.15 支援数量総括表（再定住区内）

項目	単位	数量			P152821WB 対応予定	支援 (世銀考慮)
		整備済等	支援	計		
1. 道路(区域内道路 500km)						
区域内道路 (W=5.5m)	km	117	383	500	150	233
2. 学校 (Primary School 9施設: 既存2施設改修、3施設建替え、4施設新設)						
1x3 Classroom Building	棟	1	23	24		23
1x2 Classroom Building	棟	1	15	16	9	6
Staff House	棟	3	45	48	18	27
Toilet	棟	6	53	59		53
Block F Primary School Renovation	式	0	1	1	1	0
3. 保健施設 (Health 9施設: 既存3Health Postの一部改修、6 Health Posts新設)						
Health Post	式	0	6	6	2	4
Staff House (Clinic H改修)	棟	2	3	5	3	0
4. 水供給施設(井戸634)						
Borehole	カ所	105	529	634	250	279

※1) Primary Schoolは、13 ClassRooms、6 Staff Houses、8 Toiletsがスタンダードとして算出。

※2) Health Centreは、現況で3施設あり、そのうちの1施設に3Staff Housesを増設し、6Health Postを新設。

表 7.4.16 ブロック別支援数量総括表（再定住区内）

項目	単位	数量			P152821WB 対応予定	支援 (世銀考慮)
		整備 数量	整備 済等	支援		
1. 道路(区域内道路 500km)						
区域内道路 (W=5.5m)	km	500	117	383	150	233
Block E	km	70	10	60	25	35
Block F	km	95	43	52	20	32
Block G	km	105	10	95	35	60
Block H	km	230	54	176	70	106
2. 学校 (Primary School 9施設: 既存2施設改修、3施設建替え、4施設新設)						
Block E (建替え1)						
1x3 Classroom Building	棟	3	0	3	0	3
1x2 Classroom Building	棟	2	0	2	3	0
Staff House	棟	6	0	6	5	1
Toilet	棟	8	0	8	0	8
Block F (既存改修1、新設1)						
1x3 Classroom Building	棟	3	0	3	0	3
1x2 Classroom Building	棟	2	0	2	0	2
Staff House	棟	6	0	6	0	6
Toilet	棟	8	0	8	0	8
Block F Primary School Renovation	式	1	0	1	1	0
Block G (建替え1、新設1)						
1x3 Classroom Building	棟	6	0	6	0	6
1x2 Classroom Building	棟	4	0	4	3	1
Staff House	棟	12	0	12	5	7
Toilet	棟	16	0	16	0	16
Block H (既存改修1、建替え1、新設2、廃止1)						
1x3 Classroom Building	棟	12	1	11	0	6
1x2 Classroom Building	棟	8	1	7	4	1
Staff House	棟	24	3	21	8	7
Toilet	棟	32	6	26	0	16
合計						
1x3 Classroom Building	棟	27	1	26	0	26
1x2 Classroom Building	棟	18	1	17	9	9
Staff House	棟	51	3	51	18	33
Toilet	棟	72	6	66	0	66
Block F Primary School Renovation	式	1	0	1	1	0
3. 保健施設 (Health 9施設: 既存3Health Postの一部改修、6Health Posts新設)						
Block E (新設1)						
Health Post	式	1	0	1	1	0
Block F (既設利用1、新設1)						
Health Post	式	2	1	1	1	0
Block G (既設利用1、新設1)						
Health Post	式	2	1	1	0	1

Block H(改修1、新設3)						
Health Post (Clinic H含む)	式	4	1	3	0	3
Staff House (Clinic H改修)	棟	5	2	3	3	0
合計						
Health Post (Clinic H含む)	式	9	3	6	2	4
Staff House (Clinic H改修)	棟	5	2	3	3	0
4. 水供給施設(井戸634)						
Borehole	カ所	634	105	529	250	279
Block E	カ所	91	0	91	35	56
Block F	カ所	117	50	67	50	17
Block G	カ所	134	20	114	50	64
Block H	カ所	292	35	257	115	142

※) 各ブロックの整備数量は、各ブロックの面積による按分により想定した。

ii) 再定住区外

表 7.4.17 支援数量総括表 (再定住区外)

項目	単位	支援数量	P152821WB 対応予定	支援(世 銀考慮)	備考
1. 道路					
マニャマアクセス道路(W=5.5m)	km	30	70	0	
M8アクセス道路 (W=5.5m)	km	50	40	10	上段の余剰 分を充当
2. 橋梁					
橋梁1(橋長 L=約20m)	カ所	1	1	0	
橋梁2 (BOXCULVERT L=約10m)	カ所	1		1	

7) 概算工事費

i) 再定住区内

表 7.4.18 概算工事費 (再定住区内)

項目	単位	単価 (ドル)	単独で支援を実施 した場合		P152821WBを考 慮した場合	
			支援 数量	工事費 (ドル)	支援 数量	工事費 (ドル)
1. 道路(区域内道路 500km)						
区域内道路 (W=5.5m)	km	25,000	383	9,575,000	233	5,825,000
計				9,575,000		5,825,000
2. 学校(Primary School 9施設)						
1x3 Classroom Building	棟	65,000	23	1,495,000	23	1,495,000
1x2 Classroom Building	棟	50,000	15	750,000	6	300,000
Staff House	棟	35,000	45	1,575,000	27	945,000
Toilet	棟	5,000	53	265,000	53	265,000
Block F Primary School Renovation	式	50,000	1	50,000	0	0
計				4,135,000		3,005,000
3. 保健施設(Health 施設 9)						
Health Pos	式	70,000	6	420,000	4	280,000
Staff House (Clinic H改修)	棟	39,185	3	117,555	0	0
計				537,555		280,000
4. 水供給施設(井戸634)						
Borehole	カ所	4,000	529	2,116,000	279	1,116,000
計				2,116,000		1,116,000

合計	-	-	-	16,363,555	-	10,226,000
----	---	---	---	------------	---	------------

※ 単価は「LI Infrastructure needs assessment – UNHCR」等による。

ii) 再定住区外

表 7.4.19 概算工事費（再定住区外）

項目	単位	単価 (US\$)	単独で支援を実施 した場合		P152821WBを考 慮した場合		備考
			支援 数量	工事費 (US\$)	支援 数量	工事費 (US\$)	
1. 道路							
マニャマアクセス道路(W=5.5m)	km	30,000	30	900,000	0	0	
M8アクセス道路 (W=5.5m)	km	30,000	50	1,500,000	10	300,000	
計				2,400,000		300,000	
2. 橋梁							
橋梁1(橋長 L=約20m)	カ所	1,350,000	1	1,350,000	0	0	
橋梁2 (BOXCULVERT L=約10 m)	カ所	50,000	1	50,000	1	50,000	*
計				1,400,000		50,000	
合計				3,800,000		350,000	

※ 単価は「LI Infrastructure needs assessment – UNHCR」等による。

8) 整備インフラのリスト及び優先順位付け

確認された整備インフラについて、以下の項目にて点数化を行い、支援対象としての優先順位付けをした。なお、世界銀行により予定されている再定住に関する支援については、現時点での実現性は不明であるが、対象施設については、優先順位を落とした。

<評価項目>

- ・移住促進への貢献
- ・生計向上への寄与
- ・ホストコミュニティへの寄与
- ・世銀による援助の可能性
- ・ブロックの優先度
- ・郡病院へのアクセス
- ・外部マーケットへのアクセス
- ・ルムワナ鉱山計画の影響

Blockの優先については、一部でも区画割りのあるBlock F、G、Hを優先させた。優先度の付与にあたっては、Blockごとに、区画割り当ての時期、その時期に対応した順位付け及びインフラ整備、移住の進捗状況や難民居住区からのアクセス性により評価が必要であるが、現時点では事業計画が出来ていないため、前述の優先度とした。

表 7.4.20 整備インフラの優先順位

項目	単位	数量	有効性			効率性		妥当性			スコア
			移住促進への貢献	生計向上への寄与	コミュニティへの寄与	世銀による援助の可能性	ブロックの優先度	郡病院へのアクセス	外部マーケットへのアクセス	ルムワ鉢山計画の影響	
1. 道路											
1-1 再定住区内道路 (W=5.5m)	km	383									
Block E	km	60	△	○	○	×	△	◎	◎	-	5点
Block F	km	52	◎	◎	△	×	◎	△	△	-	5点
Block G	km	95	○	○	△	×	○	△	△	-	2点
Block H	km	176	△	○	○	×	○	△	△	-	2点
1-2 区域外道路											
マニヤマアクセス道路 (W=5.5m)	km	30	△	△	○	●	×	◎	◎	-	3点
M8 アクセス道路 (W=5.5m)	km	50	△	△	◎	△	×	-	-	-	1点
橋梁1 (橋長 L=約20m)	カ所	1	△	△	◎	●	×	△	△	-	-1点
橋梁2 (BOXCULVERT L=約10m)	カ所	1	△	△	○	×	×	◎	◎	-	3点
2. 学校 (Primary School 10 施設: 既存2施設改修、4施設建替え、4施設新設)											
Block E (建替え1)	式	1	○	△	△	×	△	-	-	-	1点
Block F (既存改修1、新設2)	式	2	◎	△	△	×	◎	-	-	-	3点
Block G (建替え1、新設1)	式	2	○	△	△	×	○	-	-	-	1点
Block H (既存改修1、建替え2、新設1)	式	4	○	△	△	×	○	-	-	-	1点
3. 保健施設 (Health 9施設: 既存3Health Postの一部改修、6 Health Posts新設)											
Block E (新設1)	式	1	○	△	○	●	△	-	-	-	0点
Block F (既設利用1、新設1)	式	1	◎	△	△	×	◎	-	-	-	3点
Block G (既設利用1、新設1)	式	1	○	△	△	△	○	-	-	-	2点
Block H (改修1、新設3)	式	1	○	△	△	×	○	-	-	-	1点
4. 水供給施設 (井戸150)											
井戸	カ所	634									
Block E	カ所	91	○	○	△	×	△	-	-	-	1点
Block F	カ所	117	◎	○	△	×	◎	-	-	-	4点
Block G	カ所	134		○	△	×	○	-	-	-	1点
Block H	カ所	292		○	△	×	○	-	-	-	1点

◎ : 2点、○ : 1点、△ : 0点、× : -1点、● : -2点としてスコア化した。

メヘバにおけるインフラ支援の優先順位は以下の順となる。

- ・ Block Fの道路、Block Eの道路・・・5点
- ・ Block Fの井戸・・・4点
- ・ マニャマアクセス道路、Block Fの学校、Block Fの保健施設、橋梁2・・・3点
- ・ Block G、Hの道路、Block Gの保健施設・・・・・・・・・・2点
- ・ M8アクセス道路、、Block G・Hの学校、Block Hの保健施設、Block G・Hの井戸、Block Eの学校、Block Eの井戸・・・・・・・・1点
- ・ Block Eの保健施設・・・・・・・・0点
- ・ 橋梁1・・・・・・・・-1点

(2) マユクワユクワ

1) 事業の妥当性の検証

本地区では再定住区内の平面計画が西部州の計画局（Department of Physical Planning）及び測量局（Department of Survey）により作成されており、インフラリストがまとめられている。（表5.7.1参照）そのうち、学校、保健施設、水供給施設について事業の妥当性を検証する。

i) 学校

教育施設の配置について、基本的には5kmまでの通学範囲とされている。計画ではPrimary Schoolが4校とされているが、既存施設は3校となっており新設の1校の設置位置は未定となっている。事業の妥当性としては既存施設の3校に対し5km範囲の円を描き、最遠の区画におけるアクセス性を確認した。

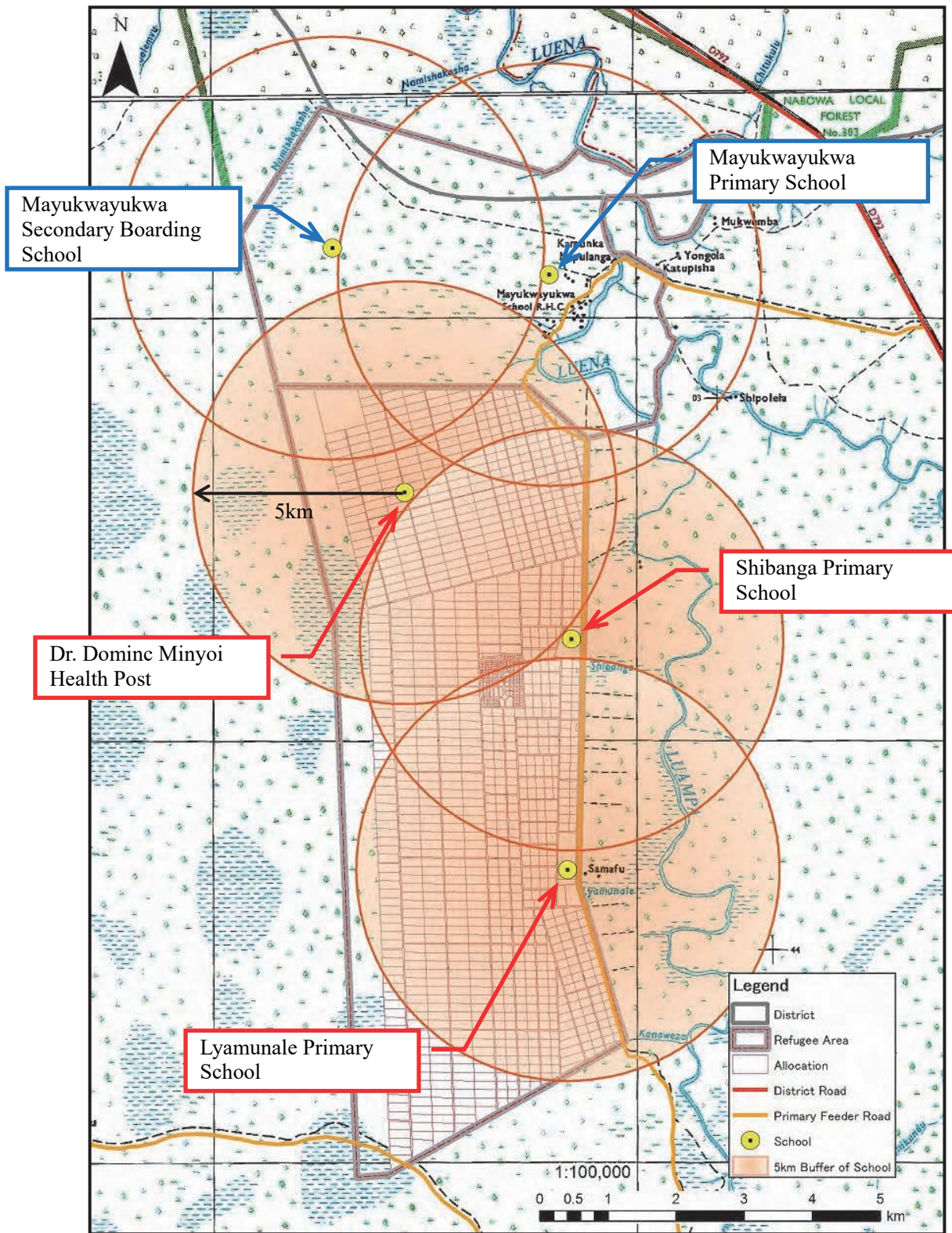


図 7.4.28 マユクワユクワ地区の既存教育施設のアクセス性確認

- Shibanga Primary School : 約4.7 km
- Jacob Mpepo Community School : 約5.1 km
- Lyamunale Primary School : 約9.8 km

3校の5 km範囲円でカバーされない街区が地区の南側に確認されており、その街区から Lymunaleに通学するとなると約9.8 kmの通学が必要となる。よって新設の1校については地区の南西側への設置が必要となる。

以下に435街区に学校を配置した場合の通学範囲状況を示す。

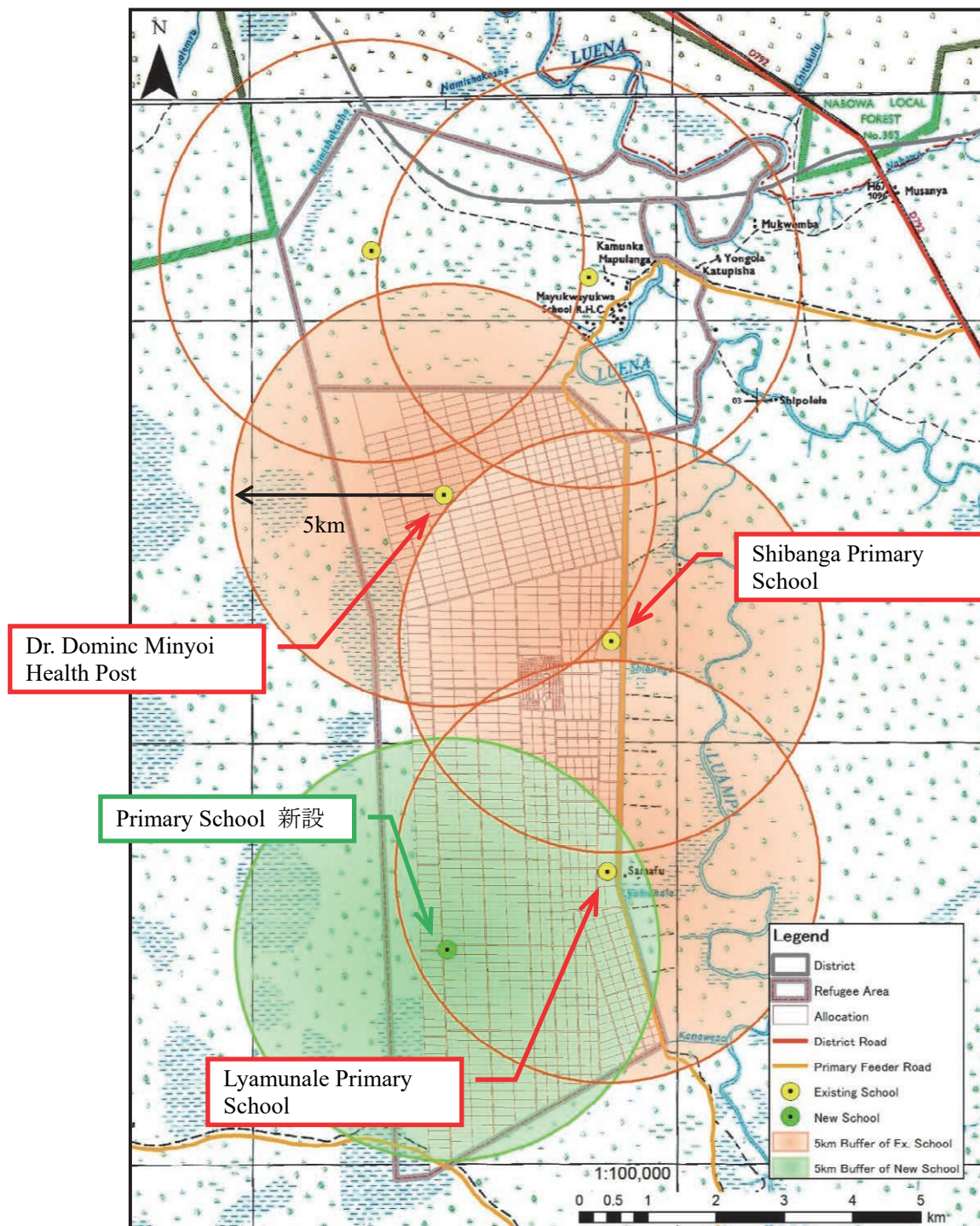


図 7.4.29 マククワクワ地区の教育施設の整備方針

- Shibanga Primary School : 約4.7km → 変更なし
- Jacob Mpepo Community School : 約5.1km → 変更なし

- Lyamunale Primary School : 約9.8km → 約5.0 km
- 新設 Primary School : 約5.5km

本地区の再定住区の形状から判断すると、児童の通学距離を均等化するためには東西軸において地区の中心部付近への配置が望ましいが、実際にはU4フィーダー道路沿いの東側に配置されているため非効率となっている。5km範囲円の確認では、各街区からの最寄の学校までの通学路の正確な距離を確認することは困難であるが、新設の1校を追加したうえでのサンプル的な確認では、おおむねは5kmの通学距離となっている。よって、**再定住区で4校の学校整備（3校の既存施設を活用）**は妥当であると判断される。

ii) 保健施設

ザンビアでの保健施設関連の設置要件は以下が基本となる。

- a. A Health Post : 地方では500世帯 (3 500 人)、都市部では 1,000世帯 (7 000 人)に1施設を設置。若しくは、人口が密集していないエリアでは、半径5 Kmを目安に設置
- b. Urban Health Centres : 都市部で対象人口 30 000 to 50 000 人に1カ所。
- c. Rural Health Centre : 地方で半径29Km若しくは10000人に1施設を設置。 .
- d. A Level-1 Hospital : 人口80,000人～200 000人を対象。(Referrals from health centres) 郡には少なくともLevel-1 Hospital 1カ所が必要。
- e. Level -2 Hospitals : 人口200 000人～800,000人を対象。(Referral centres for the first level Hospitals) Level-2 Hospitalsは州の移動保健サービスとして、技術的サポート及びトレーニングを実施。
- f. Level-3 Hospitals : 人口800,000人以上を対象。Level-3 Hospitalsはトレーニング及び研究の実施。(Referral centres for second level hospitals)

上記指針を基準とし、マユクワユクワの再定住区内の1家族を7人構成と想定すると、1,078世帯 x 7 人=7,546 人程度の人口規模となる。保健施設規模としては、以下となる。

- a. A Health Post : $1,078 \text{世帯} \div 500 \text{世帯} = 3 \text{施設}$ (半径5km目安とすると3施設)
- b. Urban Health Centres : 該当せず。
- c. Rural Health Centre : $7,546 \text{人} \div 10,000 \text{人} = 0.75 \approx 1 \text{施設}$ (半径29km目安の場合は1施設)
- d. A Level-1 Hospital : 該当せず。
- e. Level -2 Hospitals : 該当せず。
- f. Level-3 Hospitals : 該当せず。

現状では、Shibanga Clinic (Health Centre)とDr. Dominc Minyoi Health Post (Health Post)が再定住区内に配置されている。計画では3 Health Postとなっているが、上記指針を基準とすると、必要Health Post 3施設、必要Health Centre 1施設となり、現状施設に対し1 Health Postを追加整備すれば、2 Health Post及び1Health Centreとなり**保健施設数としては十分**となる。

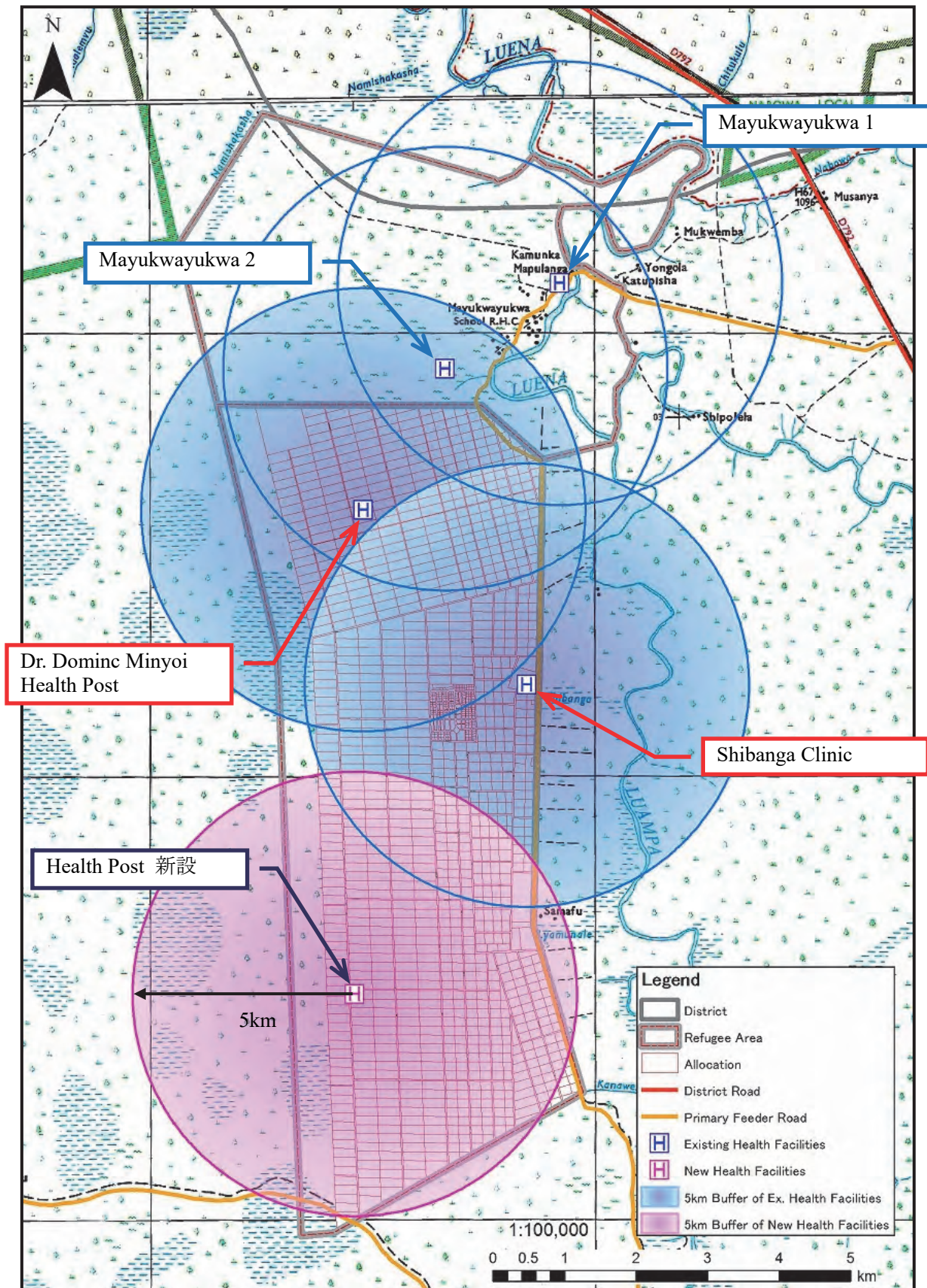


図 7.4.30 マユクワユクワ地区の保健施設の整備方針

iii) 井戸

ザンビアでの深井戸給水施設設置の考え方は、ハンドポンプ付深井戸給水施設1基に対して250人の水利用者を標準としている。

井戸の計画数は150基となっており、最大水利用者は150基 x 250 人=37,500 人となる。1世帯あたり7人とした場合のマユクワユクワ再定住区の人口が7,546人となるため、学校やその他の公共施設のスタッフ数等を勘案しても、水供給の容量としては十分であると判断される。

2) 道路等整備支援内容

i) 再定住区内

策定済の計画図では、区域内道路の計画数量が158kmとされている。そのうち、55km (UNHCRの支援により Zambia National Serviceがグラベル道路を40km施工済。また、同じくUNHCRにより PINE ROADS CONTRACTORが2016年の11月より15kmを施工中。)が施工済若しくは施工中のため、支援対象としては103kmと設定した。道路区分としてはフィーダー道路となる。ザンビア国内におけるフィーダー道路の標準断面図を以下に示す。

- ・標準幅員5.5m
- ・舗装：グラベル舗装 (t = 150mm)

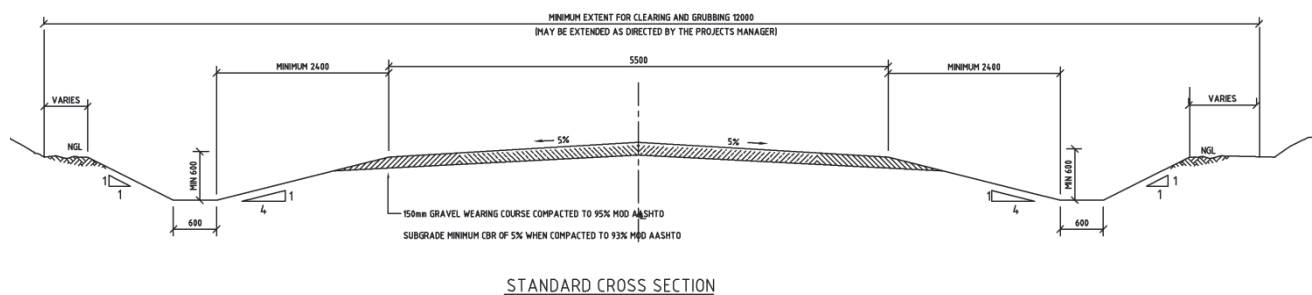


図 7.4.31 区域内道路標準断面図

表 7.4.21 道路支援数量 (再定住区内)

項目	細目	単位	数量			備考
			計画(想定)	整備済及び予定	支援	
区域内道路	アクセス道路W=5.5m 舗装タイプ：グラベル (フィーダー道路)	km	158	55	103	※ P152821WBの中で150km整備が計上。

ii) 再定住区外

再定住区外として確認した支援内容は、以下となる。

- a) M9アクセス道路 (L=64km) : U4/RD310アクセスフィーダー道路

M9からマユクワユクワ地区を経由してD792に接続する現道の改修。モング方面からのアクセス性が向上する。既存道路の幅員はW=8.0m~12.0m。

b) 橋梁1：既設Bailey橋の架け替え（橋長 L=約54m）

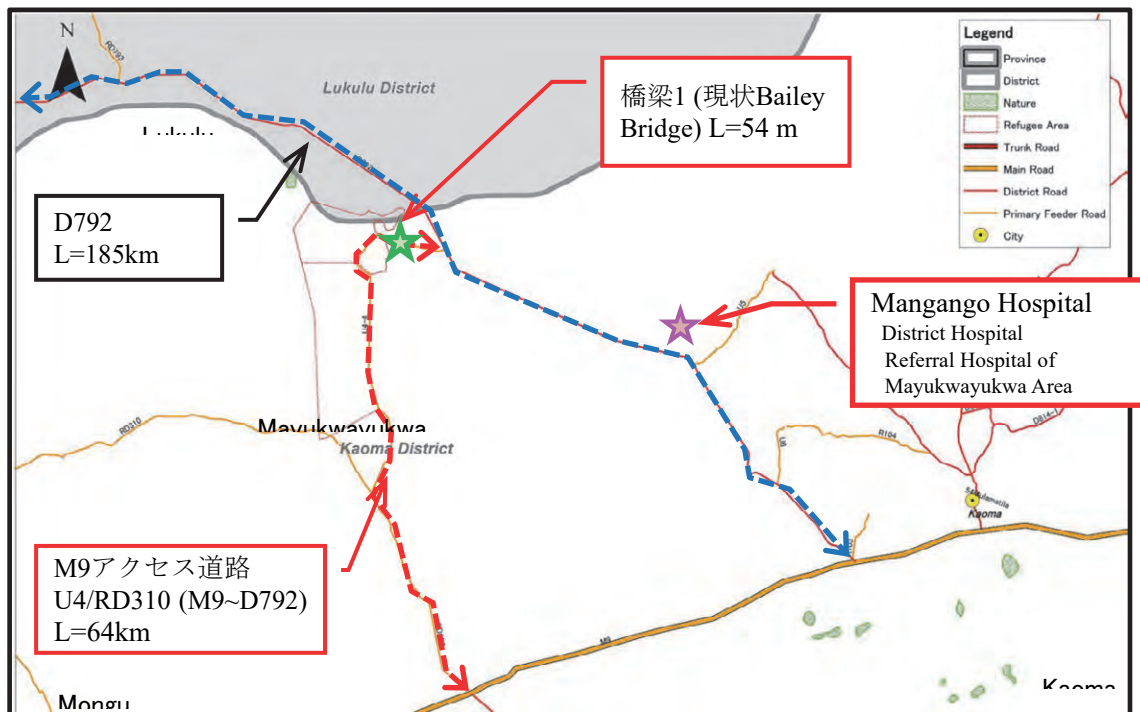


図 7.4.32 対象道路位置図

D792 (KAOMA – LUKULU) 道路 (W=9.5m L=175km) は、設計作業を終え、工事発注準備済みであるとRDAのHead Officeで確認されたため、支援対象より除外した。

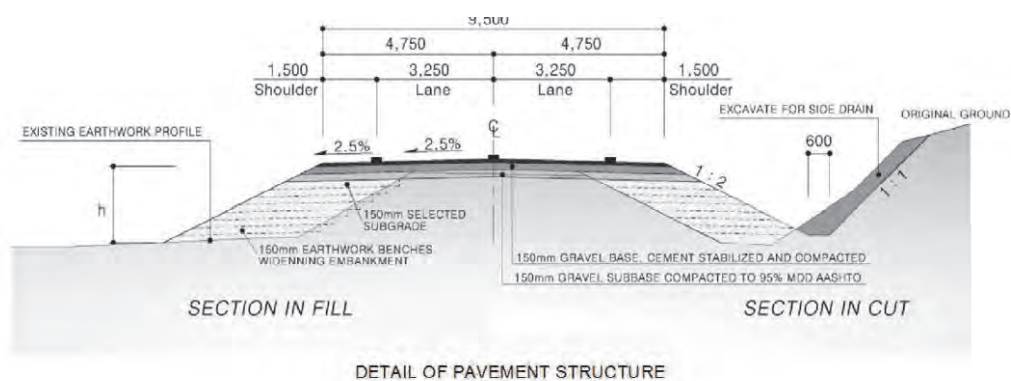


図 7.4.33 D792標準断面図（計画）

支援対象としている橋梁-1は、U4/310を構成し、マユクワユクワ地区からD792への接続区間に位置する。現状のBailey Bridgeは、2013年の大雨時に既存橋が破損したため、RDA及びZNSにより仮復旧として設置された。中央部分が大きくたわんでおり、健全性が懸念される。

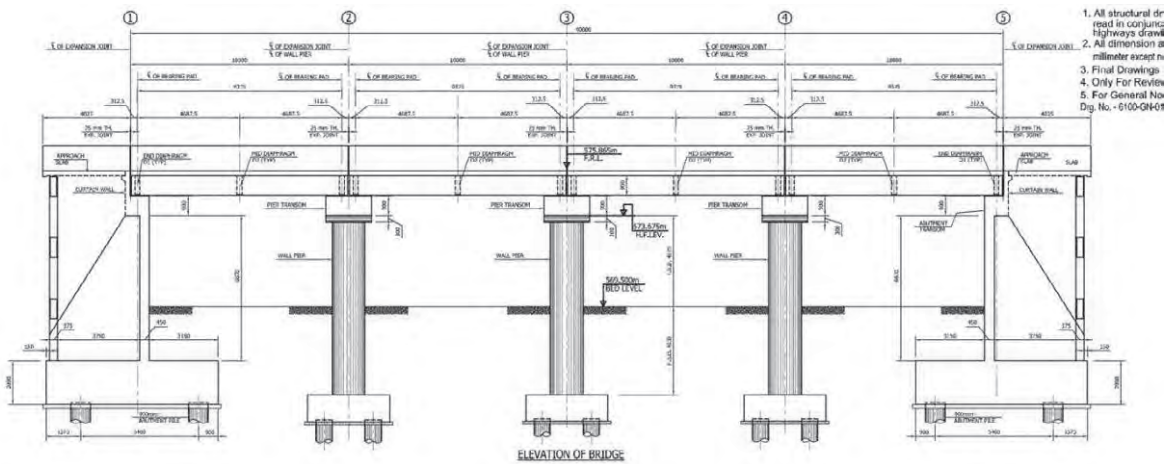
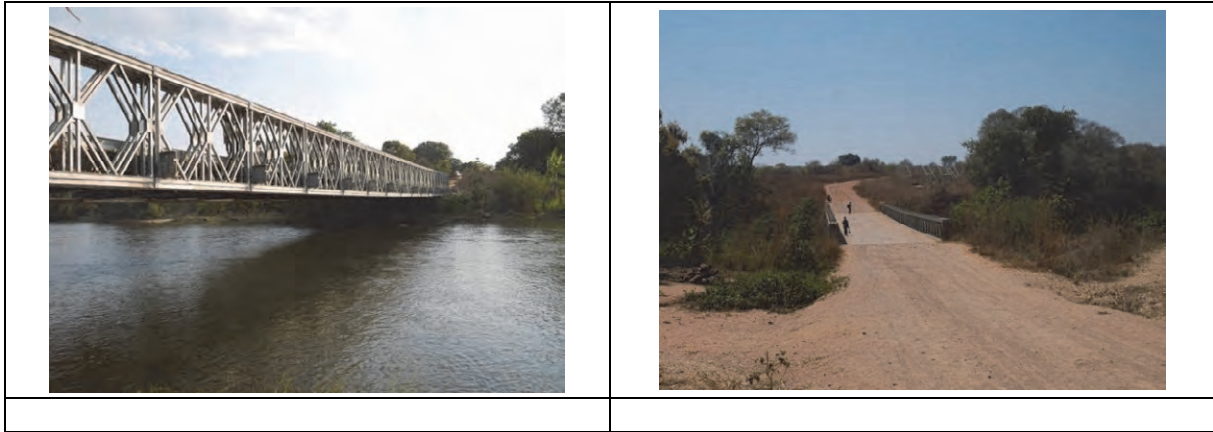


図 7.4.34 R.C.C橋梁 L=40m (参考)

表 7.4.22 道路支援対象数量 (区域外)

項目	細目	単位	数量			備考
			計画	整備済	支援	
M9アクセス道路 U4/RD310	M9らのメインアクセス道路(フィーダ一道路)のリハビリ W=5.5m	km	0	0	64	※P152821WBの中でメインアクセス道路として70km整備が計上。
橋梁建設	橋長 L= 約54m	カ所	0	0	1	※ 現状はBailey Bridge。2013年の大雨時に既存橋が破損し、RDA及びZNSによる仮復旧による。

3) 教育施設支援内容

再定住区内で4校のPrimary Schoolが想定されている。既存施設3校の位置を踏襲しつつ、新設1校の設置位置を設定して確認したところ、おおむね5km以内の通学距離であることが確認されたことから既存3施設の活用による4 Primary Schoolとする。

Primary Schoolの基本的レイアウトは、MoGE (Lusaka)のSchool Infrastructure 部門で得られた標準レイアウト例やKaoma District Education BoardのBuilding Officer等との確認により、以下のセットを基本とした。

- Classrooms : 13 (1x3 Classroom Building 3、1x2 Classroom Building 2)
- Staff House : 6
- Toilet : 8

i) Shibanga Primary School の施設概要

既存の小学校に対し、UNHCR支援で数棟の教育関連施設を建設しているが、生徒が多く、Grade1~7の対応に留まっている。MoGEのField Coordinatorの要望及び標準Primary Schoolに必要とされる施設により1X3 Classroom building 1棟、1X2 Classroom Building 1棟及び2棟のStaff House増設による対応とした。

表 7.4.23 支援対象数量 (Shibanga Primary School)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Shibanga Primary School	1x3 Classroom Building	棟	1	1	2	
	1x2 Classroom Building	棟	2	1	3	※P152821WBの中で計上。
	Staff House	棟	4	2	6	※P152821WBの中で新設3棟が計上。
	Toilet	棟	10	0	10	

ii) Lyamunale Primary School の施設概要

既存のPrimary Schoolに対し、UNHCR支援で数棟の教育関連施設を建設している。MoGEのField Coordinatorからは特に要望があがっていないが、Primary Schoolの基本モデルと比較すると数棟の施設が不足しているため、不足施設を支援対象とした。

表 7.4.24 支援対象数量 (Lyamunale Primary School)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Lyamunale Primary School	1x3 Classroom Building	棟	1	2	3	
	1x2 Classroom Building	棟	1	1	2	※P152821WBの中で計上。
	Staff House	棟	5	1	6	
	Toilet	棟	4	4	8	

iii) Jacob Mpepo Community School の施設概要

既存のコミュニティスクールはUNHCR支援で昨年に建設。ただ、現状確認では、施設が不十分でコミュニティスクールの機能を果たすのも困難な状況であった。MoGEのField Coordinatorからは、1X4 Classroom Building、10棟のToilet、3棟のStaff Houseが要望されている。再定住区内で、Primary School 4施設が計画されており、このコミュニティスクールを

Primary Schoolのアップグレードすることが効率的であると考えられるため、必要な施設を以下と想定して支援内容とした。

表 7.4.25 支援対象数量 (Jacob Mpepo Community School)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Jacob Community School	1x3 Classroom Building	棟	0	3	3	
	1x2 Classroom Building	棟	1	1	2	※P152821WBの中で2棟分を計上。
	Staff House	棟	1	5	6	
	Toilet	棟	0	8	8	

iv) 再定住区内でPrimary School 5施設を想定した支援内容

表 7.4.26 支援対象数量 (再定住区内Primary School 5施設)

項目	単位	数量					備考
		Shibanga	Lyamunale	Jacob	新設	計	
1x3 Classroom Building	棟	1	2	3	3	9	
1x2 Classroom Building	棟	1	1	1	2	5	※P152821WBの中で4棟計上。
Staff House	棟	2	1	5	6	14	※P152821WBの中で3棟計上。
Toilet	棟	0	4	8	8	20	

4) 保健施設支援内容

ザンビアでの保健施設の設置条件にて検証すると、2 Health Post及び1Health Centreの設置は妥当であると確認された。現状では、Shibanga Clinic とDr. Dominc Minyoi Health Postが再定住区内に配置されているため、1 Health Postが新設となる。既存保健施設の拡充については、世界銀行による再定住支援事業の中で想定されており (UNHCR査定)、その内容を支援内容とした。

i) Shibanga Clinic

Shibanga Clinicで査定されている必要施設は以下となる。

表 7.4.27 支援対象数量 (Shibanga Clinic)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Shibanga Clinic	Staff house inclusive of Cooking Shelter and Toilet/Bathing Block	棟	3	3	6	※P152821WBの中で2棟計上。

ii) Dr. Dominc Minyoi Health Post

本Health Postは、トイレ設備等の不備で稼働していない。稼働させ、なおかつHealth Postの機能を得るため、UNHCR査定による必要施設を支援内容とした。

表 7.4.28 支援対象数量 (Dr. Dominc Minyoi Health Post)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
Dr.Dominc Minyoi Health Post	Maternity Block	棟	0	1	1	※P152821WBの中で計上。
	Staff House inclusive of Cooking Shelter and Toilet/Bathing Block	棟	0	5	5	〃
	Incinerator	棟	0	1	1	〃

iii) 再定住区内でHealth Centre 1施設及びHealth Post 2施設を想定した支援内容

表 7.4.29 支援対象数量 (再定住区内 : Health Centre 1施設及びHealth Post 1施設)

項目	単位	数量			備考
		Shibanga	Dr.Dominc Minyoi	計	
Staff House	棟	3	5	8	
Maternity Ward	棟	0	1	1	
Incinerator	棟	0	1	1	

※ 上記以外にHealth Post 1カ所の新設が必要。

5) 水供給施設支援内容

現状では、114の井戸が整備され、15の井戸が設置される予定となっている。

表 7.4.30 支援対象数量 (水供給施設)

項目	細目	単位	数量			備考
			既存及び整備済	支援	計	
井戸	Borehole	カ所	129	21	150	※P152821WBの中で200カ所が計上。

※現場では、鉄分が基準以上となっている井戸が15確認されているが、鉄分除去のフィルターが設置されているのは3カ所のみ。現場確認時には、多くの場所に変色した水が確認されており、フィルターの追加設置も検討する必要あり。

6) 支援内容のまとめ

i) 再定住区内

表 7.4.31 支援数量総括表 (再定住区内)

項目	単位	数量			P152821WB 対応予定	支援(世 銀考慮)	備考
		整備済 等	支援	計			
1. 道路(区域内道路 158km)							
区域内道路 (W=5.5m)	km	55	103	158	150	0	
2. 学校(Primary School 4施設)							
1x3 Classroom Building	棟	2	9	11		9	
1x2 Classroom Building	棟	4	5	9	4	1	
Staff House	棟	10	14	24	3	11	
Toilet	棟	14	20	34		20	
3. 保健施設(Health Post 2施設、 Health Centre 1施設)							

Health Post新設	施設	0	1	1	2	0	
既存Health Centre 1施設、 Helath Post 1施設の改修							
Staff House	棟	3	8	11	8	0	
Maternity Ward	棟	0	1	1	1	0	
Incinerator	棟	0	1	1	1	0	
4. 水供給施設(井戸150)							
井戸	カ所	129	21	150	200	0	

※1) Primary Schoolは、13 ClassRooms、6 Staff Houses、8 Toiletsを標準として算出。

※2) 現在Health Centre 1施設、Health Post 1施設、計2施設が整備済みである。その既存施設に8 Staff Houses, Maternity Ward, Incineratorを増設し、1Health Postを新設する。

ii) 再定住区外

表 7.4.32 支援数量総括表(再定住区内)

項目	単位	支援数量	P152821WB 対応予定	支援(世銀 考慮)	備考
1. 道路					
M9アクセス道路 (W=5.5m) U4/RD310	km	64	70	0	
2. 橋梁					
橋梁 1 (橋長 L=約54m)	カ所	1	0	1	

7) 概算工事費

i) 再定住区内

表 7.4.33 概算工事費(再定住区内)

項目	単位	単価 (ドル)	単独で支援を 実施した場合		P152821WBを 考慮した場合	
			支援 数量	工事費 (ドル)	支援 数量	工事費 (ドル)
1. 道路(区域内道路 158km)						
区域内道路 (W=5.5m)	km	45,000	103	4,635,000	0	0
計				4,635,000		0
2. 学校(Primary School 4施設)						
1x3 Classroom Building	棟	75,000	9	675,000	9	675,000
1x2 Classroom Building	棟	57,570	5	287,850	1	57,570
Staff House	棟	39,185	14	548,590	11	431,035
Toilet	棟	5,000	20	100,000	20	100,000
造成費等(校舎費用の50%)	式	272,500	1	272,500	1	272,500
計				1,883,940		1,536,105
3. 保健施設(Health Post 2施設、 Health Centre 1施設)						
Health Post新設	施設	74,000*	1	74,000	0	0
既存Health Centre 1施設、 Helath Post 1施設の改修						
Staff House	棟	39,185	8	313,480	0	0
Maternity Ward	棟	32,500	1	32,500	0	0
Incinerator	棟	4,900	1	4,900	0	0
計				424,880		0
4. 水供給施設(井戸150)						
井戸	カ所	4,200	21	88,200	0	0
計				88,200		0

項目	単位	単価 (ドル)	単独で支援を 実施した場合		P152821WBを 考慮した場合	
			支援 数量	工事費 (ドル)	支援 数量	工事費 (ドル)
合計	-	-	-	7,919,770	-	1,536,105

※ 単価は「LI Infrastructure needs assessment – UNHCR」等による。

ii) 再定住区外

表 7.4.34 概算工事費(再定住区外)

項目	単位	単価 (ドル)	単独で支援を 実施した場合		P152821WBを 考慮した場合	
			支援 数量	工事費 (ドル)	支援 数量	工事費 (ドル)
1. 道路						
M9アクセス道路 (W=5.5m) U4/RD310	km	30,000	64	1,920,000	0	0
計				1,920,000		0
2. 橋梁						
橋梁 1 (橋長 L=約54m)	カ所	1,840,000	1	1,840,000	1	1,840,000
計				1,840,000		1,840,000
合計				3,760,000		1,840,000

※ 単価は「LI Infrastructure needs assessment – UNHCR」等による。

8) 整備インフラのリスト及び優先順位付け

確認された整備インフラについて、以下の項目にて点数化を行い、支援対象としての優先順位付けをした。なお、世界銀行により予定されている再定住に関する支援については、現時点での実現性は不明であるが、その対象となっている整備については、優先順位を落とした。

<評価項目>

- ・移住促進への貢献
- ・生計向上への寄与
- ・世銀による援助の可能性
- ・ホストコミュニティへの寄与
- ・郡病院へのアクセス

再定住区内のインフラについては、ゾーンごとに、区画割り当ての時期、その時期に対応した順位付け及びインフラ整備、移住の進捗状況や難民居住区からのアクセス性により評価が必要であるが、現時点でほとんどの区画が割り当て済みであるので、域内を同一として扱った。

表 7.4.35 整備インフラの優先順位付け

項目	単位	数量	有効性			効率性	妥当性	スコア
			移住 促進 への 貢献	生計 向上 への 寄与	ホスト コミュ ニティ への寄 与	世銀に よる援 助の可 能性	郡病院 へのア クセス	
1. 道路								
1-1 再定住区内道路	km	103	◎	○	△	●	△	1点

(W=5.5m)								
Towerゾーン								
Clinicゾーン								
Mpandeゾーン								
Shibangaゾーン								
Lyamunaleゾーン								
Kanyawezaゾーン								
1-2 区域外道路								
M9アクセス道路 (W=5.5m)	km	64	△	◎	◎	●	○	3点
橋梁-1 (橋長 L=54m)	式	1	△	○	◎	△	◎	5点
2. 学校 (Primary School 4 施設)								
Shibanga Primary School改修	式	1	△	△	○	×	△	0点
Jacob Mpepo Community Schoolの Primary Schoolへのア ップグレード	式	1	△	△	○	×	△	0点
Lyamunale Primary School改修	式	1	△	△	○	×	△	0点
Primary School 1校の 新設	式	1	◎	△	○	△	△	3点
3. 保健施設 (Health Post 1 施設、Health Centre 2施設)								
Shibanga Clinic改修	式	1	△	△	○	×	△	0点
Dr. Dominc Minyoi Health Post改修	式	8	△	△	○	×	△	0点
Health Centre新設	式	1	◎	△	◎	×	△	3点
4. 水供給施設 (井戸150)								
井戸	式	1	◎	△	△	●	△	0点

※ ◎ : 2点、○ : 1点、△ : 0点、× : -1点、● : -2点としてスコア化した。

マユクワユクワにおけるインフラ支援の優先順位は以下の順となる。

- ・ 区域外の橋梁-1 (橋長 L=54m) 5点
- ・ Primary School 新設 1校、Health Centre 新設 1カ所、M9アクセス道路 3点
- ・ 再定住区内道路 1点
- ・ Shibanga Primary School改修、Jacob Mpepo Community School改修、Lyamunale Primary School改修、Shibanga Clinic改修、Dr. Dominc Minyoi Health Post改修、井戸 0点

<参考資料 : 調達事情>

公共施設工事の入札にあたっては、教育・農業・保健の3分野は、各分野 (省庁) 独自の入札により施工業者等を選定している。その他の公共建築物は、MoHIDにより発注、道路は、フィダー道路及びアーバンは郡レベルの地方自治体、それ以外の道路はRDAから工事発注となる。いずれの工事発注手続きも、公示及び入札、業者契約をルサカ (中央省庁) にて行われており、通常のルーティンメンテナンス業務で500,000クワチャ以下の契約のみ、地方部で入札等が行われる。

一般的な公共事業の入札

- ・ ルーティンメンテナンス業務で500,000クワチャ以下の契約のみ、地方部で入札や契約を実施。

- ・上記以外の工事契約は全て、ルサカで入札や契約を実施。

工事業者に対しては、工事の種類によりカテゴリーが分かれており、そのカテゴリーごとに1～6までのクラス分けがされている。工事業者はカテゴリーごとに登録が必要であり、クラス分けがされる。そのクラスにより入札できる工事に対して制限（工事金額による）が設けられている。クラス5及び6の会社が入札できるのは、メンテナンス業務だけとなっている。

北西部州において2013年及び2014年に登録された施工業者及び西部州において2014年及び2017年に登録された施工業者を確認すると、全てがクラス5または6となっている。

施工業者のランク

- ・工事種類に応じてカテゴリーがあり、そのカテゴリーごとに施工業者は登録が必要。カテゴリーごとにクラス1～6までのランク付けがされている。
- ・クラス5及び6の施工業者はメンテナンス業務のみ入札が可能。
- ・西部州及び北西部州で近年登録された業者のほとんどは、クラス5もしくは6。

表 7.4.36 ザンビアにおける建設業のカテゴリー

CODE	該当する工事		
B	一般的なビルや住宅の工事(住居、商業、工業用建物の工事で周辺工事含む)		
C	一般的な橋梁工事(プレキャスト、プレストレスコンクリート工事、杭を含む基礎工事等)		
R	一般的な道路及び土工事		
M	鉱山エリア内での工事		
B	鉱山内のビルや住宅の工事		
C	鉱山内の土木工事		
R	鉱山内の道路及び土工事		
E	鉱山内の電気、通信工事		
ME	鉱山内の機械工事		
E	一般的な電気工事		
ME	一般的な機械工事		
S	特殊工事		
Sa	煉瓦積工	Sm	換気施設工事
Sb	配管工事	Sn	艶出し工事
Sc	塗装工事	So	アルミニウム、天井仕上げ
Sd	井戸掘削工事	Sp	プリミックスコンクリート工事
Se	電気工事	Sq	道路サイン、マーキング工事
Sf	岩掘削工事	Sr	策具工事
Sg	エアコン、機械、冷蔵機設置工事	Ss	警備システム、CCTV設置工事
Sh	床工事	St	リハビリ、メンテナンス工事
Si	内装及び外装工事	Su	解体工事
Sj	防水工事	Sv	消化機器設置工事
Sk	大工工事	Sw	足場工
Sl	ランドスケープ、ガーデニング工事	Sx	防虫、化学処理工事

表 7.4.37 ザンビアにおける施工会社のクラス分け

	クラス	1	2	3	4	5	6	A	B
1	技術者（エンジニア、QS、建築）	4 No.	3 No.	2 No.				3 No.	
2	技術スタッフ	5 No.	4 No.	3 No.	2 No.	1 No.	1 No.	4 No.	1 No.
3	作業スタッフ	7 No.	6 No.	5 No.	4 No.	3 No.	2 No.	6 No.	3 No.

4	財務/会計スタッフ (CIMA/CIS/ZICA Member)	1 No.	1 No.	1 No.				1 No.	
5	管理スタッフ	1 No.	1 No.	1 No.	1 No.	1 No.	1 No.	1 No.	1 No.
6	会計監査 (IAS English)	Yes	Yes	Yes				Yes	
7	財務レポート (ZICA証 明)				Yes	Yes			
8	Category Bに対する入札 限度額	>K40m	>K20m- K40m	>K10m- K20m	>K6.75m -K10m	>K3m- K6.75m	>0.0m -K3.0m		
9	Category Cに対する入札 限度額	>K50m	>K25m- K50m	>K15m- K25m	>K10m -K15m	>K3m- K10m	>0.0m -K3.0m		
10	Category Rに対する入札 限度額	>K150m	>K50m- K150m	>K30m- K50m	>K15m -K30m	>K5m- K15m	>0.0m -K5m		
11	鉱山関連工事に対する 入札限度額	>K50m	>K25m- K50m	>K15m- K25m	>K10m -K15m	>K3m- K10m	>0.0m -K3m		
12	Category Eに対する入札 限度額	>K75m	>K30m- K75m	>K15m- K30m	>K10m -K15m	>K5m- K10m	>0.0m -K5m		
13	Category MEに対する入 札限度額	>K75m	>K30m- K75m	>K15m- K30m	>K10m -K15m	>K5m- K10m	>0.0m -K5m		
14	Category Sに対する入札 限度額							>K7.5m	>0.0m -K7.5m

表 7.4.38 北西部州及び西部州における登録施工業者のクラスごと登録業者数

登録カテ ゴリー	北西部州		西部州	
	2013年登録業 社数	2014年登録業 者数	2014年登録業 社数	2017年登録業 者数
4RB	-	-	1	-
5RBCM	-	-	-	-
5BCM	1	1	-	-
5RBM	1	-	-	-
5RB	-	-	4	3
5C	2	-	-	-
5B	2	-	6	1
5R	-	-	-	1
6RBCNM	1	-	-	-
6RB	6	5	12	3
6BM	1	-	-	-
6CM	1	-	-	-
6B	24	21	58	17
6C			-	1
6E	1	-	-	-
6R	13	-	1	7
6M	1	-	-	-

7.5 支援スケジュール (案)

7.5.1 支援スケジュール (案)

(1) 工程表

フェーズアプローチとして、一連のプロセスの実施が必要となるため、複数年に渡る実施が必要となる。以下に5年を実施期間とした経年毎の支援内容例を示す。

表 7.5.1 経年毎の支援活動内容（案）

項目	内容	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	備考
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・現況把握調査 ・事業計画の策定 ・公共施設概略配置検討等 ・データベースの構築とGISとの連携 ・フェーズアプローチを実施する場所の選定 ・区画割り平面図の作成 						
区画の募集及び区画の割り当て	<ul style="list-style-type: none"> <フェーズ1> ・区画の募集(説明) ・区画の割り当て ・区画への移動 <フェーズ2> ・区画の募集(説明) ・区画の割り当て ・区画への移動 						
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <フェーズ1> ・工事発注 ・工事 <フェーズ2> ・工事発注 ・工事 						
生計向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の把握(人、自然環境) ・対象農家の設定 ・活動内容の設定 ・活動実施 						・雨期＋乾期
関係機関(ザンビア政府、郡、ドナー、NGO)による調整会議		★	★	★	★	★	

<支援スケジュールの留意事項>

- ・現況把握は、地区内における住民の居住場所や開墾状況等を資料の解析や現地調査により把握する。
- ・事業計画には、工区割や手順、概略の施設配置計画を反映させる。
- ・一連のプロセスの成果を他のエリアでの実施に活用するため、一部のエリアを対象にして2回のプロセスを実施とした。(250区画×2回)
- ・選定されたエリアに区画割り平面図が無い場合、担当局に優先的な作成を依頼する。
- ・目標とする事業完了時期及び年度別計画は、2回のプロセス実施の結果をフィードバックし、DORと対象郡の実施体制、予算、ドナーの支援状況を考慮して決定される。
- ・インフラ整備は、必要に応じて実施する。

(2) 事業期間についての留意事項

LI事業完了までの事業期間は、コンセプトノートに2017年～2021年（5年）と記載されているが、2014年～2017年までの進捗状況（両地区とも3年で1000区画程度の割り当てで、区画への移動は300世帯）を考慮すると、非常に困難な状況となっている。

時間軸を盛り込んだ事業計画の策定にあたっては、フェーズアプローチでの事業進捗を参照にして現実的な事業期間の設定、若しくは実施体制の準備及び予算化が必要となる。

＜メヘバの区画数に応じた事業期間の想定＞

・メヘバでは、約5000区画の割り当てが今後に必要な。



・年間に約1000区画の整備、区画の割り当て、区画へのLI事業者の移動が必要。

・区画の募集を一度に250区画で実施と想定。



・年間に4回の募集実施が必要。（インフラ工事も区画への移動時期に合わせての実施が必要。）



・DORの現地スキームコーディネーターが1人とすると、年2回（500区画）の募集が現実的。



・完了までの事業期間は10年必要。

7.5.2 支援実施にあたっての前提条件及び外部条件

現時点で考えられるプロジェクト実施における前提条件及び外部条件を以下に示す。

前提条件

対象地域となる再定住区に移住・定住する意思を持つ住民が一定数確保される。

外部条件

- (a) 主な支援対象となる元難民が本国へ帰還しない。
- (b) ザンビア政府が元難民に対する支援を中止しない。
- (c) 対象地域において、深刻な干ばつ等の天変地異が発生しない。
- (d) 地域の首長等が対象地域での事業実施を阻害しない。

7.6 支援に際しての留意事項

支援に際して留意すべき点を「メヘバとマユクワユクワの相違点等」に基づいて以下に整理した。

- (a) 必要な調査等の進捗 : マユクワユクワ地区は、既に土壌調査、全体の区画割り平面図が完了している。メヘバ地区はブロックF,G,Hの一部地域で土壌調査、区画割り平面図が完了しているのみ。全体区割り平面図作成は2018年に終了する見込み。

- (b) 計画区画数 : マユクワユクワ地区の1073に対し、メヘバ地区は約6倍の6000区画である。
- (c) 自然環境の違い : 降雨量を基にしたザンビア国内の区分で、メヘバ地区は最も降雨量が多い区分に属しているのに対し、マユクワユクワ地区はメヘバ地区に比べて、降雨量が少ない区分に属している。加えて、メヘバ地区では、湧水があったり地下水位も高い位置にある等、マユクワユクワに比べて水資源が豊富。
- (d) 立地条件の違い : メヘバ地区の入り口は、幹線道路に接しており、幹線道路（アスファルト道路）を使って州都であるソルウェジ、鉱山等へのアクセスを容易にしている。一方マユクワユクワ地区は、幹線道路から約50km離れており、その間は砂利道で、モングやカオマ等の都市へのアクセスが悪い。
- (e) ルムワナ開発計画 : 調査の過程で、マニャマを中心とした開発計画の存在が確認されている。ルムワナ鉱山に関連した開発計画であり、カルンビラ郡のAdministrative officerによれば、一部の商業店舗は、この土地利用計画に合わせた位置に出店を行っているとのインタビュー結果も得られているが、北西部州の計画局では、下記図面以外の具体的計画内容についての情報が得られていない。メヘバでの支援実施にあたっては、この開発計画の詳細について確認が必要である（図7.5.1参照）。

社会調査の結果から、配慮すべき事項について以下のとおり整理した。

表 7.6.1 配慮事項

懸念事項	対応案
再定住スキームの内容が必ずしも正確に理解されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・住民(特に元難民)に適切な説明を実施する ・計画の段階に住民を巻き込む
再定住スキームがコンフリクトケースの原因となっている現状 同一の区画に複数の世帯が割り付けられていることによる対立 ホストコミュニティ間の不和 チーフ間の不和	<ul style="list-style-type: none"> ・データ管理を改善することにより、計画全体に係る不備を軽減させる ・対象郡のコミュニティ開発局等を巻き込み、不和が生じた関係者を含む対話を進める
結果的に居住場所を奪われた元難民の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・データ管理を改善し、再定住スキーム対象者の背景や帰属を考慮した上での計画策定・事業展開を行う
ルワンダ元難民のステータス・LIへの関与が不明瞭	<ul style="list-style-type: none"> ・内務省による結果待ち
社会的紐帯が比較的希薄	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的紐帯が希薄であることを前提とした支援の方向性を検討する ・プロジェクトにおいて社会的紐帯の強化を含む活動を実施する
ルワンダ人同士の対立	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住スキームへの取り込みを期に対立する民族を各スキームに分離する
チーフとの調整不足	<ul style="list-style-type: none"> ・然るべき関係者を含めた協議の場を設ける
社会的弱者を再定住区へ移すことに対する配慮不足	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的弱者が移動し、移動先で安定的な生活を送れるような再定住スキームの内容、支援の枠組みを検討する
社会的弱者に対するザンビア政府の支援が、再定住区に移動した元難民には適応されない。(難民については、UNHCRが実施。)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準ガイドラインを変更するために、内務省は、大統領の内閣に書面で公式の承認を得る。 ・ドナー、例えばJICAがMoCDSSに関する覚書に署名し、UNHCRを通じて寄付金を徴収する。

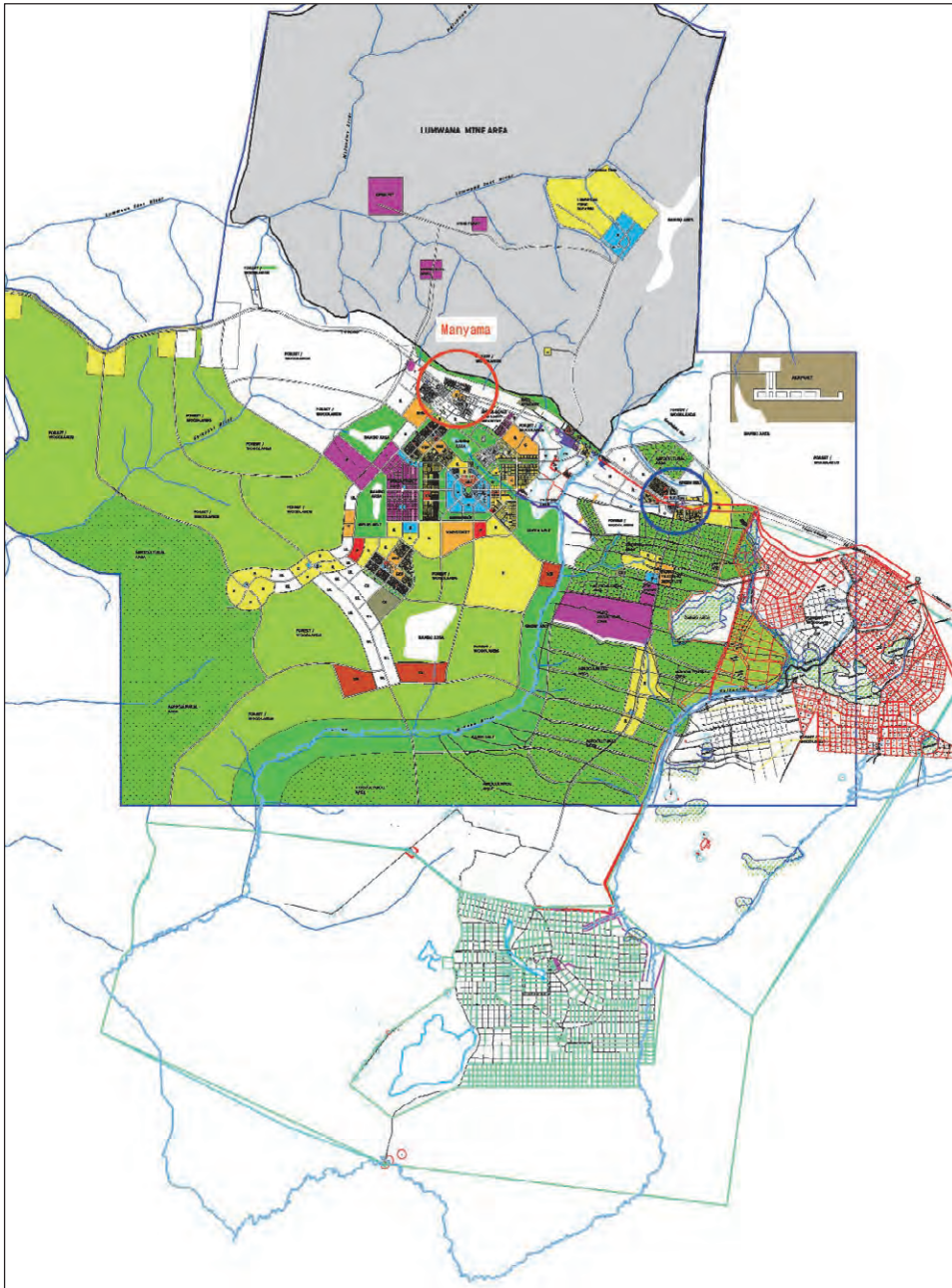


図 7.6.1 ルムワナ開発計画

ANNEX

<i>Annex 1</i>	<i>日程表</i>	<i>.....A-1</i>
<i>Annex 2</i>	<i>調査対象者リスト</i>	<i>.....A-3</i>
<i>Annex 3</i>	<i>議事録</i>	<i>.....A-7</i>
<i>Annex 4</i>	<i>質問票「社会調査」</i>	<i>.....A-107</i>
<i>Annex 5</i>	<i>質問票「生計活動に係る調査」</i>	<i>.....A-117</i>

氏名	佐藤 総成	大西 泰介	寺原 譲治	井上 透	片山 祐美子	ポリマー・ル・モロニユ
担当業務	総括/農業/農村開発	副総括/農業/農村開発2	地域開発計画	道路・小規模橋梁	社会調査/コミュニティ開発	社会調査/コミュニティ開発2
日付						
7月3日		羽田⇒ルサカ	日本⇒ルサカ			パリ⇒ルサカ
7月4日						
7月5日		【ルサカ】 面談：UNDP、UNHCR、COR、Habitat for Humanity、UN-Habitat、FAO、Caritas（大西・ポリマー）、UNICEF（寺原）、ILO、MOLG、IDE Zambia				【ルサカ】 面談：UNDP、UNHCR、COR、Habitat for Humanity、UN-Habitat、FAO
7月6日						
7月7日						
7月8日						
7月9日	成田⇒ルサカ					
7月10日						
7月11日		面談：MLNR、ZARI、World Bank、DoR、UNHCR（大西・ポリマー）				面談：MLNR、ZARI、World Bank、DoR、UNHCR（大西・ポリマー）
7月12日	移動：ルサカ⇒北西部州					移動：ルサカ⇒北西部州
7月13日	【北西部州カールンピラ郡ソルウェジ/メヘバ】 面談：州事務所（保健セクター、MCDSS、農業省（佐藤・大西）、MOLG、Provincial Planning Office）、DoR					【北西部州カールンピラ郡ソルウェジ/メヘバ】 面談：州事務所（保健セクター、MCDSS、農業省（佐藤・大西）、MOLG、Provincial Planning Office）、DoR
7月14日						
7月15日	情報整理等					
7月16日						
7月17日	面談：鉱山会社、ZACCI（佐藤、ポリマー）、郡保健事務所（佐藤、寺原、ポリマー）					
7月18日				羽田⇒ルサカ		
7月19日	面談：水開発省（佐藤、寺原、井上）					移動：ルサカ⇒北西部州（片山） 【北西部州カールンピラ郡ソルウェジ/メヘバ】 面談：州事務所（DoR、保健セクター、ZACCI等）、郡事務所 District Planning Officer、メヘバU関係者（DoR、CoR、RO、MCDSS、フィードバックコーディネーター等）、鉱山会社 社会調査の実施
7月20日						
7月21日						
7月22日	移動：北西部州⇒ルサカ					
7月23日	情報整理（ルサカ市内）					
7月24日	報告：JICA事務所					
7月25日	移動：ルサカ⇒西部州モン					
7月26日						
7月27日	【モンゴ】 関連機関等との面談					
7月28日						
7月29日	情報整理					
7月30日	移動：モンゴ⇒カオマ					
7月31日	面談：DAO、District Council、RO、MOA、保健セクター、DoR					移動：北西部州⇒西部州
8月1日						
8月2日						
8月3日	生計活動にかかる調査					
8月4日						
8月5日	情報整理等					
8月6日						
8月7日	生計活動にかかる調査					
8月8日						
8月9日	移動：西部州⇒ルサカ					移動：西部州⇒ルサカ
8月10日	面談：UNDP					【ルサカ】 面談：ドナー（UNHCR、UNDP）、U関係者（DoR、CoR）、JICA事務所
8月11日	JICA事務所への中間報告					
8月12日	移動：ルサカ⇒北西部州					移動：ルサカ⇒北西部州
8月13日	情報整理等（ソルウェジ市内）					
8月14日	調査準備（メヘバ）					
8月15日	関連機関訪問					
8月16日	【メヘバ】 生計活動にかかる調査					【北西部州カールンピラ郡メヘバ】 現場確認 面談：メヘバU関係者（DoR、CoR、MCDSS、フィードバックコーディネーター等）社会調査の実施
8月17日						
8月18日						
8月19日	移動：北西部州⇒西部州					移動：北西部州⇒西部州
8月20日	情報整理等（カオマ市内）					
8月21日						
8月22日	【マユクワユクワ】 生計活動にかかる調査					【西部州カオマ郡マユクワユクワ】 現場確認：DoR現場 面談：メヘバU関係者（DoR、CoR、MoA、MCDSS、フィードバックコーディネーター等）、州DoR、Caritas 社会調査の実施
8月23日						
8月24日						
8月25日	移動：西部州⇒ルサカ					移動：西部州⇒ルサカ
8月26日						
8月27日						
8月28日	【ルサカ】 情報整理					【ルサカ】 面談：ドナー（UN Habitat）、U関係者（DoR、CoR）、JICA事務所
8月29日						
8月30日	JICA事務所へ帰国報告					JICA事務所へ帰国報告
8月31日	ルサカ⇒羽田					ルサカ⇒羽田

氏名		佐藤 総成	大西 泰介	寺原 譲治	ポリール・ル・モワニユ
担当業務		総括/農業/農村開発	副総括/農業2/農村開発2	地域開発計画	社会調査/コミュニティ開発2
日付	曜日				
9月30日	土	移動:成田⇒ルサカ			
10月1日	日				
10月2日	月	情報整理・資料作成		移動:成田⇒ルサカ	移動:カメルーン⇒ルサカ
10月3日	火	農業省訪問			
10月4日	水	面談:MoCDSS	移動:羽田⇒ルサカ	面談:MoCDSS	
10月5日	木	面談:UNDP 打合せ:JICAザンビア事務所			
10月6日	金	面談:副大統領府DOR			
10月7日	土	情報整理・ワークショップ開催準備			
10月8日	日	移動:ルサカ⇒西部州(モング)	移動:ルサカ⇒北西部州(ソルウェジ)		
10月9日	月	面談:DOR(モング)、農業省州事務所、カオマ郡議会	面談:DOR事務所訪問(ソルウェジ)		
			調査準備(メヘバ)	面談:カルンビラ郡議会	
10月10日	火	面談:CARITAS事務所(モング)、モング⇒カオマ移動	面談:普及所(BEO)、生計活動にかかる調査(メヘバ)	基礎インフラ(UN-Habitat道路事業)にかかる調査(メヘバ)	社会調査補足調査、LI事業進捗確認(メヘバ)
10月11日	水	生計活動・基礎インフラにかかる調査(マヌクワユクワ)	生計活動にかかる調査(メヘバ)、面談:農業省州事務所(農業ビジネス開発担当)	基礎インフラ(保健・教育)にかかる調査(メヘバ)	社会調査補足調査、LI事業進捗確認(メヘバ)
10月12日	木	移動:カオマ⇒ルサカ	W/Sにかかる事前準備(DOR事務所、ソルウェジ)、移動:ソルウェジ⇒ルサカ		
10月13日	金	面談: 国家開発計画省(Acting National Coordinator)			
		面談:FAO、※佐藤⇒UNHCRとの面談へ	情報整理	面談:FAO、UNHCR	
10月14日	土	情報整理・ワークショップ開催準備			
10月15日	日	情報整理・ワークショップ開催準備			
10月16日	月	面談:ILO、農業省訪問(農業政策アドバイザー専門家、Rice Dissemination Project専門家)		測量局訪問(地図情報入手、検索)	面談:ILO、内務省COR
10月17日	火	ワークショップ開催(ルサカ市内)、情報整理			
10月18日	水	情報整理等	情報整理、空港移動	情報整理等	移動:ルサカ⇒カメルーン
10月19日	木	DOR前川専門家との打合せ、移動:ルサカ⇒成田	移動:ルサカ⇒シエラレオネ	DOR前川専門家との打合せ、移動:ルサカ⇒成田	
10月20日	金				

Annex 2: 調査対象者リスト

氏 名	所 属
JICA ザンビア事務所	
花井 淳一	所長
藤家 斉	次長、博士（学術）
Yoji Matsui	在外専門調整員
比嘉 勇也	在外専門調整員
Alice M. Sakala	Public Relations Co-ordinator / Admin Assistant
前川 貴恵	JICA 専門家
Junji Takahashi (Dr.)	JICA 専門家チーフアドバイザー、稲作普及プロジェクト、ザンビア農業省
Tokutaro Iino (Mr.)	JICA 専門家 National Project Coordinator (JICA Expert)、稲作普及プロジェクト、ザンビア農業省
Shu Komatsubara (Mr.)	JICA 専門家 Rice Cultivation (JICA Expert)、稲作普及プロジェクト、ザンビア農業省
羽石 祐介	農業計画アドバイザー、ザンビア農業省農業局
上田 智亮	一等書記官
国際機関	
UNDP	
Ian Milimo (Mr.)	Assistant Resident Representative/ Poverty Reduction
Maziko Phiri (Mr.)	Project Coordinator Poverty Reduction
Daniel Garcia (Mr.)	Associate Durable Solution Officer, Transition to Sustainable Resettlement – UNHCR/UNDP, UNDP 配属
UNHCR	
Michelo Miyoba (Mr.)	Infrastructure
Keshab Shrestha (Mr.)	Senior Programme Officer
Arifur Rahman (Mr.)	Livelihoods Officer
Guilia Ricciarelli Ranawat (Ms.)	Senior Protection Officer
Masaru Tamura (Mr.)	Associate Program Officer
FAO	
Lazarou Simon Mwale (Mr.)	Monitoring and Evaluation Officer
Celestina Lwatula (Ms.)	Programme Associate
Andrew Muma (Mr.)	Project Officer – Agronomist
Geoffrey N. Chomba (Mr.)	Assistant FAO Representative (Programmes)
Francis Chimpangu (Mr.)	Programme Associate
ILO	
Chana Chelems-Jere (Ms.)	Regional Ovserver for Zambia, Malawi, and Mozambique
UN-Habitat	
Moonga Chilanga (Mr.)	Project Officer
UNICEF	
Douglas Abuuru (Mr.)	Water, Sanitation and Hygenie Specialist
World Bank	
Iretomiwa Olatunji (Mr.)	Environmental Specialist
African Development Bank	
Lewis Bangwe	Agricultural Expert, Zambia Country Office
中央政府関係者（National Level）	
内務省難民局（Commissioner for Refugees: COR）	
Abdon Listone Mawere (Mr.)	Commissioner for Refugees

副大統領府再定住局 (Department of Resettlement: DOR)	
Muhau Sendoi (Mr.)	Chief Planner
Mimba Mweene (Ms.)	Senior Land Use Planning Officer
地方自治省 (Ministry of Local Government)	
Numeral Banda (Mr.)	Director of Physical Planning, Dept. of Physical Planning
Mukuka Chibwe (Mr.)	Acting Director, Dept. of Physical Planning
Patson Philly (Mr.)	Asst Director PPH-MLG
Mkumbu Siame (Mr.)	Director of Department of Housing and Infrastructures
土地自然資源省 (Ministry of Lands and Natural Resources)	
Emelia Mtonga	Senior Cartographer, Survey Department
Joseph Minango (Mr.)	Surveyor General, Survey Department
Kelvin Chola Chibangula (Mr.)	Assistant Surveyor General (Cadastral), Survey Department
Garikai Membele (Ms.)	Senior Land Surveyor, Survey Department
ザンビア農業研究所 (Zambia Agricultural Research Institute: ZARI、農業省所管)	
Moses Mwale	Director
Godfrey Mwila (Mr.)	Deputy Director of Technical Services
Howard Tembo (Mr.)	Chief Agricultural Research Institute, Soil and Water Management Division
コミュニティ開発・社会サービス省 (Ministry of Community Development and Social Services)	
Cosmas Lukupulo (Mr.)	Director of Community Development
Nasiba Nyambe (Ms.)	Chief Community Development Officer
国家開発計画省 (Ministry of National Development Planning)	
Chitembo K. Chunga (Ms.)	Acting National Coordinator
ザンビア商工会議所 (Zambia Chamber of Commerce and Industry: ZACCI)	
Makondo Manbwe (Ms.)	President
北西部州 (North-Western Province)	
大統領府 (The Office of the President, Provincial Administration)	
M. Katungu	Assistant Secretary
農業省 (Ministry of Agriculture)	
Derrick Simukanzye (Mr.)	Provincial Agricultural Coordinator (PACO)
地方自治住宅省 (Ministry of Local Government)	
Raymond Lokomona (Mr.)	Provincial Planner (PP), Department of Physical Planning and Housing
Raymond Lukomona (Mr.)	Provincial Planner (PP), North-Western Province
Whiteson Simbeya (Mr.)	Provincial Engineer
住宅・インフラ開発省 (Ministry of Housing and Infrastructure Development)	
Paul Lusaka (Mr.)	Provincial Building Engineer
コミュニティ開発・社会サービス省 (Ministry of Community Development and Social Services)	
Elma Siamuzwe	Provincial Administration Officer
Miriam Shambweka	Community Services Assistant
道路開発庁 (Road Development Agency)	
Manda Ndabane (Mr.)	Regional Manager, North-Western Province
Dickson Ndhlovu (Mr.)	Director of Planning & Design
John Kapenda (Mr.)	Monitoring & Evaluation
Elias Mwape	CEO
国家建設評議会 (National Council for Construction)	
Kamulosu Arthur (Mr.)	Solwezi Provincial Construction – NWP
ソルウェジ州事務所 (Solwezi Provincial Office)	
Paul Chisanga (Mr.)	Provincial Land Resettlement Officer
Sakapaji (Mr.)	Technical Officer
Robinson Kalandania (Mr.)	Scheme Manager
Chimueka (Mr.)	Scheme Coordinator / UNDP

北西部州行政府調達ユニット (North-Western Province Administration Procurement Unit)	
Mupeta Boniface (Mr.)	Procurement Officer, Provincial Administration Procurement Unit, North-Western Province
カルンビラ郡 (Kalumbila District)	
大統領府 (The Office of the President, District administration)	
Chipawa Chipawa Adjah	District Administrative Officer
カルンビラ郡議会 (Kalumbila Town Council)	
Frank kalenga	District Council Secretary
Sianpondo Williard	District Planning Officer
Sango Ngovo	Town Planner
Willard Siampondo (Mr.)	Kalumbila District Planning Officer
Njovu Sangu (Mr.)	Kalumbila Town Planner
農業省 (Ministry of Agriculture)	
Daniel Chikwanda	District Agricultural Coordinator Officer, Kalumbila District
カルンビラ郡保健事務所 (Kalumbila District Health Office)	
Mando Phiri (Dr.)	District Health Director, Kalumbila District
メヘバ (Meheba)	
Msonda Joseph (Mr)	Registration Officer COR
Mulife Mataa (Mr)	LI Officer / Community Mobilisation Officer
Martin (Mr)	Registration Officer COR
コミュニティ開発・社会サービス省 (Ministry of Community Development and Social Services)	
Louis Mulale	Meheba Chief Officer
水開発・衛生・環境保全省 (Ministry of Water Development, Sanitation and Environmental Protection)	
Paul Mulka (Mr.)	Field Coordinator of Refugee Area
教育省 (Ministry of General Education)	
James Kwangu (Mr)	Education Field Coordinator
保健省 (Ministry of Health)	
Bornson Kalundu (Mr)	Medical Field Coordinator
西部州 (Western Province)	
副大統領府再定住局 (Department of Resettlement: DOR)	
Barbara (Ms.) Chiimbwe	Provincial Land and Resettlement Officer (DOR)
西部州行政府 (Provincial Administration)	
Mwanamuke Ihwale (Mr.)	Senior Planner, Provincial Planning Unit
Kufuna Seke	Provincial Planner, Dept of Physical Planning and Housing
土地・自然資源省 (Ministry of Land and Natural Resources)	
Brian M. Chitoshi (Mr.)	Senior Land Supervisor
Migger Band (Mr.)	Provincial Land Officer
公共インフラ局 (Dept. of Public Infrastructure)	
Eng'r Francis Mwitumwa	Senior Works Supervisor, Department of Infrastructure, Western Province
カオマ郡 (Kaoma District)	
州農業調整事務所 (District Agriculture Coordinating Office)	
Halbobia Haward (Mr.)	District Market Development Officer, DAO, Kaoma District
Rodgers Chipatala (Mr.)	Research Officer, ZARI
Chiristal Kakumbi (Ms.)	Acting DACO
地方自治省 (Ministry of Local Government)	
Emmanuel Lukupwa	District Planner (Kaoma District Council)
Kapichi Nathan (Mr.)	Deputy Council Secretary
カオマ郡保健事務所 (District Health Office)	
Keneth Mbozi (Mr)	District Health Director, Kaoma District
Steven Kata	Senior Health Environmental Health Technologist

カオマ郡教育委員会 (District Education Board)	
Nawci (Mr)	Director
Kanja (Mr)	Infrastructure officer
Mwangelwa	Education Standards officer
マユクワユクワ (Mayukwayukwa)	
Terry Chisha (Mr.)	Refugee Officer (RO), CoR
Justine Munyaka (Mr.)	LI Scheme Coordinator, DoR
Mofya (Ms)	LI Officer
Eric Mweendo (Mr)	Agriculture Assistant
Charles Sichali	Community Mobilisator Officer
Solomon Muleya	Registration Officer
教育省 (Ministry of General Education)	
Maybin Chikwekwe	Education Field Coordinator
保健省 (Ministry of Health)	
Steven Mafumo (Mr.)	Medical Field Coordinator
農業省 (Ministry of Agriculture)	
Patrick Perekel (Mr.)	Agricultural Assistant, Mayukwayukwa Field Office, Kaoma DAO
Jeff Walya (Mr.)	Agricultural Assistant, Mayukwayukwa Field Office, Kaoma DAO
畜産・水産省 (Ministry of Livestock and Fisheries)	
Ntalasha Chiti (Mr.)	Vietnary Assistant, Mayukwayukwa
NGOs	
iDE (米国/英国)	
Melanie Wilkinson	Country Manager
Lottie Senkwe	Programme Director
CARITAS (チェコ)	
Martina Havlikova (Ms.)	Head of Programmes
Habitat for Humanity Zambia (米国)	
Jan Schumacher	Project Manager
Saskia Arndt	Program officer (農業農村開発)
Kanyata Mukelabai (Mr.)	National Director
Ruth Mitimangi (Ms.)	Head of Programmes
Victor Sitali (Mr.)	Programmes Manager
難民を助ける会 (AAR Japan)	
Atsushi Naoe (Mr.)	Head of Office
Tomomi Awano (Ms.)	Programme Coordinator
Refugee Alliance (ノルウェー)	
Jean Kabengele (Mr.)	Refugee Alliance
民間企業 (Private Company)	
ルムワナ鉱山会社 (Lumwana Mining Co., Ltd.)	
Christopher Mukala (Mr.)	Sustainability Manager
Stephen Lukanga (Mr.)	Community Relations Coordinator
ATS (Allterrain Services)	
Henco Walker	Country Manager
フレカ鉱業建設会社 (Freca Mining Construction Company)	
Kasongo (Mr.)	Freca Mining Construction Company

Annex 3: 議事録

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月7日
日時	2017年7月5日（水）11時30分～13時30分	
場所	UNDP会議室	
出席者	UNDP：Mr. Daniel Garcia (Associate Durable Solution Officer, Transition to Sustainable Resettlement –UNHCR/UNDP, UNDP配属) JICA：前川専門家 調査団：寺原、ポリー、大西	
入手データ	Sustainable Resettlement in Zambia Project Document (Promoting Human Security Through Sustainable Resettlement in Zambia: PRM fund) Project Document (Promoting Human Security Through Sustainable Resettlement in Zambia: Embassy of Japan fund)	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・UNDPについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の記事の確認 ➤ Sustainable Resettlement in Zambia（5年間）と年次作業計画を策定（ドラフト版）しているが、各計画は米国国務省人口難民局（PRM）資金の承認を待って最終化する予定である。 ➤ 当年次計画は年間予算ベースで執行されるが、戦略自体は5年計画に基づいている。資金不足のために、複数、特定のニーズが満たされない事態も生じ得るため、年間予算は、資金が確保できるかどうかに応じ変更する必要がある。それ故、複数年にわたるビジョン（この場合は5年間）に対する年間予算の策定が必要となる。 ・「surrounding areas」の定義 ➤ 特定の距離や定義はない。一方、例えば、半径5km以内のキャッチメントが考慮される学校や保健施設では、新規施設から5km以内にある場合、再定住区以外の地域社会も考慮される。 ・メヘバで現在実施されている活動が地区内Block Fを優先する理由 ➤ 2014年から2016年の現地統合事業ではBlock Hの整備を中心に進められてきたが、難民居住区からの距離が遠いことが課題としてあげられている。当該Blockは、幹線道路に近いので容易にアクセスすることが可能。 ➤ 現在は、Promoting Human Security Through Sustainable Resettlement in Zambia（日本政府補正予算）の予算を通じてUNICEFとUN-Habitatが活動を集中的に実施している。 ➤ 再定住区の基本的な問題は、一般的なレイアウト（施設配置計画）やマスタープランがなく、論理的（ロジカル）な方法では行われぬ点にある。このため、不十分に土地配分にかかる方針が適用されている状況にある。（例えば、ある人は他の人より肥沃な土地を持っている、或いは、ある人々は容易にアクセス可能な土地やその他の土地を持っている、など。） ➤ 一部の世帯は、割り当てられた区画に移動するのではなく、比較的肥沃な土壌のある小溪流周辺にとどまることを好む。 ➤ 土壌調査（Soil Suitability Survey）の結果は、計画（LI）の下で各々の用途（農業、建造物など）の区画を画定する際の基本情報とみなされる。場合によっては土壌調査自体を実施する当局と関連するNGOの間で調整が不十分なために効果的な取り組みができない状況もある。 ➤ 各人には10haの土地が割り当てられ、適格者が同じ家族内に数人いる場合、各世帯には30haまで土地が集積する結果となる。 ➤ 基本的に、永住者の資格を得た元難民は、選挙権を有さない事実を別にすれば、ザンビア人と 		

しての自由な移動が可能である。

・UNDPの役割

- UNDPの役割はUNHCRのそれとは異なる。再定住局（DOR）をカウンタパート機関としており、DORを通じて地方セクター省庁や中央省庁と調整・活動を進めている。
- UNICEFやUN-Habitat等の他国連機関は、関連する省庁と直接的に連携する。（例：保健センターの建設事業におけるUNICEFと保健省の協力）
- 現場のフォーカルポイントはScheme Coordinatorとなる。現在、2人が日本政府の資金で1年間雇用されている（メヘバ・マユクワユクワの各再定住区に配属されている）。
- 郡レベルの調整メカニズムとしてDistrict Development Coordination Committeeがあるが、Scheme Coordinatorが参加することになっている。
- LI事業の3つの柱（Pillar）について、内務省・UNHCRは「柱1：元難民への滞在許可書発給等の支援を通じた法的地位の付与」を今後も支援予定である。その他、申請中のPRM予算が承認されれば、ILOとFAOは生計向上への支援を行い、UNDPは社会経済開発にその支援を集中させている。
- 現在、LI事業には2名のUNDP職員のみしか配置されていない（面談者を含む）。
- 社会経済開発のために、民間の鉱山会社で元難民の雇用促進を行うことを考えている。例えば、UNDPは、政府との協議のもと、鉱山会社が燃料と時間を節約するために再定住区を横断する道路計画を提案することも可能であるとする（アイデア段階）。もう一つの例としては、民間企業に再定住区内への工場誘致、投資を促進、元難民と周辺地域社会の雇用を増やすことも考えられる。
- 国連機関以外にも、UNDPは、CARITAS（チェコ共和国大使館の支援するNGO）、世界銀行、日本政府のような他ドナーと調整して活動を実施している。
- 国連予算配分について、2017年の総予算は約770,000USDで、内訳は、UNICEFに500,000USD、UN-Habitatに200,000USD、UNDPについては70,000 USDとなっている。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月6日
日時	2017年7月5日（水）16時00分～18時00分	
場所	UNHCR（会議室）	
出席者	UNHCR：Mr Keshab Shrestha (Senior Programme Officer), Mr Arifur Rahman (Livelihoods Officer), Mr Michelo Miyoba (Infrastructures) JICA：前川専門家、調査団：大西、寺原、ポリー	
入手データ	List of projects done in the LI Area (Meheba, Mayukwayukwa)（Excel形式）	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・UNHCRについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計活動 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主な活動は、農作物の生産支援（生産投入財）、家畜、成功したとは言いがたいが漁業の各分野を含む農業部門のみとなる。 ➤ マユクワユクワは砂質土壌が分布し、気候面からも作物栽培は決して容易ではないが農業が奨励されている。概観して特定の作物（キャッサバ、イモ、マンゴー）が多く栽培されている。 ➤ 現場では、3つのNGOが生計向上支援を行っている。iDE、Cocern Worldwideは市場志向型の農業振興を支援し、CARITAS はメヘバ及びマユクワユクワで事業開発の支援を行っている。 ・2017年以降のUNHCRの役割 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 元難民に関する限り、アンゴラ元難民による永住者資格の申請支援については限定的となっている。アンゴラ元難民については、他のザンビア人と同様、農業、住宅に対する土地の割当、保健医療サービスなどを受けることができる。彼らについて、現在、土地が不足する状態も考えられ（マユクワユクワ）のため、当初約束していた10haではなく、5haの土地占有の権利を付与することになる（他の関係当局において要確認）。 ➤ ルワンダからの難民は、本国からのパスポートの発行について、複雑な事案があるため（手続き面のみならず申請者の心理的側面も含めて）、申請手続きを躊躇することがある。1994年のルワンダにおけるジェノサイドに起因し、これらの難民は必要書類の入手のためにルワンダ政府と接触することを恐れている（“ステータス無し”をあえて維持するケースもある）。かかる事情がなければ、UNHCRとしては彼らの活動を直接的に支援することに集中したい。 ・元難民に割り当てられた土地に係る点 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 再定住のために割り当てられた土地を利用せずに都市部に働きに出る元難民もいるが、その数は限られている。永住許可を取得した元難民が再定住区に配分されている土地で何をしているのかを確認するフォローアップ調査は未だ行われていない。 ➤ 元難民は通常、1人当たり5haの土地占有権が与えられるが、土地を売却する権利はない。 ➤ 事実、元難民が永住許可書を取得する前に、在留資格カードが付与される。この在留資格カードでは、加えて本国からパスポートを申請することが必要となる。国民登録・旅券・市民権局（NRPC：Department of National Registration, Passport and Citizenship）で実施されるこれらの手続きについて、多くは依然として外国人としての在留資格にとどまっている。（在留資格カードの保有者数：メヘバ⇒約2,000人、マユクワユクワ⇒約1,000人） ➤ 在留資格カードでは、就労許可を申請することは困難。申請プロセスに1人あたり2,500USDの費用が必要となり、国内で働く外国人と同様の費用負担となる。UNHCRは申請費用を下げる交渉を試みているが、未だ討議が継続されている状態にある。従って、在留資格カードで元難民が再定住区外で働くことは困難といえる。 		

・元難民とインフラ整備の支援

- マユクワユクワでは以下の施設が拡充された。
 - ・ 小学校や教職員住宅（既存施設の拡張工事）
 - ・ 診療所、職員住宅、入院病棟、出産施設及び外来病棟
 - ・ 市場施設
 - ・ 井戸の設置（105箇所、8世帯につき井戸1つ）
 - ・ 150の住宅建設（金属性屋根板を備えたスチールフレーム構造）
 - ・ 150の住宅建設（同じく金属性屋根板を備えたスチールフレーム構造だが、地域住民の参加により壁面を日干しレンガで用いて完成させる）
 - ・ アクセス道路の改修
- メヘバにおける施設の拡充はBlock FとHに集中している
 - ・ コミュニティスクールから、教職員住宅を備えた標準的な小学校に改修
 - ・ 井戸の設置（105箇所、8世帯につき井戸1つ）
 - ・ 150の住宅建設（金属性屋根板を備えたスチールフレーム構造）
 - ・ 150の住宅建設（同じく金属性屋根板を備えたスチールフレーム構造だが、地域住民の参加により壁面を日干しレンガで用いて完成させる）

【その他共有事項・今後の計画等】

- UNHCRによる元難民への法的支援について補足情報を得るため次回にUNHCR担当者と面談を行う。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月6日（木）10時00分～12時30分	
場所	Office of the Commissioner for Refugees (COR) / Ministry of Home Affairs 内務省COR執務室	
出席者	COR：Mr. Abdon Listone Mawere (Commissioner for Refugees) JICA：前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・内務省について実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当事務所は、内務省のもと1970年代に設立された。事務所はPSに直接報告を行う。内務省には13の局（Department）がある。 ➤ CORは、移住局（Department of Immigration）及び国民登録・旅券・市民権局（Department of National Registration, Passport and Citizenship, NRPC）と日頃から連携し、難民、亡命希望者、元難民の文書管理業務を行っている。 ➤ 事務所職員数は全40名であり、職員給与の半分はUNHCRが支援している（残り半分は政府支給）。長期的にはザンビア政府がすべての職員に給与を支払を行うことを目標としている。 ➤ 内務省は2017年の難民法施行以来、組織の再編を行っている（添付資料を参照）。この難民法は、1970年制定の難民管理法に置き換わるものであり、その基本的な機能は、難民の承認、保護、そして管理である。将来的に、CORは国境付近で生活する伝統首長が「自然に」難民を受け入れるようになることを期待している。その際、伝統首長は難民が文化的に異なる地域に到着してもわざわざ退去させない（例えば、コンゴ難民が北東地域から流入してきた場合、往々にして難民と当該地域の民族・言語は同一であるため、そこに留まるべきである）。 ・懸念事項 <ul style="list-style-type: none"> ➤ CORは、難民の保護と、アンゴラやルワンダのように自国の状況が安定し、難民としての地位を消失した元難民の管理に責任を有する。 ➤ 元難民を永住者に変更するための初めの手続きとして、2011年に10,000人のアンゴラ人を資格付与の候補者として特定した。2年後、第2段階として、5,000人のアンゴラ人と4,000人のルワンダ人を元難民としてLI事業対象に特定した。 ➤ 現在、概算で複数国約60,000人の難民、亡命希望者がLI事業対象とされている。このうち、既に認定のためのスクリーニングを受けた22,000～25,000人の元難民に永住許可書を付与することが目標である。 ➤ 現在、メヘバの難民居住区で生活するルワンダ人は3,000～4,000人、他方、マユクワユクワについては150人程度となっている。 ➤ 現在までに、22,000人の在留資格を持つ元難民のうち1,260人のみが永住許可書を取得した。4,000名のルワンダ人のうち130人のみに対して居住許可が与えられている。他方、2011年以降に認定された合計14,000名のアンゴラ人が永住許可書の手続処理を待っている。 ➤ CORは、2017年12月末までに、アンゴラ元難民への住民権の許可を更に処理していくため、必要予算を待機している状況にある。非常に難しい状況。一方、アンゴラ当局は、国産ガソリン価格の国際市場における下落を理由に財政難にあり、ザンビア政府が許可書を発行するために必要なパスポートの処理経費をカバーする予算を持ちあわせていない（COR及びUNHCRよりアンゴラ政府側に対してパスポート経費負担の提案を行ったが、アンゴラ政府は受け入れない模様）。 ➤ ルワンダ人について、元難民は、ルワンダ政府にパスポート発行の申請を行うことを強く恐れ 		

ている。

- CORは、法的地位の確保を緊急に行うため、資格のある元難民（アンゴラ人・ルワンダ人）に対して臨時的に3年間の在留許可を行うことを提案している（検討段階）。この3年間で、ルワンダ人については、パスポートを取得するのに十分な動機づけ、他方、アンゴラについては、当局による十分な予算確保がなされていくことが期待される。このような状況から、資格のある元難民の移動は非常に限られており、多くは再定住区から出てくることを恐れている。永住者カードを持っている人の場合、多くはこれまで通り農耕活動を継続しており、再定住区にとどまっている。現況を把握するため調査の実施が必要となる。
- 再定住スキーム（Resettlement Scheme）については、ザンビア人居住者数が倍増し、現在の住民数は合計で合計50,000程度となっている。
- メヘバには、1世帯当たり5～10haの土地を持つ約2,000世帯程度。割り当てられる土地の大きさは、20歳以上の世帯構成員の数に依存するといえる。
- マユクワユクワでは、世帯数が分配される必要の区画数の倍に至っている。区画の許容量は限界に達している。一部の元難民は地元のチーフの許可を得て、再定住区の外で耕作さえ開始している。このような状況から、政府は関係者に対してMwangaの3番目の再定住スキームへの移動を提案することを考えている（サイトには現在1,300のプロットが割り当てている）。
- Letter of Land Occupancyは、永住者カードを申請した人に与えられる。永住者カード申請者は、NRC（National Registered Certificate）を持っていれば特定の番号の土地（プロット）を得ることが可能。永住者カードが与えられると、彼らは、Letter of Land Occupancyから経済的活動の権限を与えるLand Title Deed（土地保有証明書）への変更を要求することができる（例えば、銀行ローンの申請に必要な土地担保とすることも可能となる）。
- 一方、実際は、Letter of Land Occupancyを手にしても、多くは、社会的結びつきを理由に難民居住区に住むことを好むであろうと考える。20年以上住んでいた場所から離れ、新たに孤立地域に行くことは容易ではない。因みに、再定住地区への移動については、2017年5月30日が期日として設定されていた。移送を促進、奨励するために、開墾地で耕作を開始するための農業生産用資材が供与された（UNHCR）。

・再定住スキームにおける土地管理にかかる点

- メヘバは、難民居住区（キャンプ）としてブロックA～Dがあり、CORによって管理されている。ブロックE～Hは、DORによって管理される。
- 因みに、当該区のチーフは、主要道路の近くに位置するブロックFの元難民に土地を与えることに強く反対している。これは、鉱区に通じる主要道路沿いに位置するため、土地の価値が非常に高いため。事態を収拾するため、CORはブロックFの道路付近に位置する土地については、元難民に配分しないことを約束している。
- マユクワユクワについては、再定住スキームへのルートは難民居住区を経由するが、別にアクセス道路が存在する。この再定住スキームにあるチュマンガ村については、未だ800世帯が土地の割当を待っているが、土地不足のためにメヘバへの移住を検討する者もいる（距離的な点から現実には困難とみられる）。
- これまでに、郡開発計画の中でメヘバ・マユクワユクワ両地区にかかる開発計画が検討されている。開発予算には、サイト内で実施されるプロジェクトも含まれていた。世界銀行からの約2,000万ドルでプロジェクトが実施されることが有望だが、同時に、その中でホストコミュニティに対する援助も約束されている。
- 政治面に関連し、元難民は投票権を有さないが、隣人であるザンビア人の投票参加によって恩恵を受けることになる。両者は同じ環境条件を共有しており、ザンビア人はかかる生活条件の改善を求めて投票することが考えられるためである。
- 再定住スキーム内に存在する農民組合は、MoAからスタートアップとして配布される農業生産用資材（補助金プログラムFISPによる）を得るために設立された。
- ザンビア政府によるLIプログラムの究極的な目標、ビジョンは以下の通り。

- ✓ 元難民に法的及び経済的自由を与えることによって、自らの財政的負担を軽減する。
- ✓ これらの元難民が今後もザンビアの開発に参加することを期待している。
- ✓ LIプログラムを成功させる唯一の方法は、スキームの関係者にすべての基本インフラ施設を提供することにある。電気（既存インフラ無し）、適切な給水、学校、保健施設とコミュニケーション手段（通信）があれば、人々はその地域で“at home”（原表現）で感じることができる。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月6日（木）11時30分～13時00分	
場所	Habitat for Humanity会議室	
出席者	Habitat for Humanity Team : Mr. Kanyata (National Director), Ms. Ruth Mitimingi (Head of Programmes), Mr. Victor Sitali (Programmes Manager) JICA : 前川専門家、調査団：寺原、ポリ、大西	
入手データ	シェルター標準図+BQ、脆弱世帯の選定クライテリア、シェルターの写真、業務完了報告書	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・Habitat for Humanityについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ Habitat for Humanityは、LIプログラムについてUNHCRの実施契約の下、UN-Habitatによる技術監督の下、メヘバ・マユクワユクワにおいて元難民のため低コストシェルターを提供している。 ➢ 新しい再定住スキームには道路網、学校や保健施設がない、キャンプでおこなっていた商売を続けたい等の理由から、再定住を望まない元難民に対し、少ない費用負担でシェルターを提供することで再定住を促進するねらいがある。 ・事業の詳細 <ul style="list-style-type: none"> ➢ シェルター提供事業の第1フェーズでは、コミュニティ開発省によって事前に特定された脆弱な世帯（ザンビア・元難民双方より選ばれた脆弱な世帯）に300のシェルター（建物として完成されたものをメヘバ・マユクワユクワ各々150）提供した。脆弱世帯の選定クライテリアは、両親と子供の健康に基づくものである。 ➢ シェルター提供事業の第2フェーズでは、比較的脆弱ではない世帯／脆弱ではない世帯に300の建物として部分的に完成されたシェルター（メヘバ・マユクワユクワ各々150）を提供した。具体的には、対象世帯は鋼鉄製の屋根材シートのみ提供され、自分たちで壁をつくって建物を完成させる必要がある。しかし、ほとんどの世帯はお金やノウハウの不足のために壁を完成することができなかった。第2フェーズは終了し、事業はHabitat for Humanityの手を離れ、委託者のUNHCRの直接管理に戻った（要確認）。 ➢ シェルターにかかる世帯の負担費用は、i)組み立てられた屋根板と壁なしの鉄骨構造（部分的に完成されたシェルター）：1800 クワチャ、ii)組み立てられた屋根板と壁付き鉄骨構造（完成されたシェルター）：4156 クワチャ ➢ 再定住スキームにおける農業用地は副大統領府DORとMoAにより区画割がなされた。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月6日（木）14時30分～15時30分	
場所	UN-Habitat（会議室）	
出席者	UN-Habitat：Mr. Moonga (E) JICA：前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・UN-Habitatについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・LIプログラムに関する現在の活動： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 再定住スキームにおける人間の安全保障の促進を重視している。 ・実施予定の事業は以下（日本政府補正予算） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路改修事業（メヘバ）：主要アクセス道路からBlock Fに位置する診療所への道路改修事業（20km）。作業範囲はRegraveling-Compaction-Gradingとなる。再定住スキームの居住者が市場にアクセス、加えて、周辺地域（Surrounding Area）の居住者がBlock F内の診療所にアクセスすることを可能にする。 ➢ DORの作業支援：請負業者の入札、プロットの画定 ➢ プロットの画定について：Department of Physical Planning（MoLG）、Department of Land Survey（MoLNR）、Department of Agriculture（MoA）及びDORとの連携。目的はメヘバ（Resettlement Area）内における150の区画の画定（2017年12月31日を期日とする）。 ➢ 低コスト住宅15戸の建設をメヘバ（10棟）、マユクワユクワ（5棟）で実施予定。寸法は8.25 m × 5.15m、費用は約3,000 USD／棟。建設作業は住民参加型のプロセスとなる。 ➢ 基本的なアプローチとして、簡易かつ手頃な価格で住宅を建設する方法を提案している（拡張も可能なデザイン、設計はUN Habitatが実施）。 ➢ LI事業以外の介入（他分野）：ルサカカウンスルと連携して土地管理にかかるツールを開発し、データベースを強化していくためのプロジェクトを試行している（Social Tenure Domaine Mode：STDM）。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月7日
日時	2017年7月6日（木）16時00分～17時20分	
場所	FAOザンビア事務所（会議室）	
出席者	FAO Zambia：①Mr Lazarous Simon Mwale (Monitoring and Evaluation Officer)、② Mdm Celestina Lwatula (Programme associate)、③ Mr Andrew Mnma, Project Officer (Agronomist、Kaoma郡での職務経歴あり) JICA：前川専門家、調査団：寺原氏、ポリマー、大西 ※当初予定していた主担当（Francis氏）が不在のため次回、北西部州よりルサカに戻り再訪する予定。	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのIL事業における支援計画 ・FAO実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画中・実施中の事業（※Francis氏との面談時に詳細を確認する） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国国務省人口・難民・移住局（PRM：Bureau of Population, Refugees, and Migration/ U.S. Dept. of State）の予算で事業を計画 ➢ 生計向上支援でUNDP、ILOとのパートナーシップで計20,000USDの事業を実施予定。農業を中心とした生計向上活動で、作物生産（投入資材含む）及び収穫後処理まで研修支援を行う。 ➢ 実施中の事業では、YAPASA Projectがある（ILOとのパートナーシップ事業）。2017年12月に終了予定。ソルウェジ郡農民組合と連携し、ユースの雇用促進、ジェンダー参画の点に注視してメヘバを対象とした大豆栽培の振興を行っている。 ・農業生態ゾーン（AEZ）と事業実施上の留意点について <ul style="list-style-type: none"> ➢ （区分Ⅰ～Ⅱに属する）南部州ではザンビア農業研究所（ZARI）と協力して保全農法（Conservation Agriculture）にかかる実証試験・デモを実施している。 ・農業普及にかかる点 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ザンビアMoAの普及サービスについて、郡事務所に管轄される普及区分としてBlockとCampがあり、各々にBlock Extension Officer（BEO）とCamp Extension Officer（CEO）が配置される。例えば、難民居住区であれ再定住区であれ何れかのCampに属することになり、普及支援・サービス提供上の点から他地域（周辺地域）との間に相違はない。ただし、課題として地区により各種の普及員が定員を満たさない場合もあり、BEOの権限で隣接地区のCEOを任命して代行させる場合もある。詳細は郡農業調整事務所（DACO）のSAO（Senior Agricultural Officer）に確認されたい。 ・対象2地区（メヘバ・マユクワユクワ）及び周辺地域における農家の作物生産／営農形態 <ul style="list-style-type: none"> ➢ スキーム内における農業分野の支援を検討する際は、①Social、②Cultural及び③Economicの3側面に留意することが重要となる。 ➢ 基本的に住民の主食は、ソルガム、ミレット、キャッサバとなる。（※アンゴラはキャッサバの原産地の一つ） ➢ コメについて、水（灌漑）アクセス条件にも関わりますがNERICAを栽培する事例もある。マユクワユクワの低湿地域ではコメ栽培のポテンシャルも高いとおもわれる。 ➢ メイズもまた主食として主要選択肢の一つに位置づけられるが、課題は生産資材（インプット）となる。 ➢ 両地区で生産、需要ポテンシャルが高く、栄養価の面からも重要と考えられる作物はマメ科作 		

物となる（具体的には、大豆とMix Beans）。

- 特に大豆については、栄養改善のほか、生計向上面（市場ニーズ、例＝飼料用）でも有望と考えられる。
- “food+income”（作物計画のアプローチ）といった点では、大豆、キャッサバ、メイズ、豆類の組合せも考えられるが、マユクワユクワ（AEZは区分Ⅱaで降雨量800-1000mm⇔メヘバは区分Ⅲで1000-1500mm）については降雨量に留意した作物栽培の検討も必要。メヘバについては、降雨量、土壌肥沃度ともに問題なく栽培のポテンシャルは高い。投入資材の点からは、マユクワユクワにおける砂質土の分布（肥効成分の溶脱）、メヘバの土壌については酸性改良の点で石灰の施用が必要になると思われる。

・小規模家畜にかかる点

- 豚、鶏、牛（及びヤギ／ヒツジ）が飼養対象として考えられる。
- 例えば、ヤギについては、FeedとBreedingの両面での小農への技術支援が必要。
- 同分野での普及支援（veterinary含む）はMoAから分割されたMinistry of Livestocks and Fisheriesの担当となる。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月16日
日時	2017年7月7日（水）09時00分～10時30分	
場所	CARITAS Office	
出席者	Ms. Martina Havlikova (Head of Programmes) 調査団：大西、ポリー	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・CARITASの活動、経緯の把握、現場での課題点の聞き取り 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Caritas Mongu は、ザンビアの聖公会の下にあるカトリック組織であり、人間開発、人間の尊厳を育むことをミッションとしている。Caritas は NGO であるが、LI 事業関係のスタッフ給与は UNHCR から支払われてきた。Caritas は、チェコ開発庁が資金を供与する他のプロジェクトにも参画している。ほとんどの活動は西部州に集中しており、チェコ共和国の優先地域となっている。チェコ共和国は今年、ジンバブエで大使館を閉鎖した後、ルサカで大使館を開設した。ザンビアは、エチオピアと共に、チェコ政府の優先国となる。 ➤ ルサカ事務所が支所で Caritas の本部は西部州のモングにある。モングで進行中のプロジェクトが 1 件ある。プロジェクトの正式名称は、ザンビア西部州ルワニカ総合病院産科棟への機材支援 (Equipment Support to Maternity Wing of Lewanika General Hospital in Western Province, Zambia)、プロジェクト期間は 2016 年 2 月～2017 年 12 月。 ➤ LI 事業は、2014 年 7 月より実施してきた。メヘバ・マユクワユクワ両地区の再定住スキームでこれまで UNHCR より資金を得て実施してきたプロジェクトは現在、終了時の最終とりまとめを行っている。7 月または 8 月に関連報告書 (closure report) を提出する予定。2017 年 6 月末に両地区再定住スキームの事務所を閉鎖した。 ➤ 基本的に職業訓練、起業家精神の醸成、そしてザンビア人及び元難民の脆弱性を有する若者のための活動 (非農業) を実施した。トレーニングには木工、メカニックなどが含まれていた。各種のトレーニングプログラムは、1 セッションにつき約 6 ヶ月間実施された。 ➤ 民間企業や鉱業会社において見習職を得るため研修生の支援も実施してきた。また、若者のため、ビジネスなどを開始するためのソフトローン (3,000～5,000 クワチャ) 融資も実施した。返済金をまた他の申請者に回すシステムを構築した。 ➤ 他方、ほとんどの元難民は外国人在留資格証しか持っていないため、設立された事業の多くは登録されていない。事業内容は、農産物、魚や中古品を販売する、非常に小規模な商売である。 ➤ 元難民の若者たちが企業に雇われることは容易ではない。実際、再定住スキームに民間投資がないかぎり、ザンビア人や元難民が雇用されることは困難。スキルを持っている若者がソルウェジのような大都市に行けば、仕事を見つけやすいと思う。 ➤ マユクワユクワでは Worldwide Concern、メヘバでは iDE と連携してきた経緯がある。 ➤ MoA からの農業生産インプットプログラム (FISP) の補助金を得るため、ザンビア人と元難民の組合を形成することを奨励した。 ➤ 再定住スキームにおける最大の課題は不良な道路条件、スキーム内における不十分な道路の整備状況にあると考える。スキーム内の道路が良ければ、農家の作物 (魚、野菜など含め) を市場、鉱山会社へ運べるようになり大規模な商業化への道も開ける。再定住者の割り当てられた土地への定住を奨励するならば、給水インフラの整備が非常に重要となる。 ➤ 学校や診療所建設は人々が住み、生活を始めてから建設を始めるべきである。 ➤ 両地区の再定住区の周辺、特にメヘバについては多くの経済ポテンシャルがある。イモ (サツマイモ) とキャッサバは、鉱山会社における精錬やビール製造に大きな需要がある。西部州では、カシューナッツ、米、蜂蜜、マンゴーについても市場性があると考えられる。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月10日
日時	2017年7月7日（水）09時00分～10時30分	
場所	UNICEF Office	
出席者	Mr. Douglas Abuuru (Water, Sanitation and Hygiene Specialist) JICA：前川専門家、調査団：寺原	
【打合せの目的】 ・本調査の趣旨説明 ・UNICEFの活動把握		
【協議内容】 ・ Mr. Abuuru ▶ UNHCRからDORに事業が移されて、UNICEFも関わるようになった。デマケはUNから日本に提出した提案書(既入手)にある。プログラムの中では特に給水、衛生、研修に尽力している。メヘバでは、23本、マユクワユクワでは、15本の削井を行い、WASH(Water and Sanitary Hygiene) Committeeの設置を行う予定。また、ソーラーパネルを利用した給水施設をメヘバに4箇所(学校)、マユクワユクワに1箇所(保健施設)を設置予定。複数の施設で活用ができるように施設の間に設置している。メヘバではAARとも共同している。1井戸あたり1コミュニティにサービスを提供する前提だが、どこに削井するかはDORと決めており、コミュニティの規模も違っている。 ▶ UNICEFが調達を行っており、メヘバではGeoTech Drilling社、マユクワユクワでは、China Gansu(中国甘肅)社が実施している。7月から始まって、3カ月で終了する予定である。 ▶ 完成・引渡し後は、政府に維持管理の責任が移る。他の地域と同様に、郡の下にWASH Coordinatorがおき、その下に、1) Village WASH Committee (全ての井戸を対象)、2) ポンプ修理工 (Area Pump Mender: APM、10井戸毎)、3) 「コミュニティ主導による包括的な衛生管理 (Community-led Total Sanitation: CLTS)」、とする仕組みを再定住区にて支援していく。CLTSについては、AARがメヘバを支援、UNICEFがマユクワユクワを支援することになっている。 ▶ スペアパーツなどはSOMAP(Sustainable Operation and Maintenance Programme (注:日本からの援助あり) Shop で調達できる。APMは20人育成を目的としているが、LI地域だけではなく、郡全体を対象としている。UNHCRは2014-16まで削井したが、メンテナンス体制は作っていない。 ▶ UNシステムの中での調整方法：主にUNDP、UNICEF、Habitatがメインで、その会議にDORが参加する。UNHCRは参加していない。WBやバイのドナーとは、UNDPが調整を行っている。加えて、UNICEFは、MoGE、MoWS、MoH、MoCTA、MoLGと調整を行っている。Work Planを用いて、各省庁の理解を得て事業を行う方法が主である。 ▶ LIにかかるプロジェクト予算は日本からのものである。その他のプロジェクトは、UNICEFザンビアの予算である。		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月14日
日時	2017年7月7日（金）11時30分～13時00分	
場所	ILO会議室	
出席者	ILO：Ms. Chana JICA：前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西	
入手データ	Decent Country Work Programme (2013-2016)	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査団現地入りにかかる挨拶 ・ JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ ILOについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 概況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ LI事業にかかる国連機関合同のプログラムのプロジェクト文書はまだ承認されていない。 ➢ Ms. Chanaは全国レベルでのプログラム管理を担当しており、プロジェクトの詳細は把握しておらず、ILO事業概要のみ情報を提供することができる。 ➢ ILO事業のコンポーネントは、バリューチェーン開発、ジェンダー、技能/職業訓練、金融包摂である。 ➢ 対象とする再定住スキームにおいて期待される成果は、コミュニティが社会サービス・持続可能な経済機会にアクセスできるようになることである。成果達成のために、再定住コミュニティに対し、質の高い技能/職業訓練及び起業トレーニングの機会へのアクセス、貯蓄制度の創出を支援する。具体的な活動内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 再定住コミュニティ及び周辺地域（surrounding areas）に起業/雇用機会を提供するためのビジネス機会のアセスメントの実施。 - 上記アセスメントの結果より得られた経済的機会・関連する雇用機会に基づき、各個人に技能/職業訓練を実施。 - ILOツールを用いた起業トレーニングの実施。ILOツールは、以下の3つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Gender and Entrepreneurship Together (GET Ahead) ・ Training for Rural Economic Empowerment (TREE) ・ Start and Improve Your Business (SIYB) - 生産者とその他のバリューチェーンプレーヤーの代表者を集めたビジネス組織の設立支援 - 貯蓄/信用協同組合の設立支援、トレーニングの実施- ➢ ザンビアにおけるILOの戦略文書（Decent Country Work Programme；DCWP）を提供する。ILOは2017年6月に開始された第7次国家開発計画に沿って、DCWP（2017-2021）を策定中である。当該国家計画では、再定住についても、いくつかの分野において考慮されている ・ YAPASAプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2014年に開始された4年間のYapasaプログラムは、農業市場の機能改善を通じた、ザンビア農村部の若年貧困層の経済成長をねらいとしたものである。ILO・FAOの国連合同パートナーシップ事業として、Yapasaは「Making Markets Work for the Poor」アプローチ(M4P)を採用している。M4Pを通じて、 <ul style="list-style-type: none"> - 農業市場の持続可能な開発を目指し、ILOによる直接事業実施ではなくファシリテーションを通じた市場プレイヤーへの支援の実施 - 最大限のインパクトをもたらすためのプログラムの実施と変更を行うこととしている。 ➢ プログラムの過程で、Yapasaは市場ニーズに柔軟に対応し、貧困層のポテンシャルを踏まえ、 		

彼らを支援する新たな農業と市場の創造を目指す。Yapasaはスウェーデン政府より約6,900万ドルの支援を受けており、プログラムの費用対効果2以上を目指す。

- Yapasaはプログラムのインパクト改善に向けた意思決定のための重要かつ継続的なデータを得るために注力したモニタリング体制を敷いている。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月10日
日時	2017年7月7日（水）14時00分～15時20分	
場所	Ministry of Local Government (MoLG)2階 局長室	
出席者	Mr. Numeral Banda, Director of Physical Planning, Dept. of Physical Planning Mr. Patson Philly, Mr. Chibwe(Acting Director), Mr. Mkumbu Siame JICA：前川専門家、 調査団：大西、ポリー、寺原	
入手データ	Urban and Regional Planning Act 2015	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・都市地域計画システムの概要把握 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Mr. Banda他 ➤ 省名から「住宅」が外れてMoLGになった。「住宅」機能はインフラ省（Ministry of Housign and Infrastructure Development）に移った。 ➤ 従来からのTown and Country Planning Act 1962が、Urban and Regional Planning Act 2015に改訂されて、計画行政も大きく変化した。Physical Planning(PP)では、Socioeconomic Planningには含まれない、土地利用計画やインフラ配置計画などが含まれる。後者は予算措置も含まれ、国家開発計画(第7次等)や、国家計画省の所掌である。(注PPは完成図だけで、予算積算もない。) ➤ PP局は、土地利用、インフラ配置、建造物の開発を、コントロールする権限を有している。ただし、国レベルで、全国土地利用計画はなく、枠組みが存在するのみである。州には、Provincial Planning Authority (PPA)がPP局の権限を代行する。郡では、District Planning Councilがあり、それが計画案を作成し、PPAに承認を求める形になる。全ての建築物は、事前にPPAの建築許可が必要。再定住区のPPは、郡に申請し、PPAに承認してもらうのが、正規の手続きである。しかしながら、2015Actは施行されてから2年しかたっておらず、現在分権化の進行状態の過渡期である。 ➤ 以前はPPは都市部のみであったが、新法によって農村部にも広がった。国土の80%を占める農村部では、土地利用計画に伝統的首長(chief)の承認が必要。 ➤ 再定住区では、州やDORが再定住区の土地利用計画案を作成し、PPAが承認して公式のものとなる。そのプロセスでPP局が支援を行うこともある。 ➤ 総合開発計画（Integrated Development Plan）が郡レベルでのPPとなるが、それより小さい区域でもよい。メヘバでは作成されているが、マユクワユクワでは作成されていない。 ➤ ルサカなどの5大都市は別格で、JICA調査の結果も反映させて、独自に計画策定が可能である。その他の地方政府にはPP策定権限が無い。シティカウンスル（ルサカなど）、ミュニシパリティはPPを承認する機能が与えられているためPPAに承認を求める必要がない。 ➤ Regional Planとは、対象地域が複数の郡や州にまたがる場合のPPの事を指す。これも上位機関による承認が必要。調整はPP局が行う場合がある。 ➤ 幹線道路は、MoHID（住宅・インフラ開発省）の、フィーダー道路、アーバン道路はMoLGの管轄である。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月15日
日時	2017年7月7日（金）16時00分～17時30分	
場所	iDE Zambia会議室	
出席者	iDE：Ms. Melanie Wilkinson (Country Manager)、Mr. Lottie Sangkwe (Programme Director) JICA：前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・iDE Zambiaについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・概況 ➤ iDE (International Development Enterprises) はNGOであり、南米、ガーナ、ブルキナファソ、エチオピア、モザンビーク、エジプト、カンボジア、バングラデシュ、ベトナム、ザンビアに11のプログラムがある。 ➤ ザンビアでは、小規模農家に対して営農技術にかかるアドバイス、スマートウォーター・マネジメント、モバイル・テクノロジー・ソリューションを通じて支援を行い、市場へのアクセス、最終的には農家の家計所得向上を目指す。 ➤ 基本的なビジネスプラクティスとして、農家（小規模生産者）に対する訓練を提供、農村におけるプライベートセクターの能力構築を試みている。（ポイントは以下） <ul style="list-style-type: none"> - 市場調査及び開発を通じてリスクを軽減する。 - 天気や商品価格の変動に関する情報を含めて市場情報へのアクセスを増やす。 - 金融機関と協力、手ごろな原資で融資へのアクセスを増やす。 - 地方自治体と協力、農業やビジネスに有利な政策・制度変更にかかる提言を行う。 - 新しい技術や適応技術を導入する - バリューチェーン上の重要なポイントで関係を構築し、ビジネス連携を強化する - これらの関係が強化されるにつれて段階的に廃止 - ジェンダー・エクイティ・プログラムについてもフォーカスしている。 - ザンビア5州（セントラル州、コッパーベルト州、北西部州など）に関連事業を展開している。メヘバにおいて、iDEには3つのプログラムを実施してきた。 - WIN (Wealth Creation in the North-Western Province)：北西部地域におけるWealth Creation（小規模農家に対する小口ローン、資金はEU） - EARTH (Enterprising Agriculture through Horticulture)：700人の元難民とザンビア人を対象とした園芸を通じた農業技術支援（2014年～） - FIRE (Food and Income for Refugees)：現難民を対象とした食料・収入にかかる支援（2014年～2017年） - 上記各支援内容には、起業家訓練、能力育成、市場促進、小規模店舗の設立、農業ビジネスアドバイザー（FBA、農家に対する農業インプットの販売）に対するトレーニングが含まれる。 ➤ iDEは現在、EARTHプロジェクトを終了した（8月、Closure Report完成後に共有可能）。SIDA（スウェーデン開発庁、北西部州対象、2016年～2019年）は関連農家に対して資金提供を実施中、企業が小規模農家などに手を差し伸べる際の障壁を排除（多くの国々で共通の課題として）、企業との提携によって包括的な成長を促進する機会の創出を目指している。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・元難民とザンビア人（ホストコミュニティ）のLI（状況改善）にかかる最大の優先事項 ➤ メヘバ（再定住スキーム）については道路条件の改善が急務。不良な道路条件のため、農家はソルウェジの最も近い市場や小売店をターゲットにしたまとまった量の農産物出荷が困難。集 		

落内においては、売買取引も進展できず、元難民によってはこのために再定住地区への移動を拒否する例もある（ザンビア人も同様）。実際、彼らは割り当てられた土地で農耕を行うのみで、周辺の村落に住み続けることになる。（ザンビア人については、全てが農業を開始したわけではない。農業活動の開始には2年を要するとみている）。

・元難民に対する心理社会面での支援の必要性

- ほとんどの元難民は、20年以上にわたって支援を受けてきた。言い換えれば、食料確保のために働くことなく3世代が支援されてきたともいえる。突然、彼らにしてみれば、完全に経済的に独立して働く必要性を迫られている訳であり、これは彼らにとってかなり心理的なショックとなる。従って、支援の中では、かかる事象について心理的に「癒し」を与えていくことも必須であり、この点は極めて重要。
- 再定住スキームについては、“期待にできていない”との不平が元難民の中にはあるともいわれる。他方、周辺のザンビア人コミュニティが国際的な援助なしに、同様の状況下で生活している現実について、多くの元難民は認識できていない。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月10日（月）09時00分～11時00分	
場所	世界銀行／World Bank Group Lusaka Country Office（会議室）	
出席者	World Bank：Mr. Iretomiwa Olatunji (Environmental Specialist, ナイジェリア出身, 任期7年目) JICA：前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西 UNHCR：Mr. Daniel Garcia (Associate Durable Solution Officer, Transition to Sustainable Resettlement –UNHCR/UNDP, UNDP配属)	
入手データ	World Bank Group (April 2017) <i>International Development Association Project Appraisal Document on A Proposed IDA Scale-up Facility Credit in the Amount of US\$200 Million to the Republic of Zambia for A Zambia:Improved Rural Connectivity Project-SUF, Transportation & ICT Global Practice –Africa Region.</i> World Bank Group (June 2017) <i>Zambia Economic Brief –Reaping Richer Returns from Public Expenditures in Agriculture, Issue 9.</i>	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・世界銀行について実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Displaced Persons and Border Communities (Project: P152821) の進捗概況 ➤ 政治、テクニカルな側面からザンビア政府側の承認待っており、現実、有効になっていない。 ➤ 最低でも6ヵ月程度の遅れが見込まれる。（当初、承認後、2017年1月に事業の有効化が予定されていた。） ➤ 融資の形態は、IDA(国際開発協会)が提供する譲与的条件貸付け（Concessional Loan）で年率（0.005%）、返済期間は30年～40年で計画している。上記、承認の遅れについては、WBグループの提示する貸付け条件にザンビア政府側が合意できていない背景がある。 ➤ 本件はRetroactive Finance(事後融資)となっており、融資契約前に支出した経費についても、本件に含めることができる。ただし、司法長官と内閣の承認が必要である。 ➤ ルアブラ州に新規の難民キャンプ（アンゴラ、コンゴ民難民対象）が2箇所あり、現在、赤十字が運営を行っている。当キャンプについては、現地統合（LI）事業の対象に含めるか否かの見極めを早期に行いたいと考えている。 ➤ 上記に関連し、カンントリーマネージャーによるProject Implementation Manualの承認、Operational Staffの雇用配置も必要になる。 ➤ Operatinal Staffに関し、メヘバ・マユクワユクワの両地区については、ルサカ（州レベル）のProject Implementation Unit (PIU) のもと各地区にSub PIUを設置しており、今後の当該職員の確保を意図して学卒者のインターンを活用したいと考えている（現在配置されているUNボランティアも対象とする）。 ➤ 上記について、地方分権化の推進のもと、PIUは、MoLG、セクター省庁、DOR等による活動をあくまでファシリテーション役として機能する。 ➤ Climate Change Secretariat (CCS) は州レベルのPIUとなるが、文字通り気候変動インパクトの点から脆弱者グループにかかる生活・生計向上とこれに密接に関わるインフラ整備の文脈でResponsible Agencyに位置づけられる。（例：インフラとしての井戸、かかわる生活・生計活動、そしてこれらへのインパクトを有する気候変動課題に対してコミュニティのレジリエンスを強化することが求められている。） ➤ インフラ整備に関連した世銀のセーフガード（環境社会配慮）については、ザンビア環境管理局（ZEMA：Zambia Environmental Management Agency）が重要な審査機関となる。道路インフ 		

ラであれば、道路公用地の確保に際して、コミュニティの社会経済インパクト、生活環境・生計活動へのインパクトの検討が当然必要になる。（JICA環境社会配慮ガイドライン同様）

- 生計向上（及びインフラ）面から、両地区（再定住区）について劣悪な道路条件、マーケットアクセスの不良がやはり課題になっていると認識している。雨期には路面の湛水が散見される。
- 電気インフラ設備投資について：費用対効果は低く、採算性をもとめるには未だ長期の時間を要すると思われる。発電との関連から、地区の氾濫原、低湿地部（dambo）周辺では放牧も行われており、一部には家畜糞尿を利用したバイオガス発電（生物資源＝家畜糞尿の発酵によって生成したバイオガスを燃焼、発生する熱を利用して蒸気を用いてタービンを回して発電）を導入する試みもある。周辺にはレンガ製の発酵槽（プラント）も存在する。

・ Climate Change Secretariat (CCS) について

- 現行の状況：CCSは、財務省から開発計画省の組織体制に組み込まれ新規体制下におかれたため公式に同名称では存在しない（X-Climate Change Unitとも呼称されるが、ドナー機関との対話は行われていない）。
- 地方分権化の推進にあたり、州レベルの調整は上述のPIU（州）がその任にあたり、生計向上・農業分野の事業計画は、国家開発計画省（MNDP）を中心とするライン省庁と連携して行う。世銀は、ファシリテーション機能として、MNDPとの連携を強化する（“Strict Partner”との表現）。生計向上・農業分野は勿論、MoA管轄の分野でもあるが、昨今の財務、事業運営監理、調達、環境（社会）配慮、の各面でキャパシティは十分でない。このため、同分野についても当面はMNDPを体制の中心に置いて分野横断的な対応を必要とする。

・ District Development Coordination Committee (DDCC) について

- 州にはPDCC（Provincial Development Coordination Committee）、郡にはDDCCと体制が確立されている。各セクターとの調整においてフォーカルポイントとなるのは、州のPDCCとなる。

・ その他（道路整備事業）

- Improved Rural Connectivity Project（2017~2025年、事業予算200百万US\$）：国家道路基金庁（National Road Fund Agency）及び住宅インフラ開発省を中心とした実施機関について、農村道路の運営維持管理にかかる組織的なキャパシティの強化を目的としている。（鉱山セクター等への依存から脱却していくことを目指す。）

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月17日
日時	2017年7月10日（月）11時20分～13時00分	
場所	Survey Department, Ministry of Land and Natural Resources(MoLNR)2階 事務室	
出席者	Mr. Joseph Minango, Surveyor General, Survey Dept. Mr. Kelvin Chola Chibangula JICA：前川専門家、 調査団：大西、ポリー、寺原	
入手データ	メヘバの地形図	
【打合せの目的】 本調査の趣旨説明及び測量局の事業概要把握		
【協議内容】		
<p>・ Mr. Minang</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省のもとに、測量局(Survey Dept.)があり、以下の3つのUnitから構成されている。 <ol style="list-style-type: none"> 1: Mapping Unit：全国の測量、地形図の作成。国境、行政境界の画定。 2: Survey Service Unit: 測量店からの特定の地図の作成。道路用地図など、必要に応じた測量。 3: Cadastral Unit：地籍図の作成、土地登記。 ➤ 地方組織としては、3が各州にある。1はルサカのみ。 ➤ 再定住区に関してはDORと協議して進めている。2014-17年で、40000筆(区画)が必要とされ、8700筆について測量を行った。更に入っていない3000筆を次に進めている。資源も限られており、全ては終わっていない。民間に測量してもらうことも可能だが、メヘバとマユクワユクワは、直営で行う予定である。 ➤ 再定住区における土地登記への手続きは概略以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1:DORが占有書(Letter of Occupancy, LOO)を発行する。 2:Invitation to Treat を土地局に提出し、審査してもらう。 Suvey Diagram(各区画の概要を記した書類。土地登記簿表題部に相当。)との整合性等確認。 <ol style="list-style-type: none"> 3:審査後、Land Commissioner から、Letter of Offerを受け取る。(有料) 4:所有権の登記を行う。Survey DiagramのついたLand Titleを受領。99年使用権を得る。 (注：2-4は、かなり煩雑で、ほとんどの再定住者は1のLOOのみで、土地を利用しているものと推測される。) ➤ 伝統的所有権が認められている地域(Chiefによる地域)では、所有権の登記においてChiefの承認が必要であり、作業は進んでいない。2015年都市・地域計画法で、こうした地域においても、Chiefを含んだ計画作りが求められるようになった。 ➤ National Titling Programが進んでいる。 ➤ 建物の登記はなく、地方政府が申請に基づき把握している。 ➤ 土地の毎年の固定資産税があり、Ground Rent/は国税、Property Rate/は郡税である。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月10日（月）14時00分～16時00分	
場所	Zambia Agricultural Research Institute (ZARI), Ministry of Agriculture ZARI本省Mount Makulu Research Station (DD執務室)	
出席者	ZARI : Mr. Godfrey Mwila (Deputy Director –Technical Services)、Mr. Howard Tembo (Chief Agricultural Research Institute- Soil and Water Management Division)、 JICA : 前川専門家、調査団：寺原、ポリー、大西	
入手データ	ZARI (2015) Zambia Bean Varieties Descriptor 2 nd Ed., ZARI and Self Help Africa. (小冊子)	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ZARIについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZARIの活動概況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ZARIの事業範囲：作物生産技術の改良、水管理、家畜衛生にかかる農業研究及び農村社会調査（社会・生態システム） ➢ 9州全てに研究所支所がある。北西部州にはムタンダ、西部州にはシムルンベの各支所。 ➢ On-Station及びOn-Farmで試験・デモを実施している。農業生態ゾーン（AEZ）区分に応じた作物試験研究であり、例えば、北西部州（及びルアプラ州）については作物の酸性土壌への適応性などについても現場試験を実施している。AEZ横断的な課題として作物病害についても研究を実施している。 ➢ 研究対象として主要な作物は、メイズ・ソルガム・キャッサバ・サツマイモ・マメ・ササゲ・グラウンドナッツ・コメとなる。 ➢ 国際農業研究協議グループ/CGIAR各機関とも連携して研究を実施している。（最近では、IITA、IRI、Africa Rice、ICRISAT、CIP等） ・北西部州について <ul style="list-style-type: none"> ➢ メヘバはAEZ-IIIに区分される（降雨量は1000mm超、酸性土壌が分布）。 ➢ 不良環境（高温、乾燥、不良土壌）に比較的耐性のある作物として、キャッサバ、ソルガム、ミレット、マメ、メイズがあげられる。ヒマワリも耐酸性の面では有望と考えられる。（ソルウェジ・ビーンズとあるが、これは在来種が混ざったもののひとつである。） ➢ 社会文化的な面から、農民が選好するのはキャッサバ、サツマイモがあげられる。Finger Milletとソルガムも対象になるが、MoAの推奨作物という位置付けでは優先度は下がる。（基幹食料となるメイズについても同様）。 ➢ メヘバの一部ではコメの栽培も行われている。 ➢ キャッサバについては、スターチとして生原料、最終製品として市場性は高い。スターチについてはビール原料、鉱山の精錬、家畜飼料と用途は広い。勿論、食料保障の点から重要な作物である。現状では、需要が生産量を上回っている。 ➢ ダイズについて、ソルウェジ周辺で大規模に栽培されている例もある。営農面では土壌の改良（肥沃度改善）も期待できるが、家畜飼料、食用油など市場性はある。（FAO/ILOが北西部州で計画している農民グループによるダイズ栽培・バリューチェーン支援となるYAPASA Programmeについて詳細は把握していない。） ➢ あまり一般的な作物ではないが、バンバラ（グラウンドナッツに類似）も有望 ・西部州について <ul style="list-style-type: none"> ➢ マユクワユクワはAEZ-IIbに区分される（降雨量は800-1000mm、砂質土壌が分布）。 		

- 一体で広く栽培される作物として、メイズ、キャッサバ、グラウンドナッツ、ミレット、ソルガムがある（グラウンドナッツとササゲについては特に栽培に適しているといえる）。
- カオマ周辺では、カシューナッツを栽培する農家もある。

・その他事項

- 有機農産物については、ザンビア国内でイニシアティブ、組合（例：Organic Producers and Processors Association of Zambia (OPPAZ)）もある。持続的な土壌管理の観点から、Integrated Soil Fertility Management の1つのオプションには成り得る。アグロフォレストリー、緑肥についても技術的に適用できれば土地管理（地力維持）、換金性の高い作物の栽培も可能となろうが、小農による受容（新たな作物の導入に対する）、市場の有無に留意する必要がある。
- その他、園芸作物では、キャベツ、アマランサス、オクラも一般的には市場性が高いといえる。
- 副大統領府DORと連携して実施している土壌調査 (Soil Suitability Survey) についてはDORの依頼（ならび予算）に基づいて実施している。通常の評価では、作土層が浅い、岩石状の堆積物がある場合（未熟土）などは農用地として適性が低いとみなす。低湿地部（dambo）付近で湛水土壤がある場合は、養魚場としての利用も検討は可能である。メヘバ、マユクワユクワ両地区については全般的に農用地として特段の問題はないと認識している。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月13日
日時	2017年7月11日（火）09時00分～11時00分	
場所	副大統領府DOR（Department of Resettlement, Office of Vice President）会議室	
出席者	副大統領府DOR（Department of Resettlement）：Mr. Mubau Sendoi (Chief Planner), Ms. Mimba Mweene (Senior Land Use Planning Officer) JICA：前川専門家、調査団：佐藤、寺原、ポリー、大西	
入手データ	Arc GIS関連データ（メヘバならびマユクワユクワ各地区） Government of Zambia/United Nation Zambia (2017) Concept Note: Sustainable Resettlement Programme of Former Refugees in Zambia – Mapping of External Boundaries and Soil Suitability Study of 26,000 hectares in Meheba Resettlement Scheme, Department of Resettlement, 13 July 2017.	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・副大統領府DORについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DORの体制、活動概況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1988年の設置以降、開発計画分野はMoLNR、農地の開拓及び国内避難民（IDP）も含めた再定住者による土地利用の活性化を目的として移住スキームが開始した。MoAの両省が寄与してきた経緯があり、専門的知識を要する職位にはMoA出身の人材が配置されている。同スキームの実施において、関係省庁を調整する必要があることから副大統領府が調整機関となった経緯がある。 ➤ 再定住区の区割り：伝統的土地所有にかかるChiefによる土地の提供、農業利用等にかかる適性診断としての土壌調査（Land Suitability Survey）の実施、政府による土地所有権の付与が開始点となる。 ➤ 上記が整った段階で、次に、①道路アクセス、②単位区画、③給水ポイント（井戸及び小規模ダムまで）の各情報を、配置計画／計画平面図（Layout Plan）として整理する。次の段階で、学校、保健施設、居住区、商業施設等を反映する事になる。 ➤ 単位区画の面積は、1世帯当たり最小で4ha、最大50haまでとしている。理想は1申請者に対して分割する面積だが、申請者の多くは世帯持ちとなることから上記の割当面積を1世帯として位置づけている状況にある。申請者について、所得・資産面等で“The Poorest of Poor”とみなされる場合でも申請は可能。ただし、その場合は最大10haまでの割当となる。10haを超える区画を申請する場合は、再定住（＝土地の活用）にかかる能力を何らかの形で証明する必要がある。 ➤ DORの予算は限られており、各州及びスキームの予算はDOR（ルサカ事務所）には含まれておらず、各州の州開発計画の中で計画・予算配置をすることになっている。 ・Layout Planについて <ul style="list-style-type: none"> ➤ Layout Planが完成した後、実施については各セクター省庁が各々の責任事項を以て参画することになる。2015年以降は、“Urban and Regional Planning Act”に従い、地方自治省（Ministry of Local Government）(housing削除)が基本的にセクター横断で全ての開発計画の管理監督を行う。また、郡レベルでかかるキャパシティが不足している場合、州レベルでこれを支援する形となり、Department of Housing and Physical Planningがこの任にあたる。ただし、農用地の開発についてはこの限りでは無い（DORの所轄）。 ➤（Senior Land Use Planning Officer）認識としては、再定住区の開発計画にかかる権限は弱く、現場レベルでの調整を行う組織であるのが現状。 		

- 郡レベルの計画（District Development Plan）について、最小計画単位として“Local Area Plan”がある。郡域内を構成する一地域に特化した計画となるが、郡レベル（District Council）で計画が困難な場合はDOR（州レベル、Principal Land Resettlement Officers）が支援する。
- メヘバには、UNHCR部局の計画担当がカオマ、ソルウェジに配置されているが、計画前段に必要な土壌調査の重要性を十分に認識していない状況にある。このため、再定住区内について各種土地利用・施設の計画に際し適地を割り当てる事が困難な状況にある。
- DORの主要な役割は、①土壌調査の実施、②社会経済調査の実施、となるが、予算・人員ほかキャパシティの面から社会調査については実施できていない（このため、既存インフラの情報の整理も含めUNHCRが実施してきた経緯がある）。土壌調査については農業研究所（ZARI）が調査実施を担う（予算はDOR負担）。
- 現状では、土壌調査において、低湿地部（dambo）、湛水する地域（water-logging）を除き、区画が開発に不適正として判断する事例は殆どない。“不適正”となった場合、当該区は開発利用から除外し（コミュニティのための放牧地等として利用）、申請者に対しては地区内、または最寄りの再定住区（他スキーム内）に代替地を与える。（例 メヘバより8~9km離れたルクル郡内に14,000haのドングエ再定住スキームあり。農地区画数は400、現在、10世帯が再定住し、6箇所井戸が存在する。）

・土壌調査等にかかる実施体制

- 土壌調査の実施に際しては、Land Evaluator、Soil Surveyor、Cartographer/GIS Technician、Technician等による調査チームが編成される。
- 区割り情報を統括するのはあくまでDOR本局（ルサカ）であるが、区割りにかかる詳細情報は、北西部州ソルウェジ（メヘバ区）、西部州モング（マユクワユクワ区）の各Principal Land Resettlement Officerが把握している。
- レイアウトプランの作成に関し、実際の区割り作業（demarcation）は、区画の境界杭を現地で設置し、その後地籍図を作成する。予算面での課題があるが（MoLNRの設定する測量費用が高い）、測量業務については本来、MoLNRにおいて実施されるべきである。
- UNHCRよりDORに対してArc GISデータ（シェープファイル形式：行政界・境界線、既存インフラ）の共有されている。詳細な引継は近く実施される予定だが、一部ファイルが開けない、属性情報等にアクセスできないなどの状況にあり、技術的支援を要する。（地区番の挿入されたレイアウトプランについては、AutoCADソフトで共有が可能な状況にある。）

・その他事項

- Ms. Mweeneのコメント：DORは、政府の体制の中で“administration office”として認識される。
- 実施におけるタイムフレームの重要性は理解できるが、基本的には再定住の完了期限は設けていない。DORとしては、必要なインフラの整備達成状況（例えば道路の総延長、井戸や保健施設の設置数）が一つの事業進捗の指標になると考えている。
- 現状として、DORとしてインフラの維持管理、関連する事業のモニタリング・評価については関与していない。
- 再定住スキームの現場からDOR本省へのコミュニケーションパス（報告等）は、Scheme Manager ⇒ Principal Land Resettlement Officer ⇒ DOR（ルサカ、Chief Planner、Director）となるが、UNDP監督の現場Scheme Coordinator（UNボランティア）についても報告をPrincipal Land Resettlement Officerに対して一元的に行っている。（DOR本省における情報の漏れを防止するため）

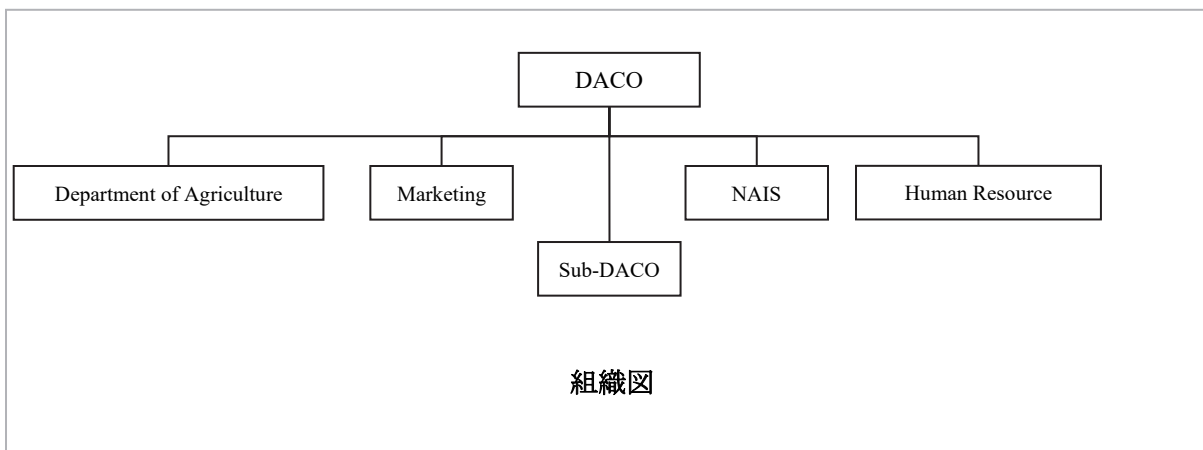
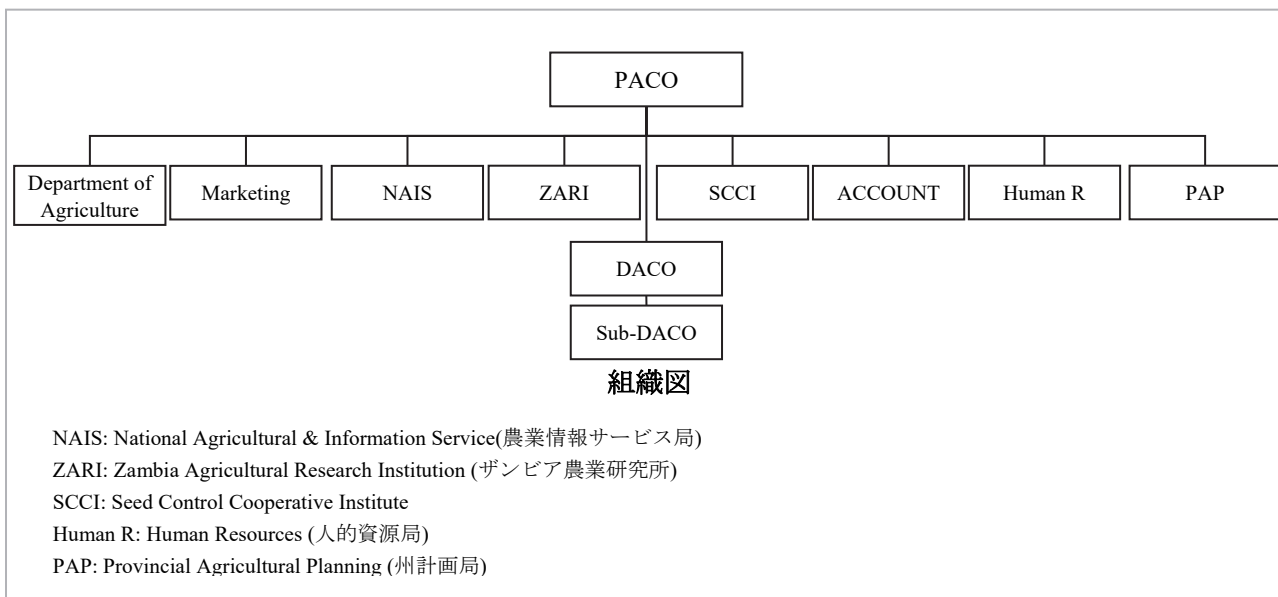
以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月16日
日時	2017年7月11日（木）16時00分～18時00分	
場所	UNHCR会議室	
出席者	UNHCR：Ms. Giulia Ricciarelli Ranawat (Senior Protection Officer) JICA：前川専門家、調査団：ポリー、大西	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査団現地入りにかかる挨拶 ・ JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ UNHCRについて元難民の法的在留資格にかかる確認（2回目の面談） 		
【主要確認内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ Displaced Persons and Border Communities（Project: P152821）の進捗概況 ➤ 基本的には、ルワンダ政府とUNHCRとの間の合意に基づき、2017年12月31日を以てルワンダの難民全員が難民地位を失うことになる。彼らは帰国するか、LIへの申請を行うべきか選択に迫られている。 ➤ 3週間前、ザンビア政府はルワンダ政府と公的支援の撤収にかかる条約に締結した。これは、ルワンダ政府が要求する場合、ザンビア政府が元難民と難民を返還することを義務づけることを意味する。 ➤ UNHCRは、ルワンダ人だけでなく、アンゴラ国とコンゴ民主共和国の元難民を合法化するために、PRカード（永住権）の発行に必要となる本国でのパスポート発行を申請要件から撤回するようザンビア政府に説得を試みている。現在、ザンビア政府側の反応を待っている。 ➤ いずれにしても、ルワンダ元難民は、2018年1月1日より、UNHCRの管轄外となる。一方、ルワンダ政府がアフリカ他地域にいるすべてのルワンダ難民を帰還させることは考えにくいと予察される。 ➤ 最近ザンビアに到着した現難民については、現地統合プログラム（DOR）の申請者になる資格があるかどうかを調査する必要があると考えている。現実的には、グループリーダーが申請を行わない姿勢をみせているため、ほとんどのルワンダ難民はLIプログラムに申請を行っていない。 ➤ いずれの場合も、今後、可能性のある動きとして以下の3つのシナリオが考えられる（あくまで面談者による個人的な分析）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 多数のルワンダ人が本国に帰ることを決め、元難民の数が大幅に減少する。 ➤ 帰国を恐れる多くのルワンダ人がLIプログラムを申請し、応募者の数が大幅に増える。 ➤ ルワンダ人は全く反応しない。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月12日
日時	2017年7月13日（木）9時00分～11時00分	
場所	副大統領府再定住局ソルウェジ事務所（DOR Solwezi Office）	
出席者	Principal Land Resettlement Officer, DOR, Mr. Chisanga（Tel 0979221095） JICA：前川専門家、調査団：佐藤、寺原、大西、ポリー	
入手データ	1) Resettlement Scheme Profile、2) Scheme Application Form	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのIL事業における支援計画（本件調査概要） ・副大統領府DORについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 郡の開発計画文書である郡開発計画（DDP: District Development Plan）・総合開発計画（IDP: Integrated Development Plan）については、MoLGのカルンビラ郡事務所に連絡する必要がある。Mr. Chisangaは上記計画文書のハードコピーのみを保管している。大規模な鉱山（企業）が2箇所存在する。銅・金・コバルトを産出するルムワナ鉱山会社（Lumawna Mining Co., Ltd.）（所有はバリック・ゴールド社（Barrick Gold Corp.））と銅及びニッケルを産出するカルンビラ（“センチネル”）鉱山（Kalumbila（“Sentinel”）Mines、所有はファースト・クオンタム・ミネラル社（First Quantum Minerals Ltd.））である。 ➤ Block FとBlock G及びHについて土地（プロット）配分が行われている。 ➤ DORの組織体制について： <ul style="list-style-type: none"> ① Principal Land Resettlement Officer（Mr. Chisanga）の下に、 ② タイピスト（1名） ③ スキームマネジャー（2名） Mr. Robinson Kalandania（Tel 0977834652）： <ul style="list-style-type: none"> North-Western Provinceに存在する9箇所の再定住スキームを担当 Mr. Chimuka（Tel 0976666747）：UNDPが雇用、メヘバのLISキームを担当 ④ 技術責任者（1名） Mr. Sakapaji（Tel 0977519988） ⑤ その他：書記官、警備員、修理士、運転手、オフィスオーダー（雑役）各1名 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通常、各スキームには、各省庁（保健、教育、コミュニティ開発・社会サービス、農業）のコーディネーターが配属される。彼らは何れも各関連省庁の職員として給与を支払われている。 ➤ 予算については、州土地再定住主任がDOR本部（ルサカ）に年間単位で予算要求を行う。予算承認後は、ソルウェジ州事務所に対して定期的な予算申請を行う。 ➤ 時期によっては、地方政府（Local Government）の資金不足が影響してDOR関連事業が延期されることもある。何れにしても、DORはルサカ本局に対して直接的な予算アクセスを有さない。 ➤ メヘバにおいて、農民組合のメンバーである農家に対して肥料の投入供給支援等を行う農業投入財補助プログラム（FISP：Farmer Input Support Program）が実施されている。基本的に、選定された農家世帯が400クワチャを支払い、政府が1,700クワチャを助成する補助金事業となる。詳細は州農業調整事務所（PACO: Provincial Agricultural Coordination Office）が詳しい。 ➤ 調達及び入札を実施するプロジェクトの場合、ソルウェジ州事務所の調達部門が全ての入札書類について管理監督を行っている。Mr. Chisangaは、その立場からプロジェクト内容に応じて、特定の参画者に入札プロセスへの参加を呼び掛ける。例えば、ある計画に基づいて学校の建設を行う場合、現場調査に同行し、計画・実施の各段階で検査を行い、教育省（MoGE）に対してサイト・施設の引き渡しを行う。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月16日
日時	2017年7月13日（木）11時40分～12時10分	
場所	Provincial Office of Ministry of Community Development and Social Services (MoCDSS)	
出席者	MoCDSS：Ms. Elma Siamuzwe (Provincial Administration Officer、新任) JICA：前川専門家、 調査団：佐藤、寺原、大西、ポリー	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・MoCDSSのメヘバ（再定住スキーム）における活動の把握 		
<p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ms. Siamuzwe ➤ 当省庁は、難民居住区と再定住スキームで生活する人々の社会福祉に関わる重要なパートナーとなる。現場には主任を含めた9人の職員がおり、以下分野のプログラムを監督している。 ➤ 脆弱なグループと脆弱ではないグループへのシェルターの供給 ➤ UN-Habitat/Habitat for Humanityと協力、新規の再定住区について参加型アプローチを活用して、新規の定住者に対してシェルターを提供する ➤ 人間のエンパワーメント ➤ 女性のエンパワーメント・グループと協力し、村落内のクレジットシステム（農村における小規模金融）を通じて家計経済を強化、食料の確保にもつなげる。 ➤ 保健情報センターの創設により、虐待された人々（男性と女性）に暫時での非難場所を提供するシェルターを設置、支援を行う。 ➤ 同伴なしの子供（孤児または放棄された子供）に対する支援の提供。現在、5歳～20歳までの26人の子供たちに「Safe Haven」という施設名でセンターを建設した。 ➤ 成人識字プログラム ➤ 成人に対する識字教訓を提供するため、研修員養成のための訓練を提供する。 ➤ 養成ツール（教科書）の印刷経費については、鉦山会社をスポンサーとして賄っている。 ➤ 脆弱な若者のための技能訓練と能力開発 ➤ 電気（技能）及び農業訓練、家政・家計管理にかかる基礎的な訓練を提供する。 ➤ 訓練施設が不足しており、多くのトレーニングプログラムは未だ実施に至っておらず、限定的な状況にある。 ➤ 予算・組織に関して資料の共有は可能。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月15日
日時	2017年7月13日（木）14時00分～16時30分	
場所	Provincial Agricultural Coordination Office	
出席者	Mr. Derrick Simukanzye (PACO: Provincial Agricultural Coordinator) 調査団：佐藤、大西	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・PACOの活動把握 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制； <ul style="list-style-type: none"> ➤ MoAの実施体制として、州レベル、郡レベル及びSub-District Levelの3つのレベルにそれぞれ人員が配置されている。それぞれのレベルで下記のような組織から構成されている。（次頁の組織図参照） ➤ 主に普及を目的とし、州内をBlockに分け、さらにBlock内はCampで分割されている。当州では、約40のBlockに分けられ、さらに約200のCampに分けられている。 ➤ 現在12名の普及員（Extension Officer）が配置されている。 ・対象地区について： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 難民居住区及び再定住区は、近隣の3人のチーフから譲渡された土地である。 ➤ 上記に隣接する近隣の地区はランドタイトルは与えられていない。 ・農業活動の支援内容： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨期が9月から5月と長く、国内では降雨量（1200mm程度）が多い地域である。 ➤ Star Up Package：農業を始めるにあたって、種子、肥料を提供している。 ➤ 支援の対象として、養豚、養殖、大豆栽培、サツマイモ栽培、米栽培に対する普及活動を実施している。 ➤ 地区内の生産物は、州内(主にソルウェジ)であるが、近隣に鉱山がありそこが市場として大きい。 ➤ PACOとしては、再定住区の開発を考えた時には近隣の地域を含むことが重要となり、その場合東西に10km程度、南側に20km程度が対象となると考えている。 		
【その他共有事項・今後の計画等】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 組織図及び人員配置を要確認： 		
		以上



打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月17日
日時	2017年7月13日（木）15時30分～17時00分	
場所	Provincial Planner Office Northwestern Province (Solwezi)	
出席者	Mr. Raymond Lukomona, Provincial Planner(PP) JICA：前川専門家、 調査団：佐藤、大西、ポリー、寺原	
入手データ	同Officeの組織図(手描き)	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・同室の事業概要把握 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ Mr. Lukomona <ul style="list-style-type: none"> ➤ 州のスタッフではあるが、MoLGから給与をもらっている。前職は、中央州のPPで、2016年12月に着任。したがって、MoLGのPhysical Planning局と、州知事の両方が上部になる。下部機関として、District Planning Officeがある。 ➤ PPA(Provincial Planning Authority)の事務局(Secretary)をつとめている。PPAは、委員会(Committee)形式の組織で、委員は大臣に指名される。その構成は、13人で、内5人は、弁護士や法律関係者、公衆衛生関係者、測量士、計画家、土木技師などの有識者、2人は伝統的首長代表、2人はNGOなど市民社会、2人は産業界、2人はその他から選ぶことになっている。しかしいくつかは埋まっておらず、今月末までに指名が終わる予定である。 ➤ PPAの委員長は以前は州知事(Permanent Secretary)がつとめていたが、現在は州政府の外の人がつとめる。 ➤ カルンビラ郡開発計画（DDP: District Development Plan）は、第6次国家開発計画に準じたものはあったが、第7次に対応したものはない（施設計画に相当する）同郡総合開発計画(Integrated Development Plan, IDP)もない。州内の他の4郡にIDPがある。 ➤ 再定住区の区割りについて、DORと測量局と協働している。実際の区割りはDOR担当。まず、PPAが計画を用意して郡が対象地区でコンサルテーションを行う。その後、PPAで承認する。 ➤ 郡より小さい区域(都市部など)を対象に、Local Area Plan(LAP)を作成している。これを郡に提出し、確認してから、PPAで承認している。現在三つのLAPがある。これは土地利用分類（用途地域）を含んでおり、これに基づき、PPAから建築許可(Building Permit)が発行される。シティカウンシルやミュニシパルカウンシルのあるところでは、そこから建築許可が出る。PPAが昨年発行した建築許可は113件である。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月17日
日時	2017年7月13日（木）17時00分～18時00分	
場所	Provincial Planner Office Northwestern Province (Solwezi)	
出席者	Mr. Willard Siampondo, Kalumbila District Planning Officer Mr. Njovu Sangu, Kalumbila Town Planner JICA：前川専門家 調査団：佐藤、大西、ポリー、寺原	
入手データ	Town Councilの組織図（手描き）	
【打合せの目的】 ・本調査の趣旨説明 ・同郡政府の事業概要把握		
【協議内容】 ▶ 郡(District)の行政体の名称はTown Councilである。メヘバコムワジマンベ区にカルンビラ郡である。同郡は、旧ソルウェジ郡の3つの選挙区(Consituency)のうちの1つだったが、新たに郡として設置された。 ▶ 郡はカウンシルが最高機関で、Secretaryが行政の実質トップである。二人とも国から派遣されている国家公務員。郡政府は、出来たばかりであり、80ポストのうち16しか埋まっていない。(注:他にDistrict Commissioner という国からの指名ポストがあり、国の行政を郡で見ている。) ▶ 郡開発計画(DDP)も総合開発計画(IDP)もできていない。 ▶ DDPの進捗:2016年より、プランナーが配置され、作業中。来週火曜日(18日)には、状況分析が完成する。3か月以内に完成する予定で、評議会に諮って最終化する。IDPの進捗は遅く、政府やNGOやProvincial Planning Authority(PPA)等に支援を要請している。今の予定では1年半以内の完成を予定している。 ▶ メヘバの地域統合(LI)地区の事業反映には、区開発委員会(Ward Dev. Committee)を通じている。郡には10の区、5つのWDCがあり、ボトムアップにより計画策定を行っている。 ▶ 主な開発の課題としては、道路、水が大問題である。LI内の事業については、ドナーや国から、移管されたばかりであり、良くわからない。 ▶ 井戸の現状調査をWater Coordinatorが実施しており、月末にも結果がわかる。		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月15日
日時	2017年7月14日（金）10時30分～12時00分	
場所	DOR Office (Meheba Resettlement Scheme)	
出席者	Mr. Daniel (DACO: District Agricultural Coordinator) Ms. Millium (Ministry of Community) 調査団：佐藤、大西、寺原、ポリー	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査の趣旨説明 ・ DACOの活動把握 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在対象地域には、DACOのもと10名の普及員（Extension Officer）が配置されている。 ・ 対象地域の農業： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象地域の農業は、雨期作の穀物（主にメイズ）に加えて水源が確保できる地域では野菜（3期作）及び稲作が行われている。 ➢ 生産物の市場として、地域内、ソルウェジ及び鉱山会社がある。 ・ 対象地域での活動内容： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区内の幹線道は、今年6月にZNS（Zambia National Service: 軍関係機関）によって改修工事が行われた。（World Refugee Daysに大統領が現地を訪れる予定に併せて整備された。） ➢ 初期の投入として、メイズ栽培用に種子及び肥料が0.5haの栽培面積に対して配布された。野菜栽培に対しては、255K/1年がUNHCRによって提供されている。 ➢ これとは別に、ザンビア政府によってE Voucher Ststemが実施されている（Farm Input Support Programme：FISP）。このシステムは、農民が400Kを政府が1700Kを負担する（補助金）と、農民が2100K分の農業用資機材を購入できるシステムで、パイロット的に全国で実施（2015年より実施）されている。なお、このシステムは3年間継続して活用出来る。 		
【その他共有事項・今後の計画等】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織図及び人員配置を要確認 		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月20日
日時	2017年7月17日（月）08時15分～09時30分	
場所	CHIKO INN（ソルウェジ市内） ※AAR現事務所所在（8月にメヘバのBlock Dに事務所兼宿舎を新設、移転予定）	
出席者	難民を助ける会（AAR）：直江氏、栗野氏 JICA：前川専門家、調査団：佐藤、寺原、ポリー、大西	
入手データ	・メヘバ再定住スキームに関わる各種団体・政府関連機関等のコンタクトリスト	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・調査団現地入りにかかる挨拶 ・JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・AARについて実施事業の確認及び周辺情報の共有 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・AARの活動概況 ➤ 事前調査に基づき、実施中の事業については、給水＝水の確保、給水施設設置後のオペレーション・メンテナンス（O&M）を重視している（期間は2年間）。井戸の建設は行わない。AARは2014年よりメヘバにおいて活動を行っている。 ➤ 難民居住区では水道局が給水施設の維持管理を一手に担っているが、AARとしては、再定住地区では、周辺地域に暮らすほかのザンビア人コミュニティ同様に、コミュニティ自身でO&Mを行っていく必要があるものと認識している。しかし、元難民たちは自分達で維持管理運営を行うことの必要性について十分に認識するに至っておらず、意識の転換が必要。 ➤ AARの事業を水管理に特化するつもりはない。他方、AARメンバーにも任期がある。目標としては、上記、コミュニティによる給水施設の維持管理にかかるモデルを通じて、住民間の結びつきを形成していくことを考えている。 ➤ 成果としては、受益者が井戸の水質を維持し、維持管理運営を実施していくことが期待されるが、最終的には社会関係資本（social capital）の向上を目指す。 ➤ 維持管理費の徴収、住民委員会の設置（O&M、水衛生にかかる研修を含む）、O&M用の工具と自転車の供与を行っている。地域のポンプ監督者（Area Pump Manager）の養成も行っている。 ➤ 井戸（50基以上）の分布状況については、現状より住民人口の集中域に井戸が集まっていると考えられ、井戸の配置が適切になされているとは言い難い。 ➤ 維持管理費用は、ポンプ付き井戸の主要な部品（5点）についての更新費用（2～3年）、サービスプロバイダーに支払う交通費（ソルウェジ⇄メヘバ往復分）、ポンプ監督者（Area Pump Manager）に対する謝礼金の合計金額と維持管理グループのメンバー数から負担額を割り出し、月10 ZMW/人と推算している。 ➤ メヘバ地区内に存在する井戸について、概ね基底水位（地下水位）は安定しているものの、アウトプットとして不安定な供給水量、不良な原水質（Fe成分の溶出など）に問題があると観ている。また、施工（鉄管のシーリングが不十分で損失、物質の吸い上げ）に原因があるのではないかと考えている。 ➤ メヘバ地区では現在、UNICEFが新設井戸、パイプラインの設置を計画している。井戸の設置位置については、水道局の情報に基づいて計画している。（一方、水道局自身は十分に地区内の井戸にかかる位置情報等を把握しておらず現実の分布との間にギャップがある。AutoCADで作成された図面を水道局職員が保管している。） ➤ 国際NGOであるiDE、CARITASがこれまでに支援を行ってきた既存の住民グループにテコ入れし、この中に給水施設の維持管理について役割を付与、またはグループの体制を強化することも考えられるが、何れのアプローチがより良いのか、基礎情報として各種グループのプロファイル（構成、人数、）を確認中である。 		

- 地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト（The Project for Support in National Roll-out of Sustainable Operation and Maintenance Programme、SOMAP）で構築されたSOMAPアプローチは、ザンビアの一般農村社会においてコミュニティが自ら井戸のO&Mを実施していくためのモデル（ユーザー負担を原則とする）となる。然るに、現地統合サイトについても適用していくことが理想とも考えられる。“モデル”を完全に踏襲、実践できないにしても、自分達で井戸の維持管理費用を負担していくための「流れ」をつくることが先ずは重要。
- 国際NGO・CARITAS（フェーズは終了）は、AARによる活動の継続に期待を寄せているが、AARとしてそのような計画は今のところない。
- 国際NGO・iDEは、灌漑用に浅井戸の設置と各種ポンプ（足踏みポンプ、ウォッシュャ・ポンプ、ソーラーポンプ）の供与を行ってきた。農業用として水質検査は行っていない。

・生計活動にかかる課題（所感）

- 内需が不十分（地区内で“経済”が回っていない。また、若年層については、基本的な職能スキルを身に付けたとしてもビジネス機会がなく、就労機会がない。若年層のなかにはソルウェジ市内にある職業訓練校Solwezi Tradesを修了した者もいる。）
- 交通、移動手段があまりにも少なく、人とモノの移動サイクルが確保できない。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月18日
日時	2017年7月17日（月）10時30分～11時30分	
場所	カナダの資源採掘会社バリック・ゴールド社（Barrick Gold Corp.）が保有するルムワナ鉱山会社（Lumwana Mining Co., Ltd.）	
出席者	Mr. Christopher Mukala (Sustainability Manager) Mr. Stephen Lukanga (Community Relations Coordinator) JICA：前川専門家、 調査団：佐藤、寺原、大西、ポリー	
入手データ	Economic Contributions Report 2016	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・近辺鉱山会社の経済・社会開発活動の把握 ・生計向上案計における連携可能性の検討 		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ルムワナ鉱山は、2008年に開坑され、2011年にバリック・ゴールド社が買収した。鉱山の譲与期間は37年で延長可能だが、銅市場価格により変更される可能性がある。鉱山の総面積は36,000haであり、採掘権付与範囲にはメヘバ再定住区北部の一部が含まれている。同鉱山では、請負業者を含む合計3,700人の従業員が働いている。 ➤ ルムワナ鉱山の持続的開発部門（sustainable section）には、保健、教育、水などの専門家を含めて14人のスタッフが在籍している。 ➤ ルムワナ鉱山会社は、鉱山開発がホストコミュニティの社会経済状況に裨益することを目指し、3人の伝統的首長と以下の方針を合意した。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地元住民の雇用 2. 地元の請負業者による調達 3. ルムワナ開発トラスト基金（LDTF: Lumwana Development Trust Fund）を創設し、地域の発展に積極的に関与し、鉱山開発による利益の一部をこのLDTFに寄付する。社会保障、文化遺産、社会的影響などの問題について議論するため、伝統的首長と年次会合を開催する。 ➤ 持続的開発部門は、地域開発の資金調達のために他の機関からの資金も集めている。例えば、フィンランド政府と共同で資金を調達している「ルムワナ・メマ・トラスト」プロジェクトでは、ソーラーパネルで揚水した水を飲料水として手頃な価格（20L 当たり15ングェー＝0.15クワチャ）でホストコミュニティに販売している。また、管理委員会によって収集された資金は、揚水設備の整備に再投資される。 ➤ ホストコミュニティの住民が鉱業以外の収入源も確保できるよう、ルムワナ鉱山会社はアグロビジネスの普及支援を行っている。バナナやスパイスなど、市場価値が高いもののこれまで輸入のみに頼ってきた作物を地元の農家に生産するように促している。他にも、北西部州は当該地区に限らずビジネスを展開する潜在的可能性が大きい。北西部州の人口の増加は劇的であり、特に東ルムワナでは、人口が1万人から8万人に増加している。また、ルムワナ鉱山会社はマラリア・HIV予防、衛生サービスの提供などに関して保健当局と協力している。教育分野では、毎年100名の10年生（日本の高校1年生に当たる）と10名の大学生に対して年間奨学金を提供している。 ➤ 現在、ルムワナ鉱山会社は元難民を雇用せず、ザンビア人を優先して雇用している。同社は、伝統的首長から村人の技能が登録された雇用記録の提供を受けており、従業員を雇用する際にはこのリストを参照している。元難民であっても、リストに登録された場合、雇用の機会を得られる。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月18日									
日時	2017年7月18日（火）9時20分～11時00分										
場所	ザンビア商工会議所（ZACCI：Zambia Chamber of Commerce and Industry）事務所										
出席者	Ms. Makondo Manbwe 調査団：佐藤、ポリー										
【打合せの目的】											
<ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・ZACCIの活動把握 											
【協議内容】											
下記事項の情報収集を目的としたが、打合せの内容は地域の概要、Ms. Makondoのこれまでの活動内容が主となった。											
【依頼事項】											
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建設業者及び農業関連の登録業者の情報を依頼。 											
【各郡の特徴（ソルウェジ州）及び概要】											
<ul style="list-style-type: none"> ➤ カセンパ郡：主要農産物はメイズ。多くの農民はルサカから入植している。 ➤ ムフンブエ郡：主要生産物は落花生及び木材。 ➤ ザンベジ郡：主要生産物はコメ及びニンジン。 ➤ カルンビラ郡：2009年から2014年にかけて、ルムワナ鉱山会社は約8haの農場を鉱山敷地内に所有していた。概要は以下の通り。 											
<ul style="list-style-type: none"> ・ルムワナ鉱山会社は、民間企業のルアカ農場（Luaka Farm）との間に覚書を結び、農産物の販売先、運搬用の車両の貸与等の協力を得ていた。農民に対しては普及員による営農指導以外にも、ルアカ農場がトレーニングを実施。 											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">ルムワナ 鉱山</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">覚書を結ぶ。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">ルアカ農場</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> <td style="padding: 5px;">民間企業 共同集出荷の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">協同組合</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">農民に対する普及員による営農指導</td> </tr> </table>			ルムワナ 鉱山	↓	覚書を結ぶ。	ルアカ農場	↓	民間企業 共同集出荷の実施	協同組合		農民に対する普及員による営農指導
ルムワナ 鉱山	↓	覚書を結ぶ。									
ルアカ農場	↓	民間企業 共同集出荷の実施									
協同組合		農民に対する普及員による営農指導									
<p>なお、2015年にルムワナ鉱山内での圃場の運営が出来なくなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルムワナ鉱山会社は、カルンビラ鉱山でも基金を設けてコミュニティに対する支援を行っている。主な支援内容は農業や養鶏である。また、農地を保有していないなどの理由で農業で生計を立てることができない人々には、ごみの収集や事務所内の清掃などの仕事を与えている。 ➤ メヘバ地域：主にアンゴラ人による農業が盛んな地域。主な農作物はサツマイモ及びキャベツであり、仲介業者のプレミアコン・スターチ社（Premiercon Starch Co., Ltd.）によって近隣の鉱山にこれらの作物が供給されている。 ➤ ザンビア商工会議所（ZACCI）への業者登録：現在300から400社が登録している。ZACCIは全国に展開（各郡に事務所が設置されている）しており、データベースも整理されている。 ➤ アフリカ開発銀行（AfDB）による道路整備： <ul style="list-style-type: none"> ・ロビト回廊：アンゴラの紛争発生以前、北西部州で産出された銅はアンゴラのロビト港から輸出されていた。現在AfDBによってザンビアーコンゴ民ーアンゴラ（ロビト港）を結ぶ回廊開発が計画されている（一部実施済み（Zinbweロード）。要確認）。今回廊が整備されると、コンゴ民及びアンゴラへの農産物の販路が確保され、北西部州からの輸出が拡大すると期待されている。 ➤ 土壌調査について：ルムワナ鉱山において土壌調査が実施されている（担当Mr. Christopher Mukala）。 											

- ATS（ルムワナ銅山でケーターリングサービスを提供している外食産業企業）：ATSが購入する農産物は、キャベツ、レタス、タマネギ、トマト、ニンニク、パプリカ、ニンジン、キュウリ、ブロッコリー、ナス、トウガラシ、オクラ等、多岐に渡っている。当該地域で入手できない農産物（レタス、パプリカ等）はルサカ等から移入されている。
- フレカ鉱業建設会社（Freca Mining Construction Company）が、ムウィニルンガ・ジンベ・ロード（Mwinilunga-Jimbe Road）を建設中。契約額は1億米ドルで、発注者はザンビア政府。2016年1月から18カ月以内に完了する予定。北西部州のムウィニルンガ郡とアンゴラのジンベを結ぶ道路は農業活動に大きなインパクトを与えると期待されている。
フレカ担当者 = Mr. KASONGO 電話番号：0966429410

【北西部州の各種業者について】

- 建設業者（土木、建築）、井戸掘り業者、農作物の加工業者等、一連の業者の情報は後日入手予定。製粉所（Milling Company）の名称は下記の通り
 - ・ブトゥエ製粉所（Butwe Milling Company）
 - ・ソルウェジ製粉所（Solwezi Milling Company）

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月25日
日時	2017年7月18日（火）14時30分～15時00分	
場所	カルンビラ郡保健事務所（DHO: District Health Office）	
出席者	Dr. Mando Phiri（District Health Director） 調査団：佐藤、寺原、ポリー	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・カルンビラ郡保健セクターの活動把握 		
【概要】		
<ul style="list-style-type: none"> - カルンビラ郡保健事務所（DHO）は6ヶ月前に設立され、行政職員は8名、一般職員は2名。 - カルンビラ郡には42の保健センターがあり、その内ヘルスポストが7箇所、地区診療所（zonal clinics）が3箇所、105床を備える郡病院が1箇所ある。 - 通常、患者は診療所→地区診療所 →ヘルスポスト →郡病院の順に紹介される。 - メヘバの場合、それぞれのブロックの診療所→メヘバAの地区診療所→カルンビラ郡病院といったリファラル・システムが構築されている。 - DHOは州保健事務所（PHO: Provincial Health Office）に活動内容等を報告する。 - 予算管理に関しては、まずDHOがPHOに年次予算計画を提出し、PHOは州内のDHOから提出された年次予算計画を纏めてPHO年次予算要請として中央レベルの保健省に提出する。 - 州レベルの保健分野の予算は大きく2つに分類することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 各DHOの年間運用コストを含む通常のランニングコスト 2. 修繕工事や新設工事を含む特別インフラ費用は、年次予算計画ではなく、州全体の開発計画に盛り込む。 - カルンビラ郡保健開発計画は8月に確定する。承認のため、PHOに提出する必要がある。 - <u>メヘバにおける国際機関による支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカは、米国大統領エイズ救済緊急計画（PEPFAR: United States President's Emergency Plan for AIDS Relief）の一環として、2009年より保健省と協力して難民・元難民がHIV /エイズ予防サービスにアクセスできるように支援している。本プログラムには検査、安全な医学的男性割礼、及び母子感染予防が含まれており、また、医療スタッフの訓練、テストキットの支給、コンピュータ機器などの技術サポートの提供を行っている。抗レトロウイルス治療（ART）は保健省によって提供されている。 ・Refugee Alliance（ノルウェー支援NGO）は、ブロックGで、「Hope Clinic」という診療所を運営している。裨益者数は約522人、スタッフが効率的な支援活動を展開しており、他のブロックからも多くの患者を引き付けている。保健省はこの診療所にスタッフを配置し、施工後に診療所を管理する役割を担っている。 - 来週カルンビラ保健セクターに関する書類を入手予定。 		
【その他共有事項・今後の計画等】		
7月28日入手データ: Kulumbila District Health Overview and Needs, Kalumbila Health Accessibility Profile Tool		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月21日
日時	2017年7月19日（木）14時00分～15時00分	
場所	メヘバ再定住区ブロックD内のオフィス	
出席者	Mr. Paul Mulka (Field Coordinator of Refugee Area, Ministry of Water Development, Sanitation and Environmental Protection) 0972-27-9113 調査団：佐藤、寺原、井上	
【打合せの目的】		
・メヘバ難民居住区内での活動内容等の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ フィールド調整官（Field Coordinator）とは、難民居住区内の水道（井戸）供給に関わる、難民対応のための特別な役職であり、州の水道技師の下で働く。活動資金はUNHCRから拠出されている（8年間）。 ➤ 難民居住区内の生活用水（農業用水は別途）の供給は井戸（well）若しくはボアホールで行われている。150人あたり1箇所の井戸、250人あたり1箇所のボアホールで計画している。井戸とボアホールの違いは水源の深さで、井戸は深度10m程度まで、ボアホールは70m程度までの深度に対応している。 ➤ 井戸の設置基準は、難民居住区内では住民が居住している場所から200m範囲内、再定住区内（Local Integration area）では同じく1000m内となっている。井戸の設計は、難民居住区では国連の標準仕様に、再定住区ではザンビアの標準仕様を基準としているが、この基準が厳密に守られているわけではない。 ➤ 設置したボアホールと井戸の位置はGPSの座標で管理し、州事務所のマルマ氏(0977441232)に提出しているため、そちらに問い合わせしてほしい。 ➤ iDEが設置を進めてきた農業用の浅井戸（Shallow well）については関知していない。これらの浅井戸は深さ10mまでのはずであるが、実際には15mもある場合がある。生活用水のため地下水の水利権を設定しようと協議している。無作為に農業用水確保のための井戸等を掘られると生活用水のために設置した井戸等が枯れてしまう恐れがあるためである。水利権を設定すれば、井戸等の設置を管理できる。 ➤ 再定住区の井戸等の設置については、財源が確保され次第実施している。鉱山事業に関連して設置される場合もある。 ➤ 水質試験については、難民居住区内は月に一度、WHOの水質基準に従っている。鉄分の問題はあるが、必要に応じてフィルター交換をしている。また、塩素投入も適宜行っている。再定住地区は必要に応じて実施している。 ➤ 維持管理は、一部を難民（元難民含む）に実施させている。各水源にはポンプ修理工（APM: Area Pump Mender）がいて、維持管理及び部品交換を行っている。部品は、ゴム、チェーン、ベアリングなど、大量にストックを購入・保管している。UNHCRのプロジェクトの一環として、APM間の互助体制構築支援、井戸等施設及び水質の管理の必要性に関する住民向けの説明会の実施がある。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月22日
日時	2017年7月20日（木）15時30分～16時30分	
場所	北西部州行政府内事務室	
出席者	Mr. Paul Lusaka (Provincial Building Engineer、住宅・インフラ開発省 (MoHID: Ministry of Housing and Infrastructure Development)) 0966-572824 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・建築技師 (Mr. Lusaka) の役割等の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅・インフラ開発省 (MoHID) は、道路、水路、空港、建築物など、全てのインフラを担当しており、建築技師 (Provincial Building Engineer) はその内建築物の担当である。 ➤ 総合開発計画 (IDP: Integrated Development Plan※) における土地利用計画に基づき、公共建築の計画管理、調達、施工管理を行う。MoHIDは建物の建設までを担当し、維持管理は労使調達省 (Ministry of Works and Supply) や郡行政が担当する。 カルンピラ郡にあるルムワナ郡病院の場合、保健省の予算をMoHIDが執行する。病院の建設に係る標準設計があり、それに基づいて実際の設計を行う。どこに何を造るかは、本省 (MoHID と MoH) が決定する。 ➤ 郡行政では、郡作業監督官 (District Works Supervisor) が工事管理を担当。 ➤ 国家開発計画 (National Development Plan) の添付資料にすべての公共事業プロジェクトが載っており、そこから適宜優先付け、予算措置を行う。現在、3年ごとのローリングプラン (3年ごとに見直し、修正する事業計画) を作っている。 ➤ ただし、現況土地利用計画、標準図面、添付資料のいずれも手元になく、提供できない。 ※総合開発計画 (IDP) とは、5年毎に用意が必要となる地域開発計画 (州は対象とならない。2つのDistrictが作成する場合もある。) で10年間の開発計画である。DDPよりも詳細にプロジェクト計画 (位置図、路線図等) が記載されている。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月22日
日時	2017年7月21日（金）10時00分～11時00分	
場所	北西部州行政府（North-Western Provincial Administration）ビル内執務室	
出席者	Mr. Whiteson Simbeya（Provincial Engineer、地方自治省（MoLG: Ministry of Local Government））0977-925-312 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・地方自治省（MoLG）の技師の州行政における役割等の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技師（Provincial Engineer）は道路や水供給を担当している。 ➤ 道路に関しては、幹線道路をRDA（道路開発庁、Road Development Agency、住宅・インフラ開発省傘下）、その他の道路（フィーダー道路、タウンシップ道路（Township））をMoLGが担当。ただし、現在、省庁再編の過渡期にあり、明確に担当が分かれているわけではない。RDAとは別に地方道路局（LRA: Local Road Authority※）があり、MoLG北西部州事務所ではMoLGや地方行政との調整が主要な業務である。 ➤ 地方行政（主に郡行政）が計画に基づき道路整備の優先順位をつける。予算作成手順は、郡の道路整備計画を州事務所（MoLG出先機関）が本省に提出し、本省が財務省へ概算要求を行う、という流れになっている。 ➤ 工事発注の区分けは、工事金額500,000クワチャ以上の案件が州行政、それ以下は郡行政の管轄となっている。発注額の大きい案件のなかには中央省庁による発注のものもある。 ➤ 直営工事（公務員による工事）はなく、すべて外注による ➤ メヘバで実施されている再定住スキームの調整機能ミーティング等に参加したことはないが、要請を受ければ参加する。 ➤ 予算確保のために概算工事費を算出する際の㎡当たりの単価等の資料はあるが、2010年ものであり古い。クワチャの為替価値が安定していないので、最新の資料は本省（ルサカ）で確認できる。 ➤ 井戸建設の単価は、地質や深さにもよるが、井戸（Borehole）1箇所当たり45,000クワチャ程度。 		
※各地方行政に設置されている組織なのか、また実態は確認できず。		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月22日
日時	2017年7月21日（金）11時30分～13時00分	
場所	道路開発庁地方事務所（Regional Office of Road Development Agency）	
出席者	Mr. Manda Ndabane (Regional Manager, RDA) 0965-759-025 調査団：寺原、井上	
入手データ	橋梁設計基準（ORN 09_Design Manual for Small Bridges） 北西部州の整備済道路網 州内道路インベントリー	
【打合せの目的】		
・ RDAの役割等の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ロビト回廊計画（アンゴラのロビト港へ繋がる道路）の状況：ムウィニルンガ・ジンベ間は、2018年完成の予定で建設が進行中。 ➤ 省庁再編の結果、道路開発庁（RDA）は住宅・インフラ開発省（MoHID）の傘下となっている。（以前は労使調達省の傘下） ➤ 道路区分としては、上位からT（トランク道路）、M（メイン道路）、D（ディストリクト道路）、Rd（フィーダー道路）、U（アーバン道路）があり、RDAが担当する区分はT、M、Dが基本。Rd及びUは地方道路局（Local Road Authorities）が担当する。ただし、RDAがRd及びUを間接的に支援する場合もある。（注：ディストリクト道路であっても郡行政は関与しない。） ➤ 全ての道路建設の資金は財務省により予算化されたのち、MoHIDの予算となり、RDAに配分される。財源は道路財源局（NRFA: National Road Fund Agency）がガソリン税及び通行料金として徴収した資金により担保される。 ➤ 州内での調整機能として、開発委員会ミーティング（Development Committee Meeting）がある。整備が必要とされる路線について、五カ年計画及び年間計画を各郡より収集し、前出のミーティングにより優先順位を調整・決定し、RDAの本部に提出。その後、RDA本部により選別され、各省庁との調整の末、各年度における採択路線が通知される。最新の第7次国家開発計画の添付資料に整備予定の路線についてのリストが掲載されている。州の開発計画については、この添付資料を参照すること。（第7次国家開発計画に路線の詳細は記載されていない。）（注ルサカの国家開発計画省及びRDAにて確認する必要がある。） ➤ 工事発注について、州行政の関わりとしては、日常的なメンテナンス（穴補修、ペイント程度）は入札図書等の一式をRDAの州事務所で用意し、RDA本部で入札及び契約を結ぶ。入札に参加するのは地元の施工業者である。国家建設評議会（NCC）が定める評価システムのランクが5か6の業者が担当可能（詳細は後述）。上記のメンテナンス以上（定期補修作業：オーバーレイなど）の工事は入札図書の準備から入札及び契約までをRDA本部が対応する。地元適切な施工業者がない。 ➤ 案件採択のため算出する概算工事費などや図面については、コンサルタント契約によるコンサルタントが用意する。案件採択後の設計、数量計算、事業費算出もコンサルタントが実施する。州のRDAは、工事進捗のモニタリングや現場管理が主な活動内容となる。 ➤ 橋梁工事では、6~7mであれば、直営工事で実施することもあり、安価にできる。 ➤ ザンビアの道路設計基準は南部アフリカ運輸通信委員会（SATCC※）の指針を基本としている。また橋梁については、英国基準（BS. Overseas Road Note 9. 資料入手）となる。標準図や単位㎡当たりの概算工事費に関する資料はRDA本部（ルサカ）にある。 ➤ ザンビアでは施工会社の評価システムを導入している。カテゴリー（分野）が分かれており、そのカテゴリー毎にランク付けされる。ランク1が最高で、ランク6が最低。メンテナンス以外の工事発注は、ランク4以上の施工会社が対象となる。施工会社のカテゴリー分け及びランク付けについては国家建設評議会（NCC: National Council for Constructio）が管理している。（※ 		

次項の国家建設評議会との面談メモも参照)

- 北西部州内ではランク2にされている施工会社が1社あるが、他はランク5若しくは6。ソルウェジ郡には鉱山関係の施工業者が多い。公共事業と比べて鉱山での工事は受注額が高いため、鉱山内で工事の発注が多い場合、施工業者は公共工事の入札には参加しない。

※SATCC (Southern African Transport and Communications Commission) : 効率的かつ持続的な運輸・通信システムの構築、施設の維持管理を目的としている。プロジェクトの一つとしてロビト港における運輸システム構築の技術支援を行っている。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月22日
日時	2017年7月21日（金）14時00分～14時30分	
場所	Chiko Inn入口のOffice Complex Room5	
出席者	Mr. Kamulosu Arthur – Solwezi Provincial Construction – NWP – 国家建設評議会 (NCC: National Council for Construction) 0966-82-1477, 0977-93-8700 調査団：寺原、井上	
入手データ	Categorization of contractors (criteria), List of contractors in North Western Province (2015, 2016, 2017), Registered Contractors (2013, 2014)	
【打合せの目的】 ・施工業者のカテゴリー分け等の確認		
【協議内容】 ▶ 施工会社は、工事入札に際し、予めカテゴリー別に登録が必要で、それぞれのカテゴリー毎にランク付けされる。 ▶ 主なカテゴリー B (Building): ビルや家屋 C (Civil Work): 土木工事 R (Road): 道路、土工工事（橋梁含む） M (Mining): 鉱山工事関連 E (Electrical): 電気、通信工事 ME: 機械関連工事 S: その他特殊工事 ▶ ランク付け → 1(High)～6(Low)		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月22日
日時	2017年7月21日（金）15時30分～16時00分	
場所	北西部州政府ビル内事務室	
出席者	Mr. Mupeta Boniface (Procurement Officer, 北西部州政府調達ユニット (Provincial Administration Procurement Unit)) 0977-69-8804, 0965-69-8804 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・州政府調達ユニットの役割の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建設、コンサルタントサービス、物品の購入等、行政側がクライアントとなる調達業務全般を担当している。主にMoA、MoGE、MoHの州での調達業務である。 ➤ ただし、全ての調達業務に関わっているわけではなく、調達金額が高い大きな案件を担当する。例えば、農業、教育分野は50万クワチャ以上、その他は100万クワチャ以上。 ➤ 道路工事を例にすると、この調達ユニットが関わるのは、施工会社とRDA等が契約を結んでからとなる。実質的な入札業務には基本的には携わらない。別途にRDA等が入札及び業者選定を実施する。調達ユニットとしては、工事用地を施工会社に引き渡したり、施工会社側に求められる技術者のチェック（経験年数等の資格）及び工事進行状況のモニタリングを行う。工事内容の管理はRDA等の技術者が実施する。 ➤ 例えば、カルンビラ市民センター（Kalumbila Civic Center）工事の場合、契約の署名者は、州長官（Permanent Secretary）が大統領府を代表して、施工業者と契約する。 ➤ 工事業者への支払い業務等も担当する。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月27日
日時	2017年7月24日（月）12時20分～13時00分	
場所	道路開発庁本庁事務所	
出席者	Mr. Dickson Ndhlavu (Director of Planning & Design) RDA 0962-491894 Mr. John Kapenda (Monitoring & Evaluation) RDA 0966-766194 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・道路開発庁（RDA）の役割等の確認		
【協議内容】		
・ Mr. Dickson Ndhlavu		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共道路法（Public Road Act）と地方道路法（Local Road Act）に矛盾があり、整理されていない部分がある。以前のRDAの担当業務は道路整備のみで、道路維持・管理は労使調達省が実施していたが、現在は維持・管理もRDA（MoHID傘下）が実施している。この点に関しては、RDAとMoLGが覚書を結んで、暫定的に対処している。MOUは提示できない。 ➤ ザンビア国内での道路整備の主なアクターは次の通り。①RDA：幹線道路、メイン道路、郡内道路が主な担当道路。さらに地方道路局（LRA）等に整備の実施能力が無い場合は支線道路や都市道路を担当する場合もある。例えば、Lusaka 400 Projects という案件では、ルサカカウンシルに整備実施能力が無いため、RDAが整備を実施している。②道路財源局（NRFA）：通行料やガソリン税、車両税の徴収、整備路線の選定、アフリカ開発銀行や世銀の資金を受ける。③MoLG：都市道路及び支線道路の整備、維持管理、小規模プロジェクトのみを担当。④道路交通安全局（RTSA: Road Transport Safety Agency.）：交通安全や運転免許等を管轄する。 ➤ 整備路線の決定方法：郡事務所で開催が必要な道路をリストアップしたものを州事務所がとりまとめ、更に関連省庁の本部で選定する。省庁間（MoHID、MoLG、MoTC）の配分はNRFAが調整する。NRFAが収集した税金等は財務省（MoF）を経由する。 ➤ 日常的なメンテナンス作業等の発注は、入札書類等の準備は州レベルで準備し、入札等に関する公告は本部で実施、契約行為は州レベルとなる。 ➤ 他方、定期的や緊急のメンテナンスは、作業内容やBOQ（数量明細）を州レベルで用意し、それを本部でチェックし、入札等の実施は本部で行う。ただし、緊急工事は州事務所の直営で行うこともある（注：州事務所の説明と矛盾あり。）。 ➤ 橋の施工やアップグレードは、本部でコンサルタントに委託し設計及び数量計算の算出、その設計に対し他コンサルタントによるレビューを別途の契約で実施する。工事の入札に際しては、説明会を実施し質問を受け付け、それに対する回答を公開し、入札を実施する。 ➤ PPP（Public Private Partnership）プロジェクトが一つある。コンゴ民カソメノと国境地域の道路である。事業者はGED（南アの会社）であり、地元資源を使うことになっている。 ➤ 道路補修戦略（Road Maintenance Strategy）を策定中。これまでの発注形態から、成果基準契約計画（OBCP: Output Based Contract Plan）に移行することを検討している。 ➤ 道路の基準としては SATTCC 及び英国の基準を準用。（※7月21日の道路開発庁地方事務所での面談メモを参照） ➤ 世界銀行の Improved Rural Connectivity Project が始まった。このプロジェクトを通じて農村道路1万キロを整備する予定である。 ➤ RDA で使用している標準構造図（道路及び橋梁）は別途に用意する。また、RDA の計画路線の資料についても用意する。（第7次国家開発計画の vol.2 に掲載される予定の計画路線【幹線道路（Trunk）以外のカテゴリーも】、Link 8000 の概要【報告書】等も入手必要。） ➤ 郡及び州レベルで提案できる路線や橋梁を確認する。JICA がターゲットとしている再定住区的位置図を送付してほしい。 ➤ 建設コストの資料については、モニタリング・評価担当者に確認してほしい。 		

• Mr. John Kapenda (Monitoring & Evaluation)

- 標準的な道路計画断面に対するコストや標準構造における10~20m程度の橋梁のコストについては、Directorの(Eng Elias Mwape, emwape@roads.gov.zm, mchisenga@roads.gov.zm)宛てに具体的なリストと共にリクエストレターを提出してほしい。CCにMr. John Kapenda、Mr. Dickson Ndhlovuを加えてほしい。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月24日
日時	2017年7月24日（月）14時30分～15時10分	
場所	Hope Clinic G（ブロックG）	
出席者	Hope Clinic G：Ms. Sifa Clear 調査団：片山	
【打合せの目的】		
・現状聞き取り		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015年にRefugee Allianceにより建設されたクリニック。4つのWardからなる（Children, Male, Female, Maternity）。スタッフは現状足りている。看護師10名（ザンビア人、コンゴ民人、ブルンジ人）、助産師1名（コンゴ民人）、ラボ技術者1名（コンゴ民人）、その他（クリーナー3名（ザンビア人、ブルンジ人、アンゴラ人）、一般職員1名（アンゴラ人）、クラーク1名（コンゴ民人）である。子供へのワクチン接種も行っている。ジェネレーターを備えており、24時間体制を整えている。 ➤ ブロックG（1,239名）が担当地域であるが、実際には、B・D・F・Hからも患者が来ている。1ヶ月の患者数は、1,000人を超える。受診・薬は無料で提供されている。救急車はランクル救急車1台をあてがわれており、当クリニックで対応できないケースは、LumwanaにあるDistrict Hospitalまたはソルウェジの病院へ移送する。 ➤ 当クリニックを訪れる患者の主な疾患は、①マラリア、②気管支炎である。エイズ患者は多くない。 ➤ 薬はカルンビラ郡からの供与と、足りない分をルサカで購入し、ここまで運んでいる。 ➤ 現在抱えている問題は、Road 44（ブロックHとの分岐点）から当クリニックまでのアクセス状況が悪く（悪路）、患者の搬送に時間がかかること、車両が1台しかないことである（後に、電力確保のための燃料、が追加された）。 		
備考		
追加で欲しい情報があれば、Ms. Musonda（0977 255 438）まで連絡。		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月24日
日時	2017年7月24日（月）16時10分～17時00分	
場所	Refugee Alliance（ノルウェーのNGO）	
出席者	Refugee Alliance：Mr. Jean Kabengele (0976 075 964) 調査団：ポリー、片山	
【打合せの目的】		
・ Refugee Allianceの活動内容聞き取り		
【協議内容】		
<p>➤ 本NGOは、2011年にノルウェーで発足し、2012年からザンビアでの活動を開始している。UNHCRとの独自の覚書を締結し、活動を行っている。主な活動分野は、①保健、②平和構築及びトラウマケア、③養護施設、④教育、⑤マイクロファイナンス、⑥レクリエーションである。5カ年計画を作成しており、現在当NGOの012-2017に沿って実施中であるが、本計画は延長可能なものとなっている。</p> <p>➤ ①保健については、ブロックGにおけるHope Clinic Gの整備、運営等を行っている。この診療所には10名の看護師がおり、内訳はザンビア人4名、難民であるブルンジ人、コンゴ民人、ルワンダ人等である。しかし、診療所へのアクセス道路の状態が悪く、救急車による搬送をスムーズに行うことができていない。現在、救急車1台（ランドクルーザー）を保有している。</p> <p>➤ ②平和構築及びトラウマケアについては、虐殺の経験等からトラウマケアが必要な人物を対象に、心理学的な支援を行っている。この活動は主にブロックCで実施している。</p> <p>➤ ③養護施設については、カトリック教会にて養護施設（Brave heart children's home）を運営しており、現在9人の子どもを支援している。主には、孤児や身体障がいの子どもの子どもである。</p> <p>➤ ④教育分野については、i) 希望のかけ橋（bridge of hope）、ii) 復学支援（back to school）の2つの活動を行っている。i)では、孤児や貧困家庭の子どもに対して全額支給奨学金の支援を行っている。ii)については、妊娠などによってドロップアウトしてしまった就学年齢女児等を学校に戻す支援を行っている。これまで、小学生、中等学生合わせて323名の子どもが奨学金制度の受益者となった。</p> <p>➤ ⑤マイクロファイナンスについては、難民・元難民の女性を対象としており、まず活動内容について説明をしたうえで、プロポーザルを提出してもらい、プロポーザルをチェック、受益者を選定している。100USDを貸し付け、8ヶ月で返金してもらうこととなっている（利子はなし）。また、ローンの貸し付け時には、原資の増やし方（How to start business）についても研修を行っている。これまでに200人以上にローンの貸し付けを行ってきたが、返金率は悪くない。第三国への移住者や、再定住区へ移動した人等、追跡できない人からの未返金が約20%を占めるが、それ以外の人は概ね8カ月以内に返金している。グループメンバーの一部へ貸し付け、原資を次のメンバーへという形式がうまくいかなかったという経験（お金がいつの間にか消える）から、グループへの資金の貸し付けは行っていない。</p> <p>➤ ⑥レクリエーションについては、現在活動を中止しているが、モバイル上映機を用いて、週末に子ども向けのアニメ上映会等も行っており、子どもも大人も参加している。主には、難民居住区Dで上映しているため、近隣住民のみの参加にはなっている。</p>		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月27日
日時	2017年7月25日（火）11時00分～11時30分	
場所	HQ Office of Ministry of National Development Planning、ルサカ	
出席者	Mr. Leonard Nkhome (Principal Planner) 0260-977-864060 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・第7次国家開発計画について		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第7次（最新）の国家開発計画を入手したが、アネックスに整備予定路線等のリストが添付されていない。整備予定のリストを入手したい。 → リストはvol.IIIに掲載される。現時点ではまとまっていない。8月の末までには正式版として公表される。各省庁より国家開発計画で整備予定の対象リストを用意しているので、道路についてはRDAに確認してほしい。 ➤ 第6次のvol.IIをサンプルとして貸与できないか？ → 探してみる。担当者が戻り、データであればメールにて送付する。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月26日
日時	2017年7月26日（水）9時20分～10時00分	
場所	北西部州DOR	
出席者	DOR：Mr. Chisanga 調査団：ポリー、片山	
入手データ	Regulations Governing The Resettlement Scheme	
【打合せの目的】		
・LI Committeeに係る聞き取り及びホストコミュニティ調査支援依頼等		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ LI Committeeは、今月または来月から活動を開始する予定である。毎月第1週目にコーディネーションミーティングを開催することとなっている。メンバーは、Chimuka氏（Chairperson）を筆頭に、Refugee Officerと各ライン省庁の郡レベル代表（農業、保健、教育、給水、コミュニティ開発）及び関係ドナー・NGOである。コミュニティからの参加者はない。 ➤ Alien's Cardの申請や、LIスキームの裨益資格者選定については、DORオフィスでは一切そのプロセスには関わっていない。ROのジョゼフ氏に詳細を訪ねることを勧める。 ➤ メヘバの敷地に関わる周辺コミュニティは、ムメナとマテポの2つである。ムクウィンビは、メヘバエリアからは少し離れて位置するチーフダムである（カルンビラ郡庁はムセレチーフダムに位置する）。現在、マテポのチーフは、中央から正式に承認されていないため（後継争い中？）、今回の調査対象からは除外することを薦める。チーフへの挨拶なしに、コミュニティメンバーにインタビューをすることも避けた方がいいため、今回の調査では、ムメナチーフダムの調査に限定した方が良く考える。 		
以上		
【今後の予定】		
13:30にメヘバゲートにてチサンガ氏と合流し、14:00よりムメナチーフへ面会することを調整済み。		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月28日
日 時	2017年7月26日（水）15時00分～17時00分	
場 所	DOR Western province Mongu Office	
出席者	Ms. Barbara Mr. Po Chongo JICA：前川専門家、調査団：佐藤、寺原、井上	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・DORの西部州が実施しているマユククァユクワの状況 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・LI事業は3つの柱からなる。社会調査（状況確認）、収入調査（農業）、インフラニーズ。 ・LI事業は2014年に内務省がスタート、2015年にデマケが終了。2015年の末で494プロットが完了。2016年末で1327プロットが完了（217のサービスセンター含む） ・Primary Schoolは4校を計画しており、現地には2つのPrimaryと1つのCommunityがある。Communityには仮設のトイレしかなく、不便。 ・クリニックは3つのHealth Postを計画、2つが現地にあり。但し、1つのクリニックは稼働していない。 ・オフィススペースや墓地、マーケット等のサービスプロットあり。 ・2016年の5月に住民に対してヒアリングを実施しており、レポートとしてまとまっている。（入手依頼） ・区域内の道路工事は、軍の公共工事サービス部隊（Zambia national Services。以前はRural Road Unitと呼ばれていたが組織改編で改名。）が実施。メンテナンスはRDA。 		
【入手資料】		
<ul style="list-style-type: none"> ・区割り図（MAYUKWAYUKWA BOUNDARY 2001-Model） ・地形図及び区域図（MAYUKWAYUKWA SCHEME BOUNDARY） 		
【資料依頼】		
<ul style="list-style-type: none"> ・DOR西部州の年間計画書 ・住民ヒアリング報告書 		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月28日
日時	2017年7月27日（木）9時50分～11時00分	
場所	西部州行政府（Western Provincial Administration）ビル内執務室	
出席者	Mr. Mwanamuke Ihwale (Senior Planner) Provincial Planning Unit (PPU) DOR Ms. Barbara JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、井上	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 州計画ユニット（PPU）の州における役割等の確認 ・ 開発計画の作成プロセス 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ PPUは、国家開発計画省（MNDP）傘下の州レベルの機関であり、社会経済開発計画を担当する。計画（都市計画、地区計画）を担当するのは、MoLG傘下の計画・住宅局（Dept. of Physical Planning & Housing）である。注：省ではHousingは外れたはずだが、ここはそのままHousingが付く。 ➤ 第7次国家開発計画（7NDP）は公表されたばかりで、その説明（National Briefing）が各省、各州に対して行われている。今後の予定としては、国の優先度、歳入状況に応じた支出上限が示される。また、各州の郡レベルの各省庁機関が、貧困度や脆弱性を検討し、必要なプロジェクトを取りまとめる。これらは、Vision 2030や、7NDPに沿ったものとなる。7NDPの第2巻「実施計画」（Implementation Plan）は現在作成中である。 ➤ 郡より下位の区（Ward）では、農場ブロック（Farm Block, FB）ごとに二つのFBセンターを設けるべく、2018年予算で検討している。マイクロファイナンス、ビレッジ・バンキング、地下水、コミュニティ開発のプロジェクトも検討中。 ➤ 6月にルサカで、州の経済四半期概況（Economic Quarterly Outlook）を提出、プレゼンした。 ➤ 郡は分権化に伴い、各中央省庁と、州行政の両方にレポートする必要がある。 ➤ MoA、教育省、保健省の州の部局に対しては、直接予算が渡されるが、その他の部局（再定住局も含む）は、全て本省から州を通して予算が配分される。（会計係が配置されているかによって異なる。）予算請求に対して、削減されることがある。 ➤ 州開発計画は、7NDPを意識し、セクター開発計画を統合したものとなり、具体的には7NDPの5つの柱を反映させる。州開発調整委員会（PDCC: Provincial Development Coordinating Committee）による計画プロセス（主として各機関の協議）に早く着手したい意向がある。PDCCは年二回程度開催されており、主に成果（Performance）のモニタリングや、計画の持ちより、すり合わせが行われる。前回は、2月23日に開催された。議事録は作成しているが、現在渡せる状態にない。次回は11月に開催予定。メンバーは各郡からプランナーや進行中のプロジェクトのマネージャーなど5人が参加し、16郡合わせて80人程度。一日の予定で開催される。郡開発計画（DDP）をすでに作成した郡もある。 ➤ 州の各部局から郡に予算が配分される流れが一般的である。しかし、貧困削減プロジェクトなどは独自予算があり、財務省→州→プロジェクトという流れになることがある。例：カオマ郡漁業プロジェクト（Kaoma Fish Project）など。 ➤ 学校の位置図は教育省の州機関が持っていると考えられる。建設予定地が決まっているなら、未建設でも施設計画（Physical Plan）に含まれている。コミュニティスクールについても、適宜施設計画が更新されているはず。 ➤ 西部州行政では、以下の四分野にプロジェクトの重点を置いている。①観光：遺跡や滝など、②農業：メイズ（カオマ郡）やカシューナッツ、③水産養殖、④木材。 ➤ 財務省本省からのミッションが同州を訪問し、開発ポテンシャルの検討を行った。 ➤ アンゴラとの貿易：税関や入管は一応あるが、道路整備が大きな課題である。 		

- SDGs (Sustainable Development Goals) : 一応知っている。7NDPは、より広い成果を追求しており、SDGsも同様のものだと考えている。具体的な対策は知らない。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月28日
日時	2017年7月27日（金）11時30分～12時30分	
場所	インフラ局（Department of Infrastructure）内執務室	
出席者	Eng'r Francis Mwitumwa (Senior Works Supervisor) Department of Public Infrastructure 0977-408575 mwaukwanufm@gmail.com DOR: Ms. Barbara JICA：前川専門家 調査団：佐藤、井上	
【打合せの目的】 ・州内のインフラ整備における業務分担について		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本部局は労使調達省の州レベルの機関となる。 ➤ 西部州内の全公共建設（学校、病院、役所建物）の建設及び維持管理を担当。道路はRDAが実施している。 ➤ 本省から地方行政の流れは、<労使調達省> – 労使調達省事務次官（本省）– ディレクター（Director (HQ)）– 州行政 – 郡行政となる。その他、州行政のエンジニアは事務次官（州レベル）の部下にもなる。州レベルでは、住宅・インフラ開発省の地方機関は存在しない（後述）。州レベルのRDAは、本部のRDAのラインとなる。（道路開発庁事務次官（本庁）– Director (HQ) – 州道路開発庁） ➤ 学校等の建設については、州教育省との共同作業で実施することもある。 ➤ 現在、省庁再編の途中段階で、ルサカでは住宅・インフラ開発省が州レベルでは存在しない。本来、公共建築はインフラ省が実施するが、本州には無いので労使調達省が担っている。 ➤ 州レベルでの労使調達省には、3つの部局があり①機材部②運輸管理部③公共インフラ部で構成される。 ➤ 本州の道路メンテナンスはZambia National Serviceの軍関係者が行う。 <div style="text-align: right;">以上</div>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月28日
日時	2017年7月27日（木）15時30分～16時15分	
場所	国民年金制度局（NAPSA: National Pension Scheme Authority）ビル内218号執務室、モング、西部州	
出席者	Mr. Brian M. Chitoshi, Senior Land Surveyor, Mongu, Lands Department, Ministry of Lands, Natural Resources and Environmental Protection: 0977-821818, bmchmwa@yahoo.com Mr. Migger Banda, Provincial Land Officer, Mongu, (以下同省名):0977-404520, miggerbk@gmail.com 調査団：寺原	
【打合せの目的】 ・マクワユクワ地区の地区割り、測量、登記簿について		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ Mr. Brianが土地調査とSurvey Diagramの、Mr. Miggerが土地権利証の担当である。再定住局（DOR）とも協働しており、良く知っている。 ➤ マクワユクワ地区（以下「マ地区」）の測量、区割りもMr. Brianが担当した。区割りはすでに電力購入契約（PPA: Power Purchase Agreement）に提出し、承認済みである。Diagramは、70%できている。あと、1～2カ月で完成する。（※コンピュータがダウンしていたため、その場では確認できなかった。） ➤ マ地区ではすべて境界杭（beacon）を設置している。 ➤ マ地区の区画の再分割については、知らない。 ➤ 土地登記、権利証の発行は、モングカオマなどの都市部の住宅地が中心で、州で年間約500～1000件である。今年は1,000件くらい。16郡のうち、9郡で可能である。（＝残り7郡では機能しない。）農地はほとんどない。 ➤ 国有地に関する最終決定権は本省の土地担当官（Land Commissioner）が持っており、土地使用権の発行（Land Title）も同様である。 ➤ 郡では、カウンシル事務局長（Council Secretary）が土地関連情報を持っている。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月31日
日時	2017年7月31日（月）8時15分～9時30分	
場所	カオマ郡教育省事務所（Kaoma District Education Office）	
出席者	Mr. Nauwa, Mr. Kanch (Building Officer), Mr. Mwangelwna (District Education Standard Officer) JICA：前川専門家 調査団：佐藤、大西、ポリリー、片山	
入手データ	図面等	
【打合せの目的】 ・インセプションレポート、訪問目的の説明 ・マユクワユクワに対する教育省の関わり等		
【協議内容】 ▶ カオマ郡には、2つの選挙区があり、16のWARDで構成されている。 ▶ マユクワユクワ居住区の事情も郡レベルで把握はしているものの、UNHCRで雇用されている当地に詳しいマユクワユクワ小学校のhead teacherから情報収集することを勧める。当地には3つの小学校（Mayukwayukwa、Shibanga、Lyamunale）、1つの中学校（Mayukwayukwa）がある。Chiyokomaという恒久構造物でないコミュニティ小学校があったが、現在使われておらず（UNHCRから支払われていたcommunity teacherへの支払いが5月以降ストップ）、当地に通っていた学生の多くはShibangaへ統合されている。各学校の国籍毎の就学者数、教員数等も既出のhead teacherからもらえると思われる。 ▶ 当該郡に大学はなく、ルサカヤキトゥウエ、リビングストーンへ就学のために移住する学生もいる。なお、カオマにはTrade Training Institute、Kaoma Youth Skills Center（成人も通うことができる）がある。 ▶ カオマには教員の教員研修校はないが、モングに全国対象の教員研修校がある ▶ 小学校は、半径5km以内に1校が整備基準となっているが、中学校については基準がない。 ▶ DDCCは、各ライン省庁の計画をまとめ、カウンスルレベルで管理されるべきものである。地方分権化のもと、将来的にはカウンスルを通じた事業の実施が理想であるが、現時点では予算は教育省から来ているのが現状である。 ▶ 教員配置に対する予算に課題を抱えており、教員の充足率は低い。Grade 1~4の教室に2名、Grade 5~7に3名、それに加えてhead teacher、senior teacherが配置されることとなっており、小学校には最低5名の教員が必要である。 ▶ 学校関連の外部支援としては、NGOが女兒の中学校就学のための奨学金支援を行っている程度である。		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月31日
日時	2017年7月31日（月）9時00分～10時30分	
場所	RDA 西部州事務所内	
出席者	Mr.Gershom Mwagomba +260 977 423772 DOR Ms. Barbara 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・プロビンスでの道路整備におけるデマケーションについて		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ フィーダー道路及びタウンシップ(都市)道路はMoLGの管轄、その他はRDAが基本。但し、予算や人員などのキャパシティがのMoLGに不足しており、RDAが実施若しくはMoLGとの共同で実施する場合がある。 ➤ RDA及びMoLGの道路関係の整備費は、NRFAで収集された税金等により基づき、中央政府での協議により分配が決められ、MoFにより担保される。 ➤ RDAとしては、毎年、郡レベルから整備が必要な路線やメンテナンスが必要な路線についての要望を州にあげ、州でのコミッティミーティングにて整備要望をまとめ（予算にあうよう調整）、中央に提出する。（← 州の2018までの要望書【ディストリクト毎のリクエスト】については、本RDAプロビンスよりメールにて提供してもらう予定。また、マユクワユクワに関連して整備が必要なインフラがあれば、その情報を提供してもらう予定。マユクワユクワへのアクセス道路の橋梁がベリー橋のため、恒久構造物への更新が必要との話もあり。） ➤ 州内の道路事業の優先順位としては、メンテナンス・リハビリ・建設であり、道路維持戦略(Road Maintenance Strategy)に基づいている。リハビリ（補修）については、Zambia National Serviceが、日常維持管理(ルーチンメンテ)は、RDAとMoLGが担当している。フィーダー道路、タウンシップ道路のメンテナンスもMoLGが担う。 ➤ メンテナンスの調達(入札)はMoLG及びRDAのそれぞれが独自に行うが、実施に関してはRDAがMoLGをサポートする。 ➤ 新規の道路建設については、ルサカ（中央のRDA）について整備路線の決定、設計図や入札図書作成のためのコンサルタントへの発注・契約、工事の発注及び契約をルサカで実施する。幹線道路等はLINK 8000に基づき決定される。優先順位は、第6次国家計画(6NDP)からあまり変わっていない。 ➤ 州内の施工会社のリストはNAPSAビル内にあるAssociation for medium and small scale contractorに確認すること（実際はNCCのオフィスにてリストは提供された。） ➤ 道路メンテナンスの詳細については、『Road Mentenance Strategy RDA 2015-2022』を参照すること。（← PDFにて以前に入手済。） ➤ 州開発計画(PDP)は知らない。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日
日 時	2017年7月31日（月）10時50分～12時00分	
場 所	Western Provincial Administrationビル内執務室	
出席者	Mr. Kufuna Seke, Provincial Planner, Dept of Physical Planning and Housing, Western Province (0979314702、Kufunaseke@gmail.com) 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ Provincial Plannerの州における役割等の確認 ・ 開発計画の作成プロセス 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Provincial Plannerは、北西部州などと同様にMoLGの施設計画局（Dept. of Physical Planning）下 にあり、土地利用計画等をを担当する。 ➤ 州計画庁(PPA)のメンバーの人は選は進行中。Sekeは、この事務長（Executative Secretary）となる。 州長（Provincial Governor）がメンバーを指名し、本省(MoLG)の許可が必要。メンバーは、DHID、 水などの政府職員が中心となる（注 この点は北西部州の情報と相違。）。 ➤ IDPは、16郡のうち7郡（シャンゴンボ、シオマ、セシェケムワンディ、モング、リムウンガ、 ムロベジ）で作成された。省の決定に基づき、予算があれば、他の郡でも開始できる。 ➤ IDPの作成については、コンサルが付く場合も、つかない場合もあるが、基本的には、参加型 で作成する。 ➤ 郡にプランナーが配置されている場合があるが、これはPhysical Planner（土地利用プランナー） である。カオマには二人いて、MoLGの予算による。カオマの市街地には、地区計画（Local Area Plan）がある。 ➤ マユクワユクワの区画割はすでに承認されている。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月31日
日時	2017年7月31日（月）11時15分～12時30分	
場所	カオマ郡農業事務所（Kaoma District Agricultural Office (DAO)）	
出席者	DAO：Mr. Halbobia Haward (District Market Development Officer)、Mr. Ntalasha Chiti (Livestock Officer, Mayukwayukwa)、ZARI：Mr. Rodgers Chipatala (Research Officer) ※DACO (Dr. Edward Hachuundu) は国外滞在中のため Acting DACO (Ms. Christal Kakumbi) が置かれる。 調査団：佐藤、大西	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ DAOについて実施事業の確認及びマユクワユクワ地区の現況を含む周辺情報の共有 ・ 各種資料の共有依頼 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ カオマ郡DAOの概況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 部局：①農業、②市場・アグリビジネス、③ ザンビア農業情報サービス（NAIS: National Agricultural Information Services）、④ ザンビア農業研究所（ZARI）（Seed Control and Certification Instituteは空席ポスト）、⑤人事 ➢ 農業セクターの郡開発計画については郡議会が作成する開発計画に統合される。基本的には郡開発調整委員会（DDCC: District Development Coordination Committee）に承認されたのち、郡農業調整官（DACO: District Agricultural Coordinator）より州農業調整官（PACO: Provincial Agricultural Coordinator）に対して提出される。第7次国家開発計画との整合性が求められる。DACOとして、DDCCに郡の要望・課題ニーズを説明、説得する事が必要となる。 ・ マユクワユクワ地区における活動状況など <ul style="list-style-type: none"> ➢ （農業普及活動の一環で）元難民をも対象に圃場デモンストレーション、技術指導を行っている。内容は、作物栽培（保全農法（CF：Conservation Farming）も含む）及び作物の多様化、小規模家畜、市場・アグリビジネスの各分野。 ➢ マユクワユクワ地区内の農民によって生産される各種農作物について、その主たる市場はカオマ、モング及びルクルとなる。 ➢ MoAでは、地区の農家よりササゲを買取り、世界食糧計画（WFP）の支援する学校給食プログラム用に供給を行っている。MoAとしてササゲの栽培を奨励しているが、主たる理由は食糧保障上の観点からである。 ➢ 地区内の農産物について、主要な市場・消費地はモング、マンガンゴであり、バイヤーの多くはカオマ郡内の市場等より買い付けに来る。メイズ、ササゲについてはモング、ルサカまで出荷されている。市場流通における一つの課題として、貯蔵施設の不足があげられる。ローンへのアクセスが可能となれば、組合あるいは個別農家レベルでの穀物倉（grannary）などの設置も可能となる。 ➢ メイズの自給作について：年間を通じて世帯が自家用に、食料確保をするためには0.5ha程度の作付け規模では現実、厳しいと考えている。耕起ほか、労働力上の課題はあるが、最低1ha程度の作付けは必要となる。 ➢ キャッサバの栽培：州内では、ムスワラ、マユクワユクワ、セナンガ（モング南方100km）周辺で盛んに栽培されている。ZARI支所においてもマンサのキャッサバ研究拠点より取り寄せた早熟品種（収穫まで1.5年間、一部農家でも導入している）、通常の品種（同2年間）を利用して根塊の増殖、デモンストレーションを行っている。食糧保障の点からも重視している。 ➢ プレミアコン・スターチ社（代表Mr. Yuyi）（ソルウェジ市内に事務所）とは既にコンタクト済みで、スターチ原料用のキャッサバ（特定の品種）栽培についても供給体制にかかるアレンジを開始している。同社は、安定した原料供給のため、Out-growers（契約栽培農家）の形成を 		

視野に入れている。

- 西部州内では、日本企業JTI (Japan Tobacco International) のグループ会社がタバコ葉の契約栽培を行っている。（マユクワユクワ付近は栽培地とはなっていない。）
- ZARI支所の圃場試験では、トウジンビエ（農業生態ゾーンAEZ IIa、bに適した耐乾性を有する品種）及びコメの栽培を実施している。

【その他共有事項・今後の計画等】

Mr. Daniel Nampaka (Department of Agriculture/ Field Crops and Horticulture)に作物統計情報（Kaoma District, Crop Forecasting 2016/2017）等の共有依頼を行った。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月1日
日時	2017年7月31日（月）14時20分～15時40分	
場所	カオマ市民センター（KAOMA CIVIC CENTRE）	
出席者	Emmanuel Lukupwa (District Planner, Kaoma Distrcit Council), Mr Kapichi Nathan (Deputy Council Secretary) Tel 0977413170 JICA：前川専門家、調査団：佐藤、片山、大西、ポリー	
入手データ	Annual Work Plan 2017, Ward development Plan, DDP（最新版）	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・郡計画事務所（District Planning Office）の活動把握 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・組織について（添付図参照） <ul style="list-style-type: none"> － 郡カOUNシル議長（Council Chair Person）の下に郡カOUNシル事務局長（Council Secretary）及び郡カOUNシル事務局次長（Deputy council secretary）があり、その下に、下記に示す4つの部局がる。なお、カオマ郡カOUNシル（Kaoma Town Council）は2010年に設立。 <ol style="list-style-type: none"> 1. Administration & Human Resources：人事・管理局 2. Engineering & Works：エンジニアリング担当 3. Planning：計画担当 4. Treasurer：財務担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ Planning部では、水衛生（1名）、公衆衛生（1名）、土地利用計画（Town Planners 2名）、社会経済計画（1名）担当職員が配置されている。 ・入札について <ul style="list-style-type: none"> － 入札は、下記の通り契約金額に応じて実施主体が決められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約金額50,000クワチャ以下： <ul style="list-style-type: none"> 郡が、3社以上の見積りを徴収し、価格、技術力を評価する。 2. 契約金額50,000クワチャ以上、500,000クワチャ以下： <ul style="list-style-type: none"> 郡が競争入札を実施する。 3. 契約金額：500,000クワチャ以上 <ul style="list-style-type: none"> 州及び中央の関係省が競争入札を行う。 <p>ただし、事業費がドナー等から拠出されている場合、ドナーが決めたシステムで入札が行われている。例えば、マユクワユクワでのUNHCRによる井戸整備プロジェクトの場合、郡カOUNシル（District Council）は入札に関与していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画について <ul style="list-style-type: none"> － 郡開発計画（DDP）：毎年改訂と更新が必要。郡開発計画は5年計画としている。なお、最新版は第7次国家開発計画の策定が遅れているため、整合性は確保されていない。 － 状況分析報告書（Situation Analysis Report）は2015年に作成され、それ以降は更新されていないが、来月に更新される予定。人口統計を更新するとともに、各セクター（省）にそれぞれのセクターに係る分析結果を提出させ、郡計画局が整理、取りまとめを行う予定。 － 総合開発計画（IDP: Integrated Development Plan）：地名等のみが記載されているDDP（郡開発計画）に対して、IDPはさらに詳細な計画であり、例えば各計画コンポーネントの位置情報（位置図、路線図）も含まれている。 － 年間計画は毎年作成され、2017年の計画はすでに策定済みである。郡の年間予算を州レベルに提出し、中央レベルへ提出される。通常、提出時期は10月頃。 － 郡の優先分野：水と衛生、地方交通網、生計（農業投入財）、学校と健康施設 － 郡開発調整委員会（DDCC）ミーティング：3か月毎に実施。出席者は、保健、教育、水道、 		

農業、コミュニティ開発・社会サービス、社会福祉など様々な部門担当者とNGO、合わせて約40人。次回のDDCCは2017年8月25日に予定されている。

- 計画のフロー：郡(District)は、その下に選挙区 (Constituency) (2) - 区 (Ward) (16) - 地区 (Zone) に区分されており、地区から順次計画が挙げられ郡計画局で取りまとめを行う体制となっている。(地区からの計画書は不明。また、区で作成されることもほとんどないとのことであるが、区で作成された計画書 (1ヶ所のみ) は入手。なお、各地区には2人の選出された代表者がおり、区は複数の地区 (最小5地区、最大9地区) からなる。

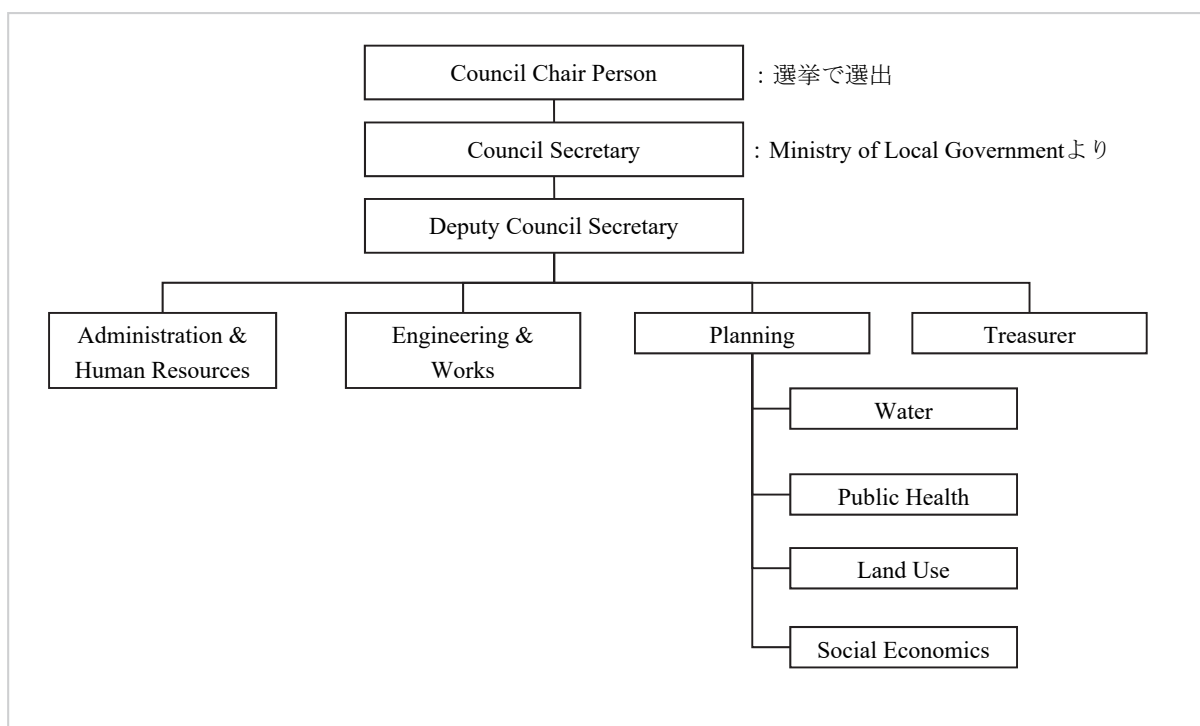
・その他

- 郡全体の人口は2010年の国勢調査以降、更新されていない。
- 郡給水衛生教育委員会 (D-WASHE: District Water, Sanitation and Hygiene Education) のような組織は、担当省庁が直接管理する組織になっている。
- 郡カウンシルでは税金等の独自の歳入があり、郡議会が使途について決めることができる。

【その他共有事項・今後の計画等】

- 計画局に配置されている水管理部 (Water) とライン省とのデマケについては、要確認。
- 予算2017と組織図が入手可能。

以上



打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年7月31日
日時	2017年7月31日（月）14時50分～15時30分	
場所	RDA 西部州事務所敷地内	
出席者	Zambia National Service (ZANASE) Mr.Sampa Dswads Major(大佐) 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・ Zambia National Serviceの役割について		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ フィーダー道路等の道路建設及び街づくり、コミュニティスクールの建設、養殖池、穀物に関連する作業等を担当。 ➤ 民間から、直接、作業等を受注することも可能（コマーシャルサイド）。現在、カラゴからシオマまでのフィーダー道路の建設を実施中。ZNSは労働力と作業車両を提供。燃料費は別途に発注者が負担。 ➤ 組織的には軍に属するため、司令官の命により活動する。従業員も全員軍人であり、制服のまま活動する。災害時の救助活動や緊急工事等もルサカのコマンダーの命により活動する。例えば、災害によって橋梁が流されれば、MWS (Ministry of Works and Supply)から、防衛省(Ministry of Defence)へ要請が上がり、司令官から、橋梁撤去と仮設橋設置の命令が出る。 ➤ 州内のリハビリテーションは、PDCCにより決定された路線について、PS(Permanent Secretary)の指示により実施する。 ➤ リハビリテーションの財源については、Rural Road Fundにより確保される。Rural Road FundはMinistry of Work & Supplyに属する。 ➤ 2016年中の工事キロ数は不明。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月1日	
日時	2017年8月1日（火）11時30分～13時00分		
場所	Mayukwayukwa RO's office		
出席者	DOR：Mr. Justine Muniaka (0977335223) JICA：前川専門家 調査団：佐藤、大西、寺原、井上、ポリー、片山		
【打合せの目的】			
・挨拶及びマユクワユクワに係る全体情報の入手			
【協議内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Justine氏は、当職に着任して3カ月であり、まだCORから引き継ぎを受けていない部分も多い。 ➤ メヘバのようにブロック分けはされていないが、Zone分け（Clinic, Tower, Mpande, Shibanga, Ryamunale, and Kanyawezaの6つ）をしようとして計画しているところである。難民のみを受け入れた際には、Zoneではなくセクターによって区分されており、Zone #1～#57で構成されていた。また、現再定住区の一部はホストコミュニティがもともと居住していた地域である。 ➤ マユクワユクワには、全体で1,327のプロットが区割りされており、うち、1,078プロットが農民に割り当てられている（2016年11月時点では998が割当済み）。うち573プロットが5ha、505プロットが10haである。区割りされたうち、249プロットが農民に割り当てることができないプロットであり、うち214プロットがサービスセンターが計画されているプロット、12プロットが既にサービスプロット（教育・保健施設、市場等）として使用されており、残りの23プロットは雨期に水かさが増す平野部である。 ➤ マユクワユクワに係る計画については、以下のとおり。 			
セクター	計画	実施	特記事項
道路	150-200km	RRU：40km コントラクター名失念： 実施中（15kmが既に拓かれ、4.2kmがグラベル済）	UNHCRの報告書では、40kmが実施されたことになっているが実際には20.1kmのみグラベル済
住宅	弱者対象： 150世帯 一般家庭対象： 150世帯	Habitat for Humanityにより実施済み	弱者対象：アンゴラ元難民（137世帯（男性39、女性98）、ザンビア人（13世帯（男性3、女性10） 一般家庭対象：アンゴラ元難民133世帯（男性56、女性77）、ザンビア人（17世帯（男性14、女性3）） 弱者対象については、ドアと窓を除く完全な形での家の供与 一般家庭対象については、フレームとブロック等資材のみの供与
給水 （深井戸）	150	114（110（うち2つが機能していない）＋浅井戸3（計算が合っていない））	ホストコミュニティ内には既存の深井戸が8つ（実際にはそれ以上と思われるとのこと）。 スキーム内にWASH Committeeはまだ2つのみ。 UNICEFが深井戸×15を計画している（うち1つはTap Water）。
給水 （井戸）	70	0	
教育	2	2	女学生ドミトリー：計画1、実施1（主

			にホストコミュニティ用)
保健	3	1 (yet to be gazetted)	Shibanga Clinic
サービスセンター	2	1	
農業	貯蔵庫1つが整備済み。 カリタスにより養蜂、キャッサバ製粉機、洋裁作業場等の支援が実施されている。 その他、養魚場等が整備されている。		
ダム	1	0	
電気	40km	0	
通信塔	1タワー	Airtel, MTN (2ネットワーク)	Zamtelも設置を検討中
オフィスブロック	2	1	
スタッフハウス	3	0	Resettlement、MoCDSS、MoA等用

- ルワンダ人については、パスポート申請に対する拒否感が強く、再定住スキームに興味を示しているのが2世帯のみという状況。
- ToRでは、Mr .Justineがザンビア人からの申請を全て受け取ることになっているが、実際にはまだ完全に業務が移管されていない。
- LI事業のコンセプトのもと、アンゴラ人・ザンビア人・アンゴラ人・・・ということが推奨されているが、実際にはそのようになっていないプロットも多い。
- 原則として、申請者はプロットを選ぶことができる方式を採っている。申請者は、配当されたプロットに対するレターを受け取り、その後行政職員等により実際にプロットを見せられることになっている。しかし実際には、Letter of Occupancyは全ての人が受け取っているわけではない。プロットが配当された後、住民は3ヶ月後に配当されたプロットの開拓等を開始できることとなっており、6-12カ月の間に実際に配当された土地に移らなかった場合には、その土地が取り上げられることとなっている。しかし、実際には12カ月を過ぎて移動をしていなくても、土地を取り上げることはしていない。代わりに、公共のスペース等に移動していない世帯主の名前を張り出し、注意喚起をする等している。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月1日
日時	2017年8月1日（火）14時00分～15時30分	
場所	Office of Resettlement Officer (RO)	
出席者	内務省：Mr. Chisha (RO)、再定住局：Mr. Justin (Shceme Coordinator, Mayukwayukwa) JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、片山、ポリー、井上、大西	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ ROによるマユクワユクワ地区の現況を含む周辺情報の共有及び関連事項の確認 		
<p>【協議内容】</p> <p>・ 内務省/RO 関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の体制：RO、Deputy RO、Local Integration Officer、Registration Unit（1名、法的手続を掌握）、Supporting Staffs (=community mobilizer) で構成される。 ➤ RO/ Mr. Chishaは2015年より在任。 ➤ 区割り（land allocation）については、MoLNR、MoA及びDORが連携して実施している。 ➤ 提案された計画平面図が承認されたのちMoA、MoLNRで土壌調査（Soil Suitability Survey）を実施する。 ➤ 世帯の家族構成員について、例えば構成員の一人が追加の農地（5haまたは10ha）を申請する場合、家族の成員が取得できる区画が離れている場合、家族メンバーの離散が生じる可能性もあり、事実、こうした事態が慢性的となっている。（“chronical ill”と表現） ➤ 家族内労働を基本とした農業活動において、上記の状態はその継続性を困難にしているともいえる。農地の区割りに際してはこの点に配慮する事も重要と考えている。 ➤ 5haあるいは10haが区割りにおける基本単位となるが、申請者への割当に際して、世帯規模、同構成内容は特に考慮していない。 ➤ UNHCRでは、マユクワユクワ地区における申請者数の規模（> 計画プロット数）に鑑み、10haとして区割りした農地について再分割（プロット数の創出）を要するとの見方もあるようだが、現実的な案とは考えにくい。再分割に際して、どのように線引き（deliniationの意）を行うべきか、衣食住、そして生活の基幹となる農作業空間のベースを揺るがしかねない。 ➤ 20歳以上の元難民に対して申請権利を付与する（同一家族内でも申請が可能になる）かどうかについては、根本的に、土地に余裕がない状況を考えれば実際は困難である。 ➤ 区割り事業は、3期に分けて実施されてきた経緯があるが、実質、2014年分（本来フェーズⅠという位置づけ）は年終盤に実施されたため2015年における事業と統合してフェーズⅠとなり、2015/2016年の事業をフェーズⅡとして実施するに至った。 ➤ 現地統合の基本は、各世帯が安心して“生計手段”を確保するためのプラットフォームづくりともいえる。 ➤ 難民問題の恒久的な解決（durable solution）に関連し、先ずは元難民（“they are not refugee anymore”）のマインドセットを転換させていくことが喫緊の課題であると考えている。現在、同じ事務所内においてROとScheme Coordinatorが執務を執る状況にあるが、Scheme Coordinatorが早期に現地統合（再定住スキーム）エリア内に活動基盤を構えることが必要であると考えている。 ➤ ルワンダ人については、難民として難民居住区内にとどまっているのが現状（申請を拒絶する事実より）。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月2日
日時	2017年8月2日（水）10時00分～12時30分	
場所	Mayukwayukwa Field Office (Office of Agricultural Assistants) under Kaoma Agricultural Office (Ministry of Agriculture/MoA, Ministry of Livestock and Fisheries/MoLF), Mayukwayukwa	
出席者	MoA : Mr. Patrick Perekel (Agricultural Assistant), Mr. Jeff Walya (Agricultural Assistant) MoLF : Mr. Ntalasha Chiti (Vietnary Assistant) 調査団：佐藤、大西	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICAのLI事業における支援計画（本件調査概要） ・ MoA/MoLFについて実施事業の確認及びマヌクワユクワ地区現況を含む周辺情報の共有 ・ 各種資料の共有依頼 		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ MoA/MoLFにおける活動体制 ➤ 活動体制：マヌクワユクワの事務所には現在4名の職員がField Staffs (=camp extension officer) として配属されている。Mr. Perekelは、他職員による支援のもと、UNHCRが実施してきた農業分野プログラム（実施団体は国際NGOであるCARITAS、Concern Worldwideなど）においてField Coordinatorとして活躍。 ➤ カオマ郡農業調整官以下の体制は、郡農業事務所(DAO)⇒上級農務官(SAO: Senior Agricultural Officer)⇒ブロック監督官(Block Supervisor)⇒普及員(カオマ・セントラル(8キャンプ)・マンガング(6キャンプ)・カルムワンゲ(6キャンプ))⇒キャンプ(マヌクワユクワ・キャンプは、マンガング・ブロック6区の1つ)※畜産・水産省(MoLF)については、郡畜産調整官(DVCO: District Vietnary Coordination Officer)⇒郡畜産担当官(DVO: District Vietnary Officer)⇒畜産補助職員(VAS: Vietnary Assistant)となるが、ブロック区分はなく4区のキャンプを管轄している。 ➤ 過去、マヌクワユクワ地区周辺ではJICA「ザンビア孤立地域地域参加型村落開発計画(PaViDIA、2002～2009年)」の活動も実施されてきた(当時の担当者は異動した模様)。また、今年にはMoAアドバイザー・羽石専門家も現場に来訪。 ・ マヌクワユクワ地区の概況 ➤ 現地統合(LI)サイトの内、約230ha(10haのプロット計23プロット相当)で稲作が展開される。栽培農家の多くはアンゴラ人、ブルンジ人であるがザンビア人農家も存在する。栽培品種は、アンゴラより1960年代後半に導入された品種(“Angolan Rice”)で、散播方式がとられている。2009年頃よりSUPAも導入されている。多くの農家は所定の圃場に加え平原/季節湿地の未利用地“No-man’s-land”を取り入れて広範囲に栽培を行っているが、実際の作付け対象エリアは(牛耕を利用するため一帯の地耐力を加味して)選択的なものであると推察される。散播により、作業について省力性を高め、雑草の繁茂を抑制することも図っている。平原の一部は共有地としての位置づけであるため、乾期においてはcommunity grazingが行われる。(中には牛25頭を所有するアンゴラ元難民の農家もある。) ➤ 稲作について、耕うん作業は6月～9月、11月～12月中旬にかけて播種を行い、5月～6月頃に収穫となる。キャンプ農業普及員の話では、収量(粃ベース)は3～4 ton/ha程度(60～80袋/ha、1袋=50kgとした場合)。精米率は60%程度と評している。 ➤ 耕牛による耕うん作業：種々の条件にも因るが、概ね1～2ha/日程度の作業量は見込める(畜産補助職員の見解)。 ➤ 学校給食プログラムの一環で小学校のPTA精米機を所有する。一部の農家は粃を持ち込み精米を行っている。主たる市場は、スキーム内の市場、カオマ、ルクル及びモング方面、ルサカと 		

なるが、パッケージ技術は未だ導入されておらず、市場ではモング・ライスとして流通しているのが現状である。

- ▶ MoAでは、上記稲作技術のほか、養蜂生産、養殖にかかる普及支援も行う。
養殖について：LIEリア内の25の農家に対して養魚場を建設した（何れもブリームを対象としている）。25軒の農家全てがアンゴラ人元難民である（面談したAgricultural Assistantは、何れもアンゴラ人元難民の勤労ぶりを評価している）。
- ▶ UNHCRの農業分野プログラムではConcern Worldwideが包括的な支援を実施してきた（2014～2017年（3月に終了））。内容は、①保全農業（CA：Conservation Agriculture）、②養蜂生産、③ヤギの飼育管理、④市場へのリンク、⑤ビレッジ・セービングにかかる支援、⑥園芸栽培技術、⑦養鶏（鶏卵がメイン）。CAの対象は、メイズ・マメ・グランドナッツ・ササゲにかかる栽培技術及び土地管理技術（傾斜地等における土壌保全など）。

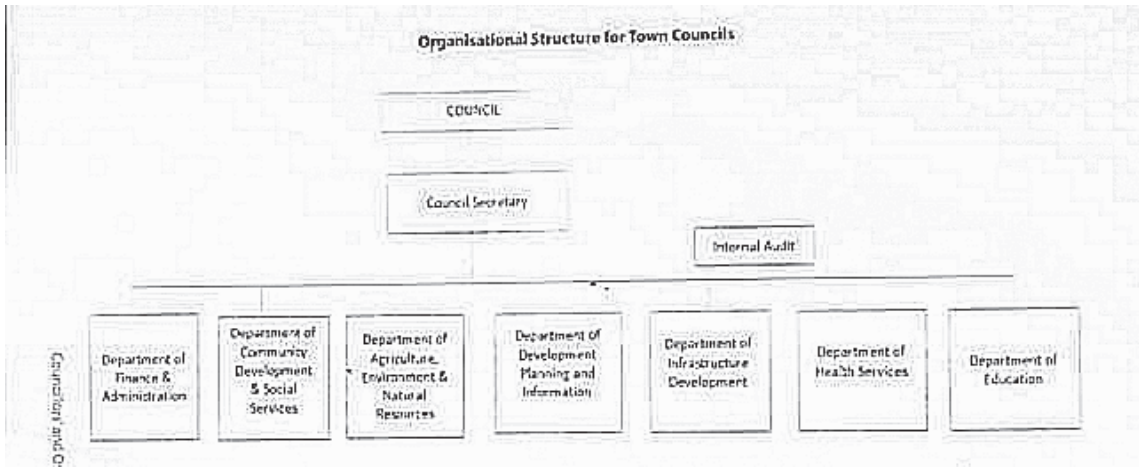
・課題事項、支援ニーズにかかる点

- ▶ 各種作物の収量、家畜増殖について向上が望まれるところ、①CA、②野菜栽培、③家畜管理の各分野に課題を有する（期待収量に届かない）。
- ▶ 稲作については、アンゴラより持ち込まれた従来品種を慣行的な方法で栽培している。メイズについては、政府補助金事業「農業投入財補助プログラム（FISP）」（2016年はマユクワユクワのみで全164農家が受益した）の効果は好ましくない。種子の更新もされていない。
- ▶ 家畜飼育管理・増殖を振興するために繁殖センターの設置が有望と考えているが、西部州については現在まで1箇所も建設されていない。
- ▶ 市場アクセス：都市圏に近く、民間セクターの後押しもあるメヘバに比べマユクワユクワの市場アクセスは良好とはいえない（カオマとモングのみが主な市場）。
ビレッジ・セービング・グループに対する支援：CARITASが同分野で支援を行ってきたが、LIEリアについて返済状況は良好とはいえない。回転資金委員会がローン返済に関する管理監督を実施している。（LIE内のグループ数は10程度）

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月4日
日時	2017年8月2日（水）13時30分～16時00分	
場所	マユクワユクワ内 Department of Water Affairs オフィス及び現地	
出席者	Mr. Alfred Muyonda Muyonda (Field Cordinator) Water Affairs Department 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・当局の役割について		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 難民居住区の水供給を担当している。再定住区については、同じ難民居住区内ということで、今まではUNHCRが井戸の建設を担当してきたが、本年6月で責任を終了し、その後UNDPの責任となり、その下でUNICEFが井戸堀を始めた（15箇所を新規に掘削予定）。 ➤ Field Cordinatorの給料は政府からの支給であるが、HCRよりインセンティブ/日当が支払われている。2005年より本現場で働いている。 ➤ ボアホールやウェルの種類があるが、両方とも供給対象250人として計画している。難民居住区内と区外（再定住区）では、アクセス性が違い、難民居住区内は200m、区外は約400～600m程度となっている。 ➤ 現在進行中のUNICEFの削井プランは15で、それ以降については予定は無い。 ➤ 水質については、再定住区内でWHOの基準にて年間40サンプルのテストを実施中。再定住区内のボアホールは114箇所である。 ➤ 難民居住区内のボアホールは64あり、63箇所はハンドポンプ、残り1箇所は自然湧水である。現在、ポンプのソーラーシステム導入を検討。難民居住区内は3か月毎に水質検査を実施。 ➤ 再定住区内のボアホールの水質は、現時点で15箇所で基準値以上の鉄分が確認されている。お金がないため、3箇所のみフィルターを設置。 ➤ UNICEFが中国甘肅社に発注し、14のボアホールを作った。また、UNICEFは、APM(Area Pump Mender)を訓練し、メンテナンスのトレーニングを行っている。 ➤ メンテナンスのトレーニングは本Water Departmentの活動の一部。トレーニング時に各ボアホールの責任者を決める。再定住区内のメンテナンスについては、住民任せ。部品が壊れた場合は受益者で部品を購入する。Water Departmentは部品が買える場所を教えるのみ。 		
【現地にて】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 境界杭は1箇所を確認。但し、担当者が境界杭があるとわかっている場所に連れていかれて確認したのみ。それ以外では確認されず。 ➤ 工事の標準的な手順としては、何もない現状に、境界杭を頼りにボアホール設置箇所の位置きめをし（官民境界より4mのオフセット等）、ボアホールを建設。道路の建設は、そのボアホール位置を目安に標準幅員4.5mのフィーダー道路を建設するが、道路用地として20m程度の幅がとってある。ある場所はその20m内の左側に4.5mのフィーダー道路が位置し、ある場所はフィーダー道路が本来、直線のはずが蛇行している。現地状況から見ると、民側に越境している可能性もある。 ➤ フィーダー道路の発注は、UNHCRのインフラ担当が実施。以前はカオマを拠点にしていたが、現在ではルサカ勤務。工事発注後、同担当者が工事業者に同行し、現地で、工事箇所（始点、終点、道路用地等）を指示する。しかし、工事中の施工監理は実施されていない模様。そのため、グラベル舗装の場合、必要舗装厚が確保されていなかったり、部分的にグラベルではない現地発生砂による舗装が行われている。 ➤ 設置された境界杭は、ほとんど現地にて確認できず。担当者によると現地の人に取られ、鉄材は、ナイフ等に加工されているとのこと。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月2日
日時	2017年8月2日（金）14時00分～15時30分	
場所	マユクワユクワ Health center 2	
出席者	Mr. Steven Mafumo (Clinical Officer) Tel: 0962-612-255 / 0978-814-888 調査団：佐藤、大西	
【打合せの目的】 ・本調査の趣旨説明 ・マユクワユクワ内の保健機関の概要把握		
【協議内容】 体制： ➤ 現在対象地域には、3つのヘルスセンター（クリニック）があり、聞き取りを行ったClinical Officerが3ヶ所全てを管轄している。（Clinic 1、Clinic 2、Shibanga Clinic） ➤ 施設が管轄するのはは全 28 Section（Section 01～28）となっている。 ➤ 3つのヘルスセンターには看護婦等が配置されている。（別紙参照） ➤ 病院での処置が必要な患者は、Mangango Hospital (Mission Hospital)に転送される。 ➤ 上記3ヶ所以外にも、1ヶ所Dr. Chokonbu Nyaye Hospitalが地区内にあるが、職員住宅、水施設、電気施設が未整備なため、Health Center としての機能は有していない。 ➤ 対象地域には医師は不在であるが、一般的には、下図のスタッフで構成される。スタッフ等の構成は、別紙参照。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> Doctor Clinical officer Nurse, Midwife, Environmental Health Officer, Lab Personnel, Clarified Daily Employee </div> ➤ 当該地域からの報告義務として、カオマ郡保健事務所へ報告を行う。 ➤ 主要な疾患は、下記の通り。 ①マラリア、②下痢、③咳、④貧血 ➤ 薬を含めて特別な治療以外（プライマリーヘルスケア）は、無料で提供している。しかし、現在医薬品はモングより2ヵ月に1回しか供給されていない。以前は月1回。薬品庫の整備・確保が課題となる。 ➤ コンゴ民出身のnurseも勤務している。法的手続き（ステータス）については未処理の段階ではあるが、保健医療の有する緊急性の点から元難民からも人材登用を行った。（アンゴラ人元難民の看護師も在籍。）		
【その他共有事項・今後の計画等】 ➤ 組織図及び人員配置を要確認： <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">以上</div>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日
日時	2017年8月3日（水）10時00分～10時45分	
場所	Kaoma District Council内執務室	
出席者	Koma District Planning Office Mr. Lukupwa 調査団：寺原、井上	
入手データ	カオマ市街地のレイアウトプラン（土地利用図）郡庁の組織図	
【打合せの目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ District Planning Officeの役割等の確認 ・ IDPなどの作成プロセス 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ カオマ郡の計画事務所には、Physical Plan承認の権限が無く、作成と承認は州のPlanning OfficeとPPAで行う。 ➤ DDPは社会経済計画で、2017-21のものを作成中である。SocioEconomic Plannerのポストはあるが、まだ空きポストで、担当はいない。 ➤ IDPは、社会経済計画と土地利用を合わせたもので、（資金があれば）州レベルでコンサルが作ることになっている。 ➤ カオマ市街の主要地区については、レイアウトプランを作成し、PPAによる承認されている（PDF入手済み）。 ➤ 年次計画(Annual Work Plan)について ➤ マユクワユクワの道路は、要望リストを作成して提出した。（注 予算はついていない。） ➤ 主な業務は調整と促進であり、道路維持管理は、Works & Supplyの業務。 ➤ 再定住地区は、Townshipには入らず、別枠の業務になる。また、区画割されたことは知っているが、図面はない。 ➤ 郡の下に16区(Ward)がある。 ➤ 同事務所には、Town Planner x2、Surveyor x1、Senior Health Inspector x1、Water and Sanitation Engineer x1が配置されている。 ➤ 郡の組織図は、下の通りである。ただし、これは一般的なものである。 		
 <p>The diagram illustrates the organizational structure of a town council. At the top is the Council, followed by the Council Secretary. An Internal Audit unit is shown as an advisory role. Below the Council Secretary are seven departments: Finance & Administration, Community Development & Social Services, Agriculture, Environment & Natural Resources, Development Planning and Information, Infrastructure Development, Health Services, and Education. A vertical label 'Chairman and C.' is on the left side of the department boxes.</p>		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日
日時	2017年8月3日（水）11時36分～12時00分	
場所	Kaoma District Council内執務室	
出席者	Mr. Pail Mulilo (Works Department, Civil Engineer) 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・ Civil Engineerの役割等の確認		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主に道路と建物を担当している。 ➤ 道路は、タウンシップ道路と農村フィーダー道路のメンテナンスをRDAと協働して行っている。その中でも小規模のメンテナンスを担当し、大きなものは、国の担当である。メンテナンスの規模は、コストによる。メンテのデザインはRDAによる。 ➤ タウンシップ道路はMoLGからの資金が来る。 ➤ 農村フィーダー道路は、RDAからの資金の流れがある。 ➤ 公共建築のメンテナンスは基本的に各部門の責任である。各部門のBuilding Departmentがあれば、そこに責任がある。当Civil Engineerは建築の際に、助言等を行う。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月4日
日時	2017年8月4日（金）10時30分～14時00分	
場所	Mayukwayukwa Primary School内及び現地	
出席者	Mr. Mukela Inambao (Deputy Headteacher) 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】		
・マユクワユクワの学校の現状について		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Mayukwayukwa Primary Schoolは生徒数1,118人。内訳は、ザンビア人（男162人、女175人、計337人）、非ザンビア人（男352人、女429人、計781人）。 ➤ 本小学校には、Grade 1～9の学生がいる。校舎はGrade 1～7とGrade 8～9で離れている。本来、小学校の対象学年は1～7。但し、前のシステムではBasic Schoolが1～9、High Schoolが10～12。その名残りに加え、Mayukwayukwa Secondary schoolが遠くて不便なため、8～9のクラスも本学校に併設されている。プログラムは同じ。 ➤ Grade1～6は2シフト、8～9は2クラスあるが全日シフト。 ➤ UNHCRが教員のトレーニングを実施しており、トレーニングを終了した教員が35名、本地区で働いている。 ➤ 再定住区の学校については憂慮している。現在あるShibangaとLyamunaleはメイン道路沿いにあり、端に配置された住民によっては非常に遠い。6歳程度の子供に、毎日片道20kmの通学は無理。 ➤ 再定住区内には、その他にコミュニティ・スクールとしてJacob Mphepo（UNHCRが日本の基金で昨年に建設）とChiyokomaがあるが、後者はUNHCRにより廃校となった（Shibanga Clinicの裏側にあった）。Chiyokomaに通っていた生徒はShibangaに通うようUNHCRより指示された。子供たちにとって通う距離が非常に遠くなり、不便となった。通学を考えるとJacobのように再定住区の内側に位置するのが望ましい。Jacobに校舎を増設し、トイレも設け（トイレが建設されていなかった）、教員を配置（現在2人のみ）してPrimary Schoolにすることが必要（現在、1*2の校舎、1*スタッフハウス、ボアホール【建設中】、トイレ【×】）。 		
【現地を確認】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Shibanga ⇒ Grade1～7、教員4人体制、生徒数は600人程度（モングのMoGEで入手した資料には教員7人、生徒数400人程度となっている。廃校となったChiyokoma Community Schoolの生徒がこちらの学校に転入する必要となったため）。 ➤ Lyamunale ⇒ 教員6人体制。 ➤ Jacob ⇒ 昨年、UNHCRが建設（日本の援助）。Grade1～4、教員2人体制。トイレが建設されず、仮設のトイレのみ。建設位置はCORが決定。 ➤ Chiyokoma ⇒ 建物は解体済み。政府から派遣された教員がおらず、教員の免許を持った教員が配置されていないことが廃坑の理由であり、UNHCRのサポートで仮の教員が配置されていたのみである。よって、UNHCRがサポートしなくなると教員がいなくなるため、UNHCRが廃校を決定したという経緯がある。 		
【現地での確認事項・その他】※ DORのJustinとの協議		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路工事で使用されているグラベルの材料確保について → 再定住区に近接して設置している携帯電話通信の塔があり、その脇で材料は確保可能。 ➤ UNHCRが実施した40kmの施工場所は資料として現場のDORは入手しておらず。現地の施工状況から、40kmの施工が実施されていないと想定されるとのこと。 ➤ 学校建設については、今後、郡のMoGEに働きかけを行い、予算化の必要がある。 		

- 小学校4校について、2校は整備済との認識。Jacobを小学校に昇格させる計画かどうかは現場のDORには不明。MoGEに確認が必要。残る1校については、建設予定ロット等が決まっていない（URBAN CENTER内を想定とのこと）。計画4校について、誰が決定したかは不明。
- 中学校整備の認識は現場のDORにはあり。場所としてはURBAN CENTER内を想定。
- Shibanga Clinic : Lot 1112、Lyamunale Primary School : 1138、Office Plot : 1123, 1125、Jacob Community School: 282（Service Plot 12の中に含まれているとのこと）。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日
日時	2017年8月8日（火）14時20分～15時30分	
場所	Ministry of Local Government (MoLG) 2階 局長室	
出席者	地方政府省 (MoLG) 施設計画局 (Department of Physical Planning) Mr. Chibwe (Acting Director) , Mr. Mkumbu Siame 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】 ・計画プロセスの役割等の確認		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ PPA (Provincial Planning Authority) について：2015年の法改正で役割が大きくなった。ルサカ、東部、中部、ムチンガ各州からは、PPAの候補メンバーの名前がMoLGに上がってきており、それをMoLG大臣が承認する。北部州、北西部州からは、名前が挙げられてきておらず、正式なPPAは成立していない。 ➤ PPAの下に技術委員会 (Technical Committee) が設けられ、州の場合は、PP、土地、測量、DOR、防災の各部局からなる。小さい計画であれば、ここです承される場合もある。 ➤ メヘバ・マユクワユクワの2地区はレイアウトプランのみであり、土地利用計画は含まれていない。再定住地区の計画は州プランナーが担当しており、ルムワナの計画では農業地区となっている。 ➤ 郡からの優先プロジェクトの作成に関してガイドラインを作っている。MTEF (Medium Term Expenditure Framework) があり、中期的 (3年) 程度の予算は当ガイドラインに沿うこととなる。 ➤ セクター計画が乱立したため、7NDP以降、郡ではIDPに一本化することとなっている。これは、10年有効だが、5年ごと (大統領任期に対応) に改定する。IDPはPPAが承認する。DDPで、社会経済計画のみのものは古い形であり、現在は作成不要である。 ➤ Regional Development Planは複数の行政領域に対応するもので、いつも作られているわけではなく、必要に応じて作成する。州開発計画 (PDP) は必ずしも必要なものではない。郡では、Local Area Planが土地利用計画などを定める。 ➤ 建築許可は、シティカウンスル (大きな都市で、計画権限あり) とPPAが出している。 ➤ 土地利用計画は、本来広く公開すべきものであるが、実際にはほとんど知られていない。 ➤ 高さ制限も極めて限定的だが存在している。 ➤ 2015年に、ソルウェジ郡が3分割されるなど、随時郡の数は増えている。現在は、111郡、6シティカウンスル、13ミュニシパリティがある。シティカウンスルとミュニシパリティには、計画権限がある。 ➤ GIZからは、南部の州の計画支援をしてもらった。 ➤ 施設計画局のGISデータは、故障や水没等で、完全に失われてしまった。 ➤ MoLGの現在の部局構成は、以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> ①Dept. of Human Resources and Administration ②Dept. of Local Government Administration ③Dept. of Physical Planning ④Dept. of Housing and Infrastructure Development (→Dept. of Municipal Infrastructureとなる) ➤ 州のProvincial MinisterとPermanent Secretaryは大統領の指名による。 ➤ Public Service Commission (PSC) が国及び州の職員を募集、採用、配置する。 ➤ Local Government Service Commission(LGSC)が、郡の職員を募集、採用、配置する。 (注：PSC、LGSCいずれも国の機関)		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日
日時	2017年8月9日（水）09時00分～09時30分	
場所	土地自然資源環境保護省（MoLNR: Ministry of Lands, Natural Resources and Environmental Protection）測量局長室	
出席者	同省 測量局 (Department of Survey) Mr. Leonald Chunga, Acting Surveyor General (leonardchunga@gmail.com) Mr. Jonathan Kaoma, Principal Land Surveyor (kaomajonathan@yahoo.com) Mr. Mkniya Mooka, Principal Land Surveyor (Mapping)(musiya.mooka@mlnrep.gov.zm) Mr.Emmanuel Tembo, Project Manager, National Spatial Data Infrastructure (maxwellconsult@gmail.com) 調査団：寺原、井上	
【打合せの目的】 ・再定住区の測量方法、境界杭の設定について		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 境界杭（Beacon）の設置は、測量局の責任で実施している。マユクワユクワは砂地なので、1週間程度で埋まってしまう。杭は鉄製で、1メートル程度土に埋めている。 ➤ 測量に関しては、紙地図はすべて（WGS84ではなく）Clarke1880という測地系を用いており、コントロールポイント（測量基準点）もある。 ➤ メヘバ、マユクワユクワいずれも測量済みであり、区画割にも関与した。 ➤ マユクワユクワの1,300区画について、Survey Diagramを作っている。これは州の測量局の業務であり、手作業で行っている。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月11日
日時	2017年8月9日（木）18時30分～18時50分	
場所	UNHCR	
出席者	Mr. Keshab Shrestha（Senior Programme Officer）、片山、ポリー	
【打合せの目的】		
・ UNHCR予算の把握		
【協議内容】		
<u>居住許可証発行支援に係る特別予算</u>		
	2017	2018
Payment of Residence Permits	500 000 USD	0
For former refugees		
この予算は2017年12月31日までに使用する必要がある。来年度予算に引き継ぐことはできない。		
<u>UNHCR運用・プログラム予算</u>		
Annual Budget	2017 (USD)	2018 (USD) (Estimated as per available funds)
Programme Maintenance and supporting of line ministries*	3.5 million	2.8 million
Minimum Operational Requirements costs	1.2 million	1.2 million
Total	4.7 million	4 million
予算削減		700 000
*ライン省庁に割り当てられた予算には、奨学金、コミュニティ・スクール、教員の給与支払い、行政職員へのインセンティブ（健康、教育、農業、コミュニティサービス= 700,000 USD /年）、健康、教育活動、弱者への現金ベースのインセンティブCBI）。		
<u>予算削減による劇的な変化</u>		
① 予算削減に伴い、UNHCRはLISキムに関わる活動から離脱する。		
② LISキムの学校、診療所、水などの管理、MoLG及びライン省庁に任せる。		
③ 弱者（元難民）はUNHCR弱者リストから取り除かれる。サンビアのSocial Cash Transfer Programme に引き渡す。		
④ CBIシステムを変更する。難民弱者に毎月1人あたり100 KWACHAの代わりに毎月300-500KAWCHAの現金を世帯毎に渡す。		
【その他共有事項・今後の計画等】		
メヘバ・マユクワユクワ・保健省・メヘバMoCDSSのANNUAL WORKPLANを入手		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月24日													
日時	2017年8月10（木）08時00分～09時30分														
場所	地方自治省(MoLG) 地方インフラ局 事務室														
出席者	同省 地方インフラ局(Department of Municipal Infrastructure) Mr.Philly、Mr. Richard 調査団：寺原、井上														
【打合せの目的】															
・ MoLG同局の道路等インフラ整備へのかかわりについて															
【協議内容】															
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 同局は、憲法の規定により、タウンシップ道路、農村フィーダー道路に関する責任を負っている。郡に予算があれば、自前で整備できるのだが、実際に、かなりの部分は、RDAに依存している。 ➤ 郡→州→MoLGと要請が上がり、優先順位をつける。調達もMoLGで行う部分もある。入札書類も、州、郡で用意するが、設計はコンサルが行っている。調達ルールはZambia Public Procurement Act (ZPPA)に基づき、50万ZMKまでが、郡、それ以上が、州や国の調達による。 ➤ 道路に関する政策等のデマケは、以下の通り。 															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">カテゴリ</th> <th style="width: 17%;">政策</th> <th style="width: 17%;">実施</th> <th style="width: 33%;">財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Main, Trunk, District</td> <td>MID</td> <td>RDA</td> <td>NRFA</td> </tr> <tr> <td>Rural Feeder, Urban (Township)</td> <td>MLG</td> <td>MLG/LRAs</td> <td>NRFA</td> </tr> </tbody> </table>				カテゴリ	政策	実施	財源	Main, Trunk, District	MID	RDA	NRFA	Rural Feeder, Urban (Township)	MLG	MLG/LRAs	NRFA
カテゴリ	政策	実施	財源												
Main, Trunk, District	MID	RDA	NRFA												
Rural Feeder, Urban (Township)	MLG	MLG/LRAs	NRFA												
<p>道路以外では、公設市場、固形廃棄物処理、衛生、消防、バスターミナルなどを整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路維持管理は、郡の責任である。予算が無いというが、民間の持つトラクターにグレーダーを付けるなどの低コストで行う方法もある。郡が直営で行う方法もある。 ➤ しかし、資金が無いので、中央政府に予算請求をしてくる。 ➤ LBT (Labor Based Technology)を利用する方法もありうる。交通量が少ないなら、人々の力を発揮し、低コストでできるのでよい。ただし、作業監理が難しい。その場での生計より収入が多くなってしまうこともある。WFPが都市近郊自助プロジェクト(Peri-Urban Self Help Project)として、日照りなどの災害時にFFW(Food for Work)ベースで実施したこともある。7月から10月の乾季であれば適切である。 ➤ 成果ベース道路維持管理 (Performance Based Road Maintenance)は、ルサカでのみ導入された。今後増やしていくことも考えているが、予算次第である。 															
以上															

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月13日
日時	2017年8月10日（木）14時40分～15時30分	
場所	UNDP会議室	
出席者	UNDP：Mr. Daniel Garcia (Associate Durable Solution Officer, Transition to Sustainable Resettlement –UNHCR/UNDP, UNDP配属) JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、井上、ポリー、片山、大西	
【打合せの目的】		
・調査結果にかかる確認事項等		
【協議内容】		
・UNDPの事業計画文書		
➤ 現時点においてUNDPとしてのLI事業にかかる計画文書は「Integrated Annual Work Plan 2017 (Sustainable Resettlement Programme of Former Refugees in Zambia)」(5年間、2017～2021年)のみである。		
・郡開発計画 (District Development Plan) との調和について		
➤ Area Development Plan (ADP) は総合開発計画 (IDP: Integrated Development Plan) を構成する計画となる。Area Development PlanとUNDPのIntegrated Annual Work Plan 2017の調整について、在ザンビア日本大使館も同席して8月15日（予定）に協議を行う予定である。		
➤ メヘバ再定住スキームを含むカルンビラ郡については、比較的新しい郡として郡行政の体制が確立されておらず、ADPを統合してIDPとして整理していくことは困難であろう。この点からも、ADPとIDPの中間に、やはりWard (Ward Development Committee) の設置が必要であると考える (UNDPの計画文書にはその支援のための予算が含まれている→項目1.1.12: Establishment of Area/Ward development Committees)。		
・土壌調査及び伐開・区域境界の特定にかかる調査について		
➤ 土壌調査：現在、調査を実施中。調査は、“Mapping of external boundaries”と土壌調査 (“soil suitability study”) で構成される (調査自体は年内に完了)。		
➤ 備考：土壌調査にかかるコンセプトノート (UN Zambia, 13 July 2017) より、対象は実施済みのBlock Hの一部、Fを除く残りの部分で、面積にして26,000 ha相当。“Mapping exercise”に10日間、土壌調査に21日間を実施期間として計画、予算は各々でZMW 25,463.33及びZMW 199,226.46となっている。“Mapping exercise”については、異なる機関 (ZARI、UNHCR、Physical Planning and Housing) により作成されてきた既存のデジタルマップソースの統合、汎用化を目指し、測量局の標準仕様に基づいて地図を作成することになっている。		
・伐開・区域境界の特定にかかる調査：		
➤ 調査の主たる目的は、① “Physical Cutting”として伐開、区域境界の特定 (<i>external perliameter boundaries of the Meheba</i>)、②違法にLIサイト内に移住した世帯の特定 (<i>identify and register illegal settlers in the Local Integration area</i>) となる。予算は未だ執行段階にない。理由は、UNDP本部 (ニューヨーク) における決済手続きに時間を要しているため。また、関連する周辺事情として、米国 (USAID、米国国務省人口・難民・移住局 (PRM)) 側は自国の国情に鑑み、難民の受入れから資金面での支援にシフトさせたい意向もある模様。		
➤ 2017年9月には、上記事案についてVIP Mission (日本大使館参加予定) の場で協議が予定されている。ザンビア政府は未だ日程を確定していない。PRMのRegional Representativeも参画を予定している。		
➤ メヘバにおける調査結果に基づき、DORでは再定住スキームと隣接するチーフダムのうち1領		

域との間にフェンスを設置することも検討している。設置費用について、DORはUNDPからの拠出を求めている。

- 区割りに関する事項：現在、LIサイト内において同一家族内で夫婦・子息（18歳以上）の間で各々がプロットを申請し、移住しているケースがある。2015年の移住世帯にはこのような事例がみられたが、2016年に入り、センシティブな課題ではあるが、不公平な配分として問題視されるようになった（Completely unfairと表現）。事実、元難民+ザンビア人に割り当てるプロット数も十分ではない。また、区割りの結果、農業的な生産性が低いと住民に考えられているエリアもあるようだが、一つのオプションとしてCommon farm blocksといった圃場区を設けることも考えられる（Daniel氏の見解）。

・コンゴ民主共和国における政情不安定にかかる難民流入リスクについて

- 2017年末までに大統領選挙の実施が予定されているコンゴ民主共和国（現職カビラ大統領）において、政情不安が深刻化すれば数万人単位で難民がザンビアに流入してくることも考えられる。ザンビア政府側の準備体制に関し、大きな青写真を掲げるだけでは現実に対処することは厳しいだろう。起こり得る状況を予見して対処していくことが重要と考える。こうした事案も考えれば、メヘバ及びマユクワユクワの各地区の開発、連絡強化（インフラ整備を含めた意味）が望まれる。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年8月20日
日時	2017年8月11日（金）14時30分～16時00分	
場所	DOR会議室（ルサカ）	
出席者	副大統領府再定住局 Mr. Mubau Sendoi（Chief Planner） JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、井上、ポリー、片山、大西	
入手データ	JICA本邦研修においてDOR Chief Plannerによって作成された以下の各研修成果内容（2015年12月）： ①Lessons Learnt from Participatory Community Development for Practitioners for Reconciliation and Creation of Society for Coexistence Course undertaken in Japan（MS-Worldファイル） ②Pre-study Inception Report for Department of Resettlement, Zambia（Prepared and presented by M. Sendoi Chief Planner）（MS-Powerpoint〃） ③Short Term Action Plan for Local Integration of Former Refugees（MS-Excel〃）	
【打合せの目的】		
・調査結果にかかる確認事項等		
【協議内容】		
・土壌調査周辺事項について		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査の計画、実施は全て DOR が監督している。 ➤ DOR 及び MoA ザンビア農業研究所（ZARI: Zambia Agricultural Research Institute）は次週（8月14日～の週）よりメヘバ再定住スキームにおいて土壌調査を実施する予定（対象は実施済みのBlock H 一部、Fを除く残り部分、面積＝26,000 ha）。現場調査完了後、報告書の準備には2～3週間を要するものと考えている。DOR は地図作成（Mapping exercise）を担当し、その中心は Senior Land Use Planning Officer（Ms. Mimba Mweene）となる。ZARI は実地の土壌調査（土壌断面調査ほか、soil suitability study として）を担当する。実施予算は UNDP の拠出。 ➤ Local Area Plan（総合開発計画（Integrated Development Plan）に含まれる区単位で作成する開発計画、インフラ・土地利用計画、路線図などまでを含めた計画）について、計画策定にかかる DOR としての調査予算はない。これに関連して、メヘバ及びマユクワユクワ各地区における区割り・土地利用について、当初は、UNHCR の資金によって MoLG 計画局（Department of Physical Planning）と MoLNR が主体となって調査を行ってきたが、関連データの蓄積状況は不良であり、DOR の関与、相互の連携は十分であった。難民居住区・再定住区を包括する地域計画（Local Area Layout Plan）の策定には更なる調査が必要になるため、UNHCR より資金が提供されることを望んでいる（Chief Planner の意見）。 ➤ 土壌調査＝Soil Suitability Survey と表現しているが、個人的な理解に基づけば、“Land”の方がより包括的な意味をなすものとする（本人は、“Land” means much more than “Soil”...と表現、以下において Land Suitability Survey と表現する）。 ➤ “Land” Suitability Survey は、土壌に対する評価（soil assessment）と将来的な土地の利用可能性に対する調査（“土地利用可能性区分”ともいえる、原表現は land capacity assessment）にかかる情報をアウトプットとして提供することになる。 ➤ 調査の主たる目的は、可耕地（arable lands）か非可耕地（non-arable lands）といった土地の農業利用としての適性を判定、マッピングを行っていくことにある。 ➤ “Mapping exercise”については、異なる機関（ZARI、UNHCR、Physical Planning and Housing）により作成されてきた既存のデジタルマップソースの統合、汎用化を目指し、測量局の標準仕様に基づいて地図を作成することになっている。 ➤ 現在まで、ブロックベースでの土地利用計画が検討されているが、将来的には Block E・F・G・H といった区分を取り払い、単に“Resettlement Scheme”として一元的に位置付けられていく 		

ことが望ましい。

・今後の展望にかかる事項

- マユクワユクワについて、現況では、同一家族世帯内での二重のプロット申請（夫婦別々ほか）も影響し、区画数（plot allocated）の数は現地統合／移住スキーム対象者（世帯数）に比して十分ではない。この対策として、メヘバへの移住（再定住）を提案する、あるいは、マユクワユクワの北西 80km に位置するドングエ再定住スキーム（Dongwe Resettlement Scheme）にメヘバとマユクワユクワの移住対象者について土地を割り当てる事も考え得る。しかし、5～7 年前に開始された同再定住区（＝15,000 ヘクタール）について、現時点での定住者は 100 の区画割りに対してわずか 7 世帯。学校やクリニック、整備された道も未だ無く、必然的に、再定住区における再定住世帯の占有率（%）は低いままである。定住にかかる意志“Willingness to settle in the scheme”は重要である。
- ドナー機関がドングエ再定住スキームの開発にも関心を持てば、マユクワユクワの区画不足を解決することができるかもしれない。
- DOR としては、メヘバとマユクワユクワの各再定住スキーム（Resettlement Scheme）を国内の他スキーム（90 箇所程度）と比べて特別な位置付けだとは考えていない。元難民・難民にかかる課題との関わりから、特別なスキームであると考えているのが国際機関といえる。その結果、ザンビア人申請書の中には国際機関より多くの投資が見込まれる当該の 2 スキームにおいて区画を所有することを熱望する者もある。事実、他スキームに比べてメヘバとマユクワユクワにおけるインフラ整備状況は良好である。
- 各スキームが設立後の 30 年程度の間完全に政府の支援から独立した状態が再定住計画の成功であると Mr. Sendoi は考えている。
- JICA による介入、支援（Technical Cooperation）について、特に目新しい活動を創り上げる考えはない（Chief Planner のコメントとして“*No intension to create something new*”）。根本的な問題は、適切な土地利用の計画策定に必要な測量・調査関連機材や関連スタッフの不足にあると考えている。マユクワユクワにおける土地区画の二重配分（同一家族世帯内における）の問題からは、ZARI や MoLG 計画局（Department of Physical Planning）において土地区画・配分に関わる情報の管理状況が不良である点も伺える。
- DOR の製図担当者（cartographer）が 2002 年に亡くなった後、予算が凍結され人員の補填はなされていない。政府機関ポストのうち、予算削減のために 25% は空席となっているといわれている。日本政府の支援によって製図担当ポストが復活することを望んでいる。
- 本邦研修で作成した行動計画（Action Plan）を共有する。短・中・長期的なアクションプランの内容として、主旨は、適正なマッピング、計画（土地利用等）、土地調査（land survey）、現場課題・対応策の抽出、土地所有情報管理・評価にかかるシステム、情報管理システム（MIS: Management Information System）ならび地理情報システム（GIS: Geographic Information System）ツールの各運用等々、これらにかかる DOR の能力強化、関連する有資格人材の養成となる。

・再定住スキームにおいてザンビア人が土地区画（プロット）を取得するための手続き（確認）

- ① Provincial Resettlement Officer が、スキーム近傍のホストコミュニティに対してセンシタイゼーションを実施する。土地の取得にかかる公募情報はラジオ局を介して伝達される。
- ② 関心のある者は、Provincial Resettlement Officer 経由、50 クワチャで申請書を購入する。
- ③ 記入された申請書は、Provincial Resettlement Officer によって精査、受理されたのち保管される。
- ④ 当該の申請書は、Provincial Government Office の P.S. が議長を務める Provincial Allocation Committee（メンバーは 15 名）の審査を受ける。
- ⑤ 取得候補者の最低必須要件：失業者（正規雇用者）、身体障害者、移転を余儀なくされたもの、正規雇用者（fully employed）で 45 歳以上の者。
- ⑥ Provincial Allocation Committee による候補者に対する面接の後、適合となった候補者は、Resettlement Officer 立ち会いのもと割当を行う区画を確認するよう指示を受ける。

- ⑦ 現地受入れに際し、候補者は、1年半以内に当該区画の利用を開始する旨を規定する“Letter of Occupancy”の発行を受ける。上記期間を超えてアクションがとられない場合、当該区画は候補者ではなく別の誰かの土地として当てられることになる。
- ⑧ 通常、Resettlement Officerは、1年半後に実施監査（farm audit）を実施することになっている（現実、財政的手段の欠如により実施困難となる可能性もある）。
- ⑨ 候補者が割り当てられた土地を2年の間継続して農業等の実質的活動を行うことが証明された場合、Commissioner of Land（MoLNR）の再定住スキーム担当者の勧告を受け、土地の権利証書（Landtitle Deed）を申請することが可能となる（“Landtitle Deed”は、銀行ローン等の担保として利用可能）。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日時	2017年8月17日（木）	
場所	RDA North Western province office (RDA : RDA office) North Western province Physical Planning (MoLG : Ministry of Local Government office) North Western province Department of Survey (MoL : Ministry of Land and Natural Resources office) North Western province Department of General Education (MoGE : Ministry of General Education) Meheba Boarding Secondary School	
出席者	Mr.Manda Ndabane (Regional Manegaer North Western Province) 【RDA】 0965-759-025 Mr. Chipawa (District Administrative officer Kalumbira) 0964-372-636 Mr.Chrince Holland Mulanga (Field Surveyor) 【MoLG】 0977-863-622 Mr.Luwaya Humphrey (Senior Planning Officer) 【MoGE】 0977-706-289 Mr. Kawang's James (Head teacher Meheba Boarding Secondary school Education Field Coordinator UNHCR/GRZ EDUCATION PROJECT) 調査団：井上	
入手データ	以下	
【打合せの目的】 ・公共建築物に関するザンビア国内での標準的な考え方		
<RDA> ・メヘバ地区に関連する地域開発は、District Administrative officer (Mr.Chipawa) に確認するのが良い。→Manyamaを中心とした鉱山主導による開発計画あり。事業実施のための財政的な手当がまだ。しかし、一部の店舗はそのレイアウトに合わせて移動している (MrChipawa)。レイアウトはPhisycal Planningで入手可能。		
<Phisical Planning> ➤ 以下の資料を入手。 ・Maheba and Lumwana開発計画図		
<Department of Survey> ➤ 以下の資料を入手。 ・MAHEBA 2016 PLACED BEACONS (図面) ・Maheba Site Plan_edits (図面) ・Final Maheba 2016 Report (座標データ) ・MAHEBA CONSISTENCY PHASE 2 FINAL (座標データ)		
<Department of General Education> ➤ 以下の資料を入手。 ・2.FINAL PRINTED VERSION of Standards and Evaluation Guidelines, 9th April 2015 (ガイドライン)		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日時	2017年8月23日（水）	
場所	Road Development Agency (HQ Planning Office)	
出席者	Mr.Mwaka CHILALA BEng (Civil & Environmental) 【RDA】 調査団：井上	
入手データ	以下	
【打合せの目的】 ・フィーダー道路の基本的考え方等		
【フィーダー道路】 ➤ Our typical cross section for feeder roads is for a minimum of 5.5m carriageway. Road Reserve on our feeder roads is 18m (9m on each side of road from centre line). ➤ Our pavement structure on feeder roads is typically 150mm gravel wearing course, 150mm base/subbase and subgrade is dependent on type of material in area.		
【D792について】 ➤ Road D792 is part of the “UPGRADING TO BITUMINOUS STANDARD OF 270KM OF THE KATUNDA (M9 Junction) – LUKULU- WATOPA-M8 (D792/D5570) ROAD IN THE WESTERN PROVINCE OF ZAMBIA” Project under Phase 2 of the Link Zambia 8000, designs were completed prior to tendering for works.		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日 時	2017年8月23日（水）	
場 所	Western province Physical Planning (MoLG : Ministry of Local Government office) Western province Department of Survey (MoLNR : Ministry of Land and Natural Resources office) RDA Western province office (RDA : RDA office) DOR Mongu Office Western Province Department of Health (MoH : Ministry of Health)	
出席者	Mr. Kufuna SEKE (Provincial Planner Western) 【MOLG】 0979-314-702 Mr. Mouses Chitombala (Senior Engineer) 【RDA】 0977-312-837 Mr.M.Mubita (Planner Building Engineer) 【MoH】 調査団：井上	
【打合せの目的】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ マユクワユクワ地区内での活動内容等の確認 <p><Physical Planning></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の資料を入手。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Draft Guidance on Preparation of IDPs (2)（ガイドライン） ・ MONGU IDP 2016（報告書） <p><Department of Suevey></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の資料を入手。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マユクワユクワの全街区座標（報告書含む） <p><RDA Western Province Office></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の資料を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フィーダー道路の標準横断図 ・ フィーダー道路の標準舗装及び標準舗装構成 <p><DOR Mongu Office></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の資料を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Report of The Chief Planner's Monitoring Visit to Western Province 15th May 2017 <p><MoH Mongu Office></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の資料を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Health Post、Health Centreの標準レイアウト、標準構造図、標準整備費 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月1日
日時	2017年8月25日（金）10時30分	
場所	Kaoma District Education BOARD（MoGH:Ministry of General Education office） Kaoma District Health（MoH:Ministry of Health office）	
出席者	Mr. Kanchala M. Mobby（Assistant Building Officer）【MoGE】 Mr. Stephan NKHATA（Senior Enviromental Health Technologist）【MoH】 Ms. Priscu Jlubonne Enviromental officer）【MoH】 調査団：井上	
入手データ	Primary School、Secondary Schoolの標準構造図等	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・マユクワユクワの教育施設の現状把握 		
<p><MoGE></p> <p>【既存施設の概要】</p> <p><Mayukwayukwa Secondary School></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Administration Block：1 ・Assembly Hall：1 ・Classrooms：12 ・Laboratories 1x2：2 ・Home Economic Block：1 ・Staff Houses：21 ・Girls Dormitories：4 Blocks ・Boys Dormitories：4Blocks ・Dinning Hall：1 ・Sick Bay：1 ・Tuck Shop：1 ・Ablution block Boys：1 ・Ablution block Girls：1 ・Sewage pool：1 ・Kitchen：1 <p><Lyamunale Primary School></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Classrooms：5 ・Staffhouses：5 ・Toilets：8 at the classes ・Staff Toilets：5 at the classes <p><Shibangana Primary School></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Classrooms：7 ・Staffhouses：4 ・Toilets at the classes：2 double ・Toilets at the houses：3 with showers <p><Kalunau Primary School></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Classrooms：5 ・Staffhouses：3 semi-permanent ・Toilets for pipiles：2 double 		

< Kashinzi Primary School >

- Classrooms : 3
- Staffhouses : 1 semi-permanent
- Toilets for pipiles : 4 double

< Kapili Primary School >

- Classrooms : 4
- Staffhouses : 2 semi-permanent
- Toilets at the classes : 1 double

【将来要望】

< Jacob mpembo community school >

- Classroomsが2教室のみ。

【学校施設の標準レイアウト】

- Secondary School : Mayukwayukwa
- Primary School : Chilomba

< Chilombo Primary School >

- Classrooms : 13
- Staffhouses : 6
- Toilets : 8
- Borehole : 1

< MoH >

- Kaoma Districtl Plan 2017-2019 (Final 3)の入手。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日時	2017年8月28日（月）15時00分～16時00分	
場所	DOR事務所	
出席者	副大統領府再定住局（Department of Resettlement／DOR） Mr. Mubau Sendoi JICA：前川専門家 調査団：佐藤、片山	
1. 打合せの目的		
・ 現地調査結果の共有、次回渡航の日程。		
【協議内容】		
<p>現地調査ならびに関係機関からの聞き取り調査から得た現状、ならびに対策（案）を共有した。</p> <p>➤ 手続きの改善：関係機関がそれぞれに情報を整理しているものの、一元的に管理されていない。そのため、適切な対応が出来ないのが現状である。加えて、どこの区画に既に定住している等、区割りと関連する情報も整理されていない。このため、インフラ整備が定住の進捗に併せて適切に実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一元管理を行うためには、DORへ集まる情報を随時更新していく必要がある。集まる情報は、簡単に修正や加筆が出来るエクセル等のシートに保管する。ここで整理する情報は、法的手続きに係るもの、定住スキームに関する情報とする。 ・ インフラ整備は、一度に必要な施設を全て整備することは予算的に困難である。したがって、再定住者の移住に併せて、順次必要なインフラを整備することが求められている。これに対処するため、地図情報として上述の情報を参照できるシステム構築が必要となる。 ・ 地図情報（GISによる）：想定されるMIS（Management Information System）は、①地図上のPlot番号をクリックすると、法的移行に関する情報、および世帯に関する情報が確保でき、かつ②Plot番号を入力すると、どの区画であるかを地図上でハイライトするようなシステムが提案される。 <p>➤ インフラの状況</p> <p>特に道路の整備に遅れがみられる。</p> <p>インフラの整備は、一度に全ての施設を整備することは難しいので再定住による人の動きに合わせて進めるのがよい。このためには、地域毎に優先順位を付け、優先順位に合わせた移住およびインフラ整備を実施するよう年次計画を策定し、これに合わせて順次施設も整備するのが効率的である。</p> <p>➤ DORからの要望：現在2州を対象としているが、DORには本調査対象の2州以外にもスキームマネージャーを各州に配置している。情報管理のシステム等、他のスキームで活用出来るものに対しては、他州のスキームマネージャーも対象としたいとの意向であった。</p>		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日時	2017年8月28日（月）	
場所	Road Development Agency (HQ Planning Office) MoGE (HQ Planning Office) MoH (HQ)	
出席者	Mr.Mwaka CHILALA BEng (Civil & Environmental) 【RDA】 Mr.Lawrena Musonda (School Infrastructure Section Architect) 【MoGE】 0955-806-536 Mr.Mwale Habakuku (Human Resources Management) 【MoGE】 0965-633-750 Mr.I.Mang'elele (Dupty Head School Infrastructure Section) 【MoGE】 0979-049-800 Ms.Kaku Mwadelo (Chief Planner Infrastructure) 【MoH】 調査団：井上	
入手データ	以下に記載	
<p>【打合せの目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の趣旨説明 ・ザンビアにおける標準設計資料等の入手 		
<p><RDA></p> <p>今年度に実施した別プロジェクトでの工事価格の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ USD40,000 to rehabilitate 1 km of a gravel road (minimum of a new sub-base/base and gravel wearing course; ➤ USD2,000 per km per year for maintenance of gravel road; ➤ USD486,000 per km of a low volume bituminous seal road; and ➤ USD1,500 per km per year for maintenance of bitumen sealed road. ➤ Estimate of between K500,000 to K1,000,000 per metre of bridge length. The lower estimate of K500,000, or say K600,000 can be used for simpler structures such as short span bridges or composite bridges (concrete/steel). The simpler structures are the ones typically found on Feeder Roads. K1,000,000 is used for more complex structures such as those with concrete girders. ➤ Example of cost estimate of 150m bridge (Mufuchani Bridge) US\$ 4,671,788 ➤ フィーダー道路の標準断面図入手。 ➤ D792号線の報告書（図面含む）一式入手 ➤ その他、設計事例や標準構造図の資料入手。 <p><MoGE></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Primary School及びSecondary Schoolの以下の資料を入手。 <ol style="list-style-type: none"> 1.標準レイアウト 2.標準構造図 3.標準単価 ➤ 教員の配置については、MoGEの出先担当者が現地視察を行い、District側で必要な教員の配置数等を確認し、中央側に要請する。 <p><MoH></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Health Post及びHealth Centreの以下の資料を入手。 <ol style="list-style-type: none"> 1.標準レイアウト 2.標準構造図 3.標準単価 		
		以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年9月4日
日時	2017年8月29日（火）14時30分～15時30分	
場所	UN Habitat	
出席者	UN Habitat：Mr. Moonga Chilanga 調査団：佐藤、片山	
入手データ	家屋支援設計図 裨益者選定クライテリア等	
1. 打合せの目的		
・ UN Habitatの今後の活動及び計画への介入の有無確認等		
【協議内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再定住区で活動しているUN機関は、UNDP、UNICEF、UN Habitatの3つである。 ➤ UN Habitatの2017年の活動は、以下の3つである。 <ul style="list-style-type: none"> ① プロットデマケーション（ブロックF） ② 家の建設支援 ③ 道路整備（ブロックF） ➤ ①プロットデマケーションについては、ブロックFで計画分の150プロットを既に完了している。③道路整備については、20kmを計画しているがまだ開始していない。ブロックFのみを対象としているわけではないが、ブロックFでは、プロットの割り当てが完了している地域にも人がまだ移住していない状況であり、移住を促進したいと考えている。②については、これまでUNHCRの資金援助のもと、Habitat for Humanityが両サイトで社会的弱者150世帯、それ以外の世帯を150世帯選定し、それぞれ家屋建設支援、家屋建設のための資機材供与を行ってきたが、持続性を考慮した実施方法にはなっていなかったと考えている。そのため、UN Habitatでは、社会的弱者の中からメヘバで10世帯、マユクワユクワで5世帯をパイロットとして選出し、デモンストレーションを実施、デモンストレーションの実施内容が継続されることを狙う計画としている。持続性を担保するために、現地で調達できる資材、労働力を活用する。社会的弱者自身も実際の作業には加わってもらう必要があり、労働対価として社会的弱者自身も現物支給等による貢献が求められる。家屋建設のシステム構築が目的であり、社会的弱者のみならず、健全者を含めた全ての人に参考されるような方法を組み立てて行く必要がある。Habitat for Humanityの支援では、家の強度が弱かったことも改善する必要があり、インターロッキングブロック（セメントを混ぜる）の作成を考えている。裨益者の選定に際しては、MoCDSSが所有しているCBI（Cash-based interventions）対象者のリストから、所定のクライテリアに基づいて、DORの各サイトスキームコーディネーターが中心となって選定した。少々進捗が遅れているが、近日中に選ばれた社会的弱者との対話を開始していくこととなっている。 ➤ 2018年の活動については、現在案を作成中である。基本的には2017年の活動と同様のものを継続していく。現在、メヘバではDOR、Surveyor、MoAによって境界のカットングが行われているほか、MoAによる土壌調査が完了した。ザンビア側が実施すべき作業も進んでおり、2018年にはブロックFにおいて、新たに500のプロットデマケーションを実施予定である。また、デマケされるプロットと保健施設や外部をつなぐ道路の整備を検討している。具体的には、メヘバ50km、マユクワユクワ20kmの再定住区内メイン道路をグラベル舗装する計画である（メヘバにおいては、幹線道路（T5）からブロックF、ブロックHを通して、幹線道路（T5）沿いのマニヤマの方に抜ける計画図）。 ➤ 両サイトの全体計画の必要性についても認識しており、UNDPと共同で2018年から全体計画の策定に取り掛かることとしている。両サイトの全体計画は郡のIDPに取り込まれ、最終的にはカウンシルがそれら情報を扱うように仕向けて行くことが求められる。 ➤ 移住が進まない理由の一つに、散居形態が指摘されているが、UN Habitatとしては現地政府のやり方、規約を遵守する方針を取っている。DORが他にも再定住スキームを実施している中、 		

両サイトのみを別物にはできない。但し、DORからの提案がある場合には、DORと協議のうえ、検討することは可能である。活動の中身として、関係機関のキャパビルを掲げているわけではないが、計画だけでなく実施においても、現地政府と共同することで能力向上が果たされ、持続性が担保されるものと考えている。

以上

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年10月4日
日時	2017年10月4日（水）10時30分～11時00分	
場所	Ministry of Community Services and Social Services (MoCDSS) Lusaka	
出席者	Mr Cosmas Lukupulo Director of Community Development 097 545 1360, Mail: lukupulo@gmail.com Ms Nasiba Nyambe Chief Community Development Officer 097 781 7376, Mail:nasibanyambe@yahoo.com 調査団：佐藤、寺原、ポリ	
入手データ	プログラムのパンフレット：5つ	
1. 打合せの目的 ・本調査の趣旨説明 ・ザンビアにおける社会的弱者について		
【協議内容】 社会的弱者の定義は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性は雇用のない世帯主(19-64 歳) ✓ 孤児 ✓ 18 歳未満の子供の世帯主 ✓ 終身で病気の世帯主 ✓ 障害のある世帯主 ✓ 失業した若者世帯 ✓ 65 歳以上の高齢者世帯 社会的弱者のためのプログラムとして、以下の支援が行われている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. Food Security Pack Programme (FSP) 対象となる弱者：1ヘクタール未満の土地と十分な労働力がある。 目標：作物の生産性・栄養を通じた貧困削減 援助期間：2年間。 UNHCRの支援で同じプログラムが難民のためにMehebaとMayukwayukwaで実施されている。 2. Girls' Education and Women's Empowerment and Livelihood (GEWEL) Project 支給額：10,000 to 30,000 kwachas/women's associations or groups 3. 女性に対するマイクロクレジット 支給額：500～2000kwachas /1人 4. 非正式な教育および技能訓練（UNHCRの支援でMeheba, Mayukwayukwaでも実施されている） 5. Community Self-help Initiative Programmes：インフラ支援 <ol style="list-style-type: none"> a. コミュニティ市場、グループ住宅計画のような小さな施設。 b. コミュニティの歩道橋、カルバート、小規模な道路、魚の池、動物の避難所、養蜂など。 c. 水と衛生設備：井戸整備および修繕など。 このシステムにおいては、コミュニティの負担は10%（レンガ、砂、人力、土地などで提供）、MoCDSSはコストの90%を負担する。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年10月9日
日時	2017年10月5日（木）11時00分～12時30分	
場所	UNDP会議室	
出席者	UNDP：Mr. Ian Milimo (Assistant Resident Representative/ Poverty Reduction), Mr. Daniel Garcia (Associate Durable Solution Officer, Transition to Sustainable Resettlement –UNHCR/UNDP, UNDP配属) JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、ポリー、大西	
入手資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 Mid-Year Report (March – August) Promoting Human Security through Sustainable Resettlement in Zambia (2017年9月) ・ Integrated Annual Work Plan 2017 (署名入り・承認内容) ・ Concept Note (ILO, FAO, IOM, UNDP, UNFPA, UN Habitat, UNICEF, WHO) 	
1. 打合せの目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ発表予定内容に基づく情報共有、関連事項（調査結果、課題、対処方針）にかかる事前の確認 		
【ワークショップ発表予定の内容について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地再統合事業の進捗について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の進捗率は良好ではない（10%未）が、今後、日本政府補正予算、米国国務省人口・難民・移住局（PRM）およびUNDP独自予算を活用した井戸、アクセス道路の整備を予定している。基礎インフラに対する支援がインセンティブとなって進捗率が向上していくことが望まれる。（UNDP側） ・ 計画策定支援、インフラ整備について <ul style="list-style-type: none"> ➤ GISを活用した管理システム（再定住者の基礎情報と地理情報が相互に参照できるシステム）は有効な支援と考える。システムの運用により情報が更新されていけば、これがエビデンスとなってUNDPの支援活動実態を映すことにもなり、アカウンタビリティを果たすことができる。生計支援にかかる活動情報も反映されれば良いと考える。（UNDP側） ➤ 世銀の計画しているインフラ整備について、周知の通り難民・元難民支援のため20 Million USD + 返済利子を負担することにザンビア政府側が了承できていない状況にあり、このために事業の実施が遅れている。ザンビア政府に対し“プロジェクトの実施は、ザンビア人移住者、周辺地域を含めたコミュニティのためである”というメッセージを伝えていく必要がある。（UNDP側） ➤ インフラ整備状況にかかる情報（現場踏査、世銀情報に基づく計画・完工施設数の整理）は、ザンビア政府、UNDP、関連各機関が、相互間で今後の整備計画を検討する上で役立つものとする。（UNDP側） ➤ メヘバとマユクワユクワの各地区を包括するDistrict Integrated Development Plan策定支援については2017年7月に既に予算申請を行っている。UNDPとしては、JICA側が計画策定分野について分担して支援を行うことに何の問題もない。DORに対する支援がComprehensive Packageとなることを期待している。 		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年10月12日
日時	2017年10月6日（金）10時30分～12時00分	
場所	DOR会議室（ルサカ）	
出席者	副大統領府 再定住局（DOR）：Mr. Mubau Sendoi (Chief Planner), Ms. Mimba Mweene (Senior Land Use Planning Officer)、 JICA：前川専門家 調査団：佐藤、寺原、ポリー、大西	
1. 打合せの目的		
・ワークショップ発表予定内容に基づく調査結果、課題、対処方針にかかる事前の確認		
【協議内容】		
・Wokshop開催について（DORより）		
➤ Opening Remarkを副大統領府次官（PS）に依頼する事を考えている。については、DORの方でレターを作成する。		
➤ PSに対して事前にプレゼンテーションを行うことを調査団に対してお願いしたい。時間を確保できればと考えている。（※本件は、Chief Plannerと前川専門家による調整のもと日取りが確定していたが、公務（メヘバ再定住スキームへの出張）のためキャンセルとなった。）		
・Workshop（プレゼンテーション資料）内容について（DORより）		
➤ 課題として共有された各内容については、DOR（Chief Planner）としても把握はしている。故に、非常に重要な内容であり是非ともPSへの共有をお願いしたい。		
➤ 特に全体計画やプロセスの過程で地図情報を作成したり、参照できるシステムの必要性は理解している。		
➤ ツールとしてGISの活用（再定住事業にかかる計画策定支援内容）があるが、当点についてはDORの有する既存プログラム（情報管理システム：コンサルタンツに作成を委託している）に付加される形で整備されるべきであろう。全国州レベルで同システムを活用することが期待される。		
➤ したがって、研修コンポネント（キャパシティディベロップメント）については、北西部、西部州のみならず他の州も含めた内容となることが望ましい。		
➤ 課題や対応策に関連して、①法的手続き、②スキームのマネジメント、③インフラ、④生計活動の各分野が指摘されているが、特に、①は内務省難民局、③は世銀において、今後の対応が重要となる。（認識の確認）		
➤ 再定住スキームの全体計画（プレゼンの中ではマスタープランと表現）については、“mobilization”および“planning”の各点でフレキシビリティが必要と考える。（調査団）		
➤ Mobilization: コミュニティ住民・世帯の社会的な繋がりを重視した、クラスター的な移住アプローチについては理解できるし、他スキームにおいても同様な事例がある（例えば、ザンビア政府と日本政府の支援により整備された中央州カナカンプスキーム）。マユクワユクワについては、他方、同様なアプローチは困難を伴うものと考えている。ただ、位置的にプロット内の何処に家屋を建てるかなど、工夫の余地はあるものと考えている。		
➤ Planning: 当面はスキーム地区内について既存の計画がある個所はそのままに、それ以外の計画に着手できてない箇所について上記アプローチを適応させていくされことが良いと考える。		
以上		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年10月16日
日時	2017年10月13日（金）10時30分～12時00分	
場所	FAO会議室（ルサカ）	
出席者	FAO Zambia：Mr. Geoffrey N. Chomba*（Assistant FAO Representative (Programmes)）、Mr. Francis Chimpangu（Programme Associate） 調査団：佐藤、ポリ、大西 *前職はiDE Zambia（NGO）職員	
1. 打合せの目的 <ul style="list-style-type: none"> ・FAO支援予定事業の進捗等にかかる確認。 ・ワークショップ発表予定内容に基づく情報共有、関連事項（調査結果、課題、対処方針）にかかる事前の確認。 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ UNDPプログラム（米国BPRM予算の活用）のうち、FAOが実施を予定する内容は、「農産物の付加価値化および市場アクセスにかかる再定住コミュニティ支援」となる。 ➤ メヘバおよびマユクワユクワの再定住コミュニティを対象に以下の各分野について普及研修プログラムの実施を計画している（2017年度から1年間）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 栄養改善および気候変動適応のための農業技術にかかるデモンストレーション ② 高栄養価農産物を推進するための付加価値化および調理方法のデモンストレーション ③ 再定住区における市場集荷施設（2箇所）の建設および民間セクター連携による市場流通改善 ➤ 実施機関・団体として、事業①については農業省、②および③については国際NGO・Self Help AfricaならびiDEを計画して、事業コンセプトの策定においてもFAO担当者と各NGO担当レベルで協議がなされてきた。（現行のAction Planは同体制内容で作成されている。） ➤ 実施体制として、何れも農業省郡事務所（DAO）のDACO（アドミ分野）、Senior Agricultural Officer（技術分野）をフォーカルポイントに置き、現場レベルで各NGOスタッフと農業省普及所（BEO・CEO）の両者が連携する計画であった。 ➤ 予算化の段階で、金額が十分でなく（市場施設の建設費を含む）、NGOへのコミッションが少ないとの理由で上記2団体を実施パートナーから外し、農業省直轄で実施する方針に転換された。実施に際し、技術的なバックグラウンドを補完するため、FAOは市場集荷施設の整備等について、学校給食プログラムを通じて知見を有するWFPとの協力も模索している（南部州ではSoya Beans、Caw Peasが取り扱われた）。 ➤ 予算の執行までには未だ時間を要する状況にあり、2017年10月中旬現時点では未だ事業活動の詳細の検討には至っていない。農業生産の点から、今期の作付けシーズン（11月／12月）を目前に控え、計画・予算執行のプロセスが事業進捗に及ぼす影響を懸念している。 ➤ 対象地域が広いにもかかわらず、予算が限定されているため活動の対象も限られるので、JICAを含めて他ドナーの支援にも期待している。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議覚書		報告日：2017年10月17日
日時	2017年10月16日（月）16時00分～16時45分	
場所	ILO会議室	
出席者	ILO：Ms. Chana (regional overseer for Zambia, Malawi and Mozambique) 調査団：佐藤、ポリー、大西 農業省/JICA：羽石専門家	
1. 打合せの目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ILO支援予定事業の進捗等にかかる確認。 ・ワークショップ発表予定内容に基づく情報共有、関連事項（調査結果、課題、対処方針）にかかる事前の確認。 		
【協議内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・生計向上支援にかかるプロジェクト（ILO）※UNDPプログラム（米国BPRM予算の活用） ➤ ILOザンビアは、現在、メヘバおよびマユクワユクワの各再定住区を含む地域を対象に生計向上にかかる事業の実施を計画している。主たる内容は、①女性起業家の養成を目的とした研修（GET Ahead）、②農村経済のエンパワーメントを研修プログラムとなる。 ➤ 2017年7月から12ヵ月、2018年7月までの実施が予定されていたが、予算の執行が行われておらず、詳細計画の策定には着手しておらず、実施時期も未定である。 ➤ 何れの支援内容についても、ILOが独自に開発を行ってきた“研修パッケージ/ツール”が活用される。 ➤ 効率・効果的なモニタリング評価を実現するため郡（カルンビラ、カオマ）の関連省庁担当および再定住スキームのScheme Coordinatorをフォーカルポイントとしている。 ➤ Gender and Entrepreneurship Together（GET Ahead）：女性を対象の中心として、基本的なビジネス・アドミニストレーションスキルを強化する。 ➤ Training for Rural Economic Empowerment（TREE）：農村経済におけるコミュニティのエンパワーメントととして、研修プログラムには、1) コミュニティにおけるプロフィール調査、2) 消費者需要調査、3) 市場機会にかかる調査が含まれる。 ➤ 研修後にはフォローアップ活動も計画されている。主な内容は、①雇用者および商工会議所（Zambia Chamber of Small and Medium Business Association）との連携促進、②中小企業創業者からのアドバイス、③農村クレジットおよび銀行ローン等へのリンク、④市場との連携、品質検査、⑤Taxおよびその他の法令遵守支援、⑥労働安全衛生にかかる助言、などである。 ➤ 研修支援を行う実施パートナーには、政府機関（Ministry of Science, Technology and Vocational Training）、コミュニティベースの組織・団体、NGO/民間企業、労働者組織、地域のコンサルタントや専門家などが考えられている。フォローアップの計画、支援ニーズ、パートナー組織等についてはTREE（事務局）との間で交渉を行い、最終的にフォローアップにかかる支援条件について両者でのService Agreementを締結する。 <p style="text-align: right;">以上</p>		

打合せ・諸会議 記録		報告日：2017年10月18日
日時	2017年10月17日（火）09時00分～13時00分	
場所	副大統領府Disaster Management Unit会議室（ルサカ）	
出席者	副大統領府 再定住局（DOR）：Chief Planner、北西部州・西部州の各Principle Land Resettlement Officer、メヘバおよびマユクワユクワの各Scheme Manager 関連省庁：内務省難民局、地方自治省郡議会計画担当（カルンビラ、カオマ） 国際機関事業担当：UNDP（Project Coordinator/Poverty Reduction）、UNHCR、World Bank（Environmental Specialist）、UNICEF、FAO（Programme Associate） JICA本部：高嶋シニアアドバイザー（援助協調） JICA事務所：比嘉所員、松井所員、前川専門家、（本部）秋葉職員 調査団：佐藤、寺原、ポリー、大西	
配布資料	パワーポイントスライド	
1. 打合せの目的		
・元難民現地統合事業にかかる調査結果、課題、対処方針にかかる情報共有、意見交換		
【出席者からの主なコメント（ポイント）】		
・World Bak		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ メヘバ、マユクワユクワ各地区ともに自然資源が多く存在する。事業開発により潜在的に負の影響を及ぼす事項等、環境社会配慮の点についても留意されたい。特にマユクワユクワについては配慮が必要。 ➤ 市場流通のスケールアップ、バリューチェーンの視点も重要（ルサカ等の都市域へのマーケティングも見据えて）。元難民そしてザンビア人コミュニティが共に裨益することが必要。 ➤ 経験から、Integrated Development Plan（IDP）の策定に際しては政府関連機関、ステークホルダー、関係者協働での作業が重要。計画内容に十分な理解（とオーナーシップ）が得られないまま話を進めれば、“ギャップ”が生まれ実施の段階で関係者のコミットが得られないといった状況もあり得る。 		
・郡議会District Planner（カルンビラ）		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郡としては“Service to all people”を重視している。現在、DDCC（District Development Coordination Committee）の場でも協議を続けているが計画の不在が大きな課題としてある（分割後誕生し手間もない群である故のコメントと考えられる）。メヘバに対する計画（Local Area Plan：LAP）の策定には未だ至っていない。セクターを横断して多種多様な活動計画が個別にある状況ではあるが、良好に調整が行われていない状況にある。当課題については、開発パートナーの支援を期待する。 ➤ メヘバについては、地域2箇所で大規模な鉱山があることも市場ポテンシャルの点から重要（カンサンシおよびルムワナ鉱山）。 		
・郡議会District Planner（カオマ）		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 未だ部分的ではあるがマユクワユクワのハンドポンプ付井戸の設置（15ヵ所）について計画作業を郡事務所レベルで進めているところである。 ➤ 現段階で、選挙区（Contingency）に配分される予算は未だ無い。議員（councilar）との間で更なる協議と「予算」に関するセンシタイゼーションが必要であると考えている。 ➤ 時と共に状況（シチュエーション）が変わるため、全体的な計画は“Ligit”で“Flexible”であるべきと考えている。 		
・UNDP		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ タイムフレームの導入が必要。これがなくては活動の始動も何時になるかわからない、また、成果、達成目標も設定できず、事業の透明性の点からも重要と考える。 ➤ 生計向上にかかる活動について、課題に対する対処方針案として“農業活動”の重要性が 		

強調されている。その位置づけは、概ね元難民、ザンビア人再定住者において彼らの生計の基幹となっているため、共通事項として支援は重要と理解した。他方、非農業活動を観た場合に多種多様な活動がある中で、特定分野に支援・投入が集中しないよう配慮が必要。

・ FAO

- 生計向上にかかる活動について、“Common Field”の設置が提案されている。本点については、周辺ザンビア人コミュニティをはじめ地区内外の間で資源を巡るコンフリクトが生じないよう配慮が必要。
- 発表内容について、農業活動（作物生産）にフォーカスされているが、例えば、小動物／家畜の飼育、養蜂などの活動もあり、これらも加えて生計向上を図る必要があるのではないか。

・ 難民局

- ザンビア政府の予算は限られているが、LAPの策定は再定住事業、再定住計画の進捗について「鍵」となるもの。順次、関連した活動を実施していくことが必要。
- 難民局としては、住民の移住に際し、社会的なつながりの点などから村落的あるいはクラスター的な移住アプローチについて問題はない。ただし、不法な再定住については注視していく。

・ 再定住局 (DOR)

- 生計活動に関連し、今後、農産部の付加価値化、加工処理技術の向上を図ることが必要と考える。また、農業生産について、“Quantity”、“Quality”、“Consistency”のレベルアップ、High Value Cropの生産が現金収入を得ていく上での課題と考えている。（メヘバ担当・Schme Manager）
- マユクワユクワについて、想定している1単位あたり井戸の裨益者人口（キャッチメント）については適当かどうか検討する必要もある。（DOR西部州）
- 全体計画について、タイムフレームも必要である。（DOR Chief Planner）

・ JICA

- 発表構成に関連し、“Findings”から“Proposal”内容の流れの中で、分析（Analysis）内容が盛り込まれればドナー関係側もより具体的な提案なりをしやすいのではないかと。（例：ローカルコンディションの文脈で課題と対処の現状（地元住民はどうしているのか、など）、地区内のニーズと周り（周辺地域）のニーズの関係など）
- “Composary movement”とあるが、人道面からも“強制”（移動）はできないため、表現を改めた方が適切。
- ビジョンをかかげることで、提案された活動全てがコミット（実施）できない場合でもその方向性を示していくことができるのではないかと。
- UNDPの経験（提供シェルターの様式と住民ニーズのギャップ）を例とすれば、活動計画内容の検討、策定に際しては住民参加が重要といえる。実現は容易ではないが、住民の動員方策、ダイナミクスへの配慮等、具体的な案や事例の紹介もあれば良いのでは。
- 課題対策として提案される活動について、その導出にかかる分析が必要では。（結論的な内容を提示するよりも、何がクリティカルか、などを明確にする。）
- 今後、支援計画を進めていく上で何をやった方が良いか、課題事項、申し送り事項（これはステークホルダーに対する内容ともなる）を報告書の中に記載いただきたい。

以上

Annex 4: 質問票「社会調査」

Annex 4-1 : 質問票 (配分されたプロットで居住する元難民及びザンビア人)

Questionnaire for Angolan Former Refugees and Zambians Living in the Allocated Plots

Interviewer: _____, Date of interview: / / 2017, : ~ :

Name of informant:		Sex:
Interview place:		Age:
Contact No.:	Nationality:	Ethnicity:
Categorized as vulnerable group? Yes/ No If yes, which category?		
Livelihood/ main income source:		
Legal status: <input type="checkbox"/> National IC cardholder <input type="checkbox"/> Alien cardholder <input type="checkbox"/> Application on-going <input type="checkbox"/> No application		
Reasons:		
<input type="checkbox"/> Residence Permit Cardholder <input type="checkbox"/> Application on-going <input type="checkbox"/> Awaiting passport <input type="checkbox"/> No application		
Reasons:		
When did you come to Zambia?		
Current home (block, plot No. and area (ha)):		
Previous home (block, plot No. and area (ha)):		
Date of shift to current home:		
Motivation for shift to current home:		
No. of household members:		
Household members living together (underline a household head):		
Household members living separately:		
Are any of the household members still living in the previous home? Yes / No		
If yes, are they willing to move to the resettlement area? Yes / No		
If no, what are the hindering factors?		
1.		
2.		
3.		
Advantages of current home (TOP 3):		
1.		
2.		
3.		
Disadvantages of current home (TOP 3):		
1.		
2.		
3.		

<p>Name three main cash crops cultivated in the allocated plot and specify the selling point(s):</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>Name three main non-farming income activities carried out from the current home and the selling point(s), if applicable</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>What is or are your actual main source(s) of income?</p> <p>What was or were your previous main source(s) of income before you shifted to your current home?</p>
<p>No. of livestock: Cattle: _____, Sheep: _____, Goat: _____ Domestic chicken: _____, Pig: _____, Fish: _____, Others: _____</p>
<p>Cultivated Farm Size in former home:</p>
<p>Cultivated Farm Size in current home:</p>
<p>High-income month:</p> <p>Low-income month:</p>
<p>Accessibility to facilities from the current home;</p> <p>To the nearest health facility: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest school(s) attended: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest water point used : _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest market: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p>
<p>Current Biggest Challenge:</p>
<p>Which are the most important factors that would contribute to achieving a stable life in the resettlement scheme area?</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>Are you or were you a member of any associations or committees in the previous or current home? Yes / No</p> <p>If yes, please specify (type and activities):</p>
<p>Other Information:</p>

Annex 4-2 : 質問票 (配分されたプロット以外 (難民居住区含む) で居住する元難民)

Questionnaire for Angolan Former Refugee Living in Non-Allocated Plot

Interviewer: _____, Date of interview: / / 2017, : ~ :

Name of informant:		Sex:
Interview place:		Age:
Contact No.:	Nationality:	Ethnicity:
Categorized as vulnerable group? Yes/ No If yes, which category?		
Legal status: <input type="checkbox"/> Alien Card holder <input type="checkbox"/> Application on-going <input type="checkbox"/> No application Reasons: <input type="checkbox"/> Residence Permit holder <input type="checkbox"/> Application on-going <input type="checkbox"/> Awaiting passport <input type="checkbox"/> No application Reasons:		
When did you come to Zambia?		
Current home (block, plot No. and area (ha)):		
Area under cultivation in current home:		ha/ m ²
Current status of plot application under LI scheme: <input type="checkbox"/> Plot has been allocated (Block : Plot Number:) / <input type="checkbox"/> Awaiting Plot Allocation / <input type="checkbox"/> No application In the case of "No application", have you tried to get application form? Yes / No Are you actually willing to move to the resettlement area? Yes/ No (by obligation) If No, what are the hindering factors? 1. 2. 3. If a plot has been allocated, do you know exactly when you will move to the new plot in the resettlement area? Yes / No If Yes, when? If No, what are the reasons? 1. 2. 3.		
What would motivate you to move to the new plot? 1. 2. 3.		
No. of household members:		
Household members living together (underline a household head):		
Household members living separately:		

<p>Advantages of current home (TOP 3):</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>Disadvantages of current home (TOP 3):</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>What sort of advantages do you think you would have living in your new plot in the resettlement scheme area?</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>What sort of disadvantages do you think you would have living in your new plot in the resettlement scheme area?</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>Name three main cash crops cultivated in the allocated plot and specify the selling point(s):</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>Name three main non-farming income activities carried out from the current home and the selling point(s), if applicable</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.
<p>What is or are your actual main source(s) of income?</p>
<p>No. of livestock: Cattle: _____, Sheep: _____, Goat: _____ Domestic chicken: _____ Pig: _____ Fish: _____, Others: _____</p>
<p>High-income month: Low-income month:</p>
<p>Accessibility to facilities from the current home;</p> <p>To the nearest health facility: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest school(s) attended: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest water point used : _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p> <p>To the nearest market: _____ minutes on foot / _____ by bicycle</p>
<p>Current Biggest Challenge:</p>

Which are the most important factors that would contribute to achieving a stable life in the resettlement scheme area?

- 1.
- 2.
- 3.

Are you or were you a member of any associations or committees?
Yes / No
If yes, please specify (type and activities):

Other Information:

Annex 4-3 : 質問票 (ルワンダ元難民)

Questionnaire for Rwandan Former Refugees

Interviewer: _____, Date of interview: / / 2017, : ~ :

Name of informant:		Sex:
Interview place:		Age:
Contact No.:	Ethnicity:	
Categorized as vulnerable group? Yes/ No If yes, which category?		
No. of household members:		
Household members living together (underline a household head):		
Household members living separately		
Legal status: <input type="checkbox"/> Refugee card holder <input type="checkbox"/> Alien card holder <input type="checkbox"/> Passport Applied / <input type="checkbox"/> Passport yet to be applied / <input type="checkbox"/> No interest in passport application (Reasons)		
If passport application has been made, current status: <input type="checkbox"/> Residence Permit obtained / <input type="checkbox"/> Awaiting Residence Permit		
When did you leave your country of origin?		
When did you come to Zambia?		
Did you apply for a plot in the resettlement scheme area? <input type="checkbox"/> plot obtained / <input type="checkbox"/> awaiting plot allocation / <input type="checkbox"/> application planned (application form obtained / application form yet to be obtained) / <input type="checkbox"/> application on-going / <input type="checkbox"/> not interested in plot application (reasons)		
If the plot has been obtained, specify block and plot number:		
When do you intend to move to the new allocated plot?		
In the case of “application planned or on-going”, are you looking forward to moving to the new plot? Yes / No (only by obligation)		
If yes, what would be the motivation for you to move?		
1.		
2.		
3.		
If no, what are the hindering factors for applying or moving?		
1.		
2.		
3.		
Current home (block, plot No. and area (ha)):		
Area under cultivation in current home:	ha/ m ²	
Previous home (block, plot No. and area (ha)):		
Area under cultivation in previous home:	ha/ m ²	

Advantages of current home (TOP 3): 1. 2. 3.
Disadvantages of current home (TOP 3): 1. 2. 3.
Advantages of resettlement scheme area (demarcated plot) (TOP 3): 1. 2. 3.
Disadvantages of resettlement scheme area (demarcated plot) (TOP 3): 1. 2. 3.
Name three main cash crops cultivated from the current home and specify the selling point(s) 1. 2. 3.
Name three main non-farming income activities carried out from the current home and the selling point(s), if applicable: 1. 2. 3.
Biggest income source in the previous home:
Biggest income source in the current home:
No. of livestock: Cattle: _____, Sheep: _____, Goat: _____ Domestic chicken: _____ Pig: _____ Fish: _____, Others: _____
High-income Month: Low-income Month:
Accessibility to facilities from the current home; To the nearest health facility: _____ minutes on foot / by bicycle To the nearest school(s) attended: _____ minutes on foot / by bicycle To the nearest water point used: _____ minutes on foot / by bicycle To the nearest market: _____ minutes on foot / by bicycle
Current Biggest Challenge:

Which are the most important factors that would contribute to achieving a stable life in the resettlement scheme area?

- 1.
- 2.
- 3.

Are you or were you a member of any associations or committees in the previous or current home?

Yes / No

If yes, please specify (type and activities):

Other Information:

Annex 4-4 : 質問票 (コンゴ民難民)

Questionnaire for Congolese Refugees from RD Congo living in the Meheba Settlement Area

Interviewer: _____, Date of interview: / / 2017, : ~ :

Name of informant:		Sex:
Interview place:		Age:
Contact No:	Ethnicity:	
Categorized as vulnerable group? Yes/ No If yes, which category?		
No. of household members:		
Household members living together (underline a household head):		
Household members living separately		
Legal status: <input type="checkbox"/> Refugee card holder <input type="checkbox"/> Alien card holder		
When did you come to Zambia?		
Current home (block, plot No. and area (ha)):		
Area under cultivation in current home:		ha/ m ²
Have you practiced farming before living in Zambia?		
Before coming to Zambia, what was your profession?		
Is farming your main source of income? Yes or No		
If Yes, name three main cash crops cultivated from the current home and specify the selling point(s)		
1.		
2.		
3.		
If No, please specify the nature of your income source:		
No. of livestock: Cattle: _____, Sheep: _____, Goat: _____		
Domestic chicken: _____ Pig: _____ Fish: _____, Others: _____		
Should the Cessation Clause be announced on Congolese refugees, would you return to your country? Yes or No		
If No : Reason(s)		
Should ever the Government of Zambia offer local integration programme to refugees from RD Congolese, would you be interested in applying for a plot in the resettlement scheme area?		
<input type="checkbox"/> Not interested at all		
Reason(s):		
<input type="checkbox"/> Very interested		
Reason(s):		
<input type="checkbox"/> May be interested on the following conditions:		

Annex 5 : 質問票「生計活動にかかると調査」

Questionnaire for Household Economy and Livelihood (Ver.2)

Interviewer: _____, Date of interview: / / 2017, : ~ :

Name of informant:		Sex:	
Interview place:		Age:	
Contact No.:	Ethnicity:		
Categorized as vulnerable group? Yes/ No If yes, which category?			
Financial support from Gov./NGOs? (specify amount):			
No. of household members:			
Remittance from family member(s), if yes, from who?: *if possible specify annual amount (ZMW):			
When did you move to the current living place? or how many farming seasons did you have since then?			
Education level of the household head (final education level/grade):			
Current living place (block, plot No. and area (lima)):			
Area under cultivation in current living place:		lima	
Previous living place (block, plot No. and area (lima)):			
Area under cultivation in previous living place:		lima	
Main off-farm income source (TOP 3) in current living place, in YR2016:			
Off-farm income source		Approximated amount in ZMW (ever in the past)	
1.	Highest time: Lowest time:		
2.	Highest time: Lowest time:		
3.	Highest time: Lowest time:		
Month of high income and Amount in ZMW (YR2016, the last year):			
Month of low income and Amount in ZMW (YR2016, the last year):			
Month of no income and Amount in ZMW (YR2016, the last year):			
Biggest income source (On-farm/ Off-farm) and its amount (in ZMW) <u>in previous living place</u> :			
Farm income source		Highest time: Lowest time:	
Off-farm income source		Highest time: Lowest time:	
Annual Major Expenditures (TOP 3 *eg farm inputs for production, School fees etc.)			
In current living place		In previous living place	
Item	Approx. in ZMW/year	Item	Approx. in ZMW/year

Possession of properties:						
Radio: Yes / No Bicycle: Yes / No Mobile phone: Yes / No Lanthanum: Yes / NO						
Solar panel: Yes / No Irrigation equipment: Yes / No (specify: _____)						
Oxsen: Yes / No Ox-plough: Yes / No Granary for harvested Crop(s): Yes / No (type: _____)						
No. of livestock: Goat: _____, Sheep: _____, Cattle: _____						
Domestic chicken: _____ Pig: _____ Fish-pond: _____, Others: _____						
Farm Production in current living place (referring to the previous years to YR2017)						
Field Crops/ Horticultural Crops etc (TOP 3 crops for dominance of Home Consumption and Selling)						
Name of crop <u>The year refers</u> <u>Since Resettlement</u>	Area (ha or lima)	Amount <u>*please specify Unit</u>				
		Total production	Home consumption	For selling		Others (seed stock etc)
Qty	Value, ZMW					
Crop:						
year						
year						
year						
Crop:						
year						
year						
year						
Crop:						
year						
year						
year						
Sugarcane (if any) In YR2016						
Banana (if any) In YR2016						
Access to Market for agricultural produces (if applicable): Where and How to sell your produces?						
For Field Crops (specify major ones):						
For Horticultural Crops (specify major ones):						
Access to Extension services:						
Trainings provided by NGOs (specify name and content):						
Trainings provided by Government (specify name and content):						

<p>Were you/are you a member of any cooperatives, associations or committees in the previous/current living place? Yes / No If yes, please mention kinds of group: How do you benefit from that?:</p>
<p>External Supports/Assistances ever received/ currently appreciating (if any): eg Scheme, FISP (MoA) etc.</p>
<p>Major constraint factors in farming/ overall agricultural activities in the current living place:</p>
<p>Type of Income Generation activities under planning in future (if anything in mind):</p> <p>Any skills/techniques useful for above (if anything):</p>
<p>Other Information:</p>

The other information:

Seasonal Calendar for last year (year 2016).....use of the worksheet